

平成 22 年第 4 回定例会会議録

平成 2 2 年 第 4 回菊池市議会定例会会期日程表（会期 1 5 日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
1 2 月 3 日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 議案上程・提案理由説明
1 2 月 4 日	土	休 会	（市の休日）
1 2 月 5 日	日	休 会	（市の休日）
1 2 月 6 日	月	休 会	議案調査
1 2 月 7 日	火	本会議	質疑・委員会付託・一般質問
1 2 月 8 日	水	本会議	一般質問
1 2 月 9 日	木	本会議	一般質問
1 2 月 1 0 日	金	委員会	総務文教常任委員会（第 1 委員会室） 福祉厚生常任委員会（第 2 委員会室） 経済建設常任委員会（第 4 委員会室）
1 2 月 1 1 日	土	休 会	（市の休日）
1 2 月 1 2 日	日	休 会	（市の休日）
1 2 月 1 3 日	月	委員会	総務文教常任委員会（第 1 委員会室） 福祉厚生常任委員会（第 2 委員会室） 経済建設常任委員会（第 4 委員会室）
1 2 月 1 4 日	火	特 別 委員会	決算特別委員会（大会議室）
1 2 月 1 5 日	水	休 会	議事整理
1 2 月 1 6 日	木	休 会	議事整理
1 2 月 1 7 日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

平成２２年 第４回菊池市議会定例会会議録（目次）

12月３日（金曜日）本会議	頁
１．議事日程第１号……………	65
２．本日の会議に付した事件……………	66
３．出席議員氏名……………	68
４．欠席議員氏名……………	68
５．説明のため出席した者の職氏名……………	69
６．事務局職員出席者……………	69
７．開 会……………	70
８．諸般の報告……………	70
９．開 議……………	70
10．日程第１ 会議録署名議員の指名……………	70
11．日程第２ 会期の決定……………	70
12．日程第３ 議案第８８号の訂正について説明・採決……………	70
13．日程第４ 議案第１１８号から議案第１３５号まで一括上程・説明……………	72
14．日程第５ 議案第１３６号上程・説明・質疑・討論・採決……………	86
15．日程第６ 請願第２号から陳情第６号まで一括上程……………	87
16．日程通告 散会……………	88
 12月４日（土曜日）休会	
12月５日（日曜日）休会	
12月６日（月曜日）休会	
 12月７日（火曜日）本会議	頁
１．議事日程第２号……………	91
２．本日の会議に付した事件……………	91
３．出席議員氏名……………	91
４．欠席議員氏名……………	92
５．説明のため出席した者の職氏名……………	92
６．事務局職員出席者……………	92
７．開 議……………	93
８．監査委員報告……………	93
９．日程第１ 常任委員会付託……………	93

10. 日程第2 一般質問	97
(1) 怒留湯健蓉さん質問	97
児童・生徒に対するフッ素洗口について	97
○教育長 倉原久義君答弁	99
怒留湯健蓉さん再質問	100
○教育長 倉原久義君答弁	102
怒留湯健蓉さん再々質問	102
○教育長 倉原久義君答弁	104
(2) 怒留湯健蓉さん質問	105
児童デイサービスと日中一時支援事業の充実について	105
○市民部長 宮本啓一君答弁	106
怒留湯健蓉さん再質問	107
○市民部長 宮本啓一君答弁	109
怒留湯健蓉さん再々質問	109
○市民部長 宮本啓一君答弁	111
○市長 福村三男君答弁	112
休 憩	114
開 議	114
(1) 城 典臣君質問	114
青少年育成について	114
○教育長 倉原久義君答弁	114
城 典臣君再質問	115
○企画部長 谷口 誠君答弁	116
城 典臣君再々質問	116
○教育長 倉原久義君答弁	117
○市長 福村三男君答弁	118
(2) 城 典臣君質問	118
市営牧場跡地について	118
○経済部長 岩下義人君答弁	119
城 典臣君再質問	119
○総務部長 石原公久君答弁	120
城 典臣君再々質問	121
○市長 福村三男君答弁	122
(3) 城 典臣君質問	122

市道整備について	123
○建設部長 中原純一君答弁	123
城 典臣君再質問	124
○建設部長 中原純一君答弁	124
城 典臣君再々質問	124
○市長 福村三男君答弁	124
昼食休憩	125
開 議	125
(1) 泉田栄一郎君質問	125
地域活性化について	126
○経済部長 岩下義人君答弁	126
泉田栄一郎君再質問	127
○経済部長 岩下義人君答弁	129
泉田栄一郎君再々質問	130
○市長 福村三男君答弁	130
(2) 泉田栄一郎君質問	130
農業の取り組みについて	130
○経済部長 岩下義人君答弁	131
泉田栄一郎君再質問	132
○経済部長 岩下義人君答弁	132
(3) 泉田栄一郎君質問	133
心の健康について	133
○市民部長 宮本啓一君答弁	133
泉田栄一郎君再質問	135
○市民部長 宮本啓一君答弁	136
(4) 泉田栄一郎君質問	136
社会資本整備総合交付金事業について	137
○建設部長 中原純一君答弁	137
泉田栄一郎君再質問	137
○市長 福村三男君答弁	138
(5) 泉田栄一郎君質問	139
窓口業務について	139
○総務部長 石原公久君答弁	139
休 憩	140

開 議	140
（１）樋口正博君質問	140
平成２３年度予算について	140
○総務部長 石原公久君答弁	140
樋口正博君再質問	141
○総務部長 石原公久君答弁	144
○企画部長 谷口 誠君答弁	145
○市民部長 宮本啓一君答弁	147
○経済部長 岩下義人君答弁	147
○建設部長 中原純一君答弁	149
○教育長 倉原久義君答弁	150
樋口正博君再々質問	151
○市長 福村三男君答弁	152
休 憩	155
開 議	155
（１）中山繁雄君質問	155
行政改革の成果について	155
○総務部長 石原公久君答弁	155
○教育長 倉原久義君答弁	157
中山繁雄君再質問	158
○総務部長 石原公久君答弁	158
（２）中山繁雄君質問	158
中山間地域への対応は	158
○経済部長 岩下義人君答弁	159
中山繁雄君再質問	159
○経済部長 岩下義人君答弁	160
（３）中山繁雄君質問	160
市役所の住民サービスについて	160
○総務部長 石原公久君答弁	161
中山繁雄君再質問	161
○総務部長 石原公久君答弁	161
（４）中山繁雄君質問	162
合併後の地域格差について	162
○経済部長 岩下義人君答弁	162

(1) 葛原勇次郎君質問	163
行政について	163
○総務部長 石原公久君答弁	165
葛原勇次郎君再質問	166
○総務部長 石原公久君答弁	166
(2) 葛原勇次郎君質問	167
福祉について	167
○市民部長 宮本啓一君答弁	168
葛原勇次郎君再質問	169
○市民部長 宮本啓一君答弁	169
(3) 葛原勇次郎君質問	169
市の活性化について	169
○教育長 倉原久義君答弁	170
葛原勇次郎君再質問	170
○教育長 倉原久義君答弁	171
葛原勇次郎君再々質問	172
○企画部長 谷口 誠君答弁	172
(4) 葛原勇次郎君質問	173
教育について	173
○教育長 倉原久義君答弁	173
葛原勇次郎君再質問	174
○企画部長 谷口 誠君答弁	175
葛原勇次郎君再々質問	175
○企画部長 谷口 誠君答弁	176
11. 日程通告 散会	176

12月8日（水曜日）本会議	頁
1. 議事日程第3号	179
2. 本日の会議に付した事件	179
3. 出席議員氏名	179
4. 欠席議員氏名	180
5. 説明のため出席した者の職氏名	180
6. 事務局職員出席者	180
7. 開 議	181

8. 日程第1 一般質問	181
(1) 坂本昭信君質問	181
農業の活性化について	181
○経済部長 岩下義人君答弁	182
坂本昭信君再質問	182
○経済部長 岩下義人君答弁	183
(2) 坂本昭信君質問	183
学校経営、校舎等の管理について	184
○教育長 倉原久義君答弁	184
坂本昭信君再質問	186
○教育長 倉原久義君答弁	187
(1) 東 裕人君質問	188
パブリックコメントについて	188
○企画部長 谷口 誠君答弁	189
東 裕人君再質問	189
○企画部長 谷口 誠君答弁	190
東 裕人君再々質問	190
○企画部長 谷口 誠君答弁	191
(2) 東 裕人君質問	191
公立保育所民営化問題について	191
○市民部長 宮本啓一君答弁	192
東 裕人君再質問	193
○市民部長 宮本啓一君答弁	193
東 裕人君再々質問	194
○市長 福村三男君答弁	195
(3) 東 裕人君質問	197
国保税について	197
○総務部長 石原公久君答弁	197
東 裕人君再質問	198
○総務部長 石原公久君答弁	199
東 裕人君再々質問	199
○総務部長 石原公久君答弁	199
○市長 福村三男君答弁	200
(4) 東 裕人君質問	201

同和行政について	201
○建設部長 中原純一君答弁	202
○総務部長 石原公久君答弁	202
東 裕人君再質問	203
○建設部長 中原純一君答弁	204
○代表監査委員 宮川貞雄君答弁	204
東 裕人君再々質問	205
○市長 福村三男君答弁	205
昼食休憩	205
開 議	205
(1) 水上彰澄君質問	205
弁利水道の件	205
○水道局長 安武昭二君答弁	206
水上彰澄君再質問	206
○水道局長 安武昭二君答弁	207
(2) 水上彰澄君質問	207
べんりカー・あいのりタクシーの件	208
○企画部長 谷口 誠君答弁	208
水上彰澄君再質問	209
○企画部長 谷口 誠君答弁	210
(3) 水上彰澄君質問	210
結婚祝い金、出産祝い金対策について	210
○経済部長 岩下義人君答弁	211
水上彰澄君再質問	212
○市民部長 宮本啓一君答弁	212
(4) 水上彰澄君質問	213
旭志に公園造りはできないか	213
○建設部長 中原純一君答弁	213
(5) 水上彰澄君質問	214
325号線沿いの(旭志内)農振除外の件	214
○経済部長 岩下義人君答弁	214
水上彰澄君再質問	215
○経済部長 岩下義人君答弁	215
休 憩	216

開 議	216
（１）大賀慶一君質問	216
婚活支援について	216
○市民部長 宮本啓一君答弁	216
○企画部長 谷口 誠君答弁	217
大賀慶一君再質問	218
○市長 福村三男君答弁	219
（２）大賀慶一君質問	220
地域連携での産業祭について	220
○企画部長 谷口 誠君答弁	221
大賀慶一君再質問	222
○市長 福村三男君答弁	222
休 憩	222
開 議	223
（１）岡崎俊裕君質問	223
行財政改革と市民の暮らし	223
○総務部長 石原公久君答弁	224
岡崎俊裕君再質問	226
○総務部長 石原公久君答弁	227
岡崎俊裕君再々質問	229
○市長 福村三男君答弁	229
（２）岡崎俊裕君質問	230
花房地区の地域振興について	231
○総務部長 石原公久君答弁	231
岡崎俊裕君再質問	232
○総務部長 石原公久君答弁	233
休 憩	234
開 議	234
（１）森 隆博君質問	234
地域再生と学校再編について	234
○教育長 倉原久義君答弁	235
○企画部長 谷口 誠君答弁	236
森 隆博君再質問	237
○教育長 倉原久義君答弁	239

○市長 福村三男君答弁……………	239
森 隆博君再々質問……………	241
○教育長 倉原久義君答弁……………	242
(2) 森 隆博君質問……………	242
地域振興に向け推進事業委託の成果について……………	243
○経済部長 岩下義人君答弁……………	243
森 隆博君再質問……………	245
○市長 福村三男君答弁……………	246
(3) 森 隆博君質問……………	247
河川美化・管理維持について……………	247
○建設部長 中原純一君答弁……………	248
○市民部長 宮本啓一君答弁……………	248
森 隆博君再質問……………	249
○市民部長 宮本啓一君答弁……………	249
9. 日程通告 散会……………	250

12月9日（木曜日）本会議	頁
1. 議事日程第4号……………	253
2. 本日の会議に付した事件……………	253
3. 出席議員氏名……………	253
4. 欠席議員氏名……………	254
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	254
6. 事務局職員出席者……………	255
7. 開 議……………	256
8. 日程第1 議案第118号及び議案第119号の訂正について一括説明・採 決……………	256
9. 日程第2 一般質問……………	257
(1) 森 清孝君質問……………	257
第3セクターについて……………	257
○経済部長 岩下義人君答弁……………	258
森 清孝君再質問……………	259
○経済部長 岩下義人君答弁……………	260
○市長 福村三男君答弁……………	260
森 清孝君再々質問……………	261

○経済部長 岩下義人君答弁……………	262
○市長 福村三男君答弁……………	262
(2) 森 清孝君質問……………	264
公共構造物の維持保全について……………	264
○建設部長 中原純一君答弁……………	265
森 清孝君再質問……………	265
○建設部長 中原純一君答弁……………	266
(3) 森 清孝君質問……………	267
河川美化について……………	267
○建設部長 中原純一君答弁……………	268
森 清孝君再質問……………	269
○市長 福村三男君答弁……………	270
休 憩……………	272
開 議……………	272
(1) 隈部忠宗君質問……………	272
本市の活性化について……………	272
○企画部長 谷口 誠君答弁……………	274
隈部忠宗君再質問……………	275
○企画部長 谷口 誠君答弁……………	275
隈部忠宗君再々質問……………	276
○市長 福村三男君答弁……………	276
(2) 隈部忠宗君質問……………	276
本市の農業の活性化について……………	277
○経済部長 岩下義人君答弁……………	277
隈部忠宗君再質問……………	278
○企画部長 谷口 誠君答弁……………	278
○経済部長 岩下義人君答弁……………	279
隈部忠宗君再々質問……………	279
○経済部長 岩下義人君答弁……………	279
(3) 隈部忠宗君質問……………	281
本市の教育について……………	281
○教育長 倉原久義君答弁……………	281
隈部忠宗君再質問……………	283
○教育長 倉原久義君答弁……………	283

昼食休憩	284
開 議	284
発言の申し出	284
(1) 東 英俊君質問	284
T P P（環太平洋パートナーシップ協定）について	284
○経済部長 岩下義人君答弁	286
○総務部長 石原公久君答弁	287
東 英俊君再質問	289
○経済部長 岩下義人君答弁	290
東 英俊君再々質問	291
○市長 福村三男君答弁	292
休 憩	294
開 議	294
(1) 坂井正次君質問	294
本市の活性化について	294
○企画部長 谷口 誠君答弁	295
坂井正次君再質問	295
○企画部長 谷口 誠君答弁	297
坂井正次君再々質問	298
○市長 福村三男君答弁	298
(2) 坂井正次君質問	299
社会資本整備総合交付金事業について	299
○企画部長 谷口 誠君答弁	299
坂井正次君再質問	300
○企画部長 谷口 誠君答弁	300
坂井正次君再々質問	301
○市長 福村三男君答弁	301
(3) 坂井正次君質問	301
本市の工業団地の整備について	302
○企画部長 谷口 誠君答弁	302
坂井正次君再質問	303
○建設部長 中原純一君答弁	303
○企画部長 谷口 誠君答弁	303
坂井正次君再々質問	304

○企画部長 谷口 誠君答弁……………	304
(4) 坂井正次君質問……………	305
老人福祉対策は……………	305
○市民部長 宮本啓一君答弁……………	305
坂井正次君再質問……………	306
○市民部長 宮本啓一君答弁……………	306
(5) 坂井正次君質問……………	307
盗難対策について……………	307
○総務部長 石原公久君答弁……………	307
休 憩……………	308
開 議……………	308
(1) 木下雄二君質問……………	308
道路整備について……………	308
○建設部長 中原純一君答弁……………	309
木下雄二君再質問……………	310
○建設部長 中原純一君答弁……………	310
(2) 木下雄二君質問……………	310
表彰について……………	310
○総務部長 石原公久君答弁……………	311
木下雄二君再質問……………	311
○市長 福村三男君答弁……………	312
(3) 木下雄二君質問……………	312
環境問題について……………	313
○市民部長 宮本啓一君答弁……………	314
○市長 福村三男君答弁……………	315
木下雄二君再質問……………	316
○市長 福村三男君答弁……………	317
10. 日程通告 散会……………	319

12月10日（金曜日）常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
12月11日（土曜日）休会
12月12日（日曜日）休会
12月13日（月曜日）常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
12月14日（火曜日）特別委員会（決算）

12月15日（水曜日）休会

12月16日（木曜日）休会

12月17日（金曜日）本会議	頁
1. 議事日程第6号	323
2. 本日の会議に付した事件	323
3. 出席議員氏名	324
4. 欠席議員氏名	325
5. 説明のため出席した者の職氏名	325
6. 事務局職員出席者	325
7. 開 議	326
8. 日程第1 決算特別委員長報告	326
委員長報告に対する質疑	329
(1) 東 英俊君質疑	329
討論	331
(1) 東 裕人君討論	331
採 決	332
9. 日程第2 各常任委員長報告	333
・総務文教常任委員長報告	333
・福祉厚生常任委員長報告	335
・経済建設常任委員長報告	337
・陳情第4号少数意見の報告	338
委員長報告に対する質疑	339
(1) 境 和則君質疑	339
(2) 東 裕人君質疑	343
討論	344
(1) 怒留湯健蓉さん討論	344
採 決	346
討論	346
(1) 境 和則君討論	346
(2) 北田 彰君討論	347
(3) 樋口正博君討論	348
(4) 森 隆博君討論	348
(5) 東 裕人君討論	349

採 決	350
10. 日程第3 議員の派遣について	350
11. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	350
12. 追加日程第1 議案第137号上程・説明・質疑・討論・採決	351
13. 追加日程第2 報告第22号及び報告第23号一括上程・報告	353
14. 追加日程第3 意見書案第7号上程・説明・質疑・討論・採決	354
15. 追加日程第4 意見書案第8号上程・説明・質疑・討論・採決	355
16. 閉 会	356

第 1 号

1 2 月 3 日

平成２２年第４回菊池市議会定例会

議事日程 第１号

平成２２年１２月３日（金曜日）午前１０時開議

- 第１ 会議録署名議員の指名
- 第２ 会期の決定
- 第３ 議案第 ８８ 号 平成２１年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の訂正について
説明・採決
- 第４ 議案第 １１８ 号 菊池市観光情報発信施設条例の制定について
議案第 １１９ 号 行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例法、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び介護保険
法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第 １２０ 号 菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
議案第 １２１ 号 菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
議案第 １２２ 号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第 １２３ 号 菊池市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
議案第 １２４ 号 菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第 １２５ 号 平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）
議案第 １２６ 号 平成２２年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２
号）
議案第 １２７ 号 平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第 １２８ 号 平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
（第４号）
議案第 １２９ 号 平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第 １３０ 号 平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第４号）

議案第 1 3 1 号 平成 2 2 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第 1 3 2 号 平成 2 2 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2
号)

議案第 1 3 3 号 調停の申立てについて

議案第 1 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 1 3 5 号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について

まで一括上程・説明

第 5 議案第 1 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

第 6 請願第 2 号 「九州産廃(株)との環境保全協定書並びに環境保全協定の一
部変更協定書の履行」に関する請願

請願第 3 号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育
制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見提出を求
める請願

陳情第 5 号 要望書

陳情第 6 号 「尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡
視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める」
ことについてのご協力依頼

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 8 8 号 平成 2 1 年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の訂正につい
て

説明・採決

日程第 4 議案第 1 1 8 号 菊池市観光情報発信施設条例の制定について

議案第 1 1 9 号 行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例
法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び
介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

議案第 1 2 0 号 菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

- 議案第 1 2 1 号 菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 1 2 2 号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 1 2 3 号 菊池市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 1 2 4 号 菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 2 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 2 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 2 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4
号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 2 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
（第 4 号）
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 2 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第
4 号）
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 2 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 2 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予
算（第 2 号）
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 2 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 1 3 3 号 調停の申立てについて
- 議案第 1 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 5 号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について

まで一括上程・説明

- 日程第 5 議案第 1 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ
て

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 6 請願第 2 号 「九州産廃（株）との環境保全協定書並びに環境保全協定
の一部変更協定書の履行」に関する請願
- 請願第 3 号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく
保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見

提出を求める請願

陳情第 5 号 要望書

陳情第 6 号 「尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める」ことについてのご協力依頼

まで一括上程

出席議員（23名）

1 番	工 藤 圭一郎	君
2 番	城 典 臣	君
3 番	大 賀 慶 一	君
4 番	岡 崎 俊 裕	君
5 番	水 上 彰 澄	君
6 番	東 英 俊	君
7 番	東 裕 人	君
8 番	泉 田 栄一朗	君
9 番	森 清 孝	君
10 番	中 原 繁	君
11 番	樋 口 正 博	君
12 番	二ノ文 伸 元	君
13 番	中 山 繁 雄	君
14 番	怒留湯 健 蓉	さん
15 番	坂 本 昭 信	君
16 番	隈 部 忠 宗	君
17 番	葛 原 勇次郎	君
18 番	木 下 雄 二	君
19 番	坂 井 正 次	君
20 番	森 隆 博	君
21 番	山 瀬 義 也	君
22 番	境 和 則	君
23 番	北 田 彰	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前１０時１２分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は２３名です。定足数に達していますので、ただいまから平成２２年第４回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成２２年８月分から１０月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾をいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

午前１０時１３分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により、葛原勇次郎君及び木下雄二君を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る１１月２６日の議会運営委員会におきまして、本日から１２月１７日までの１５日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１７日までの１５日間と決定しました。

日程第３ 議案第８８号説明・採決

○議長（山瀬義也君） 次に日程第３、議案第８８号、平成２１年度菊池市一般会計歳

入歳出決算書の訂正についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） おはようございます。

議案第88号、平成21年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の訂正についてご説明を申し上げます。

今回、決算特別委員会におきまして、目6商工使用料につきまして、適切な事務の執行がなされていないとご指摘を受けたところでございます。早速、関係各課と調査の上、誤りを発見いたしました。その結果、議案の訂正となりましたことにつきましては、議員の皆様方に深くおわびを申し上げます。

本来、地方自治法の規定では、歳入の徴収に係る調定行為は、収入債権の管理上から事前調定を本旨とする中で収納の後に行う、いわゆる事後調定を行っていたことから、過年度分及び減免に伴う取り扱いにつきまして適切な処理ができていなかったものでございまして、今回、訂正並びに備考欄への説明をさせていただくものでございます。

お手元にA4版の訂正表を差し上げておりますので、これにより説明を申し上げます。

訂正表の一番下の方にページを打っておりますので、その35ページ、36ページをお開きをお願いします。

中段ほどの目6商工使用料の訂正をお願いするものでございます。

35ページ、36ページをお開きをお願いしたいと思います。

訂正内容といたしましては、予算現額は変更ございませんが、調定額並びに収入未済額の訂正でございまして、過年度分の計434万6,320円を調定額269万4,480円と収入未済額30万8,220円の既存の金額に加算し、赤字で記載の金額に訂正するものでございます。

また、四季の里旭志の減免並びに平成21年10月以降、宿泊施設排水の汚水施設への流入を停止しておりましたことから、その処理がわかるよう、備考欄にその旨を記載させていただくものでございます。

さらに、この訂正に伴いまして、その他のページの修正箇所につきまして、先ほど申し上げました計上漏れでありました過年度分の434万6,320円を加算することにより、関連して訂正をお願いするものでございます。該当箇所につきましては、ページの3ページから4ページ、7ページから8ページ、15ページから16ページ、17ページから18ページ、それと34ページ、86ページの赤字体の

部分をお願いするものでございます。

今回の件につきましては、事務処理上のミスでありまして、弁解の余地はなく、深くおわびを申し上げるものでございます。今後、このようなことが発生しませんよう十分気をつけますので、訂正につきましてはよろしくお取り計らいいただきますようお願いするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 説明が終わりました。この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第８８号、平成２１年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の訂正について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第８８号、平成２１年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の訂正については承認することに決定しました。

本件については決算特別委員会に付託しておりますが、訂正後の議案に基づき、さらに審査をお願いします。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

経済部長、岩下義人君。

〔登壇〕

○経済部長（岩下義人君） ただいま議案第８８号、平成２１年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の訂正につきましてご承認いただきまして、大変ありがとうございます。

そこで、決算書の訂正につきましては、執行部におきましてすべて行わせていただきたいと思いますので、本日の会議後、自席の上にそのまま決算書を置いていただきますと、職員で訂正いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。



日程第４ 議案第１１８号から議案第１３５号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に日程第４、議案第１１８号から議案第１３５号までの１８議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成２２年第４回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月17日までの15日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、昨今の社会経済情勢は依然として円高、デフレが続き、学生の就職難を初め、雇用情勢は厳しさを増すばかりです。

このような中、政府は緊急総合経済対策を盛り込んだ総額4兆4,000億円余りの平成22年度補正予算案を国会に提出し、先月末、成立をいたしました。国の動向には常に注視しながら、予算確保には万全を期し、最大限の努力を図ってまいり所存でございます。

それでは、上程させていただきました議案につきましてご説明申し上げます。

今回、提案しております議案は、条例の制定及び一部改正案7件、平成22年度の各会計補正予算案8件並びにその他議決案3件でございます。

その中で、議案第118号、菊池市観光情報発信施設条例の制定につきましては、本市を代表する観光名所である菊池溪谷内に観光情報発信施設を設置するため、条例を制定するものです。

また、議案第119号から議案第121号までの6議案につきましては、いずれも引用している上位法の一部改正並びに施設の開設などに基づき、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第125号から議案第132号までの平成22年度菊池市一般会計並びに各特別会計補正予算案につきましては、水源・龍門地区に対する光ブロードバンド整備に係る負担金2億3,000万円の債務負担行為の補正及び九州新幹線開業に向けたバス運行補助金等が主なものであります。

次に、議案第133号、調停の申立てにつきましては、九州産廃株式会社との間で締結しました環境保全協定書及び一部変更協定書の法的有効性を確認するとともに、同社が使用期間までに廃棄物処理施設を終了してもらうため、調停を申し立てるものです。

また、議案第134号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、来年開設予定の隈府小学校区児童育成クラブ施設につきまして、指定管理者の指定をお願いしたく、議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第135号、菊池市土地開発公社定款の一部変更につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、定款を変更するには議会の議決を経る必要があるため、お願いするものです。

以上、上程されました議案につきまして説明を申し上げます。内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これ

らの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

使います資料は、議案書と新旧対照表をあわせて説明いたしますので、議案書と新旧対照表、両方の準備方お願いいたします。

まず、議案の１ページをお開きください。

議案第１１８号、菊池市観光情報発信施設条例の制定についてでございますが、菊池溪谷の売店所有及び運営につきましては、現在まで財団法人日本森林林業振興会熊本支部が行われておりましたが、公益法人改革により平成２３年３月３１日をもって撤退を決められ、菊池市に買い受けの打診がなされたところでございます。

この売店は、国有地内自然公園法に基づく国立公園内に設置されておりまして、民間で営業ができる条件下にないことから、売り払いを菊池市に限定されております。

市といたしましては、年間３２万人もの観光客が訪れる菊池の観光を代表する観光名所であり、菊池の情報発信施設として存続していきたいと考えております。また購入後は、指定管理者として公共的団体に管理運営の委託を考えております。したがって、その設置と運営、管理についての条例を制定するものでございます。

あけていただきまして、２ページが菊池市観光情報発信施設条例でございます。第１条に設置を、また第９条に指定管理者による管理を定めております。

３ページの方に附則で書いてありますが、この条例は２３年４月１日から施行することといたしているところでございます。

次に、５ページをお開きください。

議案第１１９号、行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、それぞれの関係法律の一部改正に伴い、本市条例の整備を図るため制定するものでございます。

あけていただきまして、６ページが関係条例の整理に関する条例でございます。

別冊の新旧対照表をお開きください。

１ページから４ページに現行と改正案を記載いたしておりますが、いずれも条項番号の読みかえのみでございまして、内容の変更はございませんので省略をさせて

いただきます。

次に、議案に戻っていただきまして、議案の 9 ページをお開きください。

議案第 120 号、菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、行政財産の貸付料算定基準を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、10 ページが菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例でございます。

改正法では、行政財産の貸し付け範囲等の拡大について、地方公共団体等から要望が出されていたことや、昨今の市町村合併や行政改革の進展により生じている庁舎の空きスペースの有効利活用等が検討されている状況も踏まえ、個々の行政財産の性格を踏まえつつ、有効活用できるように行政財産である建物の一部貸し付け等をすることが可能とされました。したがって、地方公共団体以外の者に長期的かつ安定的に貸し付けをする際には、今回、新たに認められた行政財産の貸し付けによるものとされております。

新旧対照表の 5 ページ、6 ページをお開きください。

第 1 条では使用料の規定でございましたが、新たに貸付料が加えられまして、第 2 条では貸付料について規定されたものでございます。以下については、第 2 条の追加により各条が繰り下げられたものでございます。

以上で、議案第 120 号の説明とさせていただきます。

議案に戻っていただきまして、議案の 10 ページをお願いいたします。

議案第 121 号、菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして 12 ページ、菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表にて説明をいたします。

新旧対照表の 7 ページをお開きください。

これまで乳幼児育成医療の療養医療については児童福祉法に規定されておりましたが、改正案の方の（５）で身体障害者自立支援法施行令に規定する育成医療の給付に改正されたものでございます。また、現行の（５）で規定されていた厚生事務次官通知が廃止されましたので、改正案の方の（２）のとおり、児童福祉法に規定する療育医療及び 21 条の 5 に規定する小児慢性特定疾患治療研究事業の給付に改正されたものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、13 ページをお願いいたします。

議案第１２２号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、隈府小学校区児童育成クラブは、昭和５６年開設から現在まで隈府小学校校舎の空き教室を借用して育成クラブ活動を実施しておりますが、平成２３年３月までに校舎の解体工事が予定されているため、同敷地内に新たに施設の設置を行うことに伴い改正するものでございます。

あけていただきまして、１４ページをお願いいたします。

菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例ですが、第２条の表、菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブの項の次に、次のように加えるものです。新旧対照表では８ページに明記いたしておりますが、同様の明記でございます。

次に、議案の１５ページをお開きください。

議案第１２３号、菊池市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、１６ページ、菊池市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では、９ページをお開きいただきたいと思います。

上段が現行で、下段が改正案となっております。本案は、砂利等の採取料の額を定めたもので、種目に応じまして２．５円から６円の増額となるものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、１７ページをお願いいたします。

議案第１２４号、菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、菊池市企業職員、これは水道局、企業会計の職員でございます。その職員の退職手当については、熊本県市町村総合事務組合市町村職員退職手当条例の定めにより支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、１８ページをお願いいたします。

本条例の改正する条例でございますが、第１８条、「退職手当は熊本県市町村総合事務組合市町村職員退職手当条例の定めるところにより支給する」に改めるものでございます。新旧対照表では、１０ページに示しております。

次に、議案の１９ページをお開きください。

議案第１２５号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）でございます。

２０ページをお開きください。

今回の補正は５億５，５１６万５，０００円を追加し、補正後の予算総額を２３

3億632万円とするものでございます。

24、25ページをお開きください。

24ページの第2表繰越明許費の補正でございますが、泗水桜山地区内の市道永出分上ノ庄線道路改良事業におきまして、日常の市民生活への影響を避けるために工期を延長する必要が生じたことから、今回、繰越明許費の追加を行うものでございます。

25ページは、第3表債務負担行為の補正でございます。

まず、光ブロードバンド整備に関する負担金でございますが、この件につきましては、ことしの3月に泗水地区が、6月には七城、旭志地区が開通いたしております。現在の利用率は当初見込みの25%を超える27.8%の実績が上がっており、今回未整備の水源・龍門地区を整備する計画ですが、期間が来年度までかかることから、債務負担行為を追加するものでございます。

菊池市土地開発公社に対する債務保証は、借入資金の借りかえに伴い、市の債務保証が必要になることから、今回追加するものでございます。

限府小学校区児童育成クラブ指定管理委託につきましては、新たに平成25年度までの指定管理委託契約を締結する必要があることから追加するものでございます。

老人福祉センター指定管理委託につきましては、現行の管理委託が3月までで終了するため、今回追加するものでございます。

養護老人ホームのこすもす荘及びふじのわ荘の調理業務委託につきましては、民営化に移行するまでは委託する必要があるため、今回追加するものでございます。

スクールバス・タクシー運行業務委託につきましては、翌年度分の委託契約を締結する必要があることから、今回追加するものでございます。

また、菊池農業振興地域整備計画作成業務委託につきましては、作成の期間が平成24年度まで必要となることから、今回変更するものでございます。

26ページをお開きください。

第4表地方債補正でございます。今回、おのおのの起債について補正を行いますので、あわせて限度額の変更を行うものでございます。

30、31ページをお開きください。

歳入の事項別明細の中で主なものをご説明いたします。

款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の3、394万9,000円は、障がい福祉サービス費と自立支援医療費及び補装具の伸びに伴う国庫負担金の増額でございます。

同じく節4生活保護費負担金の4、830万6,000円は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの伸びに伴う国庫負担金の増額でございます。

同じく項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節2高齢者福祉費補助金の4, 157万2, 000円のうち社会資本整備総合交付金の4, 533万8, 000円の減額は老人福祉センター整備の補助金ですが、今回、土木費補助金へ科目変更したものでございます。

同じく目7土木費国庫補助金、節4都市計画費補助金の1億5, 922万7, 000円は、老人福祉センター整備事業補助金が4, 888万2, 000円、隈府地区都市再整備事業補助金が1億1, 034万5, 000円などでございます。

款15県支出金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の1, 697万4, 000円は、先ほどの国庫負担金と同じく、障がい福祉サービス費と自立支援医療費及び補装具費の伸びに伴う県費負担金の増額でございます。

32、33ページをお開きください。

同じく項2県補助金、目3民生費県補助金、節2老人福祉費補助金の1億2, 115万円のうち施設開設準備経費助成特別対策事業補助金の1, 740万円と介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の1億150万円は、特別養護老人ホームふじの里建設に伴う補助金でございます。特別養護老人ホームふじの里建設に伴う補助金でございます。

同じく目5農林水産業費県補助金、節3農地費補助金の730万のうち国営造成施設管理体制整備促進事業補助金510万円は、合志川水環境改修に伴う県補助金でございます。

34、35ページをお開きください。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金の1億4, 586万8, 000円の減額は、今回の補正で財源の確保ができましたために、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目2過年度収入、節1過年度収入の2, 948万4, 000円は、平成21年度後期高齢者医療広域連合負担金の療養給付費負担金精算分でございます。

同じく目3雑入、節1雑入のうち環境保全協力金3, 668万9, 000円は、一般廃棄物の搬入に伴う協力金でございます。

款21市債、目2総務債、節1総務管理債のうち一般事業債1億4, 100万円は、地域総合整備資金の貸し付けに伴う市債でございます。詳しくは歳出の方でまた申し上げます。

また、臨時財政対策債の2億9, 245万1, 000円は、今年度の発行可能額が確定いたしましたので、差額を計上したものでございます。

同じく目7土木債、節2道路橋梁債1, 730万円のうち合併特例事業債の1,

８１０万円は、市道改良に伴う市債でございます。

同じく節４都市計画債の１億６，５５０万円の減額は、隈府中央地区都市再整備事業に関する社会資本整備総合交付金が確定しましたので減額するものでございます。

３６、３７ページをお開きください。

歳出の事項別明細の主なものを申し上げます。

款２総務費、目９地域振興費、節１９負担金補助及び交付金の２６６万円は、来年春の九州新幹線全線開業に向けて、熊本駅から菊池まで急行バスの運行を計画しておりますので、その準備費用として計上したものでございます。

同じく節２１貸付金の１億４，１００万円は、株式会社共同運輸が行う物流センター新設事業と、有限会社泗水中央薬局が行います有料老人ホーム建設事業に関する地域総合整備資金の貸付金でございます。

次に、款３民生費、目３障がい者福祉費ですが、３８、３９ページをお開きください。

節２０扶助費の７，２７７万６，０００円のうち介護給付事業費の２，９０２万円は、障がい福祉サービスにおいて今年度から非課税世帯の負担がなくなったことと対象者の増により追加補正するものでございます。

同じく更生医療費給付事業費の３，５８０万円は、透析治療の件数が増加したことによる追加補正でございます。

同じく節２３償還金利子及び割引料の７８９万５，０００円は、平成２１年度分の障がい者自立支援給付費の返還金でございます。

次に、項２高齢者福祉費、目１高齢者福祉費、節１９負担金補助及び交付金の１億２，５１６万７，０００円のうち施設開設準備経費助成特別対策事業補助金の１，７４０万円と介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の１億１５０万円及び社会福祉施設整備事業補助金の２５０万円は、特別養護老人ホームふじの里建設に関する補助金でございます。

４０、４１ページをお開きください。

項４生活保護費、目１生活保護総務費ですが、４２、４３ページをお開きください。

節２３償還金利子及び割引料の１，４９５万７，０００円は、平成２１年度生活保護国庫負担金及びセーフティネット支援対策事業補助金の返還金でございます。

同じく目２扶助費、節２０扶助費の６，４４０万８，０００円は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助の件数の増加により追加するものでございます。

次に、款４衛生費、目２予防費、節１３委託料の６２７万４，０００円は、各種

健診の受診者が増加したことにより追加するものでございます。

同じく目５環境対策費、節２５積立金の３，６６８万９，０００円は、環境整備基金への積立金でございます。

４４、４５ページをお開きください。

款５農林水産業費、目８農地費、節１９負担金補助及び交付金の１，０５８万３，０００円のうち国営造成施設管理体制整備促進事業補助金の１，０００万円は、合志川水環境の改修補助金でございます。

次に、款６商工費、目１商工総務費、節１９負担金補助及び交付金の２００万円は、新幹線くまもと創り事業の一環として菊池さくらまつり実行委員会が行う、菊池さくらまつり事業に対する負担金でございます。

４６、４７ページをお開きください。

同じく目４観光費、節１７公有財産購入費の５００万円は、財団法人日本森林林業振興会熊本支部から菊池溪谷の売店を購入するものです。

次に、款７土木費、目２道路橋梁新設改良費、節１３委託料の１，５００万円は、市道妻越泗水線の測量設計委託料でございます。

次に、４８、４９ページをお開きください。

項５下水道費、目１特別会計操出金費、節２８操出金の１，６４９万１，０００円の減額は、事業費の減と市債への財源振替等により一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

同じく項６住宅費、目１住宅管理費、節１１需用費の１，１２６万７，０００円は、市営住宅の施設修繕料でございます。

以上で、議案第１２５号の説明を終わります。

次に、５９ページをお開きください。

議案第１２６号、平成２２年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

６０ページをお開きください。

今回の補正は５，７０５万円を追加し、補正後の予算総額を６３億８，５６４万５，０００円とするものです。

６６、６７ページをお開きください。

歳入の事項別明細の主なものだけを説明いたします。

款１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税、節１医療給付費現年課税分の８，５８１万６，０００円の減額は、特別徴収分は８４０万４，０００円の増額が見込まれますものの、普通徴収分が９，４２２万円の減額が見込まれることから、今回、減額補正するものでございます。

同じく節３介護給付金現年課税分の１，１４１万３，０００円の減額と、節５後期高齢者支援金分現年課税分の２，３２４万７，０００円の減額も同様の内容から減額補正するものでございます。

次に、款４医療給付費交付金、目１療養給付費交付金、節１退職被保険者等の３，９５８万８，０００円は、退職被保険者の療養給付費の伸びにより交付金が増額されるものでございます。

同じく節２退職被保険者等過年度分の１，６１３万９，０００円は、平成２１年度交付金の追加分でございます。

次に、款９繰入金、目１財政調整基金繰入金、節１財政調整基金繰入金の１億２，１７４万３，０００円は、今回の補正財源といたしまして財政調整基金から繰り入れるものでございます。

６８、６９ページをお開きください。

歳出の事項別明細の主なものをご説明いたします。

款２保険給付費、目２退職被保険者等療養給付費、節１９負担金補助及び交付金の５，２７８万４，０００円は、退職被保険者の医療費が伸びたことにより追加するものでございます。

７０、７１ページをお開きください。

款１１諸支出金、目３償還金、節２３償還金利子及び割引料の１，８３０万４，０００円は、平成２１年度分の療養給付費等国庫負担金の返還金でございます。

以上で、議案第１２６号の説明を終わります。

続けて、議案の７３ページをお開きください。

議案第１２７号、平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

７４ページをお願いいたします。

今回の補正は９６万円を追加するもので、補正後の予算総額は４４億６，２５１万５，０００円となります。

７８、７９ページをお開きください。

まず、歳出ですが、申請件数の増加によりケアプランの作成委託料を増額する必要がありますが、その財源といたしましては、介護予防サービス計画費収入などを予定いたしておるところでございます。

次に、８１ページをお開きください。

議案第１２８号、平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）でございます。

８２ページをお開きください。

今回の補正は3, 148万9, 000円を追加するもので、補正後の予算総額は4億4, 393万5, 000円となります。

85ページをお開きください。

第2表の地方債の補正ですが、事業費の増に伴い市債の限度額を変更するものでございます。

88、89ページをお開きください。

款3国庫支出金、目1簡易水道事業費国庫補助金、節1簡易水道事業費国庫補助金の875万7, 000円は、旭志簡易水道事業の統合再編に関する補助金でございます。

次に、款8市債、目1市債、節1簡易水道事業債1, 100万円と節2の辺地対策事業債1, 100万円は、旭志北部地区の簡易水道施設整備事業に関する実施設計のための市債でございます。

90ページ、91ページをお開きください。

歳出の事項別明細の主なものをご説明いたします。

款1総務費、目2事業費、節13委託料の2, 501万6, 000円のうち実施設計委託料の2, 499万5, 000円は、旭志北部地区の簡易水道施設整備事業に関する実施設計のための費用でございます。

次に、93ページをお開き願いたいと思います。

議案第129号、平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

94ページをお開きください。

今回の補正は1, 506万8, 000円を減額するもので、補正後の予算総額は10億2, 061万9, 000円となります。

96ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、次年度以降の改修に伴う変更認可申請が必要となりましたが、作成業務に6カ月ほどの日数を要するために年度内完了が見込めなくなりましたので、繰越明許を行うものでございます。

同じく3表の債務負担行為の補正でございますが、平成23年度分の浄水センター等運転業務委託契約を締結する必要があるございますので、今回債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

100から101ページをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明いたします。

款3国庫支出金、目1公共下水道事業費補助金、節1公共下水道費補助金の816万3, 000円の減額は、事業費の減に伴う減額でございます。

次に、款５繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金の１，３７４万５，０００円の減額も事業費の減に伴う減額でございます。

次に、款７諸収入、目１雑入、節１雑入の６８４万円のうちスクラップ売却金の４２３万９，０００円は、改修工事に伴う鉄くず等の売却金でございます。

次に、歳出の事項別明細をご説明いたします。

款１事業費、目１事業費、節１３委託料の９８０万円の減額のうち９７０万円は、建設工事関係委託料の減額でございます。

同じく目２維持管理費、節２７公課費の５４６万８，０００円の減額は、消費税が還付となったため減額するものでございます。

次に、１０３ページをお開きください。

議案第１３０号、平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

１０４ページをお開きください。

今回の補正は１，１６２万３，０００円を追加するもので、補正後の予算総額は５億３，７５１万円となります。

１０５ページの第２表債務負担行為の補正は、平成２３年度の浄化センター管理業務の委託契約を締結する必要があるがございますので、今回追加するものでございます。

１０６ページをお開きください。

第３表地方債の補正でございますが、事業費の増に伴い下水道事業債の限度額を変更するものでございます。

１１０、１１１ページをお願いいたします。

歳入をご説明いたします。

款３国庫支出金、目１公共下水道事業費補助金、節１公共下水道事業費補助金の６０５万円は、泗水富の原東地区の農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続するための事業費の増に伴う交付金でございます。

款８市債、目１市債、節１下水道事業債の６１０万円は、同じく事業費の増に関する増額でございます。

次に、歳出の事項別明細を説明いたします。

款１事業費、目１事業費、節１５工事請負費の１，２１０万円は、泗水富の原東地区の農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続するための事業費の増でございます。

次に、１１５ページをお願いいたします。

議案第１３１号、平成２２年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

116 ページをお開きください。

今回の補正は金額の変更はございません。

117 ページの第2表債務負担行為の補正でございますが、平成23年度分の浄化槽保守点検及び清掃業務の委託管理契約を締結する必要があるでございますので、今回追加するものでございます。

次に、123 ページをお願いいたします。

議案第132号、平成22年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

124 ページをお開きください。

今回の補正は27万1,000円を追加するもので、補正後の予算総額は4億9,188万円となります。

125 ページの第2表債務負担行為の補正は、平成23年度分の処理施設管理業務の委託契約を締結する必要がありますので、今回追加するものでございます。

128、129 ページをお願いいたします。

歳入及び歳出の事項別明細ですが、平成21年度の消費税が確定したことにより中間納付額が不足するための増額で、その分の財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、一般会計・特別会計の説明とさせていただきます。

次に、議案の131 ページをお願いいたします。

議案第133号、調停の申立てについて。

本市は次のとおり調停の申し立てをする。

平成22年12月3日提出。

1、当事者。調停原告。菊池市代表者、市長、福村三男。調停被告。熊本県菊池市西寺633番地2、九州産廃株式会社。代表者、代表取締役中田浩利。

2、管轄裁判所。熊本地方裁判所山鹿支部。

3、調停件名。環境保全協定書及び一部変更協定書の法的有効確認。

4、調停内容。

朗読をもって説明とさせていただきます。

菊池市は、平成10年11月17日、民間の産業廃棄物処理業者である九州産廃株式会社との間で熊本県を立会人とした環境保全協定書を締結した。この協定書には廃棄物処理施設の使用期間を定めた条項があり、埋立処分施設については平成30年まで、溶融キルン式焼却施設については平成25年までとなっている。その後、産廃問題の早期解決を目指し、埋立処分場の使用期間を4年間短縮する環境保全協定書の一部変更協定書を平成19年3月28日に締結し、平成26年度で終了する

ことになった。

しかし、九州産廃株式会社は平成20年11月に、期間短縮に伴う解決条件を市が履行していないという理由から、一部変更協定書の白紙撤回を表明した。また、九州産廃株式会社は環境保全協定書を紳士協定であり、任意の協定であると主張していることから、この白紙撤回により九州産廃株式会社は平成10年に締結した原協定書の使用期間、平成30年まで埋立処分場を使用する意志を示している。菊池市は市民の代表者として環境保全協定書及び一部変更協定書を締結しており、市民とともに産廃問題の解決に努めてきた。よって、九州産廃株式会社はこの協定書を遵守し、廃棄物処理施設を使用期間内で終了してもらわなければならない。

そこで、菊池市は環境保全協定書及び一部変更協定書の法的有効性を確認し、この協定書に基づき、九州産廃株式会社が使用期間までに廃棄物処理施設を終了してもらうために調停を申し立てるものである。

5、調停の趣旨。

1 環境保全協定書及び一部変更協定書の法的有効性を確認する。

2 九州産廃株式会社からの一部変更協定書の白紙撤回を取り下げさせる。

3 九州産廃株式会社が環境保全協定書を遵守し、廃棄物処理施設を使用期間までに終了させる。

6、その他。

(1) 弁護士を調停代理人と定める。

(2) 調停申し立てまでに九州産廃株式会社が白紙撤回を取り下げ、一部変更協定書の遵守を誓約すれば調停手続を中止する。

提案理由でございますが、調停を申し立てるときは地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要がございますため、上程したものでございます。

次に、133ページをお願いいたします。

議案第134号、公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、お願いするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。菊池市隈府小学校区児童育成クラブ。

2、指定管理者に指定使用とする団体。菊池市隈府791番地隈府小学校区児童育成クラブ。

3、指定の期間。平成23年4月1日から平成26年3月31日までと規定したものでございます。

次に、１３５ページをお願いいたします。

議案第１３５号、菊池市土地開発公社定款の一部変更についてでございますが、公用地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正により、造成した土地について事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために貸し付けする事業を行うことができることとなったことに伴い、本市土地開発公社の業務の範囲の一部を変更するため、定款の一部を変更するものです。

以上で、議案第１１８号から議案第１３５号までの議案の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。



日程第５ 議案第１３６号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第５、議案第１３６号を議題とします。

本案については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第１３６号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

議案書は１３７ページです。

現在、本市の区域におきまして１４名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中の１人、菊池地区の高山和子委員が平成２３年３月３１日をもって３年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、高山和子さんを再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

推薦いたします高山さんは、次ページ記載の経歴のとおり、３期９年の経験と、その期間中、特に男女共同参画社会の推進に力を注がれました。今後とも人権擁護活動に積極的に取り組んでいただけるものと確信いたしております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第136号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第136号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第136号は適任とすることに決定しました。

日程第6 請願第2号及び請願第3号、陳情第5号及び請願第6号一括上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程6、請願第2号及び第3号、陳情第5号及び第6号が、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容については、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来たる7日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、6日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午前11時18分

第 2 号

1 2 月 7 日

平成 22 年第 4 回菊池市議会定例会

議事日程 第 2 号

平成 22 年 12 月 7 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 常任委員会付託

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 常任委員会付託

日程第 2 一般質問

出席議員（23 名）

1 番	工 藤	圭一郎	君
2 番	城	典 臣	君
3 番	大 賀	慶 一	君
4 番	岡 崎	俊 裕	君
5 番	水 上	彰 澄	君
6 番	東	英 俊	君
7 番	東	裕 人	君
8 番	泉 田	栄一朗	君
9 番	森	清 孝	君
10 番	中 原	繁	君
11 番	樋 口	正 博	君
12 番	二ノ文	伸 元	君
13 番	中 山	繁 雄	君
14 番	怒留湯	健 蓉	さん
15 番	坂 本	昭 信	君
16 番	隈 部	忠 宗	君
17 番	葛 原	勇次郎	君
18 番	木 下	雄 二	君
19 番	坂 井	正 次	君
20 番	森	隆 博	君

2 1 番 山 瀬 義 也 君

2 2 番 境 和 則 君

2 3 番 北 田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
代表監査委員	宮 川 貞 雄 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君
総 務 係	吉 里 文 子 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前 9 時 5 7 分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、代表監査員から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

代表監査員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） おはようございます。

12月議会の開会日におきまして、平成21年度一般会計歳入歳出決算書の訂正が承認されましたことに伴いまして、決算書の訂正事項の算出基礎となる書類に基づき、その係数の正確性及び訂正内容の妥当性を確認するとともに、関係職員からの事情聴取等を実施し、審査を行いました。

その結果についてですが、決算書の訂正は妥当であり、係数も正確であると認めます。つきましては、平成21年度菊池市決算審査意見書の一部について訂正をお願いいたします。

お手元に配付しております訂正表及び訂正後の決算審査意見書のとおり、商工使用料の調定額及び収入未済額の訂正に伴いまして、意見書の6ページから7ページ、14ページから16ページ、24ページから25ページ及び添付資料76ページ、80ページを訂正させていただくものでございます。

なお、9月議会にお配りしました意見書につきましては、議員各位それぞれ書き込み等をされている方もおられると思いますので、回収はいたしませんのでよろしくをお願いいたします。

このような結果になったことにつきまして、まことに遺憾であり、おわびいたしまして、決算審査の報告にかえさせていただきます。お願いします。

日程第1 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、議案に対する質疑の通告はあつておりませんでしたので、日程第1、委員会付託を行います。

議案第118号から議案第135号まで及び請願第2号、請願第3号並びに陳情第5号、陳情第6号については、お手元に配付しております議案、請願等付託表の

とおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託された案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成 22 年第 4 回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 119 号	行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 120 号	菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 125 号	平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 12 号）
	議案第 135 号	菊池市土地開発公社定款の一部変更について
	陳情第 6 号	「尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める」ことについてのご協力依頼
福祉厚生 常任委員会	議案第 121 号	菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 122 号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 125 号	平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 12 号）
	議案第 126 号	平成 22 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（2 号）
	議案第 127 号	平成 22 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 133 号	調停の申立てについて
	議案第 134 号	公の施設の指定管理者の指定について
	請願第 2 号	「九州産廃（株）との環境保全協定書並びに環境保全協定の一部変更協定書の履行」に関する請願
	請願第 3 号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見提出を求める請願

経 済 建 設 常任委員会	議案第 1 1 8 号	菊池市観光情報発信施設条例の制定について
	議案第 1 2 3 号	菊池市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 2 4 号	菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 2 5 号	平成 2 2 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 2 号）
	議案第 1 2 8 号	平成 2 2 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 2 9 号	平成 2 2 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 3 0 号	平成 2 2 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 3 1 号	平成 2 2 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 1 3 2 号	平成 2 2 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
	陳情第 5 号	要望書

日程第２ 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第２、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含めて６０分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対し３回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○１４番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

これより一般質問をいたします。

通告の順序に従って進めてまいります。

最初に、児童・生徒に対するフッ素洗口についてでございます。

熊本県議会における議員提案による熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例が県民の大きな関心を引きました。賛否両論ある中で１０月８日議決、１０月１５日公布、１１月１日施行となりました。

１６条からなる本条例、賛否両論に私は耳を傾けてきたところですが、中でも１３条は学校教育とのかかわりにおいて見過ごせない大きな問題を含んでいると思われます。１３条は、学校等への支援として、１項、２項で次のように規定しています。

１項、「県は、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及その他の効果的な取組に関し、必要な措置を講じるものとする」と。

２項、「県は、学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、学校保健安全法第５条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に位置づけることその他のフッ化物洗口の的確な実施のために必要な助言を行うものとする」という文言で、この条例で最も問題とされるフッ化物洗口を学校へ導入することを促す表記になっています。

しかし、これはいかがなものでしょうか。問題がかなりございますので、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

まず、その安全性についてというよりも、その危険性についてご見解を伺います。

フッ化物洗口、略してフッ素洗口と言っておりますけれども、このうがいに使うフッ素とはフッ化ナトリウムのことで、洗口、つまりうがいのために水を溶かす前の顆粒状のこの洗口剤は厳重に保管することが必要な劇薬に指定されておりますよ

ね。これを学校に持ち込むことについてどうお考えでしょうか。学校にはそういう条件が備わった保管庫がありますか。管理監督の体制は万全でしょうか。

次に、フッ素の環境基準値ですが、1999年に、それまでフッ素に関しては一切規制がなかったものが、健康項目、健康に害を及ぼす可能性がある物質のことで、の中に追加されました。ちなみに、水道水は0.8ppm。100万分の1ですね、ppmは。ペットボトルのミネラルウォーターは1.5ppmまで。海域、海への排出は15ppmまでとなっています。

ところが、フッ素洗口に使われるフッ素の希釈濃度は週1回法、これは主に小中学校で行われようとしているものですが、900ppm、これを10ミリリットル使用するということですね。週5回法、これは主に幼稚園、保育園で行われて、もう既に行われておりますけれども、希釈濃度を225ppm、これを5ミリないし10ミリリットル使用するということになりますけれども、これは実に環境基準の300倍から1,000倍以上の濃度ですね。これについてはどのようなご認識でしょうか。

それから、驚いたことに本市の公立の幼稚園、保育園では、この手法が既に全園で行われています。今回、調査をして初めて私は知ったのですが、保管庫についてもいろいろ問題がありますし、これについては見直しの必要はありませんか。

次に、指摘されているフッ素の害についてですが、よく言われていることの報告を幾つかご紹介しますと、発がん性ですね、大腸、膀胱、口腔、骨などのがんの罹患率が高いという報告があります。急性中毒、これは嘔吐、腹痛、けいれん、下痢などですね。歯フッ素症、斑状歯というやつですが、歯が形成される時期に継続して過剰のフッ化物を摂取した場合に、歯のエナメル質に斑状の白濁が生じ、重度の場合は茶褐色に変色すると。この症例は、私どもも見たことがある、皆さんもそうかもしれませんけども、骨フッ素症、これは骨軟化症と言われるものですね。骨密度の増加、靱帯の石灰化、骨の異常突出などが言われています。アレルギーについては、口内炎とか皮膚の発疹などですね。そのほかにも神経系、遺伝系疾患、生殖・発育・甲状腺機能低下、神経への影響などが報告されていますが、専門書によりますと。

しかし、フッ素洗口を推進しようとしている皆さんは、いかなるがんの発生もその他にも害もなく、アレルギーも全くないという見解を示しておられます。しかし、日本は魚やお茶、海藻などの食べ物からもフッ素の摂取量が欧米よりも多く、加えてフッ素入り歯磨き剤が市場の9割を占めていることから、既に低フッ素社会とは言えない現状にあります。このことについては、どのようなご認識でしょうか。

まず、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

ただいまの怒留湯議員の質問に対して答弁いたします。

今回の質問であるフッ素洗口につきましては、市民部も関係しておりますが、私の方であわせて答弁させていただきます。

まず、フッ化ナトリウムの学校への持ち込みについてですが、現在、学校保健管理上での劇薬の取り扱いはなく、必要性がないことから、薬品保管庫につきましては設置していません。また、そのようなことから、学校での受け入れ体制は現状では整っていない状況であります。

次に、洗口液の希釈濃度についてであります。現在、幼稚園、保育園で実施されていますフッ素洗口事業は、国のフッ化物洗口ガイドラインと県のフッ化物洗口マニュアルに基づき実施しているところであります。その濃度は、フッ化ナトリウム濃度225ppmで1人に7ミリリットルを用い、1分間のうがいを週5回する方法で行っております。

次に、フッ素の接種量についてであります。環境基準や水質基準ではフッ素の量は1リットル当たり0.8ミリグラム以下と定められており、仮に1リットルに0.8ミリグラムのフッ素が含まれる水を1日コップ3杯、600ミリリットル飲用したとしても、摂取するフッ素の量は0.48ミリグラムとなります。フッ素洗口の場合、口の中に残るフッ素の量は約0.2ミリグラムですので、摂取するフッ素の量は環境基準値より少ないと認識しているところです。

次に、幼稚園でのフッ素洗口の導入の見直しについてであります。現在、先ほど申し上げました国の基準に基づき、市民部健康推進課の指導のもと実施しているところです。幼児期につきましては、まだ自分でブラッシングすることが十分できないことと、乳歯から永久歯に生えかわる大事な時期でもありますので、保護者同意のもと、フッ素洗口をすることにより歯の質を強くすることを目的として行っており、現在のところ見直しは考えておりません。

また、現在は低フッ素社会とは言えないのではないかとのことですが、フッ素は多くの飲食物にも含まれ、最近ではフッ素配合の歯磨き剤も普及しております。確かに、摂取するフッ素の量が気になるころではありますが、洗口後に口の中に残るフッ素の量は1日平均で約0.2ミリグラム、フッ化物配合歯磨き剤を毎日使用した場合としましても、1日3回分で0.13ミリグラムと言われており、フッ化物配合歯磨き剤とフッ素洗口を合わせましても、フッ素の摂取量は緑茶、ウーロン茶の約2杯から3杯に含まれる量とほぼ同じであり、取り過ぎの心配はないものと

考えているところです。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） フッ化ナトリウムの学校への持ち込みについては、その受け入れ体制が整っていないということですね。そして、幼稚園などの見直しはしないと、フッ素の取り過ぎにはならないというご認識のようですが、少々安易な気がします。

そもそも基準値というのは、通常、成人、大人において最大限の数値ですよ。ここで聞いているのは、対象が幼児、小児、児童・生徒であるわけですから、ご答弁では、仮にコップ3杯のフッ素化された水道水を飲んだとしても0.48ミリグラムですか、フッ素洗口で口に残るのは0.2ミリグラム。1日3回フッ化物配合の歯磨き剤を使用したとしても、3回分で0.13ミリグラムであるので取り過ぎの心配はないと言い切られましたけれども、しかし仮にの話で、今、0.48、0.20、0.13を足しますと0.81になる。水道水の基準値をもう優に超えてしまう。それに食事や嗜好品からも取るわけですから、成長期の子どもたちにとって取り過ぎにはならないというご認識はちょっと安易過ぎるんじゃないでしょうか。ご答弁書は教育長ご本人がお書きになったのではないでしょうけれども、ちょっとやっぱり専門性に欠けるし、これは推進派の見解に依拠し過ぎている答弁であると指摘せざるを得ません。

そういうところを見ながら進みますけれども、そもそもそのフッ化ナトリウムが環境に害を及ぼす物質であると法律で定められて、許容基準値も明確に規定されている物質であるという、その物質の性質に私たちは留意すべきだと思います。ただいまは発がん性などの危険性についてご見解が示されませんでしたけれども、最初に述べましたように、厳重な保管や取り扱いが求められている劇薬であること、発がん性などの危険性が指摘されている環境項目の物質であるということなどを考慮するならば、それが成長期の児童・生徒の口中に含まれることについては大いに疑問を呈せざるを得ません。

洗口剤の添付書には、こう書かれています。虫歯予防のために開発された洗口剤であって、主として対象者が幼児、小児であることから、歯科医師の指導を厳格に守り、正しくご使用くださいと書かれておいて、使用上の注意として、この洗口前に歯を磨くか口をすすいでおくと。もう不思議な話ですよ。2番目に、フッ素洗口の液を口に含み、飲み込まないように下を向いてぶくぶくうがいさせると。洗口液の薬液は十分に吐き出させ、その後、一、二回たまった唾液を十分にはき出さ

せる。30分間はうがいをしたり、水を飲んだりしてはいけない。また、副作用についても注意書きがしてあるんですけども、使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査はまだ実施していないと。過敏症があらわれたとの報告があると。そのような場合は、直ちに洗口をやめさせてほしいと。それから、誤って飲み下し、嘔吐、腹痛、下痢などの中毒症状を起こした場合は、牛乳、カルシウム剤などを応急的に服用させ、直ちに医師の診断を受けること。飲み込む恐れのある幼児には使用しないこと。飲み込まないように厳重によく注意することなどなどと書かれています、ご存じだと思いますけれども。

歯磨きなどということは、日常生活の一こまにすぎないわけですよ。これでは指導する保育士も教師たちも多大な緊張と労力が強いられるでしょうし、体調の変化しやすい子どもたちにとっても、例えば朝の健康チェックでは問題がなかった子どもも、午後にはせきが出たり、発熱をしたりするという事例は現場では常にあり得ることですから、せき込んだ拍子に飲み込んだり、副作用を起こしたりという事故はあると想定しておかなければなりません。万が一の不測の事態の責任はだれがとるのですか。

本条例は、第10条で県民の役割を規定していますが、その3項で「保護者は、家庭において、その子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする」と書かれています。つまり、保護者の責任において、その保護する子どもに対してさまざまな手立てを講じ、歯及び口腔の健康づくりに努めなさいと言っています。そもそもこれが本筋ですよ。

学校では、既に健康教育の中で歯科保健の総合的な指導とブラッシング指導が行われておりますね。であれば、このことを大事にすべきであって、危険の伴うフッ素洗口を新たに学校へ持ち込むことには経費と労力と危険性が増大することはわかっていても、今、指摘されているような問題をクリアすることは難しい。したがって、13条の言う学校への導入よりも、10条の2項が言う家庭の指導の方が本題的であり、予防の手法としても、また親の責任としても本筋だと思われませんが、いかがお考えですか。

それから、教育予算は近年微増の傾向にあつて、予算獲得のためにご努力いただいていることには率直な敬意を表します。しかしながら、その内容としては、耐震強化工事のようなハード面にその多くが使われ、教材研究や学習に必要な教材が潤沢に行き渡っているかと言え、そうとは言えません。そうであれば、課題の多いフッ素洗口に新たな予算をつけるよりも、そんな財源があるのならば、本来の学習活動が支障なく行われるためにこそ、それは保障され、確保されるべきだと思われ

ますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、万が一の不測の事態への対応につきましては、まずはそういったことが起きないように薬剤などの管理体制をしっかりと確保するとともに、指導を徹底することが必要と考えています。

また、そのような体制の中で不測の事態が起こった場合につきましては、さまざまなケースが考えられますが、一般的な公衆衛生事業の場合を例に申し上げますと、行政などの実施主体並びに指導、助言を行った専門職の代表など、それぞれの立場に応じた責任が生じてくるんじゃないかなと思います。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の第10条第3項につきましては、県民の役割の中で保護者の家庭における取り組みの努力を示しているところですが、議員ご指摘のとおり、子どもの健康づくりにつきましては、保護者の責任においてご努力をいただきたいと思っているところであります。

しかし、近年の社会状況の中では個人や家庭の努力だけでは解決できない難しい問題もあり、子どもにかかわる社会全体としても健康づくりを考えていく必要があるんじゃないかなと認識しているところです。

また、平成21年度の県内の12歳児の虫歯有病者率を見ますと、菊池市は県の平均を大きく上回っており、何らかの対策の必要性を感じているところです。そのようなことから、学校での歯科保健指導は今後も必要であると考えているところです。

なお、学校におけるフッ素洗口の予算化につきましては、現在のところ考えてはおりません。

最後に、フッ素の害につきまして答弁します。

フッ素の害につきましては、さまざまな意見があり、議員ご指摘のような見解もインターネット上で調べますと確認できるところです。しかし、現状としましては、先ほど申し上げましたとおり、フッ素洗口は国のフッ化物洗口ガイドラインと県のフッ化物洗口マニュアルに基づき行っており、国のガイドラインによりますと、アレルギーの原因になることもなく、骨折、がん、神経系及び遺伝系との関連も疫学調査で否定されていることから、有害ではないんじゃないかと認識しているところです。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 発がん性、危険性については、今触れられましたけれども、推進派はそういうふうに言っているんですね。いろんな角度から、これはやっぱりもう一回調査をする必要があると思いますので、申し添えたいと思います。

今、責任体制のところ、私は一般的な公衆衛生事業の場合などは聞いておりませんで、この場合、フッ素洗口の事故の場合、だれが責任をとるのですかと聞いたわけです。ご答弁では、どうも責任の所在があいまいですね。現場がとても引き受けられないと言っているのは当然であろうと思います。

それから、子ども健康づくりについては、虫歯予防を含めて個人や家庭の努力では解決できないときは、子どもにかかわる社会全体として考えていく。つまり、安易に学校に頼るのではなく、子どもにかかわる社会全体として考えていくということですね。

それから、虫歯の有病者ですが、多分、その資料はどれをおとりになったかわかりませんが、私も12歳児の虫歯予防率、12歳だけではなくて、1歳半児、3歳児の全国・全県等のデータをとってみました。そして、菊池の保健所にも教育事務所にも赴いていろいろ話を聞きましたが、多分同じ資料だと思います。

データは、やっぱり一面的な解析だけではなくて、経過や背景も読み取らなくてはならないと思うんですね。確かに、21年度の統計では、菊池市の12歳児の虫歯保有率と1人平均の本数は県平均を上回っています。本数では、県平均が2.14本、菊池市が2.76本ですね。これを大きく上回っていると考えるかどうか、それは置くとして、菊池圏域に置きかえたとき、保有率、平均本数ともに菊陽町、合志町、大津町を大きく下回っています。圏域の中で一番成績がよろしい。そして、しかも保有率、平均本数ともに年々減少傾向にあります。何もここでフッ素洗口を投入する理由は私は見当たらないと思います。

さきの県議会での13条に関する質問に対して山本教育長は、強制的に一斉に導入させるものではないと答弁されておられますね。これはフッ素洗口を受け入れるか否かは本人、保護者の選択によるということと、学校への導入については各市町村の教育委員会の判断にゆだねられていることだというふうに思われます。

それと、注目に値するのは、大津町の9月議会でフッ素洗口の問題点を指摘した質問に対して那須教育長は、導入する考えはないと明確に答弁されております。このことはご存じでありましょうし、私も倉原教育長にはその旨お伝えしたところでございましたね。

私は県議会の条例制定の動きに伴って、推進派、反対派の意見を聞くとともに、歯科医のお話も伺ってきましたが、今まで述べたように、安全性が確立されていないこと、成果が不明な事業に対して新たな経費が発生すること、予算化していない

とおっしゃいましたから安心ですが。現場の負担が増大すること、責任の所在が不明なこと、フッ素洗口という手法によって虫歯予防の責任が安易に学校に転化されてはならないことなどなどの理由をもって、やはりこれは反対をすべきだというふうに思いを固めてきました。

現場の負担が増大することについては、もはやここで言うまでもありませんね。教職員は現状でもその事務の多さや煩雑さによって多忙を極め、心身のゆとりは言うまでもなく時間的にもぎりぎりの状態にあることはご存じのとおりです。そのような中に、申し述べてきたように、フッ化ナトリウムの劇薬としての厳重な保管、管理、洗口液とするための希釈の作業、そしてそれぞれの子どもたちに注意を払いながらの洗口指導、さらには希釈されているからといっても劇薬ですから、そもそもが。そのまま排水口に流すことはできず、一たん紙コップに吐き出したものをティッシュペーパーに吸い取らせて、それを適切に廃棄すると、そういう作業を新たに現場に担わせることが果たして可能か否か。教育長はどうお考えでしょうか。それよりも子どもと向き合う時間を5分でも10分でも保証することの方が重要ではないかと私は思います。

それから、安全性の面から言えば予防接種が、前は学校で一斉に行われていたものが、保護者の判断によって医療機関で個別に摂取することになりました。これが保健医療の趨勢ですが、フッ素洗口はこれに逆行するものです。このことについてもどうお考えでしょうか。

私はこの質問で提起しましたように、フッ素洗口の学校導入は多くの危険性と多くの矛盾をはらんでおり、どう考えても行うべきではないと。大津町のように導入すべきではないという判断に立ちますが、教育長の明確なご方針、お考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 学校現場の負担増につきましては、学校での受け入れ体制がまだ十分ではないと言えます。このまま実施した場合、教職員の負担はふえることが予想されることは確実です。学校は教育の現場であるとともに、健康管理の場でもありますので、フッ素洗口に限らず、ブラッシング指導につきましても集団で行うことにより一人一人が虫歯予防に対する理解を深めることができますので、教育的効果はあると考えているところです。

今回のご質問は、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例が11月に施行されたことによる菊池市教育委員会としての見解ということだと思います。教育委員会といたしましては、各学校の口腔の健康づくりを進めるに当たって、フッ素洗口より

も、まずはブラッシング指導を徹底的に指導するということが、学校現場の受け入れ体制がまだ十分でないことから、今のところ学校への導入は考えておりません。

今後も引き続き学校歯科医や養護教諭などによるブラッシング指導をまず充実し、家庭との連携を深めながら子どもたちの健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 明確に導入しないというご答弁であり、賢明なご決断に感謝をいたします。ありがとうございました。

次に進みます。

デイサービスと日中一時支援事業の充実についてですけれども、何らかの障がいのあるお子さんの支援について、現状では主に就学前のお子さんを対象に、児童デイサービスⅠ型、小学1年生から18歳までのお子さんを対象に児童デイサービスのⅡ型、それに18歳までのお子さんを対象に、放課後、土曜日、日曜日、祝祭日、長期休暇などのときの預かり支援である日中一時支援事業が行われておりますね。これらの事業が立脚している障害者自立支援法は、元号で言う平成24年には廃止となる見込みではありますが、それまでは同法のくくりの中であって、利用者は原則1割の利用料負担が課せられます。今申し上げました3事業の中で、日中一時支援事業は同法において市町村が行う市町村地域生活支援事業として市町村に振られたため、全国どこの市町村も財政的、人的、社会資本的負担を強いられることになりました。本市も同様で、この悪法の施行に対しては私も一般質問でたびたび取り上げ、執行部の担当部署と善後策を協議してまいりましたね。

ところで、その市町村地域生活支援事業の事業内容は、障がい者と障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付または貸与、障がい者等の移動を支援する事業及び障がい者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業として、そのほか市町村の判断により自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体が行う同様の事業に対して補助する事業を行うことができるというふうにされています。要するに、相談支援事業、コミュニケーションの支援事業、日常生活用具の給付事業、それから移動支援事業ですね、送迎。それから、地域活動支援センター機能強化事業、小規模作業所などがこれに当たりますけれども、そのほかの類似の事業を市町村がやりなさいというものです。

市町村はそれぞれの事業を行う義務を負ったわけですが、その市町村地域生活支援事業の枠組みの中の一つとして菊池市も日中一時支援事業がこの菊池圏域で取り組まれることになりました。元号平成19年7月1日付をもって菊池市日中一時支援事業実施要綱も定められています。あれから3年余り、事業を進めるに当たっては途中で担当者を1人ふやしていただくなど、取り組みを進めていただきましたけれども、まだまだ利用者さんとそのご家族にとってはつらくて困難な日々が続いています。

先般、比較的利用者さんの多い近隣の施設等を訪問をして、利用者さんと施設の方、双方のお話を聞いてきましたので、その中から課題を提起して、当局のご方針を伺い、一緒に考えていきたいと思います。

一つは、夏休みの預かり状況についてです。

これについては、利用者さんの利用状況、感想、満足度をどう分析しておられますか。

市当局に対して、現場を視察してほしいと、そして状況を把握してほしいという要望がなされていましたが、この場合、状況を把握すべき責任者はどなたですか。その方は利用者さんの要望にこたえ、状況把握のために現場へ赴かれたか。担当の職員さんは行っておられると思いますけれども、現場へはどのようなときに行かれますか。また、その方から上司はどういう報告を受けておられますか。

以上が1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） おはようございます。

今のご質問にお答えしたいと思います。

日中一時支援事業の利用状況等の把握につきましては、毎月事業所より実績の報告がっております。利用者の皆さん方のご意見等につきましては、更新時や事業者からの報告等で把握をしているところでございます。

特に、三、四年前から夏休み期間の受け入れをふやしてほしいという要望が多数出されているところでございますけれども、菊池圏域ではこの対応といたしまして、平成21年度にモデル的に障がい児の夏休み期間中の日中一時支援事業の単価を通常の1.5倍に引き上げまして、事業所の定員増をお願いしたところでございます。

この結果を踏まえ、関係機関と協議し、今年度からは年間を通して単価の見直しを図りまして、事業所の定員増と事業の円滑な運営を図ってまいったところでございます。

その分析といたしましては、本市の方が利用されております12施設の状況で、

平成21年度と22年度の上半期を比較してみますと、利用回数は前年度と余り変わっておりませんが、利用時間が約900時間伸びております。1回ごとの利用時間で見てみますと、6時間以下の利用回数が減少しておりまして、7時間以上の利用回数がふえております。保護者のニーズに対しましては、一定の効果は上がっているものの、まだまだ不十分であるという認識を持っているところでございます。

次に、現場の方に赴いているかというご質問でございますけれども、通常、現場対応につきましましては、担当者及び係長の方で対応をいたしております。福祉課長がその報告を受けまして、状況を把握しているところでございますけれども、要望があったときとか問題等が発生した場合には福祉課長もみずから対応するというようにしているところでございます。

しかしながら、本年度につきましましては利用者の要望による対応が不十分であった面もあるものと認識いたしております。今後、そのようなことがないように十分な対応をしてみたいと考えております。

次に、上司はどのような報告を受けているかというお尋ねでございますけれども、担当係長及び担当者につきましましては、会議がある場合とか、また施設の確認等の際に現場に赴いておりますが、その際には会議の内容とか施設の状況等につきまして、文書あるいは口頭等で報告をするということにしております。今後は、より一層現場の方に赴きまして状況把握に努めてみたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） ご答弁を聞いておりますと、現状、不十分であると認識、配慮が足りなかったとの認識が示されましたが、認識で終わってはいけないわけですよね。しかし、現状をきっちり認識することは状況把握や状況改善の第一歩ですから、ただいま示されましたその謙虚な自己反省については、率直に評価をしたいと思います。

今後は、積極的に現場へ赴かれるということですよ。たまには一緒に行きましようかね、お誘いすることもあると思いますが。

ここで、皆さんからのお話を聞きましたので、一つ紹介をしたいと思いますが、事業所さんは事業内容や夏休みの利用について毎年4月と7月に説明会を開かれます。以前は福祉課の係長さんや保健師さんも出席されていました。ことはどなたもお見えになりませんでした。やはり行政としても、保護者に向けての話があるはずです。こちらもお聞きしたいと思っています。日中一時支援の利用状況、場所の問題、安全面の確認、送迎の状況など、把握されているのでしょうか。保護者のア

ンケートは読まれているのでしょうか。できる問題から少しずつ解決していく方向で、事業者さんと一緒にやっていってもらいたいですとおっしゃっております。福祉課の担当の部署は、事務所、施設事業所にお任せにするのではなくて、現場の実態と課題を把握し、予算、人材、場所等の充実をお願いしたいですというのは、これは利用者さん、施設両方の共通した意見でした。

先般、私も関係各方面の方々からさらにお話を聞く機会がありましたので、その際、大変示唆に富んだ具体的なお話がありましたので、ご紹介しながら課題を提起してお考えをお伺いします。

夏休みなどの長期休暇時の預かりは、もうご存じのように、ご家族、保護者にとってはなくてはならない事業ですよ。先ほど言いましたように、平成19年に菊池圏域で立ち上げられて、この事業は本市では事業所が、たしか4カ所だと思いますけれども、部長のご答弁にありましたように、独自の単価設定など、評価する点はあるのですけれども、利用者さんは1日枠が決まっている、これもたがいま15人というふうに聞いていますけど、ある事業所ではですね。これも15人に徐々にふやしていただいたわけで、この枠は全体の何%ですか。申請されても利用できない方が例年何人いらっしゃいますか。

それから、利用されても1人平均六、七回の利用で、二つの事業所をつないで何とかしのいでいらっしゃるというのが実態のようで、それも二つの事業所をうまくつなげる方はいい方だと言います。当事者の苦悩が目に見えるようですけれども、本市の当事者がこの枠に入れず、なかなか利用できないについては、これは理由があるんですよ。それは菊池圏域の事業であるために、本市以外の、つまり合志市の方も菊陽町の方も大津町の方も利用資格があって、したがって評判のよい本市の事業所にそちらからの申請者が多くて、結果、本市在住の当該の方が押し出されるというのでしょうか、入れないということですよ。

ですから、圏域の南の方に、合志か菊陽か大津のどこかにそういう事業所が欲しいというのは、この事業立ち上げの当時の願いでありましたが、市当局はその働きかけを熊本県に、あるいは菊池圏域になされてきたのか、今もなされているのかをお聞かせください。

そして、この法の施行に伴い、3障がいともにサポートしていくということになりましたが、ある事業所ではその約7割の方が発達障害ということでした。そして、児童デイサービスや日中一時支援事業を利用したいという方が年々ふえているんですね。ある事業所ですけれども、18歳になって卒業していく方は1けたか2けたの低い方ですよ。利用したいという方は08年で17人、09年、これ一つの事業所ですよ、09年で24人、10年では30人を超えているというこ

とです。これは見過ごせない数字ですね。こういう実情を当局は把握して、対策、方策を考えておられますか。２番目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質問にお答えしたいと思います。

利用率に関するご質問かと思います。利用者のニーズへの対応率でお答えさせていただきますか。

利用者が最も多い事業所の中で、本年度、２２年度でございますけども、７月、８月の夏休み期間の状況でございますが、菊池圏域から延べ８０７名のお申し込みがあっております。それに対しまして、延べ５８５名の方を受け付けをいたしております。７２％の対応率となっております。そのうち菊池市在住の方につきましては、延べ３０４名のお申し込みに対しまして２３９名を受け付けをいたしております。７９％の対応率となっております。

なお、申し込み数につきましては、圏域外を含めた他の事業所との併用をされている利用者もおられまして、家庭状況でも異なりますので、一概に８割の対応ができていないところもあるかと思っております。

次に、圏域での南部での事業所設置の働きかけにつきましては、三、四年前から圏域の担当者会議等で協議をしてきております。しかしながら、人材の確保や単価の問題等もございまして、今のところ、南部の各事業所の対応はあっていない状況でございます。そこで、最近では本年の１０月の菊池圏域の担当者会議の中で、南部の事業所の設置につきまして、菊池市内の事業所の参入も視野に入れまして働きかけを行ったところでございます。

次に、利用者がふえている状況を把握しているかということでございますけども、利用者が最も多い事業所の夏休みの申し込み児童数で見ますと、平成２０年度の利用者数は総数で７６名、うち菊池市内が２６名。平成２１年度の利用者数は総数で８１名、うち菊池市内が２７名。平成２２年度の利用者数は総数が８８名で、うち菊池市内が３０名と、年々増加をいたしております。

このような状況から、事業スペースの確保に努め、関係機関と協議しながら事業拡大の推進を図ってまいりたいと考えております。さらに、南部での事業実施を今後も強く働きかけ、障がい児等の家族の就労支援、日常介護をしている方の一時的な負担軽減を図るためにも、利用者のニーズに沿うような形で努力してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 事業の実態が初めて利用者さんサイドで分析をされましたね。先般、私がたびたびにお話を伺ったんですけれども、そのときまでは利用者さんが何人で何時間利用していて、利用できない人が何人いて、どこの事業者がどういう事業を抱えているか等々の基礎的な調査も分析もできていませんでしたね。お尋ねしても、さあと、そのときまでは首をかしげておられましたけれども、この質問のためによく調査をして分析をしていただきました。こういうふうにして数字にはじき出してみると、事業のどこが問題なのか、利用者さんの不信頼がどこから来るのかがよくわかるでしょ。

ただいまのみずからの分析によって、事業の課題がより具体的に明らかになったわけですから、今後は利用者さんの切なる願いである事業スペースの確保にも努めるということですね。あわせて、事業拡大の推進を図りたいと。そのためには、菊池圏域南部への働きかけも強く行っていくという考えが明確に示されました。

利用者さんが最も多いであろうと思われる事業所を私はまた訪ねたんですけれども、くどいようですが、そこで利用者さんから次のようなお話を聞きましたので、もう一つご紹介しますね。

夏休みの預かりの状況を把握していただきたいと思って福祉課の方に伝えました。その場で上司の方に聞きに行かれましたが、やはりお気持ちはあるようでしたが、予定はないようでした。預かる人数は15名、場所はPという事業所の隣のSという場所でした。狭いので二つのクラスに分けて、一方が川遊び班なら、一方は室内活動というように、何とかやりくりをされていました。独自にボランティアさんも大分確保されているようでした。こういう状況を把握して、必要な支援を事業者さんと一緒に考えてほしいですと。事業者さんは毎年どんな状況だったかを福祉課に提出されているそうです。見に来られるのを待っておられるようです。また、9月から事業所のSが改築になったので、隣の別の事業所の2階で活動をされています。そういう状況も見てほしいですねということだったんですね。こういう生の声を聞いてどうですか、率直な受けとめ方と、今後、どうあるべきかをお答えください。

それから、自立支援協議会という組織がありますが、これは特別支援教育、保育にかかわる質問のときにいつも答弁に出てくる組織で、私はよくよく機能しているというふうに思っていましたけれども、今回の調査で少々疑問を持ちました。

この事務局は、今、圏域で2年交代で回るんだそうですね。今は大津町にあるということですが、この協議会は各組織町で構成されているのみであって、実務者レベルの部会等がないんですよ。したがって、障がい者当事者、障がいの当事者のニーズに沿った実務やサービスを検討、構築する体制が備わっていない。こ

れでは絵にかいたもちです。早急に障がい当事者の実態に即した部会の設置と対策が必要ではありませんか。そういう提案を本市からするべきではありませんか。

最後に、場所、利用者さんの利用の場の問題について伺います。

事業所は、利用者さんを預かる場所の確保に苦勞されています。先ほどの生の声でもありましたように、第一にこの目的を果たすための十分な場所がない、狭いということです。当事者さんたちはいろいろ模索をされていますが、例えば尚実寮が、これあきますね。その後を使わせてもらえないか。あるいは、夏休み等の長期休暇期間については、菊池圏域にある県立の養護学校、これはたしか4校あると思いますが、期間中だけでもこれらの養護学校を使わせてもらえないかなどなどですが、これについても本市から率先して提供する、あるいは熊本県に交渉するという役割を担い、かつ果たすべきではありませんか。

また、ふれあいセンターでは1階で療育事業と日中一時支援事業が行われていますが、その2階、3階では主に高齢者の方々のもろもろの集い、これはカラオケなども含みますけれども、行われています。それはそれで重要なことですが、1階での療育事業や日中一時支援事業の利用者さんは、音響や騒音に対して大変敏感ですよ。そういう外音のために療育に集中できない、あるいはパニックを起こすお子さんもいらっしゃるということで、これは早急に何とか改善できないものかと悩んでおられます。

今回、幸いなことに、菊池市老人福祉センターが建設の運びとなりました。そのこととも考えあわせて、高野瀬の旧施設の利用法、あるいは新施設の設計等に現状のふれあいセンターのすみ分けを考慮すべきではありませんか、お考えをお聞かせください。

最後に、市長にお伺いいたします。

福祉に力点を置くとおっしゃっている市長でありますので、述べてきました諸課題の解決のためには担当の部署に強い指示を出していただくと同時に、菊池圏域での提案や交渉等、同じく熊本県に対する提案や交渉等について、市長みずから汗を流していただきたいと存じますが、お考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再々質問にお答えします。

現場の声を聞いての感想ということだろうと思いますけども、まず議員のご指摘のとおり、事業所との連携が不十分な面があったということは確かに認識いたしております。今後、より一層事業所との連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

そのような中で、利用者や事業者のニーズに沿うためには事業を行う上での環境整備が必要不可欠でございまして、スペースの問題とか人材確保、単価の問題等が重要な今後の課題であるというふうに感じているところでございます。

次に、自立支援協議会の件につきましてでございますが、現在、自立支援協議会は年に1回ないし2回の開催でございまして、相談事例の検証や情報の共有、行政、そして事業所、当事者等の問題提起等に対しまして協議の場となっているところでございます。専門部会として、相談支援事業専門部会、サービス支給量決定基準検討専門部会がございまして。

今年度は、菊池圏域の障がい福祉サービスに関する相談窓口のサービスを提供する事業所を紹介いたしました福祉マップというのを作成いたしております。自立支援協議会の活動としましては、まだまだ課題が多いと認識しているところでございます。

また、来年度からの方向性といたしまして、担当国会議におきまして療育関係の専門部会や就労関係の専門部会の設置を協議しているところでございます。今後も、この協議会の充実を図るために、さらに本市より圏域の方にも働きかけてまいりたいと考えております。

次に、場所の確保につきましては、菊池圏域と熊本県に働きをすべきじゃないかということでございますけれども、圏域の方には、先ほど申し上げましたけれども、三、四年前から担当国会議の中で問題提起を続けてきているところでございます。熊本県の地域振興局の担当者の方も会議に出席されておりますので、県から南部の事業所や養護学校への協議は行われておるところでございますけれども、まだ進展していないというのが実情でございます。今後も県や圏域と相談し、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいセンターのすみ分けについてでございますけれども、現在、ふれあいセンターは4階ございますが、1階と2階が療育センターとデイサービスになっております。3階、4階が高齢者の方たちの支援の別事業を実施しております。

私も実際現場の方に行きましたけれども、確かに三、四階のカラオケの音が結構響いてくるのは事実でございます。今後、充実した療育を進めていくために、現場の利用者の希望、状況も確認した上で、また高齢者支援の関係各課とも協議をしながら、今後の利用方法についての検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 障がいのある方の日中一時支援事業、いわゆる一時預かり事業

のことでございますが、この事業につきましては、先ほど部長の方からもお答えの中にありましたが、3年ほど前に障がい児を抱える親ごさんの方から市長への手紙ということでお便りをいただいたことを記憶をいたしております。夏休みの預かりの受け入れということについて、本当に大変な悩みをお持ちいただいております、何とか預かれるようにしていただきたいと、こんな言葉を手紙の後にご本人とお会いしまして、実感として、これは何とかしなきゃいけないなといった思いを抱いたところであります。

そこで、この現状の把握と何らかの対策をとるようということで担当部署に指示をいたしまして、部長答弁にありましたとおり、圏域南部の事業所への働きかけを行いまして、事業所と利用者の意見を踏まえながら、県の振興局あるいはまた菊池圏域での協議によりまして、ご承知のとおり、平成21年度のモデル的な期間限定の対応とか、あるいは本年度からの通年を通した事業単価の見直しを実施して、何がしかのお力添えにはなったのかなといった感じはするところであります。

しかしながら、その効果につきましては、まだ利用者の皆様方がご指摘のとおり、満足されるようなことにはなっていないと、至っていないという状況を認識しております。

今後につきましては、ただいま答弁にありましたように、圏域南部について何とか施設整備をと、このことについてはご紹介ありましたように、この日中一時支援事業につきまして、県の養護学校の施設の利用だとか、あるいはまた尚実寮跡であるだとか、さらにはまた今のふれあいセンターについては狭過ぎると、そしてまたその目的においてつくられた施設ではないということもありますので、非常に利用者からすれば不満の多い施設ではないのかなと思います。障がい者の方々のための施設ということがないということが一つではないのかなと思うところでありますが、こういったものについては、今後、県並びにこの広域的な南部地域等について、さらにご理解をいただけるように進めていきたいと。環境の整備というものを進めていかなければいけないと、受け入れ体制というものを積極的につくり上げていかなければならないと、このように思います。

障がい者を抱えておられる方々が本当に24時間365日、一息も抜くこともできないという中において、せめて夏休みのときに子どもたちと一緒に触れ合うというのもあるけれども、みずからの時間というものがそこでつくられることが幸いではないのかなと思って、何とか今のご意見を踏まえながら、今後、圏域における利用者、圏域内における障がい者の皆さん方、利用者の立場に立って、バランスのとれた障がい者の受け入れというのができるような地域バランスというものをお互いが考えながらその施設の環境整備に努めていかなければならないと、このように

思っておりますので、今後、関係者との話を進めながら積極的に進めてまいりたいと、このように思います。また、本市におきましても、さらに充実に向けていろんなご意見を聞きながら進めさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５５分

開議　午前１１時０４分

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城　典臣君。

[登壇]

○２番（城　典臣君）　おはようございます。

一番初めに、地域活性化について質問したいと思っておりましたけども、私なりに解決いたしましたので取り下げさせていただきまして、２番目の青少年育成についてから質問いたします。

今、子どもたちが置かれている現状を見ると、生活環境は私たちが子どものころと違って集団で遊ぶことも少なく、ゲームやネット、メールなど、情報のはんらんの中、１人で遊ぶことが多く、人との交わりがない分、精神的にも弱い子どもたちがふえ、非行に走ったり、いじめで大切な命をみずから絶つ子どもたちの報道をよく耳にいたします。私たちも家庭も行政も、いま一度青少年育成を考えると 생각합니다。

そこで、青少年育成に対して、現在、本市の取り組みをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君）　教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君）　青少年の健全育成に対しての市の取り組みということでお答えします。

社会教育団体の一つに青少年育成市民会議という団体があります。主な内容は、市内の小学校、中学校、そして高等学校ごとに行っております夕方のトランペット放送や、青少年健全育成のための座談会でありますミニ集会などがあります。これは、地域の子どものは地域で育てる、これを合い言葉に菊池地区で毎年開催しているものです。本年度は隈府地区において行われております。

また、青少年に生まれ育ったふるさとへの思いと誇りを持ってもらうことを目的に、平成１９年度に菊池ふるさとかるたを作成したところです。子どもたちに本市に残る名所、旧跡、産物、伝説などを学んでもらうために、毎年かるた大会を開催

しております。

そのような活動の中で、特に本年度はライオンズクラブ、社会福祉協議会、社会を明るくする運動菊池市推進委員会の協力のもと、青少年健全育成のための標木300本を作成するべく準備を進めておるところです。標語につきましては、市内小中学校に依頼し、友達のこと、あいさつのこと、あるいは菊池を元気にすることなどを題材にし、合計3,657もの標語が集まっております。これを選定委員にお願いしまして、現在、900まで絞り込みを行っているところです。

標木の作成場所は、JA菊池の協力によりまして、戸崎農協の倉庫を来年3月まで無償で借り受けておるところです。

標木のペンキ塗りについては、市内小学校のPTAの協力によりまして、寒い中ではございますが、8回、日曜日を利用して行う予定にしております。既に、第1回目は12月5日に終了しております。

また、標木に書く文字につきましても、市内の書道グループをお願いしておるところです。

でき上がった標木は、各行政区と小中学校に配布する予定にしております。特に各行政区については、各区長さんに搬入と設置をお願いをしているところです。

このように、今回の標木作成につきまして、各団体の協力によりまして全市的な取り組みとなっているところでございます。

また、社会を明るくする運動菊池市実施委員会では、7月を犯罪や非行防止の強化月間として取り組んでいるところです。その中の大きな柱の一つが、青少年を犯罪から守ることです。保護司会、更生保護女性の会、民生委員児童委員が中心となりまして、街頭啓発を初め、さまざまな啓発活動を行っていただいているところです。

このように、教育委員会としましても、今後とも社会教育団体を初め、各種団体と協力して、青少年の健全育成のための事業を推進してまいりたいと考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、お聞きしますと、さまざまな取り組みをされて心強く思っております。教育への投資は未来への投資と思います。今後も知恵を出し合い、さまざまな取り組みを考えていかなければならないと思っております。子どもたちに、小さなことで悩まず、おおらかな気持ちを持って夢と希望のある未来を創造してもらいたいと思っております。

そんな中、7年ぶりに60億キロの宇宙空間の旅を終えて、ことしの5月に惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還いたしました。その間、燃料漏れ、通信途絶、エンジン故障と、相次いだ致命的なトラブルを乗り越えて、世界初の小惑星イトカワから岩石回収という最終目的を達成いたしました。日本の技術の高さを内外に示しました。その技術は99のさまざまな会社の技術がその中に集約されております。中でも99社の3分の1は、いわゆる町工場の中小企業の技術だとお聞きしております。すばらしいことだと思います。

その「はやぶさ」の帰還カプセル等の展示が全国を回っている年に「はやぶさ」の展示を菊池で開催していただければと、宇宙に思いをはせることで気持ちの余裕、また未来への夢が広がり、青少年育成にもつながるものではないかと考えますが、どのような考えをお持ちか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 小惑星探査機「はやぶさ」帰還カプセル等の展示会につきましては、来年3月までに全国16カ所で開催されることが決定しております。展示品につきましては、「はやぶさ」のカプセル本体や大気圏突入時にカプセルを守った耐熱性のシールドの模型、パラシュートなどであり、もし展示会が開催されますと、宇宙から帰還したカプセルなどの実物を見ることができ、小中高生を含めた市民の皆様にとって、宇宙や宇宙活動あるいは科学技術への理解を深めるすばらしい機会になると思います。

このため、市といたしましては、当初、本年度中の開催を目指し、展示会の開催申請を行ってございましたが、残念ながらできませんでした。しかしながら、再度、平成23年度中の展示会開催の申請を行ってございましたところ、このたび独立行政法人宇宙航空研究開発機構より、本市において展示会を開催したいとの連絡があったところでございます。その時期につきましては、本日の新聞紙上にも掲載をされておりましたとおり、平成24年3月上旬に予定をされていると聞いております。

このようなことから、市といたしましては、ぜひとも展示会を実現したいと考えておりますので、議員の皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 私、ことしの8月ぐらいから市の方に申し入れしまして、どうか展示をしていただけないかということでやっておりましたところ、そういうこと

で決まったということで、きょうの新聞を見まして、よかったなという思いであります。それで、あとはお金もかかることでございますので、どうか議会の皆さんも賛同いただきまして、展示ができるようになればと思っております。

また、夢のある話でもう一つしたいと思えますけど、知人の家へ行った時の話です。娘さんの誕生日にプレゼントが届いておりました。そのプレゼントが、何と月の土地の権利書でありました。月の土地が買えるということを初めて私は知りました。月の写真に赤く点があり、ここがあなたの土地ですと示されているのです。世界の法律、宇宙条約にも国家が所有することは禁止していますが、個人が所有してはならないとは言及されていなかったため、今のところ合法のようです。地球圏外の不動産業者が月の土地を販売しているようです。

ちなみに、火星も金星も土地が買えるようです。夢のある話で、誕生日とかクリスマスに喜ばれているそうです。余談でありましたが、そういうことも載っておりました。

でも、その奥さんいわく、月の土地より地球の土地がよかったなという話もされておりました。でも、日本に15万人ぐらい、もうおられるそうです。

余談でありましたが、どうか「はやぶさ」の展示を一過性のものではなく、未来ある子どもたちへの投資と考えますので、どうか市長、教育長の英断をお願いしたいと思って、市長、教育長のお話をお聞きしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 菊池市では、4年ほど前から菊池市の校長会主催のもとに、子どもたちに夢、そして驚き、そういうものを持ってもらうために「科学の祭典 in 菊池」というものを勤労者体育館で実施しております。少しでも理科離れを防ぐということを目的に、子どもたちにそういった活動をしておりますが、非常に子どもたちが夢を持って、そしてその不思議さを体験しながら、少しでも理科に興味を持っているような活動ですので、これからもまた教育委員会としてもそれを支援していきたいと思っているところです。

先ほどの「はやぶさ」の展示についてお答えしますが、教育委員会としましても、「はやぶさ」展示が本当に実現すれば素晴らしいことだと考えておりますし、それによって宇宙に対する子どもたちの夢も今以上にふくらむと思います。菊池市に「はやぶさ」が来たというだけで、一生の思い出にもつながっていくんじゃないかなと考えているところです。実現の運びとなれば、子どもたちの科学技術への情操教育を初め、さまざまな教育の面でも大変有意義であると考えます。教育委員会としては、全面的に協力をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 城議員の方から大変夢のある話、年末を控えまして、何かしら重苦しい年の瀬になるのかなと思っておったんですが、大変夢のあるお話で、「はやぶさ」がぜひひとつ、再来年になりますけども、来年１年間は新幹線と「はやぶさ」で本当に大きな夢を抱きながら、若い子どもたちが夢を未来につなげるような、そんな１年であってほしいなと思います。

先日、企画部長の方より、この「はやぶさ」につきまして、菊池市での展示ということについて希望するかしないかという話であったんで、もう一も二もなく、ぜひひとつ子どもたちに夢を与えたいという思いで手を上げるようにということで申し上げたところであります。

しかし、先ほど話がありましたように、２２年度、何でもニュース性の高いうちにやりたいと思ったんでありますが、全国の中でほかにも希望がたくさんあって、その中では漏れたと。しかし、２３年度という形におきましては、大体３月の下旬に展示が可能であろうということで聞いておりまして、大いなる期待を抱いております。また、議会の皆様方にもぜひご理解とご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

〔登壇〕

○２番（城 典臣君） 全国の４０カ所で公開という、４０分の２でありますので、熊本で２カ所ということでもありますので、ぜひともお願いしておきたいと思います。

続きまして、次の質問に行きたいと思います。

市営牧場跡地についてお聞きいたします。

今、日本の森林を外国資本が買いあさっているのではないかと報道をよく耳にいたします。かつて日本がバブル期に金に任せて世界の不動産を買いあさったように、現在、中国経済はバブル絶頂期にあることから、中国資本は都心を初め、日本各地を物色しているとのマスコミ報道があります。民間の山の取引では、木材だけ欲しいのに、山ぐるみでないと売らないという人は多く、木材を搬出した後に植林をせず放置され、山が荒れていることが起きております。

また、転売でどんな業者が手を出すかわかりません。森林取引に中国資本が裏で手を回し、表に出ない、出なければ実態把握が難しいのではないかと考えます。もしわかった場合、今ある市の条例、また法律等でとめたり、指導ができるのか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 城議員のご質問にお答えいたします。

海外資本の山林買い付けにつきましては、北海道及び長崎県の離島等の事例が新聞報道等に出ておりましたので話題になっておりますが、菊池市における海外資本による売買実態の把握につきましては、現在できておらないところでございます。

熊本県より、外国資本による土地、立木の買い付けについての調査依頼があっておりますが、その際調査した中では、立木の買い付け希望はあったということを知っておりますが、取引は成立しなかったと聞いておりますので、その旨を報告しております。

なお、山林につきましては個人間の土地売買等につきましては、法的制限がない状況でございまして、また条例等もございません。そういうことで、国・県におきましても同様の解釈でございます。

今後は、実態調査及び確認の方法等につきまして、国、県、森林組合や林業関係者などから情報収集しながら調査を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） そこで、お聞きいたしますが、旧市営牧場跡地の現在の所有者が、もし中国資本に売却でもしたら、また私たち地元の大きな問題の火種になってしまいます。私の耳にも現在持っている業者の話として、背に腹はかえられないといった話が聞こえてまいります。

市は、菊池市木護区に昭和43年、第1次構造改善事業として、畜産振興のため国から土地を借用、昭和52年、国から菊池市へ所有権を移転し、牧場経営をしましたが、昭和58年、牧場経営を休止したことから、当該地約51ヘクタールは旧市営牧場跡地となっていました。このため、昭和63年4月、市は福岡県在住のK氏に当該地を売却することとなり、その際、地元区長会の要請により市議会の議決を得て、当時の市長とK氏の間で土地売買契約書が締結され、地元は平穏な日々を送ってきました。

しかし、当該地の福岡県在住のK氏から日本ハム及び日本ホワイトファームの資本を受けた熊本の養鶏業者コスモチキンに転売され、大規模養鶏場建設が計画されたとの情報を察知した水迫区長は、平成18年4月以降、市に対し、土地売買契約に採草牧地としての用途変更及び土地譲渡を行う場合は、地元区長の了解を得なければならないと明記しているにもかかわらず、何の了承もない中で大規模養鶏場は

いかにと再三にわたり要請を行ってきました。

そして、平成18年11月、大規模養鶏場に対する水迫地区住民の会が結成され、地元住民はもとより菊池市民全体を巻き込んだすさまじい反対運動により、日本ハム並びに日本ホワイトファームが撤去を表明したことから、大規模養鶏場の建設は中止となりました。

しかし、住民の会としては、当該地はもとより、菊池市のいずれの地においても二度とこのような問題が発生しないために、菊池市環境基本条例の制定と旧市営牧場跡地を再度菊池市が買い戻し、市民の森とするなど、環境に優しい跡地利用を行うよう、粘り強く菊池市に求めてきました。

その結果、平成20年8月6日、市による第6回説明会において福村市長は、当該地につきましては、現在、係争中であり、行方を見守らなければなりません、土地売買契約書第15条、買い戻しを遵守することとし、菊池市環境基本条例に基づき、地域環境に配慮した土地利用を図れるよう最善の努力をいたしますとの回答を文書にて行われました。住民の会は、この回答により約2年に及ぶ大規模養鶏場建設反対の戦いを終結し、市との関係の正常化を図り、市と養鶏場との紛争の行方を見守ってきました。そして、今日、この係争の一定の終息を図られたと聞いております。したがって、福村市長は住民の会との約束を守り、直ちに市が責任を持って買い戻す措置を講じるよう要請いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 旧市営牧場跡地の買い戻しに関する経過についてご説明をいたします。

大規模養鶏場建設に伴います損害賠償等請求事件、いわゆる通称コスモチキン裁判につきましては、熊本地方裁判所山鹿支部において判決が出されました。しかし、コスモチキンは1審の判決内容を不服といたしまして福岡高等裁判所に控訴いたしました。その審議の中でコスモチキンから菊池市に対して買い戻しを含めた和解の可能性について上申書が提出されました。このことから、福岡高裁より菊池市に対して、買い戻しの可能性について確認がされたところでございます。

菊池市といたしましては、当初の相手方である大野城市のK氏となれば土地売買契約書の第15条に買い戻しの条項があることから買い戻しの可能性は考えられるが、コスモチキンからの買い戻しの可能性はないと回答したものでございます。

以上のことから、菊池市といたしましては、当該土地をコスモチキンから買い戻すことは考えておりません。現在、旧市営牧場跡地はコスモチキンの所有となっておりますことから、地元住民の方々のご心配も十分に理解できますが、行方を見守る

以外にはありませんので、菊池市環境基本条例に基づきまして、地域環境に配慮した土地利用が図られますよう、最善の努力を行いたいと考えております。

また、旧市営牧場跡地につきましては、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において用途を採草放牧地といたしております。他の用途としての利用や施設の建設の場合は、用途の変更や農用地区域からの除外の手続を必要といたしますので、これらの農振制度に基づいて対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） それでは、じゃあ昭和63年4月の高木市長と福岡県大野城市K氏との土地売買契約書第11条用途指定には、K氏土地を採草牧地並びに樹木育成の用途に供さなければならない。第14条土地の譲渡等の禁止には、K氏は土地を第三者に譲渡し、担保に供し、もしくは事実上の処分をし、また第三者の使用もしくは収益に供してはならない。ただし、あらかじめ甲、市ですね、並びに地元水迫地区区長会の手承を得た場合はその限りではない。第15条買い戻しには、K氏が第11条並びに第14条に違反したときは、土地、売買土地を買い戻すことができるとなっています。

K氏は市並びに地元水迫地区区長会に一切の説明もない中で、鹿本町のコスモチキンに売却したわけでありますので、売買契約第14条に違反するため、第15条による市はK氏から当該地を買い戻しができるわけであります。したがって、コスモチキンとの裁判闘争の経過からして、直接コスモチキンから買い戻すことが困難であるならば、一度K氏にコスモチキンより買い戻させ、そしてK氏より市が買い戻すワンクッションを置いた対応をとればいいのかではありませんか。

いずれにしても、第11条からして、同地は採草牧地あるいは樹木育林にしか使用できないわけでありますので、直ちにK氏へコスモチキンより買い戻しを働きかけを行い、その後、市が買い取り、広葉樹を植林するなど、環境に配慮した土地利用を図るほか、選択の余地はありません。

市長もご存じのとおり、大規模養鶏場反対問題は2年間に及ぶ地元住民と市行政の間に大きな溝を生むこととなりました。住民と行政がこのような事態に至ることは極めて嘆かわしいことではないでしょうか。再び地元住民と市が反目し合うような事態に陥らないためにも、この売買契約書並びに平成20年8月6日付菊総第169号、旧市営牧場跡地に至る大規模養鶏場建設問題についてを励行し、直ちに同地を買い戻す措置を講じるよう強く求めます。市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） K氏の方に売買をされておりますが、K氏との売買契約を破棄して、そして市の方が買い戻すと、そのことができないということであれば、今のコスモチキンが現有しております土地についてK氏に買い戻しをしてもらって、それをまた市が買うと、そういったお話であったかなと思います。

市とこのK氏との契約というのは、今、先ほど、手元にございませんですけども、高木市長の当時において売買された条文を読まれましたけども、その契約の内容というのは、少なくとも今の採草放牧地ということで利用するということで、土地の利用目的というのを定めて、これに反することがあれば契約を無効とするということであったろうと思います。ですから、現実問題として、その採草放牧地として利用するということを前提としてK氏がコスモチキンに販売されたのではないのかなと思いますが、現実はこの養鶏場の建設に着手しようとしたということで申し立てをやりまして、それが建設ができなくなったということで、今後、K氏とコスモチキンの売買の中におきまして、もともと菊池市とK氏との契約の内容に基づいた一定の使用制限を課せられた中で、コスモチキンさんがそれを保有し、利用すると、採草放牧地ということで利用するということであれば、これについては市がとやかく言うものではないと思います。

ただ、それ以外のものに使おうとすれば、用途が違ふということにおいて、それは市の方としてはできないということで、それをしようとするば買い戻しということになります。コスモチキンさんに対して、そのことの事由がわかった上でK氏の方は売買され、コスモチキンさんもそれを今回の裁判の中で十分認識をされていると思いますので、これに反するような土地の利用というのは考えられないし、また第三者に対する売買というのは、ほかに売買をしようとしても、その売買に制限が課されているということを十分おわかりになっているので、それはあり得ないんじゃないかなと。

ただ、言いかえれば、土地利用がもうないということであれば、この裁判の中でも買い戻しに対しては応じるというK氏さんのお話があつていたんで、それに基づいてコスモチキンはK氏さんにそれを買い戻しをお願いするというのが一つの手段ではないのかなと。そのことがあれば、その後このK氏の方から菊池市の方に買い戻しが求められれば、それには応じるということになると、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） いずれにしても、地元としましてはもう長年にわたっていろんな問題で今までも大変悩んできたところでございますが、またこの問題が出たりすれば、物すごくみんなでもた闘争をやらなくちゃいけないということになりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、市道整備についてお尋ねいたします。

市道古川堂床線の改良についてお聞きいたします。

市道沿いには、わらび学園、一番奥には菊池少年自然の家があり、隣接にはゴルフ場、また板井原地区の皆さんが住んでおられます。国道より市道へ入れば、道幅が狭く、離合するのもままならず、ゴルフ場の行き帰りは何台もの車が通っております。危険きわまりない状況であります。

また、指定管理者制度の導入により、少年自然の家はNPO法人の運営にかわり、以前より利用者がふえ、県内はもとより県外を含む遠方よりかなりの利用者がおられます。利用者はマイクロバスや大型バスで来られることが多く、狭いので大変苦労されているようです。特に、国道より市道へ入るところが急な上り坂で、急な左カーブを通行しなければならず、また大きな段差で立ち往生した大型バスなど、私自身見たことがございます。せっかくのいい施設があるのに、アクセスの悪さを職員の方々も嘆いておられました。どうか一刻も早く改良していただけないかとお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

市道古川堂床線は、国道387号の重味字新村を起点としまして、原字堂床を終点とする延長3,145メートルの道路であります。利用状況としましては、今、議員さんおっしゃいましたように、民家6軒、ゴルフ場、熊本県立菊池少年自然の家、社会福祉法人施設わらび学園等があり、また果樹園への農作業道路としても重要な路線でございます。

平成14年度より国道387号から600メートルの改良計画を立てまして、起点側の古川兵戸井手改修及び国道との交差点協議等の関係がある80メートルを除く延長520メートルにおいて用地交渉を行っておりますが、現在まで12筆中5筆の買収を終え、残りの未同意の土地についてはご理解がいただけるよう努力してまいりたいと考えてところでございます。

また、国道387号交差点であります。交差点設計協議及び古川兵戸井手管理委員会との協議において、用水路と道路が立体交差するため、道路の高さを上げる必要があります。国道387号との取り付け位置の変更が必要で、協議結果によっては

家屋等の移転交渉が考慮されるために、５２０メートル計画区間すべての用地同意を得た時点で、交差点箇所の計画及び用地交渉を行う計画でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○２番（城 典臣君） それから、この市道は少年自然の家で行きどまりになっております。これを鉾の甲方面へ抜ける道を通す考えはないか、お聞きしたいと思います。そうすれば、職員の方々の話では、その道を抜ければ一方通行にできて安全に通行できるのですがと語っておられました。市道を通す考えはないか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再質問にお答えいたします。

本路線終点部分の市道の認定につきましては、認定条件により集落間を結ぶ道路として決定しており、終点から先、終点から先といいますのは少年自然の家から先ということでございますが、の整備につきましては現在のところ計画はございません。

現地の利用状況を見てみますと、少年自然の家を利用する子どもたちが研修生活の一環として市道観音岳線と国道３８７号との交差点までの約１キロ程度の里道を利用して研修活動を行っている状況でございます。延伸区間の整備計画につきましては、新市建設計画にある路線整備を現在優先的に行っておりますので、その後の計画路線として考えていかなければならないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○２番（城 典臣君） 考えがないということでありますけども、それではお聞きしましたところでは、買収が終わっているところもございますので、買収が終わっているところから順次改良していただくことはできないか、また一番急がなくてはならないのは国道より市道へ入るところの改良でございます。どうか早く改良をしていただき、安全に通行でき、地元の皆さんや施設が有効に使われますよう、市として配慮するためにも早期の改良をお願いしたいと思います。最後に、市長のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 安心・安全な道路を維持する、あるいは管理することが行政の大きな責務でありますけれども、これを実現するためには地域の住民の皆様の協力が必要でございます。また、事業実施へのご理解と、さらにはまた用地に対する協力というものの不可欠なものがあります。

当該事業の用地確保ができた箇所は、国道３８７号より１２０メートル地点、それから約１００メートルの区間が用地確保ができていますということでございます。この区間の工事は、工事、要するに用地取得ができていますから、工事としては可能ではあります。しかし、入り口が交差点改良ができなければ、そちらの方が、この奥を広げても効果がないということだろうと思います。この区間の工事だけは可能ですけれども、３８７号と、この計画終点までの高低差というのが非常に、ご案内のとおりあるということで、約５０メートル近く、４７メートルほど勾配が急であるということで、途中で取りつけを行いましても効果が発揮できないという状況にあると、このように考えております。

また、国道３８７号線のがっくりと曲がっております交差点の着手でありますけれども、先ほど建設部長の方がお答えしました理由も含めまして、これだけの施工では極めて効果が発揮できないということで、用地買収、５２０メートルの区間というもののすべてが用地の同意を得て、その上で交差点というものを改良すると、計画に入ると、交渉に入るということをやらなければ、交差点だけやっても、結果的には、入るのは入れるけども、先の方が狭くてできないということになりますんで、５２０メートルの計画区間については、すべて用地買収が終わって、その後この交差点箇所の計画及び交渉に入ると、このように今ご理解をいただきたいと思えます。

加えて、用地交渉というのには極めて地元の皆さん方のご理解とご協力が必要でありますので、地元議員といたしまして城議員のまたご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

休憩 午前１１時４６分

開議 午後 零時５６分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 皆さん、こんにちは。

議員になりまして2期目を迎え、この4年半でさまざまな先進地を研修させていただきました。すべて自分の血肉になり、財産となっていますことに、まずもって深く感謝しております。

研修に行って感じたことに幾つかの共通点があります。一つは、地域おこしに成功した地域は最初から恵まれた地域ではなかったということです。二つ目に、一朝一夕にできたのではなく、試行錯誤の上、数年かけて地道な努力が実ったということです。例えば高知県の馬路村は、人口1,065人で96%が森林という地域で、昔から畑に植えてあったユズが成功し、年間33億円の売り上げを出しております。

この高知は、ことし大変話題になりました人物で坂本龍馬、また三菱の創始者であります岩崎弥太郎氏の出身地でもあります。彼の生き方、1人の持つ情熱、信念が人を動かし、時代を変えた生き方に私も大変感動しております。大きな転換期には、みんなではなく、1人が大切だということです。だれかではなく、自分がという精神に立てば必ず道は開けると思います。市長が、職員が、議員が、市民が1人立てばいいのです。研修に行って得たものを菊池市のためにどのように返していかれるかということを常々考えております。今回の一般質問も研修を踏まえての質問になります。

まず最初に、地域活性化ということで、初めに菊池市の地域活性化に関する質問をいたします。

九州新幹線開業に関して、前回、隈部議員がさまざまな角度から質問をされました。観光戦略について、平成17年より民間、行政の共同による新幹線プロジェクトを設置し、さまざまな取り組みをされておられることは前回説明がありました。

今、全国各地でも全線開業に夢と期待を持って企画運営されているところでございます。菊池市は、豊かな温泉を軸にして、風光明媚な自然、そして特産物、文化を最大にアピールしていくことは当然ですが、玉名市、山鹿市、菊池市の3市の協力が不可欠だと思います。3本の矢という毛利元就の逸話がありますが、1本の矢では折れてしまうが、3本の矢になると折れないというふうに、3市の先頭に立つ市長が力を合わせて、ぜひ先頭に立ってこのプロジェクトを大成功させていただきたいと思います。

いよいよ平成23年全線開業目前となります。現状及びその後の進捗状況を質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 泉田議員の地域活性化についてということでご質問でござ

いますので、答弁をさせていただきます。

菊池川流域の取り組みにつきましては、玉名市、山鹿市、菊池市の温泉組合や観光協界など、民間の組織が連携し、菊池川温泉郷づくり協議会を結成。その中に、国、県、市がオブザーバーで参加し、広域の観光地づくりに取り組んでいるところでございます。

来年3月12日の九州新幹線全線開業に向け、菊池川流域の各施設のクーポンを利用した夢クーポンや各温泉施設の共通入浴券、湯クーポンなど、新たな商品開発を行ったところでございます。この湯クーポンは、菊池川流域の豊富な観光資源である温泉を生かし、玉名市、山鹿市、菊池市の加盟温泉施設で共通して使用できるものでございます。

また、協議会事業の中で観光ボランティアガイドの育成につきましては、各地域のボランティアガイドとの交流によりよい刺激となるとともに、ガイド同士の連携が図れるよう研修会を実施しております。

また、玉名市、山鹿市、熊本市植木町、菊池市で結成する熊本県北観光協議会では、地域の観光資源を生かしたDVDを作成し、観光マーケット等で上映したり、観光と物産展等に参加し、大阪、広島などの関西・中国圏並びに福岡等へ向けたPRを行っているところでございます。

次に、菊池川流域の長と学識経験者で結成します菊池川流域連携懇談会では、菊池川の豊かな大地の恵みを再確認し、地元の特産物を使った商品を紹介する菊池川温泉郷味まつりを各市を巡回しながら年1回開催しておりまして、清流にはぐくまれたおいしい菊池川流域の味を発信しているところでございます。

今後は、関係自治体や観光関係団体等と連携しながら、広域的な観光宣伝の充実を図り、観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） さまざまな角度から、また3市で協力してやっておられるということがわかりました。

その中で何点か質問をさせていただきます。

まず1点目に、12月2日付の熊日新聞に熊本駅から菊池市までの特急バス運行計画が載っておりました。50ある停留所のうち数カ所に絞って停車させ、通常1時間20分かかるところを1時間程度に短縮するということが書かれておりました。画期的なことだと思っております。欠損が生じた場合は穴埋めを市が負担ということですが、もう少し詳しく特急バスについてわかれば教えていただきたいと思います。

す。

2点目は、新幹線玉名駅から菊池市の交通アクセスの計画についてでございます。

現在、玉名から菊池に至るためには、山鹿で乗りかえなければならないということだと思います。菊池に流れをつくるために、直接バスが不可欠です。また、レンタカー等も有効であると考えますが、玉名、菊池間の計画があるか、お聞きします。

3点目に、外国人観光客に対する受入体制についてですが、例えば直接直通のバスができた場合、バスの中での外国語音声観光案内、DVD等ですね、ということ。

また、東京の秋葉原は外国人が最も多く買い物に行くところでございますが、ある店では1店舗で10数カ国語をしゃべれる従業員を置いて対応しているそうです。外国人が安心して滞在できる環境づくりは必要ですが、何か計画が菊池市ではありますでしょうか。

4点目に、他県からの誘致案内についてです。他県へのアピール、宣伝はどのようなになっているか、お尋ねします。

5点目に、イベントとして当地グルメコンテストの開催について。

今、全国でB級グルメが地域おこしに一役買っている報道をよく目にします。私も研修で地域おこしの先進地に行かせていただきました。岡山県津山市では、ホルモンうどんを前面に押し出して市のPRをしておられました。私も早速駅前のホルモンうどんを食べましたが、ホルモンうどんが850円という、何かB級ではなかったような気がしますけれども、そういうようなことですが、とにかく経済効果がすごいということでございます。津山市はもともと牛肉の有名なところで、人が集まる場所では必ずバーベキューなど、牛肉を食べる食文化があり、その流れでホルモンうどんが定番になったそうです。

津山市の職員が言っておりましたが、こうするという成功例はないんですけれども、しかしアドバイスはできますと。その中で5点ほど言われました。補助金に頼りすぎない方がよいと。2番目に、商品売るのではなく、地域の特色を売らんと。3番目に、新商品よりももともとある地域商品を掘り起こす。地域の昔からの宝というものを掘り起こせということだと思います。4番目に、無理をせず小さなことから始める。最後に、5番目にこれからの市町村は1点突破、1点集中がよいということです。余りいろいろ考えないで、まず小さいところから1点突破でやっていったらどうだというようなご提言がありました。

現在、菊池市商工会が「米ー1グランプリ2010 in 菊池」を今月20日まで開催しておられます。米どころ菊池をアピールし、地域の活性化につなげるという目的で、大変すばらしいことだと考えております。これを起爆剤として、米だけでなく、菊池市においてはほかにもすばらしい食文化があります。日本一の米はもち

ろん、日本一の酪農、シイタケ、ヤーコン、メロン、水田ゴボウ等々、このようなものがある食材を生かした当地グルメを発掘するべきだと考えます。ご当地グルメコンテストまたはB級グルメコンテストを開催する考えがあるか、5番目に最後のお尋ねをします。

以上、5点です。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 泉田議員の地域活性化についての中で、まず熊本駅からの直行バスについて答弁を申し上げます。

熊本駅から菊池温泉を結ぶ特急バスの運行が計画されておりますが、しかしまだ新幹線ダイヤが未発表でございますので、運行時間帯等の調整がなされておられません。所要時間は、言われましたように、通常1時間20分かかるところを1時間程度に短縮される計画でございます。

そこで、この運行時間を利用いたしまして、バスの中でDVDを使い、自然豊かな菊池溪谷等の観光地や良質の温泉、歴史及びイベント等の情報提供につきまして、これにつきましては外国語での案内もする計画でございますが、情報提供を行っていきたいと考えているところでございます。

それから、新玉名駅からの交通アクセスにつきましては、熊本県が旅行商品造成業務を委託しております株式会社観光販売システムズが旅行会社と連携し、旅行商品造成システムに対応することを可能とした山鹿温泉、菊池温泉号を運行しております。このバスは玉名駅、新幹線開通後は新玉名駅でございますが、から観光地の鞠智城を經由し、菊池温泉へと1日2往復運行されておまして、一般の路線バスとは異なり、新幹線を利用した宿泊とパックで利用できるものでありまして、確実な乗客の利用が期待できるという利点がございます。さらに、玉名市では九州新幹線の全線開通に伴いまして、周辺にレンタカー会社の誘致を予定されているものでございます。

また、先ほど言いました特急バスを利用してお訪れられましたお客様を対象としまして、特典が得られるような商品の開発を関係団体と協議してまいりたいと考えております。さらに、観光名所でございます菊池溪谷内の売店を本市の観光情報発信施設と位置づけまして、まちなかへの回遊や宿泊客の増加につなげたいと考えておるところでございます。

なお、B級グルメイベントの開催につきましては、既存のイベントとの調整もございますが、菊池につきましてはご存じのように畜産が基幹産業の、農業が基幹産業の市でございます。そういうことでございまして、今後の観光振興あるいは菊池

市のブランドの確立という点から、今後の重要な検討課題の一つとしてさせていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） さまざまな角度から考えておられるということがわかりました。

先ほどの答弁の中で、レンタカーの件については、玉名はやっているということでしたけども、菊池はまだ計画がなされていないということですので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、この決意を込めて市長に、3本の矢じゃないですけども、ご決意を聞かせていただきまして、よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 決意につきましては、ただいま部長の方からお答えをいたしましたように、それぞれに地域性というのもあるかと思います。ただ、やはり新幹線玉名駅が全線開通して就航するということになっておりますので、これについては想定の中で、これまで菊池川流域が連盟、連携をしながらこの温泉業を生かしていこうということでもありますし、そのことは民間主導型の中において、我々首長といたしましても国交省、あるいはまた県と協議をしながら進めてまいっておりますが、今後さらにこの新幹線が現実のものとして目の前に来ておりますので、どういったことで最終的に取り組んでいくのかといったことが煮詰められていくんではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、その恩恵を受けられるように、菊池の方でもその受け皿というものを十分つくっていかねばなりませんし、また道路の整備、交通網の整備、そういったものを盛んに今から取り組んでいく必要があると。ただ単なる一過性の新幹線ということにならないように、中長期的な視点に立って整備を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは、農業の取り組みについて、2番目の質問をさせていただきます。

日本の農業は、今、大変な状況にあります。40％台にとどまる低い食料自給率、人口の3％に満たない農家が日本の食料の大半を支え、かつ農家の高齢化と、また

農業人口の減少と、幾多の難問を抱えております。

農水省統計によれば、日本の農業就業人口は毎年10数万人ずつ減り続けており、平成20年で298万人、このうち約半数の140万人は70歳以上の高齢者が占めております。菅首相は、日本の農業の自給率を40%から50%に上げると言いながら、TPPへの参加をしようとしております。もし日本がTPPに参加し、農業分野の関税が撤廃されれば、農林水産省の予測では、自給率は14%まで落ち込むと言われております。

熊本県では、1,147億円の農業産出額が喪失すると言われております。菅首相が言うような日本の農業の再生とTPPの両立はできないと憤慨しております。私もTPPには断固反対です。熊本県農協青壮年部協議会でも、TPPの加入は安い農産物の流入をもたらし、国内の農業を破壊させかねない。十分な対策がなされなければ加入すべきではないという意見がほとんどでした。

現在、全国で道の駅やJAによる地産地消販売等が賑わっておりますけれども、地産地消という言葉が国民に浸透してきております。新鮮、安全、安心を求めたものです。しかし、TPPに参加すれば、菊池の農業も打撃を受けることは間違いありません。

昨年、熊本県はくまもと地産地消推進県民条例を制定しました。その第1条の中に、この条例は県並びに市町村、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより実現を図っていくこととあります。まず初めに、このくまもと地産地消の条例を踏まえて、菊池市として地産地消の対応及び連携をどのようにやっているか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 泉田議員の地産地消への取り組み状況はということでございます。

地産地消に対する本市のこれまでの取り組みとしましては、市内の各物産館設立以来、生産者組織、加工グループと連携した地産地消の取り組みや、学校給食等への食材供給などを継続してきたほか、熊本県の計画のもと、菊池地域振興局、近隣市町と連携した取り組みも進めてまいりました。

平成19年度までの熊本県元気人気くまもと農業運動の展開の中で、菊池地域振興局に管内市町を含めた菊池地域推進本部を設け、くまもと食・農ルネサンスの推進として、地元誘致企業食堂への地元食材提供について品目数の拡大を図るとともに、企業単身赴任者を対象とした男の料理教室の開催のほか、一般消費者を対象に健康診断とあわせた食事提供のイベント、食の安全・安心健康フェスタを開催し、

新たな地産地消の展開と食・農の理解促進を図ってまいりました。

平成20年度からは新たにくまもと農・林・水「夢」挑戦事業が始まり、先ほど議員によりご紹介いただきましたように、平成21年3月には本県における農林水産業の持続的な発展及び豊かな県民生活の実現を図ることを目的に、くまもと地産地消推進県民条例が策定され、県は地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが明記されました。

熊本農林水産品魅力づくりとして、県産品の認知度向上と市場で優位に取引されるような熊本ブランドづくりの確立に向けた取り組み、地産地消の推進として地産地消協力店の指定、地産地消サイトの運営、食の名人による食文化継承活動の推進などが計画され、引き続き県及び関係市町と連携した対応を行ってまいります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） さまざまな取り組みをされていることですが、菊池市は基幹産業が農業であります。そこで、菊池市の農業を守るために、菊池市として地産地消を推進する条例をつくる考えがあるか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 食の安全と消費者の信頼を確保するための取り組みが推進されてきた一方で、近年の食品に対する不祥事など、食の安全が大きく損なわれており、品質や安全・安心といった消費者ニーズにかなう生産供給体制への転換や地産地消の取り組みが重要視されております。

本県では、野菜など、県内の大手市場での県産品の取り扱いも市況の高い都会に向け、大量に農産物を供給している体制が構築されている面もあり、県内へ供給を向けるためには流通体制や売上の向上につながる体制など、全体的な体制の構築が新たに必要ではないかと考えております。

くまもと地産地消推進県民条例という県、市町村、生産者、事業者及び県民それぞれの役割が明記された条例が県レベルで制定されましたので、現段階では本市での条例化の考えはございませんが、本市におきましてもJA部会や農産物出荷者組織による生産段階における減農薬・減化学肥料の取り組みから、市内物産館、直売所での顔の見える安全・安心農産物の販売による地産地消の取り組みを継続して推進するとともに、先ほどお答えいたしました県、近隣市町と連携した地産地消の取り組みにつきましても、引き続き協調しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは、心の健康について、3番目の質問をさせていただきます。

昨今、認知症の方はもちろん、認知症の方を取り巻くご家族のご苦勞が社会問題になっております。人生50年と言われていた時代には、短命ということもあり、認知症の方はほとんどいなかったということですが、食料事情や医療が発達したがゆえに長寿社会となり、それ自体は大変すばらしいことですが、長寿になるに伴って認知症がふえたという現象があります。

菊池市においては、認知症の方の行方がわからなくなったという通報もよくあり、また発見されたときには亡くなられていたということもありました。また、他市では認知症の妻を介護する高齢の夫が、生活に疲れて無理心中したりという悲惨な事件が後を絶ちません。

菊池市においては、認知症サポーター養成講座が活発に行われております。私もこの講座を受けた1人であります。とてもためになりました。私たち一人一人がまず認知症について正しく知り、偏見を持たないということが大切ではないでしょうか。また、認知症の方やそのご家族に対しての見守り、言葉かけなど、勉強する必要があります。癒しの里菊池という点から、さらに多くの市民が真のサポーターになれるように働きかけるようお願いしたいと思います。

まず1点目として、本市におきまして認知症の現状と対策についてお聞きします。

2点目は、うつ病についてです。

最も大変な社会問題になっています。経済社会構造の変化を背景に、増加し続けるうつ病患者は、厚生労働省によると、その数は推計250万人と言われ、自殺との関係も懸念されております。一般的にうつ病とは、強い憂うつ感にさいなまれ、生きる意欲や生活への張りが出ない精神状態が続く症状を示します。眠れない、疲れやすい、食欲がない等、身体的な症状が出るのも特徴で、その原因はストレスをきっかけにうつ症状が出てくる場合が多いとされております。

公明党は、2008年、党内にうつ対策ワーキングチームを設置し、総合うつ対策をまとめ、政府に申し入れました。その内容は、薬物療法と認知行動療法を併用して普及するというもので、今年度、認知行動療法が健康保険の適用となりました。

本市において、うつ病の現状と対策についてお尋ねします。

以上、2点についてお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） お答えいたします。

現在、全国的に少子・高齢化と言われまして久しくなるわけでございますけども、昨今の高齢者を取り巻く諸問題、特に高齢者への虐待、それから消費者被害などの犠牲となりますのは大半が認知症の疾患の高齢者のようでございます。また、認知症高齢者の方が徘徊され、帰り道がわからず、ご本人はもとよりご家族や地域の方たちが心配いただくケースも少なくはございません。

そこで、本市におきましては、地域包括支援センターが昨年度から２年間、県の認知症モデル事業の指定を受けまして、市民の皆様が認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を支えていただくためのいろんな事業に取り組んでいるところでございます。

その中の一つが、今、議員申されました認知症サポーター養成講座の開催でございます。この講座は、平成１９年度より、一般の市民はもとより、警察署あるいは消防署、郵便局などの事業所に１００カ所出向き、現在４，２００名のサポーターが誕生しております。また、地域の多くの人たちが、各自がそれぞれにできる範囲で認知症の人やその家族への支えになっていただき、お互いが支え合える地域の力を発揮してもらうことを目的といたしまして、認知症地域見守り協力者や認知症になっても安心して買い物ができる店舗や事業所を募っているところでございます。

また、うつ病に関しましては、気分障がいの一つと言われているものでございまして、気分のコントロールができずに日常生活に支障を来す病気の総称でございます。症状は、気持ちの落ち込みや意欲が出ない、また考えがまとまらないなどの精神症状と、眠れない、疲れやすいなどの身体症状が見られますけれども、なかなか診断がつきにくいのが現状でございます。発生の頻度は人口の３％から５％とされておりまして、ほかの病名で治療されている方も多く、実態の把握はなかなか難しいものがございます。

平成２１年度の国民健康保険の疾病分類統計によりますと、躁うつ病を含む気分障がいを受診をされた方が約３００人、被保険者の約２％になっております。また、２１年度の自殺者が全国で約３万４，０００人ということでございますけども、急増しているということでございますが、その中でうつ病等を含めました健康問題が動機になっているというものが約１万６，０００人いらっしゃいまして、約半数になっております。対策が問われているところでございます。

また、出産後の母親に対しまして、産後うつ病対策として熊本県母親の心のケア推進事業として、産婦人科医院との連携システムが構築をされております。本市におきましては、出産された方全員に２カ月以内に家庭訪問をいたしまして、早期発

見と母親の心の健康づくりの支援に努めているところでございます。また、乳幼児健診等の機会を活用し、心の健康に配慮をしておりますし、また一般の方につきましては、定例の健康相談を初め、随時の相談をお受けいたしております。また、広報誌等による情報提供も行っているところでございます。

さらに、菊池保健所におきましても相談窓口を設置して相談に対応していらっしゃるということでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 菊池市でもさまざまに活動されておられますけれども、菊池市で昨年亡くなられたというか、自殺されたということをお聞きしたのが管内で、菊池市管内ですね、99人と伺っております。非常に多い数だと思っております。全国では3万4,000人と先ほど言われました。そういう中で、やはりこのうつについて非常に考えていかななくてはいけない問題だと思います。

それでは、再質問させていただきますけれども、認知症の不安を抱える高齢者や認知症介護に当たる家族は言いようのない不安や悲しみがあります。最初はだれにも言えないという声を聞きました。ご家族の方がストレスを抱え、大変な思いをされています。どこに相談したらいいかわからないという方もおられます。愚痴の一つでも聞いてもらえれば楽になるという方もいらっしゃいます。そんなとき、身近にいるサポーターが話を聞く、見守ることができればと思っております。

県では、相談窓口として認知症コールセンターなるものが設置され、多く利用されているようですが、熊本県、また菊池市において取り組みはどうか、伺います。

もう1点、うつ病治療については、専門的知識の持つ医療の分野ですが、認知症サポーターと同じく、うつ病サポーターなるものがあっていいのではないかと考えております。回復には、本人の取り組みだけでなく、周囲の方の病気への正しい理解や適切な対応、応援が大切です。無理解なために、怠けているとか、現実から逃げているだけとか、気持ちの持ちようなどと言ってしまうことが、本人につらい思いをさせることで病気を悪化させてしまうからであります。

接し方のポイントとして4点挙げられますけれども、一つ、日常生活の負担を軽減してあげる。2番目に、周りが回復を焦らない。3番目に、安易な励ましは避ける。4番目に、場合によっては受診に付き添い、医師から接し方の注意点を聞くということが挙げられます。認知症とうつ病は異質なものではありませんが、サポーター養成講座と一体化したコールセンターのようなものが設置されないか、お尋ねし

ます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 今、議員がお話ございましたように、熊本県におきまして認知症に対する悩みや心配事の相談窓口として、認知症ホットコールと称し、熊本県認知症コールセンターを開設しています。また、認知症の早期発見、早期対応につながるよう、県内7カ所に認知症疾患医療センターを設け、専門医や相談医を配置した対応を行っております。

本市におきましても、サポーター養成講座や認知症講演会などの場におきまして、このホットコールや認知症疾患医療センターの啓発を行っているところでございます。また、日常的には、生きがい推進課内にあります地域包括支援センターで相談を受け付けております。さらに、認知症や介護予防のまちかど相談室として、立町の三木誠文堂跡地のよっこい処において、お達者相談室を毎月第2火曜日の10時から3時まで開設をいたしております。

今後も、このような認知症の人やそのご家族を住みなれた地域で支えるための人づくり、地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、うつ病も生活習慣病と同様に、早期発見、早期治療が原則でございますので、より多くの方々に病気について正しく理解していただくことが大切かと思えます。今後は、病気を正しく理解していただくために、広報誌やホームページによる情報提供と地域の各種団体や組織に対する講座の開催等による啓発に努めてまいりたいと考えております。あわせまして、現在行っております健康相談事業が身近な相談窓口になるように事業の周知を図っていききたいと考えております。

認知症とうつ病につきまして、一体となった対策はどうかという提案をいただきましたけれども、認知症の症状の一つとしてうつ症状が出現することも多く、同じような病気として考えられますけれども、うつ病は気分、すなわち心の病気でありまして、認知症は脳の病気と言われております。また、発病の時期も一般的に認知症は中高齢者に発症しやすいと言われますが、うつ病は年齢的な特徴はないようでございます。

このように、性質が異なる病気に対しまして同じように対応することは課題も多いかと思われますけれども、コールセンター等も含めまして、効果的な施策につきまして関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 認知症については非常に頑張っておられます。また、うつ病についても、ぜひ力を入れて考えていただきたいと思います。と思っています。

次に、社会資本整備総合交付金事業、まちづくり交付金と以前は言っておりましたけど、それについて質問させていただきます。

孔子公園再整備事業のワークショップが開催され、私も参加させていただきました。市民から活発な意見が出され、有意義であったと思っています。最後の締めくくりに、県立大の蓑茂先生いわく、お互いの意見を聞くことによって互いに触発されて新しい意見が生まれる。地域の住民の方の意見を聞き、意識を変革し、行動が変わっていくということで、非常にいいお話をいただきました。

今後、富の原地区苗畑事業所跡地の整備についても、平成23年度から計画の予定とされていますが、現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

富の原地区にあります苗畑事業所跡地の整備につきまして、現在までの進捗状況及び今後の計画について説明いたします。

この事業は、泗水地区都市再生整備計画及び地域住宅計画に基づく事業でありまして、平成22年度に用地購入し、造成設計も含めた基本設計を実施することとしております。平成23年度には、開発に伴う造成工事を行い、公園、公営住宅、道路改良等の整備を進めていきます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） これからということで、23年度からワークショップ等を通していろいろな意見を聞きながら進めていかれる予定だろうと思いますけども、私の聞いた中で、計画の中に朝日団地の建てかえ事業が一つ予定されているとお聞きしております。

新しい住環境を考えたときに、私が昨年研修に行かせていただいた長野県松本市の滞在型市民農園が頭に浮かびました。今から公園の中身を計画していかれるわけですが、これは提案として聞いていただきたいと思います。農業のできる市営住宅をつくっていただきたいと思います。四季の移ろいを自然に感じ、土を耕し、自分で野菜をつくったり、花を育てるとするのは人間として求められるところでもあります。このような考えを市長はどう思われるか、質問します。

またもう一つ、冒険遊び場について言わせていただきます。

公園の予定もあるということでございます。自分たちの子どものころは、山、川が遊び場でありました。冒険がありました。皆さんも同じであったと思います。人は冒険をすることによって成長し、夢も膨らみ、人間的に成長するものだと思います。今、子どもたちを見ると、塾に追い回され、時間に追い回されております。物があふれ、便利になった反面、野山を遊び回ることも少なくなりました。子どもたちの環境もさま変わりして、ゲームや与えられた遊びで満足しているような気がします。原点に返って、遊びを通して情操教育をしていくことが重要ではないでしょうか。

日本で初めて冒険遊び場が誕生したのは23年前です。事故は自分の責任という考えでその公園がつけられたそうです。自分の責任で自由に遊ぶ公園ということで。かつて我々の遊びがそうであったように、子どもたちにわくわく、ドキドキの冒険遊び場、プレーパークを菊池市が原点となって推進していただきたいと考えております。

この2点について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま泉田議員の方から、公園、それから住宅の整備というよりも、むしろ富の原地区の一つの全体の振興をどうしていくかといったことを含めたところのお考えであろうかと思ひまして、一つ一つお話の中に提案を強く感じたところであります。単に公園整備、あるいはまたこの公営住宅の整備ということだけで考えるのではなくて、そういった整備がどうすれば総合的に地域の中で2次的な、あるいはまた3次的な効果をもたらすことができるのかということで認識を改めたところでございます。いろいろな事柄を述べられましたけども、菊池は菊池らしさといひましょうか、物まねではなくて、参考にして新しい次元に沿ったような整備をしていくべきだろうと思ひます。

ワークショップをまとめていただきました蓑茂県立大学理事長先生のお話も最終日の日に私もお話を聞かせていただきましたけども、大変すばらしい物の考え方をお持ちになっておられまして、そういった都市づくりについての先生のご意見というものを最大限生かすようにしていかなければいけないんじゃないかな、またその背景には泗水の町民の方々がワークショップに参加されて、市民としての将来の展望を含めたところのご意見もあったということでございますので、十分この住民の方々と今後論議を重ねながら、そういった子どもたちの冒険かれこれを含めまして、その住宅に住む方々はもちろんのこと、地域の方々が生き生きと伸び伸びとくつろ

げるような、そういった時空的な空間を大切にしたい整備を進めていきたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） ぜひさまざまな角度から検討していただきたいと思います。

最後に、市役所窓口業務についてでございます。

以前も質問しましたが、窓口業務について、今は職業も多様化していて、平日の日中に市役所に行かれない人も多くおられます。窓口業務の時間延長や土日、祭日の業務は必要不可欠になってきています。市としてどのように検討しておられるのか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 開庁時間の延長は、平成19年11月から翌年1月までの3カ月間、証明書の発行のみでございますが、本庁の市民課と税務課、また各総合支所の住民、税務窓口を毎週水曜日の午後5時15分から午後7時15分まで試験的に実施した経緯がございます。結果として、3カ月間で延べ107人の利用がありました。検証の結果、本格導入には至っていないという状況でございます。

しかし、第2次行政改革大綱策定の過程におきまして、民営化や委託により職員や経費の削減で市民サービスの低下につながっていないかとの策定審議会からのご意見があったところでございます。第1次の行政改革大綱の検証におきまして、コストや人員の削減などの量的な行政改革は一定の成果を上げているところでございます。今後は、市民満足度の向上にウエートを置きました質的な行政改革もあわせて行うことが必要であるとの判断をいたしておるところでございます。

そして、その手段の一つとして、一つ目に税等のコンビニ払い込みサービスや開庁時間の延長と休日開庁の検討、また二つ目には窓口業務改善や各種業務の電子申請の活用と電子化の検討を推進することといたしております。現在、本年9月から開庁時間延長や休日開庁の検討のための作業部会を開きまして、第1次の試行結果や近隣市町村の実施状況等を踏まえ、再検討を行っているところでございます。これらの業務は市民課や税務課などを初め11課にまたがり、総合的に行う必要がございますので、関係課による市民満足度向上プロジェクトとして総合的に行うべく調整中でございます。

なお、開庁時間延長などの市民満足度向上のためのサービスの実施につきましては、就業規則や現場の人員体制の問題など、多岐にわたる検討が必要かと思われます。しかし、市民の皆様のニーズに合わせたサービスが求められているのも事実で

ございますので、提供するサービスの種類や近隣自治体の動向、また費用対効果の再検証と、施行の時期などなどについて、今後さらなる検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、さまざまに、今、行革の中で検討しているということを言われました。ぜひこれは菊池独自のすばらしいモデルになるような窓口業務をつくっていただきたいと思います。以上です。終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、休憩します。

休憩 午後1時48分

開議 午後1時58分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 早速質問に入らせていただきたいと思います。できるだけコンパクトにまとめたいと思いますので、執行部におかれましてはご協力をよろしくお願いいたします。

平成23年度予算の基本方針について、また成長戦略についての取り組みはということであります。

昨年、今年度と単年度黒字決算である菊池市一般会計予算であります。現在の総枠配分予算方式をあえて崩して、赤字計上を確保してでも早急に取り組むべき事業はないでしょうか。合併後6年、特例債の消化率27%、あくまでも新市建設計画にのっとり慎重に実行しなければならないことは十分理解をしますが、市民の抱いていた合併における期待感がなかなか実感できないこととの意見を打開すべく、あえて単年度収支決算を赤字計上してでも行う事業があると考えますが、各部各課からはそのような意見は上がってこないでしょうか。また、それを行うための準備はできているでしょうか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 23年度の予算編成方針についてご説明を申し上げます。

厳しい経済情勢を背景に、政府においては新成長戦略の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を確実に推進し、元気な日本を復活させるために、配分割合が固定化している予算を省庁を越えて大胆に組み替える予算の概算要求組み替え基準を設けまして、財政規律を維持しつつ、国民目線、国益に立脚した予算構造に改めることといたしております。その内容は、無駄遣いの根絶や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策や効果の高い政策に重点配分する財源を確保するというものでございます。

地方財政においては、社会保障関係費の増加や老朽化による公共施設の維持管理費の増大など、多くの課題を抱えています。このことから、自己決定、自己責任のもと、簡素で効率的な運営とともに、公会計制度や地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、徹底した情報開示のもと、自主的な改善努力による財政健全化が求められております。

このような中、本市におきましては、菊池市総合計画の実現を目指して新市建設計画に掲げられた事業や経済対策関連事業などを積極的に推進していく必要があります。反面、今後はますます厳しい財政状況等が予想されることから、第2次行政改革大綱を基本とした行政改革に取り組み、その成果により生み出した貴重な資源や財源を有効に活用できるよう努めていかなければなりません。

平成23年度予算は、現時点では毎年総務省が作成いたします地方財政計画が定まっておらず、地方交付税を初めとする一般財源が明確に見込めませんが、地方財政計画との整合性を図りながらまとめることといたしております。

また、地方債については、予算編成上、貴重な財源ではありますが、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスに留意しつつ予算計上することといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 今のお話では、無駄遣いをせず、行政改革を進めて、今までと同じような予算の組み方をするというふうにちょっと私は受けとめさせていただいたんですが、ここで、できれば各部長さんに来年に向けてどういうお気持ちで各部の予算をつくれるかということも、ちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、市民部長におかれましては、例えば合併前の泗水町、私は合併前にちょっといろんな資料を見させていただいたんですが、当時、介護保険の基金残高がゼロ円でありました。なぜだろうといろいろ調べたんですが、当時、小川基金の収益で、

その分は市民の負担を軽減するということで補てんをされていた。さまざまな会計は、あくまでも単体会計が理想ではあるんですが、そのようなやり方というのも私は一つ市民負担を減らす例だと思いますし、これがやっていたということは、自治法上、違反でもないわけですから、そのような施策はないのでしょうか。

また、先ほど怒留湯議員から出ましたが、高齢者福祉または障がい者福祉、そのような部分については、これでもうこの菊池市は完全な制度をとっているとおっしゃるのでしょうか。

また、子どもの医療費、これを見ると、合併後、就学前であったものが小学校3年に、そして小学校6年まで上がりました。ただ、県内には既に中学校まで無料化を実施しているところがあります。例えば小国町、この小国町は合併をせずに、既に中学校までの無料化を実施をしている。なぜこの菊池市でできないか、そのようなことも考えますが、市民部として来年度に向けて重点施策は何であるかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、建設部長さん。先ほど申し上げたとおり、合併特例債の消化率が約27%ですね。確かに、特例債といえば借金であることはわかります。さらに、適用の条件等がついているわけですから、なかなか使い道も難しいとは思いますが、合併後、新たに市道認定をしたこの路線、この路線についてもいまだに未舗装の部分が残されている。残りはもうあと4年しかないわけですから、市民の声を聞きながら、前倒しできるところは前倒しをしていくべきではないかと思います。

また、多くの議員さんから指摘をされている地籍調査も、菊池地区においてはかなり、あと数十年かかるという話ですが、これらの問題も前倒しはできないものなのでしょうか。

また、最近城山木ノ本線についていろいろ意見の聴取をされているみたいですが、これらのことについてもこの期間にどうにかめどをつけるという思いがあるのでしょうか。具体的な施策をお聞かせください。

次に、経済部長さん。まさに、100年に1度の大不況という中でこのセクションをやられるということは、非常に大変なことだとは思っております。特に、ことは口蹄疫の問題、まさに泣き面にハチの状態ですね。または、TPPの問題、これについては後ほど東 英俊議員が詳しくお聞きになると思うんですが、この口蹄疫の問題についても、先日、口蹄疫撲滅の感謝祭がありました。大盛況です。10時に開幕をしまして、10時半から販売が始まったわけですが、1,000セット、11時半には完売ですね。後から来たお客さんはどうしようも対応がない。また、どうも私から見させていただくと、確かに肥育、そしてそれらの方々は大変な思いをされたわけなんですけど、酪連との連携が本当にできていたのかなというこ

ともちょっと感じました。

この口蹄疫については、当事者である宮崎県については国の予算、そして数十億と言われる義援金等でかなりの農家補償ができたわけですが、逆にこの菊池地区においては風評被害とも言える部分で大変な打撃を受けている。それについて、菊池市として単独でそれを救済するやり方はないのか。

また、耕種農家においては、私は米の所得保障の問題が出たときに、必ずバイヤーがたたきに来るのではないかということをいろんな方とお話をしていましたが、現状、やはりそのようになってしまったようです。今言われているのは、1反当たり8俵しか取れないのであれば、そうであればもう飼料米に切りかえた方が、かえってそっちの方が楽だという話です。

まさに、このT P Pの問題は、先日、私も海外の方に行っておりましたが、2軒のホテルに泊まったんですが、旧式のテレビはパナソニックやソニー、新しいテレビはL G、そしてサムスン、大きく入れかわろうとしています。空港の設備もコンピュータ上の画面はほとんどL G製でした。車は今のところどうにかトヨタ、日産等が勢力を保っていますが、これも近い将来どうなるかわからない。

必ずこのT P Pについては国も交渉に当たるだろうと思います。そうであれば、今のように具体的な施策も出ないうちに交渉されると、それを守るのは、じゃあ地方自治体として単独の予算を組むことができないのか、そのことも考えるべきではないかというふうに思います。

このままで行けば、1俵3万円以上で売れる有機米、その他は、今までは中間層があったわけですが、3万以上、ほかはすべて全滅という状態になりかねないというふうに私は感じておりますが、経済部としてどのような施策を考えておられるのでしょうか。

また、本市にある観光業は、ただでさえ観光客の減少、宿泊客の減少が続く中で、ことしはついに口蹄疫等で大きな大会も開けなかった。それらの影響で前年度対比30%減、そのぐらいの勢いで、今、観光客が減っています。まさに打撃を受けているところであります。

先日の東 裕人議員の質問に経済部長は、商工費が非常に少ないんだが、これについては組織が違うので簡単に他近隣市町村と比べても比較しようがないということをおっしゃいましたが、今のやり方で本当にこの疲弊した商店街を救うことができるのか。このことについても、どうお考えかをお聞かせをしていただきたいと思います。

企画部長、さまざまな市内の施策の整合性や調整を図っていただいております。また、新菊池市の今後を左右すると言っても過言ではない川辺工業団体の造成が決

まりました。これは一筋の光だと思います。

しかしながら、大切なのはこの川辺工業団地の造成が終わり、企業誘致が決定するまでに、既に開発をしている蘇崎、そして田島の工業団地を完売すること、誘致を決めること、このことが新市の将来を左右するかもしれません。そうであるならば、早急に予算を投じて打てる手がないのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

教育長におかれましては、菊池精神の実践のために、未来を切り開く人材の育成のために、今すぐにでも取り組まなければならない、予算を投じてやらなければならない事業があるのではないかと思います、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

総務部長におかれましては、行政の筆頭部長としてさまざまな施策、予算要求があるわけですが、これをしっかり受けとめて、本当に必要であるという予算が上ってきたときに、不退転の覚悟で市長の足にしがみついてもそれを執行するおつもりがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

今、ざっといろいろな話をさせていただいたんですが、なぜ今その話をするかということでありますが、現在、経常収支比率が93%ということです。大体自由に使えるお金が6億から7億という話ですね。公債費比率は13%、15%がリミットですから、順調ではないが、若干多い方かなという、そういう評価があるんですが、ただこれはあくまでも単年度決算における指標であるという部分を私は考えております。

菊池市には、合併後、執行部の努力があり、大きな基金の積み上げがなされております。そうであれば、本来であれば公債費にしても繰上償還をすればいいことなんですが、国も金利計算をしているもんですから、5%以上の高利に対しては繰上償還を認めましょうと。それ以外は認めない。一般企業であれば、これだけの預金残高があれば、本来は繰上償還をして金利負担を軽くするというやり方ができるんですが、自治体ではできないということがありますので、ただ単にこの数字をもって菊池市の財政がどうかということは非常に語るのは難しいと思うんですが、私にはまだ余力があると思う。

ただ、この余力も合併特例債が発行できるあと4年、この4年のうちに大きな予算を投じることをやらないと、それ以降、平成27年以降は5年間で15億の交付税の減額がされる。そうであれば、その守りに入る前にやっぱり攻めていくべきだと思うんです。そのことを踏まえた中で、各部長さん、どのようにお考えかをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 各部の今後の成長戦略についてお答えさせていただきます。

議員さんの方から、来年度のこととございました、この合併特例期間中にということ置きかえを一部させていただく部分もございますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、総務部といたしましては、公用車を利用した地域振興、観光振興戦略として、市が所有しておりますマイクロバス4台に、菊池溪谷を初めとする温泉等の観光名所などのラッピングを行い、菊池市のPRを進めていきたいというふうに考えております。

この公用車を利用したラッピングにつきましては、民間企業の広告などを募りまして広告料収入を図ることも考えられますけれども、まずは攻撃に出るということで、本市の経済や観光の浮揚を図るために、費用はかかりますけれども、PRに利用したいというふうに考えているところでございます。

次に、菊池市の防災行政無線は、旧七城町が59年度、昭和59年度ですね。旧旭志村が昭和61年度、旧泗水町は平成8年度、旧菊池市は平成12年度に整備をされておりますが、旧七城町や旧旭志村の防災無線は25年が経過いたしております、老朽化のため更新が必要となっておりまして、また、この旧市町村ごとの防災行政無線は、それぞれが独立化しておりまして、一括放送ができない状況でございます。

したがって、防災行政無線をデジタル化し、それぞれの周波数を統合して整備し、緊急時の連絡及び行政広報の活動を円滑にし、市民の安全・安心なまちづくりに寄与するために、総工費といたしまして約12億円を想定いたしておりますが、この合併特例期間中に合併特例債を活用して、その整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、筆頭部長として各部各課の主要な事業についてどう考えるかということでございますが、常日ごろから市長の指示もございまして、合併特例期間中にやらなければならないものはこの有効な特例債を利用してやるべきであるということ、指示をいただいております、企画部と一緒にして査定も行いますが、新市建設計画、総合計画の毎年のローリング、見直しを含めながら、積極的に取り組んでいく覚悟でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 企画部関係の代表的な施策を4施策ほどご説明をさせてい

たきます。

まず、1点目でございますが、光ブロードバンドの整備でございます。

本市では、現代社会では欠かすことができない地域情報化のインフラ整備に対する施策として光ブロードバンド回線の整備を行ってまいりました。現在未整備となっております水源・龍門地区につきましては、平成23年度までに整備を完了させる予定でございます。

2点目は、地域公共交通網の整備でございます。

地域公共交通の施策といたしましては、本市では現在べんりカーやあいのりタクシーに取り組んでおりますが、まだ中山間地等におきまして交通網の構築ができていない地域がございますので、できるだけ早く何らかの交通網の整備ができるようにしたいと考えております。

3点目は、鞠智城の国営公園化の推進や観光資源のPR活動でございます。

市では、現在、鞠智城の国営公園化を目指し、その認知度向上のため、山鹿市や県と連携をし、イベントの実施など、PR活動を行っているところです。この鞠智城が菊池溪谷とあわせて大きな観光拠点の一つになれば、新たな観光客の誘致と滞在型の観光に結びつけることができるものと考えております。

来年度は、この国営公園化推進活動の一環として、山鹿市、県などとともに西日本の山城を有する20を超える自治体の首長を集めた会議、シンポジウム等を開催したいと考えておるところでございます。

なお、九州新幹線全線開業を踏まえ、菊池市を対外的にアピールするため、菊池溪谷、温泉、市のイベント等について、テレビや大手の観光情報誌などのメディアを活用して積極的にPRも行っていきたいと考えております。

4点目でございますが、樋口議員の方からお尋ねのありました企業誘致の推進でございます。

現在、本市の分譲可能な主な工業団地としては、林原・蘇崎工業団地、田島工業団地がございますが、これらの工業団地への誘致推進のために、現在の助成制度に加え、今後、案件によっては業種や投資規模等に応じまして新たな助成制度を積極的に検討したいと考えております。

また、旭志地区におきましては、現在、県において平成20年度から24年度までのスケジュールで新規の工業団地でございます菊池テクノパークの整備に向けた準備が行われております。面積は24ヘクタールの大型工業団地でございますが、この工業団地の早期整備に向け、アクセス道路など、周辺のインフラ整備にできる限りの支援を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 市民部関係につきましては、少子・高齢化が進む中におきまして、直接市民の皆様の健康を守り、乳幼児から高齢者の方の健全な生活の維持、また環境を守るという使命がございます。市民の健康の保持のためにつきましては、乳幼児から高齢者までの各種の健診の受診率の向上に努めたいと思います。そのことによりまして、市民の自主的な健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、福祉関係におきましては、今、議員の方からもご指摘ございましたけれども、高齢者や障がいを持たれている方などが安心して暮らせるまちづくりを目指しまして、ふれあいサロンの開設、あるいは地域での見守り活動拡大、さらには就労に向けた支援などを充実してまいりたいと考えております。

なお、地域包括支援センターを拠点といたしまして、医療、保健、福祉の連携を図りながら、高齢者の皆様方が住みなれた地域で心豊かに暮らせる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、社会経済が低迷し、核家族化等が進行する中におきまして、仕事と子育ての両立ができるような支援体制の充実、いわゆる放課後児童育成クラブの建設等も進めながら、将来を担う子どもたちの健全な成長を支援していきたいと考えております。

また、環境政策におきましては、地球温暖化や環境破壊などの問題に対応するために、市民一人一人が身近な問題としてとらえていただきながらごみの減量化に努めるとともに、出されましたごみにつきましては、効果的で、しかも安定的な処理ができますように、もう広域的なごみ処理を推進してまいりたいと考えております。

先ほど議員の方から何点かご助言挙げながらご指摘いただきましたけれども、今後、十分検証しながら検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 経済部関係の施策についてお答え申し上げたいと思います。

先ほど樋口議員の方から口蹄疫の感謝祭につきまして言われましたわけですが、当日は各議員の皆様方に多数ご出席いただきましてありがとうございます。

言われましたように、肉のセット等につきましては1,000人分ということで準備しておりましたが、あいた席を、人出が多いということはなかなか予想できま

せんで、買えない方が多数おられまして、大変迷惑をかけたものでございます。準備につきましては、J A菊池、それから旅館組合、観光協会等とも一緒になって準備しておりましたが、そういうことで迷惑をかけたことをおわびを申し上げたいと思います。

盛会に終了することができましたことにつきましては、皆様のご協力のおかげと、感謝申し上げているものでございます。

今、議員さんの方から4点ほど言われましたが、経済部としまして、まず先ほど言われておりました観光客の減少、それにつきましては、商工観光課としましては、平成23年3月の九州新幹線の全線開業を契機としまして、菊池の魅力発信、あるいは来訪者へのおもてなし及び市民の気運醸成を図りながら、地域づくり関係団体の新たなネットワークの構築、これにつきましては菊池溪谷の売店につきましてもそういった情報発信施設ということで考えておりますし、新たなネットワークの構築と菊池の魅力、歴史・文化の再発見、再認識を通じて地域づくりをさらに進めたいということで考えております。

それから、農業戦略としましては、T P Pという問題もございます。これにつきましては、関税100%撤廃というようなことでございまして、菊池市の農業に与える影響も大きいことは十分認識をしているものでございます。

そのような中で、今現在国の方で新たな農業施策について検討があつておるといふようなことでございますので、それに期待をしたいと思っておりますが、農業戦略としましては、国と県と連携した各事業の活用を初め、新規就農者などの幅広い人材確保と育成を推進するとともに、担い手への農地の利用集積、集落営農による機械の共同利用の推進、機械利用組合による作業受委託組織の育成など、農業機械への過剰投資を防ぎながら、農業生産のコストの低減につなげてまいりたいと考えております。

そのような中でございますが、先ほど言われました所得補償、これにつきましては、言われましたように、今現在、秋の取り入れ後、商社の方から所得補償の1万5,000円を見通したような形で、値下げというふうなことで米の取引がされておるといふようなことを聞いております。そういうことで、去年より1俵当たり2,000円程度低いというようなことのようにございますが、これにつきましては、政府は所得を上げるためそういった形を逆に利用して商社がやっとなというふうなことでございます。これにつきましては、十分消費者等も考えていただきたいということで考えています。

ただ、農協は集荷団体でございますので、農協はその集荷の、商社の取引価格に合わせた形で一時金等を出しておるといふようなことでございますが、ただ去年よ

り1万円程度下がったようでございます。この所得補償につきましては、逆利用というような形はなかなか農家の所得向上にはつながらないんじゃないかと考えております。

それから、畜産関係におきましては、配合飼料の高騰や販売価格の低迷等、非常に厳しいものがあります。引き続きまして、今まで施策としてやっておりました飼料米の増産対策や新ブランド確立給餌助成事業等を実施まいりたいということで考えております。

それからあと、農地の基盤整備等につきましては、今現在、中山間地域を除きまして整備も進んでおります。ただ、中山間地域につきましては、今後も農業基盤の整備を進めていく必要があるということで考えておりますし、水田地帯につきましては昭和40年代から50年代には場整備等が完了しております。35年以上経過しておるわけでございますが、施設の老朽化が進んで更新時期が来ております。そのようなことで、今後は基盤整備関係につきましては、施設の更新並びに延命を行う事業に取り組む時期と考えております。これに伴いまして、旧七城町につきましては、七城米の生産向上等のために昭和25年度より用排水施設等の更新事業等を2カ所程度行うように計画するものでございます。

後で、最後に東議員の方からTPPにつきましては一般質問があるということでございますが、TPPにつきましては私たちも、私たち農政に携わる者としてしましても農家の皆さん方のいろんな補償等は、新たな施策を確立した上でTPPの協議の中に入っていきたいということで強く願うものでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 樋口議員の方から3点ほど建設部の方にはお尋ねがありましたが、まず建設部の関係につきましてのご説明を申し上げます。

建設部関係につきましては、まず道路整備では泗水中央線及び妻越泗水線を社会資本整備総合交付金事業により整備促進中でございます。泗水中央線につきましては、国道325号と国道387号を東西に結ぶ幹線道路であり、また妻越泗水線は泗水中央線の延伸となる幹線道路でございます。両路線ともに将来的には県道原植木線の代替道路としての機能を有するような大変重要な道路と位置づけ、整備を進めており、平成25年度までの完了を目指します。

また、国の緊急経済対策事業に伴う本市の取り組みとしましては、社会資本整備総合交付金事業やきめ細かな臨時交付金事業、合併特例債等を併用しながら道路の整備を進めていますが、さらに今回、国の補正予算を本市も有効に活用し、平成2

7年度以降の事業も見据えたところで前倒し整備促進に努めたいと考えております。

そこで、質問の1点目の合併後新たに認定した未舗装の道路ということで質問がございましたが、そのような中でこの未舗装の道路についても考えていきたいと考えております。

次に、都市計画事業で申しますと、泗水地区の市街地再生のために、公園整備と朝日東団地の建てかえ事業を計画しております。また、市営住宅に関しましては葉山団地の改修を公営住宅ストック総合改善事業で整備中ではありますが、他の老朽化した市営住宅についてもストック再生戦略として、今後予想される厳しい財政状況を考え、平成23年度より公営住宅長寿命化計画を策定し、現有施設の有効な活用を行う計画でございます。

それから、下水道について申しますと、泗水処理区におきまして農業集落排水事業で整備した富の原東、西の2施設が機器類の老朽化、また処理能力が限界に近づいており、この二つの施設で処理していた汚水を泗水浄化センターへ切りかえるための工事を平成23年度で行い、富の原東、西の処理場を廃止し、維持管理費の軽減を図る計画でございます。

また、本市の下水道普及率向上のために、個別排水事業、合併処理浄化槽でございますが、促進し、市民の皆様が快適で文化的な生活ができるよう、早期整備に努めたいと考えております。

それから、2点目の地籍調査の前倒しはできないかということでございましたけれども、これは建設部の管轄ではございませんので、発言はちょっと控えさせていただきますと思います。

それから、3点目の城山木ノ本線のみどをつけることがあるのかというご質問でございましたが、都市計画街路につきましては、計画決定20年以上経過した都市計画道路については見直しを行うことになっておりまして、本市も現在、城山木ノ本線、それから上町万福線の見直しに取り組んでおります。庁内検討委員会で原案を策定しまして、都市計画審議会に説明する準備を進めております。また、関係者の見直しに対しての説明会もあっておりますが、まだ原案の説明は終わっていないということでございまして、手順を踏んで理解をいただきながらまとめていく決意でございます。その決意で現在進めております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 教育委員会の施策についてお答えいたします。

まず、やっぱり菊池市の将来を担う子どもを育成するというのが、まず教育委

員会の責務であると考えますし、これからも子どもたちの育成に努めてまいりたいと思っております。

そのために、まず国と未来を開く基礎となる初等、中等教育では、外国語教育の充実、本年度から始めました英語の森・きくちの事業を引き続きこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

また、理数教育、情報教育等の充実等におきましては、平成21年度の事業で各学校に配置しました電子黒板、パソコン等の有効活用を図り、さらに必要なソフトの充実に努めたいと思っております。

現在、各学校で電子黒板等を使った授業がかなり学校訪問等で見られるようになりました。さらに、そうしたICTの活用を図りながら教育の充実に努めていきたいと考えております。

次に、教育水準、いわゆる学力も含めたところですが、この教育水準の向上では、学校教育指導員を初め、補助教員、特別支援教育支援員を確保し、教職員の指導や児童・生徒への学習指導補助、介助、こういうものを充実し、昨年策定いたしました菊池市教育振興基本計画のとおり、学力偏差値を小学校で55以上、中学校で53以上を目指し、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

そして、地域に開かれた特色ある学校づくりでは、今後とも保護者や地域住民等による学校評価の強化推進に努め、各学校における地域人材リストを平成25年度までに100%達成し、学校運営の質の向上に努めたいと考えております。

また、放課後対策では、放課後子どもプランなどの取り組みを通じ、放課後等の子どもたちの学習活動や体験活動を進める計画でございます。

最後に、社会体育の分野では、建築後約50年を経過しました市営プールの建てかえを近年中に行いたいというふうに考えております。ソフト面では、いつでもだれでも世代を超えてスポーツを楽しむクラブとして総合型地域スポーツクラブの設立を平成23年度中に行う予定をしております。

菊池市の子どもたちを、将来を担う子どもたちをこれからも育てていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 済みません、皆さん基本方針を述べていただいたんでしょうが、私が聞きたかったのは、赤字が出てでもやるべき策がないかというのを聞きたかったんですが、総務部長から若干ありましたが、それ以外は余りないようなんですけど、経済部長、例えば先ほどのTPPの問題に関しても、例えば米の買いつけ

の問題についても商社がそういうダンピングをかけるという話なんです、それはお願いしてもとまる問題じゃないですよ。政府のＴＰＰの問題にしても、それは国の問題ですから。

私が申し上げたいのは、ばらまきの施策をやれとは言っていないんです。例えば農業が今から迎える環境変化に投資ができるために時限立法、例えば３年間でいいですから、時限立法を条例でつくって、その準備をするための施策が打てないかという話なんです。そのことに関しては、単年度収支で赤字になってもやるべきことはやる、そのためのブランド推進課であるならば、皆さんできたことに非常に関心をされているんですが、１年目の予算がこれで本当に何ができるんだという話もできた。だったら、予算を２倍にしても３倍にしても早く直売ができるような体制をつくる、このことが私は攻めの姿勢だと思う。

よくこの場で、合併して何もよかこつはなかったという話が出ます。市民の意見だそうです。私はそうは思わない。それは合併していない姿を見ていないからだと思います。ただ、なぜ私も合併に賛成をしてきたか、そのことは来るべき財政負担に備えて一緒になって特例債等を利用して一つの守りをつくる、そのことが一つありました。ただ、もう一つあるのは、一緒になってその特例債等を利用しながら攻めに転じることができるんじゃないか、そのことが私は市民の中で一番大きな期待感を持った部分だと思います。

合併して６年、特例債があと４年ですが、先ほど言ったように、守りを堅固にされた、基金もふえました。これは市執行部サイドの努力だと思う。しかし、同時に市民の理解を得ていろんなものをはぎ落としながら貯めた基金であります。この閉塞感を打開するために、それを市民に対して使うことは私は市民が期待すべき、そういうことだと思っています。基金を積み上げるのも大切ですが、どこで攻めるのか、いつ攻めるのか、このことも、今、市民は求めていると私は感じております。そうであるならば、私は、先ほど石原部長が言われました、特例債を用いながらあらゆる方策を用いて対応するということであります。

残された４年、私は市長にお伺いをしたい。市長として、例えば若手の職員が、こういう施策を打てば経済の風向きが変わるんだ、そういうふうな意見があったときは、市長として真正面から受けとめて、それを支持する、そのことをできれば表明をしていただきたい。その市長のリーダーシップによって、職員が奮起しながらこの菊池市の経済動向を変え、その決意を新たにするはずだと思っています。どうかその部分を市長自身からお答えをいただければと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 成長戦略についての取り組みということで、全般的にそれぞれの各部にお尋ねがございました。私は就任直下におきまして、活力ある経済のもとに活力ある福祉を訴えたところではありますが、今まさに成長戦略は、いわゆる強い財政、強い経済、そして強い福祉と言われております。しかし、まだまだ先が見えないというものが現実ではないのかなと思います。

これまでの市の取り組みについては、今後のまた施策につきましても、各部長あるいは教育長の方からご答弁をいたしましたとおりでございます。私の今後の任期中において、いろんな意味で若手のそういったすばらしい発案があった場合、あるいは適時的確にこれをしていかなきゃならないというような施策があるとすれば、一時的にプライマリーバランスが崩れたとしても、思い切りやるべきものはやる意思があるのかどうなのかといったお尋ねであろうかと思いますが、投資的な事業というものについて、大変多額な事業費を要する場合は、当然この、今、恵まれております合併特例債というものについて、26年度までに有効、適切に活用していかなきゃならないと、有利な起債を利用するということは当然であろうかと思います。

公債費の将来負担というものは、いわゆるこの償還というものが大きくのしかかってくるということも忘れてはならないことでありまして、日常におきましては、その年その年の単年度のプライマリーバランスを心にしながらも、結果的にはやっぱり中長期的な合併特例債の適用範囲内において、またそれに伴いますところの中期的な展望の中において、市が将来的に必要とするような事業というものが計画の中にあるものについては当然なことでありますし、また時代の変化の中で、やっぱり今やるべきであるというものがあるとすれば、それはプライマリーバランスというものよりも、むしろそちらを優先的にやるべきであると思います。

その中で、特にこの職員の中からの提案、発想、また議会の皆様方が地域住民、市民の皆さん方から聞かれたことの中で、また今申し述べられましたように、T P Pを初めとしますF T Aなどなど、非常に世界的な大きな潮流になっていると思います。そういった中で、一時的なものであれば、これをばらまきと言われますけども、それがカンフル剤になって経済、財政効果にもプラスになってくるというものであれば、先ほどの企業誘致等でも示されておりますように、ありとあらゆる手段、方法を持ってでも、塩漬けと言っていいのかわかりませんが、長く保有している用地というものについては、早くやはりこの処分をしていかなきゃならないと。もちろん、この菊池の、この熊本県の企業団地というものにつきましても当然のことではありますが、我々が持っている、保有している用地についてもあらゆる条件を許容しながら、これを求めていかなきゃならないのじゃないかなと思っております。

菊池市の財政につきましては、樋口議員から見られて余力があるというふうなご発言だったのかなと思いますが、現状といたしましては、余力があるというのは私は適切な言葉であろうと思います。ただ、やっぱりその背景には痛みと苦しみを味わっていただいている部分もありますし、この余力と言われる部分について、果たしてそれでは将来といった場合に、少なくとも、先ほど段階補正、一本算定になってくるとのことのご指摘がありましたが、26年度以降というものを考えれば、非常にやはり先々を考えれば、今の財政で果たしてどうなのかなと。もっともっと切り込むべきところは切り込んでいなければ、孫子の時代においてはさらにまた苦しみが出てくるんじゃないかなといった思いもしないわけでもありません。

これはやはり個人についても、また企業におきましても、国、地方を問わず、やっぱり先を心配しているものというものが今の社会の風潮だろうと。そのことによって、財布のひもが固く締められて、いわゆる国民消費が伸び悩んでいる、そういったことがこの景気に大きく影響しますし、我々行政としましては非常にいろんな、この税を初めといたします収納が低下してきているということで、財源の確保が難しくなっているということになっております。また、負担に耐えられないという国民の限界というものが徐々に見えてきているというのも事実だろうと思います。

こういった中で、事業の展開というものを勇断をもってやるべきことはやっていくわけですが、あくまでも6年前に合併した豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちをつくっていくという、こういったことを達成するための一つの道しるべとして、いろんなことを総合計画を守りながら進めていかなければ、取り組んでいかなければならないと思っております。このことにつきましては、本当にいろんな時代の変化の中で、いろんな事柄が考えられますが、そういうものにこの菊池市というのは敏感に反応しながらも、そして市民の皆さん方との約束を守っていきなさんと、こういうふうに思っております。

また、観光等につきましても、その一つの部分ではありますけども、非常に心配をしております、これまで地域通貨の発行などなどをやりながらぐり抜けてきたつもりではありますけども、これも一過性に終わってしまっております。また、今の時代に必要な観光振興、あるいはまた経済活性化のためにもって何をやっていくべきかということについては、さらにこのブランド推進課を初めとするそれぞれの各部、各課におきまして検討を重ねながら、市民の声を十分拝聴しながら施策の中に反映していきたいと思っております。

また、議会の皆様方におかれましても、地域の声をぜひひとついろいろな意味で聞かせていただきまして、今の時代におくれることなく、菊池市が活力にみなぎる地域であり、安心して暮らせるようなまちづくりにぜひひとつまたご理解とご協力を

お願いいたしまして、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで10分間、休憩します。

休憩　午後2時50分

開議　午後2時57分

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君）　11月18日、米粉サミットが菊池市で行われました。九州各県から170名程度の方が菊池市においでいただきました。市長におかれましては、お忙しい中おいでいただき、ありがとうございました。

サミットの中で、鹿本農校生による発表がありました。高校生が我が国の食糧自給率をどうしたら上げるのかとの考えから、米粉パンや米粉製品を考えてきたそうであります。私も初心に返らなければならないと考えさせられました。とてもよいサミットでありました。残念だったのが、議員さんの席が前の方に用意してありましたが、少なかったことであります。

日本国民が月に米粉パンを1人3個、ご飯を食べるとき、あと一箸を余計食べるだけで食料自給率が上がるそうであります。皆さんも米を食べて自給率を上げていただきたいと思います。菊池から米粉の発展の発信地になることを期待して質問に入ります。

行政改革の成果について。

合併して行政はスリム化を図り、民間にできることは民間に委託し、人件費などを削減する民間委託が進んでいます。委託後のサービスの質等の検証や利用者の意見は聞いておられるのでしょうか。現在、市民ホール、総合体育館、図書館などありますが、どのような成果、効果が上がっているか、お聞きします。

また、教育においても行事を見直すことで特色のある教育ができる、授業時数の確保、学習の連続性を図れる、事務の処理が軽減、子どもと触れ合う時間がふえるなどの理由で、2学期制などの改革が進んでいます。せんだってもこれらの改革についての説明もありました。改革をどんどん進めていく中で、ただ行政サイド、行政の目線だけで、ただ行政と先生だけの自己満足で改革が進められているのではないか。市民、教育面では、保護者、子どもたちの声が行政に届けられているか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君）　総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 平成20年に指定管理者の管理運営における適正で確実なサービスを目的といたしまして、指定管理者制度導入施設におきますモニタリングに関する指針を定めまして、指定管理者が所定のサービス提供ができているかの監視を継続して行っております。

モニタリングの方法といたしまして、指定管理者は月報、年報の報告や、定期または随時にアンケートをとったり、利用者の声を反映する意見箱を設置しております。市は指定管理者から報告されました実績報告書やアンケート実施の結果内容などから、指導確認、また紙面による確認評価だけでなく、現場に出向き、指定管理者とコミュニケーションをとるようにいたしております。

まず、菊池市総合体育館については、検証体制の1点目として、年4回、市と指定管理者側との協議の場を設けまして、施設の運営状況や維持管理などの現状報告を受け、問題点への改善策について意見交換を行っております。

2点目に、指定管理者は利用者アンケートを実施しております。アンケート結果では、スタッフが親切、何でも教えてくれるのでよいなど、利用者の約8割の方が館内の雰囲気やスタッフの対応がよいと回答をいただいております。利用者の視点に立ったサービスの提供につながり、結果として利用者も増加いたしております。

菊池市総合体育館では、平成19年の指定管理者制度の導入から平成21年度までの決算ベースで総額1,300万円強のコスト削減となりました。

次に、市民会館及び泗水図書館についてでございますが、その施設の管理運営や事業などについて、おのこの運営審議会や協議会が設置されております。この会議には指定管理者も出席しております。市民に喜ばれる施設としての協議などが行われており、管理運営の検証にもつながっております。また、市は指定管理について利用者へのアンケート調査を実施しておりますし、指定管理者におきましても独自のアンケート調査を行い、利用者の声を聞くなどして運営に反映させているところでございます。

このように、行政と指定管理者が一体となり、利用者サービスの向上を図っております。効果や成果としては、施設利用者増を図る新たな事業の取り組みや、学校司書との連携研修を実施するなど、柔軟な対応が図られ、利用者の利便性、向上等の成果が出ているところでございます。

菊池市市民会館及び泗水図書館では、平成19年の指定管理者制度の導入から平成21年度までの決算ベースで総額3,500万円強のコスト削減となりました。

最後に、四季の里旭志については、初めての公募ということと、6月から8月にかけて動物広場の改修工事と口蹄疫の影響で夏場の利用客が減少しております。

まだまだ効果や成果はあらわれていないものの、指定管理者の民間活力を生かした経営によるサービスの向上で、来年以降の利用客増加を期待しているところでございます。

平成18年度から平成21年度までの第1次行政改革では、指定管理者制度の導入による効果額を決算ベース総額で7,700万円弱として議会に報告をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 2学期制の検証についてというご質問ですが、菊池市教育委員会といたしましても、これらの検証についてお答えしたいと思います。

新たな学校活力の創造、そして学習、生徒指導の充実等を目的にしたこの2学期制導入から本年度は3年目となります。2学期制の検証につきましては、導入初年度の後半、保護者、そして児童生徒へのアンケート等を実施いたしました。しかし、その後、調査は行っていません。しかし、保護者や地域の人々の声は各学校に設置しています学校評議委員会、学校運営協議会、PTA役員会、学級懇談会等を通じまして把握を続けているところであります。

導入前や初年度には、保護者から、通知表が2回では不安、秋休みは不要等の声もありましたが、2年目以降は批判的な声は寄せられていません。その理由として、3学期制と2学期制との実質的な違いは、通知表と秋休みでしたけれども、通知表が1回少ない分は夏休み前に配付されます通知表にかわる学習の記録簿等を記載した学びのステップ等で補完されているということ。新たな秋休みの分は、夏休みの短縮で授業日数が200日確保されていることがご理解いただけたものだと思っております。

中学校としては、7月の中体連、12月の進路事務の時期と通知表作成等も学期末事務の重複がなくなり、より丁寧な学習、生徒指導ができる、評価の期間が長くなり、より客観的な評価ができる等の声が中学校の現場の先生から上がっております。

また、教育委員会といたしましては、昨年度までに県費教職員全員にパソコンを貸与するとともに、単元ごとの学習習熟度等が把握できる成績処理ソフトの開発を行うなど、教職員の事務負担軽減に取り組んでいるところでございます。今後とも2学期制のさらなる充実に向けて、これからも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 再質問いたします。

これから保育園や老健施設などの弱者の施設が民営化されると思われます。進めている養護老人ホーム、保育園の民営化の検証、利用者、家族の意見をどのような方法で取り入れ、反映させるのか、民営化され、途中で問題が発生した場合や住民からの苦情が多数出てきた場合の対応を質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 第2次行政改革大綱では、五つの公立保育園の一部と二つの養護老人ホームの民営化を進めることといたしておりまして、保育園は、現在、関係者への説明を重ね、理解をいただく努力をしているところです。現在、ちょうど説明会を開催いたしておりまして、私もその席に出席をいたしております。

一方、養護老人ホームは、公募条件や選定基準を定めた要領案の移譲先事業者選定委員会からの報告を受けまして、行政改革推進本部で決定し、12月1日から民間の事業者の公募を開始したところでございます。民営化後のサービスや入所者の処遇につきましては、大きな課題としてとらえておりまして、個別の案件ごとに移譲先公募要領に定めることといたしております。

また、民営化は民間手法の導入によるサービスの向上や、簡素で効率的な行政運営による市民満足度を高めるための手段でございまして、決して弱者の切り捨てではございません。先行している養護老人ホームの例で申しますと、民営化後のサービスの質やコストの妥当性の検証等、問題や苦情に対応するため、事業者、関係者、行政による定期的な協議の場の設置と第三者機関により評価を受けることとしております。

今後、民営化を進めるに当たりましては、ご家族、事業者、行政の連携を図りながら、今以上のサービスと関係者の安心を確保していきたいと考えております。

また、各保護者等からご意見等たくさん寄せられておりますが、それにつきましては、移譲先の民間事業者に継承しながら、少しでも具体的に取り入れることができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 次に、中山間地の対応について質問いたします。

以前、私も中山間地の交通の手段のない方の対応について質問をいたしました。

この前の一般質問においても工藤議員も質問されましたが、市のその後の対応について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 中山間地域の対応というようなことでございまして、買い物弱者と言われる人たちへの対応はというご質問でございます。お答えをしたいと思います。

高齢者の増加と商店街の活性化という二つの問題を抱えております本市におきまして、買い物弱者の解消は解決すべき喫緊の課題だと認識をしております。買い物弱者は、郊外型の大規模店の進出や厳しい経済状況による経営難などから、身近にあった商店がなくなり、またそれによって商店街が衰退してしまい、その地域に暮らす人たちが生活用品の購入に困るという社会現象でございます。特に、高齢者などの交通弱者にとっては深刻な問題となっております。

このため、多くの市町村では商店街の振興対策によりにぎわいを取り戻すことで買い物弱者問題の解決を図ろうとしておりますが、広域な山間・中山間地を抱える本市では、同時に遠隔地に居住する高齢者の方々への対応も考えなければなりません。

そこで、9月議会の工藤議員の一般質問でもお答えいたしましたが、交通手段が限られる地域にはあいのりタクシー等による交通網を整備するとともに、商工関係ではモデル的に限府地区の商店街と連携した熊本県まちなかづくり推進事業を2カ年の予定で実施しております。周辺の商店が少ない山間・中山間地域に住んでおられます高齢者の方々を買い物シャトルバスでまち中に案内し、実際に買い物していただきながら、買い物のしやすさ、購買商品の動向などを調査するとともに、幾つかの買い物支援を実施、検証することとしております。この事業により、最善の支援策を確立し、菊池市全域の高齢者を中心とした買い物弱者が安心して買い物できる環境を整えていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 再質問いたします。

なぜ今回、工藤議員が質問したのに質問したかと申しますと、2010年度補正予算や2011年度概算要求で、国土交通、経済産業、厚生労働、農水の4省が、農村で食品を販売する団体の支援を行う事業が行われると聞き、質問しております。市では、買い物弱者の交通対策を考えておられたとは知りませんでした。頑張っ

いただきたいと思います。

しかし、買い物に行ける人は交通手段の対応だけで済むとは思いますが、行けない人に対しては移動販売などの対応も必要になってくるのではないかと思います。

経済省の事業に当てはまるものと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

高齢者を中心に買い物弱者解消に取り組む中、国におきましてもこうした新制度が創設されたことに心強く思っているところでございます。

本市の買い物弱者の状況も、交通手段を持たない方から高齢になり歩行が困難になった方、車での移動に介助が必要な方など、多様な形態があります。こうした買い物弱者の状況も踏まえ、熊本県まちなかづくり推進事業では、中山議員の質問にもありました移動販売も含め、さまざまな角度から買い物弱者解消について検討してまいるところでございます。

なお、菊池市の買い物弱者支援策の実現に向けては、国や県の制度を積極的に活用しながら、菊池市のだれもが買い物に苦勞することなく快適に暮らせるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 以前、調べておりましたら、総務省の事業でICT事業、情報コミュニケーション事業がありまして、光回線を利用し、老人の家庭にパソコンのタッチ式パソコンを置き、手で触れて動くパソコンでありまして、きょうは元気ですかという質問に、手でパソコンをさわるだけで答えが市役所に行き、またその端末を利用して情報で弁当や日用品の注文もできる、そんな事業もあったそうであります。仕分けでどうにかなったようですが、情報収集だけには市として頑張っていたきたいと思います。

次に、市役所の住民サービスについて質問いたします。

市役所に来て、専門的なことで尋ねてこられたとき、電話でもして来られたらいいのですが、普通は、通称行き当たりばったりと申しますか、思いついたときに市役所に来られ、来られても担当が休みだったり、出張だったときに、住民に迷惑をかけているようであります。専門的なことになると、ほとんど対応できないと思われます。来られて、きょうは担当がいないのでまた来てください、これではいけないと思います。市はどう対応しておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 一般的に、行政事務は非常に多岐にわたっておりますので、細かに住民サービスの効率化を図る意味から、部、課、係等を設けまして、業務に応じた職員配置を行い、対応しているところでございます。そのために、市民への対応は、まず担当者が行い、担当者が用務等でいない場合には係で対応を行うこととなりますし、係の職員がいない場合は課の職員で対応することとなります。このことは組織運営上必要なことでありまして、日ごろから各課の所属長を初め、職員すべてが十分理解しているものと考えておりますので、担当職員の不在を理由とした住民サービスの低下を招くことがないように、今後ともさらに職員相互の業務をカバーできる体制強化に努めてまいりたいと思います。そういったことは、市民が来られて、担当がいらないからわからないと、お帰りくださいとか、またおいでくださいとかというようなことはあってはならないことでございますので、体制の強化に今後も努めてまいりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 再質問いたします。

ある事業で、他の県から研修に菊池市に来られました。私もこの席に参加させていただきました。担当者の説明を聞いておりまして、我が市にもすばらしいことが行われているんだと感心いたしました。国から表彰まで受けております。

感心するのはいいのですが、さっきの質問に関係してきますが、専門職員は必要ですが、補助的、完全サポートまでは行かなくても、少しずつはわかるような補助的な職員を育てていかなくても、また一からやり直しになったら相当のマイナスになると思います。違う目から見れば、から一生担当からなおるわけにはいけない、これではいけないと思いますが、市としてどう考えておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 職員は業務に対する意識の高揚と多くの業務を経験することで、より次元の高い業務に取り組めるよう、全職員を適当な時期に公平に異動させるように努めておりますが、職場によっては専門職や有資格者が必要な部署や対外的な交渉などによりまして業務開始から終了までの期間を同一職員が受け持つことがあり、その場合は職員の異動時期が延びることがあります。

今、ご指摘のように、1人の職員が、すばらしい職員がいるけれども、それをつないでいく職員がいなければ財産の損失だというようなことでございますが、そう

ということがないように、2人、3人、係体制でやるようにいたしております。人それぞれの個人的な能率の差はございますものの、そういった1人しかできないというような体制づくりは非常に組織にとってマイナスでございますので、そういったことがないように十分組織の強化に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 合併後の事業の格差について質問いたします。

ことは、口蹄疫で事業や楽しみにしていたイベントの中止で大変な年だったと思います。旭志においても、ホタルフェスタも中止になり、寂しい年になりました。

そこで、質問ですが、旧市町村で、これは旭志であります、旭志において住民が集う場所が少ない、ほとんどないに等しい、旭志の住民からそう言われております。ホタルフェスタにおいては、ほとんどが旭志外の人ばかりであります。高齢化が進んでおります。住民のつながりも薄れてきているようであります。また、地域の農産物の宣伝も必要だと思いますが、市の対応をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 合併後の地域格差についてというお尋ねでございますが、まつり、イベントにつきましては、平成17年の市町村合併時、商工観光課が所管しておりましたものが13件ほどあったものであります。その中で開催時期が重なり、夏と秋に集中していたり、同種のイベントを開催していたものがあり、整理可能なものにつきましては整理することにしたものであります。整理集約しました結果、継続して開催するものにつきましては7件、その他のイベントにつきましては、他の団体での開催や業務委託イベントに調整を行ったところでございます。

その中で、5月のホタルフェスタにつきましては、七城地区と旭志地区で開催されておまして、同時期の開催になるため運営に支障を来すことから、ステージイベントにつきましては旭志地区のみで開催し、ホタル観賞につきましては七城地区、旭志地区とも開催することで調整を行い、現在に至っているところでございます。旭志ホタルフェスタにつきましては、地元の特色ある祭りとして県内外から多くの方々が訪れられておまして、認知度も高まり、定着したイベントになっております。

お尋ねの地域と連携したイベントにつきましては、既存のホタルフェスタの開催と、道の駅旭志ふれあいセンターが主体的に実施されております20万本のコスモ

まつりを関係団体及び関係課と連携し、地域住民と一体となった祭りとなるよう協力してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 格差について質問しておりますが、旧市町村の中でイベント、また私、体育協会の役員をしております、体育協会で各地区での大会でも予算などを見てみると、ばらつきがかなりあると思われます。体育協会の中では、参加費や会社などの協賛なども含まれているため一概には言えませんが、決算書だけを見れば、各地区の方、かなり差があると思われます。

合併して5年、道の駅なども第三セクターなどの統一化など、こういうイベントに対してもそろそろメスを入れて一本化にしていだきたいと、不公平がないようにしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 葛原でございます。

通告に従い、質問をいたしますが、その前に少し総務常任委員会で10月27日、28日、研修に行つてまいりまして、内容を少し報告し、質問をしてみたいと思います。

群馬県太田市と静岡県掛川市に行きました。太田市の面積は菊池市より狭く、約175平方キロメートル、人口は約4倍の21万7,000人、議員は38名だそうでございます。

行政改革に関します取り組みについての検証で、太田市の経営方針は四つ。一つは、市民の目線で考える。二つ、成果と検証を改善。三つ、質の高いサービス。4に、資源の有効活用という方針で59の事業を掲げ、目的、内容、成果、実績まで受け持つ事業だそうでございます。

その中のサービス事業として、本庁の土日開庁、これは平成15年から1局14課で開設され、22年度5月からは、日曜日は閉庁、土曜日のみとのことになりました。実績といたしましては、19年は1日487名、20年は548名、21年は469名。電話の問い合わせは、1日100件のサービスができたという報告を受けました。

また、コスト事業としては、庁用車両の広告掲載です。内容としては、中型バス50万、マイクロバス35万、小型バス40万、ごみ収集車10万、乗用車、軽を

含む、6万。平成13年度から実施中だそうでございます。実績は、19年の収入が124万、20年が115万、21年が141万だそうでございます。

もう一つ、庁用封筒への広告記載でございます。内容としては、記載期間の1年間、または封筒在庫が終わるまでだそうございまして、長3封筒、持ってくればよかったんですけども、1枠8万円掛けるの6枠。それと、角形2号は5万円の8枠。実績としては、平成20年の収入が88万円、21年も同じとのことでした。

ほかにもいろいろ、教育支援隊とか、1%まちづくり等々も研修を受けてまいりました。従来の官庁会計方式とは異なる企業会計方式によって、本庁の財政状態を明らかにする実績だそうでございます。台帳方式を基本として、総務省方式も補完的に用いているということでございました。

もう一つ、太田市の行政経営面の太田ローカルアカデミーの開催についての事業の紹介がされました。目的としては、行政改革に関する自治体職員が全国から一堂に会し、よりよい行政のサービスのあり方や自治体経営の具体的手法についての討議・討論をする場を設けるということでありました。これは実績は、19年が23団体の40名、20年が15団体の27名、21年度は17団体の33名の参加で、22年度は11月の24、25、26の計画の取り組みを紹介されました。これが太田市の取り組みの研修の内容でございます。

次に、静岡県掛川市について、面積は菊池市と同じ265平方キロメートル、人口は約倍より少し多く11万5,000人。そこは生涯学習都市宣言のまちで、生涯学習とは何かを示されております。生涯学習とは、一言で言うならば、一生を通じて学び、一生、人生を豊かにすることとされております。

○議長（山瀬義也君） 葛原議員。

○17番（葛原勇次郎君） はい、済みません。

○議長（山瀬義也君） ようございますか、一応質問に入っていただきたいと思います。

○17番（葛原勇次郎君） そういうようなことで、ちょっとおもしろいところがございましたもんですから、これを紹介しながら、そして質問をしたかったわけですが、ちょこっとその生涯学習の勉強と、その中にちょっとおもしろいところがありますので報告してみたいと思いますけれども、生涯学習の運動発想の原点の中に、過疎地の村づくり、人づくりから生涯学習への掛川学事始の提唱の中に、悲しい矛盾を図式として、紅葉の美しいところは貧しく、緑の豊かなところは不便、小鳥のさえずるところは寂しく、水の清いところは住みにくいというようなことを腹に据えての生涯学習だそうでございます。それからまた、日本の報徳思想を唱える二宮尊徳も尊敬されておるということでございました。

そのようなことの中から、私が質問をさせていただきますことは、人のまねはな

かなかしがたいこととございますけれども、日本人の代表的なものかもしれませんが、よいと思われることは取り入れてもよいと思いますことから、先ほど報告しました太田市の庁用車と封筒の広告記載を紹介しましたが、私はこのことは菊池市にも提案を申し上げて、実行してもいいものではないだろうかということで、このことも質問を1点させていただきます。

それからまた、太田ローカルアカデミーの紹介をいたしました、本市の職員さん方の研修は当然しておられると思いますけれども、どのような形でされておるか、2点ほど質問をいたします。前段が長くなって申しわけございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 今、葛原議員さんから群馬県の太田市と掛川市の紹介をいただきました。先進地の事例ということで拝聴させていただきました。

現在の広告事業と広告収入の状況について、まずお答えいたします。

菊池市ホームページを開きますと、トップページにバナー広告を載せておりまして、年間30万円の広告収入を得ております。ただいま議員さんからご紹介いただきました封筒への広告につきましては、本市でもできるだけ早く対応できるように努めてまいりたいというふうに思います。

また、公用車への企業広告の件でございますが、庁内でも協議いたしましたところ、収入増加というメリットは考えられますけれども、特定の企業の広告を公用車にラッピングして走るということへの抵抗感もあり、いろんな問題もございますので、今後の課題というふうにさせていただきたいと思います。

まだ市内の方の企業の広告であれば、それなりにメリットはあると思いますが、例えば菊池市外の菊陽とか熊本市の業者が申し込んできて、それを菊池市の公用車に張りつけて宣伝をするということになりますと、同業者に経営の圧迫をしかねないという問題もございますし、そこらあたりは随分慎重に検討しながらやる必要があるかなというふうに、今、聞きながら思ったところでございます。

現時点では、大きなマイクロバスが4台ございます。これについてもラッピングしてあるというようなご紹介をいただきましたけれども、先ほど樋口議員さんにもお答えいたしました、新成長戦略として、本市がこれから先取り組む必要性として、4台のマイクロバスに本市の観光をPRして、福岡、宮崎、鹿児島、大分、あるいはもう本州まででもそのバスで宣伝をするという攻撃の方に変えていこうというふうに今考えているところでございます。そうすることで、観光の振興ということを図っていききたいというふうに考えております。

次に、職員の研修についてでございますが、太田市だったですね、ローカルアカ

デミーのご紹介いただきました。本市の研修はどうしているかということでございますが、職員研修は大きく分けますと、その職員の職務に応じて行う階層別研修と担当する業務に応じて行う専門研修がございます。昨年度の主な研修機関名と参加者数は、熊本県市町村会が実施します熊本県市町村職員研修協議会の研修参加が約82名、それから全国的な研修期間であります社団法人日本経営協会の研修や財団法人市町村アカデミーの研修、また総務省の自治大学校研修が行われておりまして、これらに8名を研修させております。そのほか、職員課で実施しました研修に約400名が参加しております。あわせて海外研修も実施しておりまして、昨年度は2名をアメリカ合衆国と韓国の研修へ参加させるなど、昨年度の研修参加者は延べ500人となっております。本年度もほぼ同程度の研修を現在まで実施をいたしております。

なお、これ以外にも全職員を対象に人権啓発課の研修や男女共同参画推進課の研修、行政改革推進課研修等も毎年実施しておりますし、そのほか業務に必要な研修についてはそれぞれの課で実施しております。

このように、職員研修は人事評価制度と人材育成の大きな柱であることから、今後、さらに計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 広告のことは、私は市内の方を対象に言うつもりでございまして、何も市外を宣伝、広告宣伝を菊池市にしても何もなりませんので、これはだれも損はしないだろうし、いいことかなと思って、これはぜひ取り上げていただくならばありがたいなと思ったところでございます。

それから、行政財産の土地利用というようなことでしておりますが、もちろん菊池市の土地あたり等々につきましても、看板等々の設置をして金を稼がんかというようなことでございますので、そのようなことをお聞きしたところでございますし、またお聞きをいたします。

それから、二つ目の職員さんの研修はよくわかりましたが、費用あたりはどのような形でされておるかを2回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 先ほどの答弁で、市外からとたとえをしてしまいまして申しわけなかったと思います。市内の思いだったと思います。

ただ、バナー広告を今とって、コンピューターの方にバナー広告というのをとっ

ておりますが、募集いたしておりますが、1区画が大体3万円です。年間3万円なんですけど、なかなか集まらないというふうな実態が市内の方にはございます。そういうお力がある企業さんがふえてくれることをこっちは願っているところでございますが、そういうこともありましたんで、そういったたとえをしてしまいまして申しわけなかったと思います。

市の財産への広告ということでございますが、庁舎や公園、図書館など、使用目的が決まった行政財産と用途が決まっていない普通財産という2通りの財産がございます。普通財産につきましては、未利用スペースを民間企業などに対して看板設置の用途などに貸し付けることは可能であるというふうに思います。

一方、行政財産は、従来、目的外使用のみ許可することができましたが、貸し付けることはできませんでした。しかし、自治法の改正によりまして本市でも条例改正を行い、行政財産の貸付契約により長期的かつ安定した収入も見込まれるようになります。現在、公有財産台帳の整備を行っておりますが、貸付要件を満たす行政財産の調査も進めていくところでございます。その中で、貸付可能な財産については、広報きくちや菊池市ホームページを利用して借り主や利用主を広く募り、収入の確保を少しでもやっていきたいというふうに思います。

それから、職員研修についてでございますが、1回目の答弁でお答えしましたそれぞれの研修につきましては、職員課で実施する分は職員課で、その他の課で独自に実施します分につきましてはそれぞれの課で予算を計上して実施しております。

なお、研修にかかります経費としましては、職員が研修機関等で研修を受ける場合は、職員の旅費や研修機関への参加負担金が主なものとなりますし、市で研修を実施する場合は、講師の旅費や講師謝金等が主な経費でございます。

ちなみに、21年度の職員研修にかかりました費用を申し上げますと、すべて総計で524人の研修を行っておりますが、すべてを含めまして合計で165万330円を支出いたしております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

私たちの農家のことと言えば、この今の広告の収入というのは農外収入に等しいことでございますので、決して悪いことではないと思いますし、取り入れられるものは取り入れて進めていってほしいと願うところでございます。

次に、2番の中山間地の介護事業についてとしていますが、介護事業の概要については、前回もう質問をいたしまして。

○議長（山瀬義也君） 2 番忘れている。

〔「市の活性化」と呼ぶ者あり〕

○17 番（葛原勇次郎君） 何も、これでよかはずだもん。外野手はもう黙っとってください。この福祉の問題の中の中山間地の介護事業についてとしておると思います。それで、介護事業のことにつきましては、なお多く、何か違うと。

〔「よう整理してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 葛原議員、そのとおりですから。

○17 番（葛原勇次郎君） 済みませんね、何か後ろから来ると変な感じになりますもんですから。

介護事業所も多くある中に、中山間地には少ないように感じますし、中山間地に多機能型事業所の考えはないかの質問でございます。

現在、80、90 代の方々は、戦前、戦後、戦中というような方で、もう75 歳以降、戦後になれば75 歳以降の方も高齢者に入りますけれども、この人たちの過酷な時代には、荒廃した国の復興に、発展に努め、世代の方々でございますが、今現在があるのがこの方たちの努力でありますし、尊敬の念を持ちながら残された尊い命の時間を、地域で育ち、地域で生活し、家庭を守り、住みなれた場所で知った同士と一緒に介護を受けられるようなことができないだろうかと思うようなことの考えの中から、中山間地の介護事業所の取り組みはどのように考えられているかということ質問をしてみたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

〔登壇〕

○市民部長（宮本啓一君） 中山間地に介護の事業所をというご質問でございますけども、介護保険に関連する事業所につきましては、通所の事業所、また訪問の事業所、入所施設と合わせまして菊池市内に43カ所ございますが、そのほとんどが旧市町村の中心部に事業所を設置しておりまして、議員ご指摘のように、中山間地の事業所はごく少数であるのが現状でございます。

菊池市では、平成21年から23年度までの第4期の介護保険事業計画に、通所、訪問、ショートステイの3事業を一つの事業所で行う小規模多機能事業所の整備を4カ所予定しております。既に1カ所は本年8月に菊池市亙に事業所を開設しております。

現在、来年度に整備を行う残りの3カ所の事業所を公募中でございますが、その選考に際しましては、まずは開設希望の事業所の意向もありまして、開設場所指定となりますと非常に難しい面がございますけれども、旧市町村の均衡及び議員のご質問の中にもございました中山間地への事業所開設意向等を十分配慮しながら事業

所の選考を今後行ってまいりたいと考えております。お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 十分配慮していただくというようなことで、大変ありがたいことですが、前回は質問いたしましたときには、65歳以上が約1万4,000人、高齢化率も27%を超しているということですが、中山間地へ行くほど率は上がると思いますし、地域密着型の特別養護老人ホームやら、今、ご説明のあった小規模多機能事業の整備も推進されると後期基本計画にも示してありますし、ひとり暮らしの方々も各集落に数多くおられると思います。このような方々の地域で介護もよいだろうし、形はいろいろあると思いますが、中山間地に事業所を開設することにより、高齢者、障がい者、児童、老若男女、一緒に日中を過ごせるひとときをつくることにより、利用者、事業者の距離、時間、問題も解決し、中山間地の雇用の場もできるだろうし、地区密着型特別養護老人ホームと小規模多機能型事業所の整備の推進は、中山間地を指していると理解してよいのだろうかの質問でございます。一応、十分検討するというようなことですので、このようなことだろうと思いますが、事業所に人を合わせるよりも、人に事業所を合わせるというふうなぐあいで、中山間地の方に持っていくのはいかがかという質問でございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 中山間地に事業所の整備を行えば、中山間地の活性化あるいは雇用の場の確保につながるのではないかとご指摘でございます。確かに、そうだと思いますが、この事業につきましては、特に中山間地を指しているというものではございません。本年度整備予定の地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、本年度は泗水地区に整備が決定をいたしております。

地域密着型の小規模多機能事業所の整備につきましては、先ほども答弁いたしましたように、現在公募中でございますので、今後、事業所の意向等を踏まえながら、選考の際に十分考慮をしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 1回目も2回目も十分考慮をするということですので、中山間地のことも忘れずに、よろしく願いを申し上げておきたいと思いま

す。

次に、スポーツと観光の取り組みとしておりますが、最近、1年じゅうを通して菊池市内には室内外合わせて多くのスポーツ大会があつてと思いますし、大会に出場して菊池に宿泊する人たちの人数は、わかれば示してほしいと思いますし、できれば月ごとにでもお示ししていただければありがたいと思いますが、どなたになりますかね、教育長だった。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） スポーツと観光の取り組みについてということ、それから宿泊の数ということですが、お答えします。

市内で開催されますスポーツイベントとして代表的なものは、熊日菊池桜マラソン大会があります。これは昭和30年から熊本日日新聞社との協賛により開催されている伝統ある大会で、ことして第55回を迎えたところです。桜の花が満開となる季節に県内各地から菊池を訪れていただき、歴史と伝統、文化に親しんでいただくよい機会として定着しているところです。

近年では、全日本ジュニアボート選手権大会を班蛇口湖ボート場で開催しています。この大会は、平成15年から開催しているものです。全国各地からボート競技者が菊池を訪れ、豊かな自然環境の中で西日本一の2,000メートルコースで全国レベルの競技が行われています。また、このボート場を利用した県内の高校生や九州管内の大学生たちが練習のための合宿として多数利用しているところです。

関連しまして、本市が9月に毎年開催しますふれあいレガッタに際しても、市民が自然と親しみながらボート競技を楽しむよい機会として定着しているところです。

このほかにも剣道や空手、バレーボール大会など、各種の競技団体が主催してのさまざまなスポーツイベントが数多く開催されているところです。

そのような中、本市で開催されていますスポーツ大会に際し、本市への宿泊者数についてお尋ねがありましたが、各種のスポーツ大会に際し、市内に宿泊される方は年間約2,000名となっております。ただ、月ごとまではちょっと把握しておりません。

市が主催しますスポーツイベントによりまして、市外からの参加者をふやし、また宿泊者数をふやすためには、大会の周知やPRが必要ではないかと考えているところです。そのために、市のホームページあるいはインターネット等を利用し、情報の発信等を通してこれからも取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 多岐にわたるスポーツ大会も大分あっているようでございますし、宿泊の方は2,000名というようなことでございますが、これが多いか少ないか、ちょっと私には判断つきませんが、多い方が観光の面には大分助かるんじゃないかなと思うわけでございますが、ダム湖を利用したところのスポーツ大会は、ボート競技、それから予算のことはありますけれども、ちょっとここで、私、日にちわかりませんが、熊日新聞に熊本市のシティーマラソンの1万人参加の計画をされておりましたことが載っておりましたもので、これは政令指定都市の記念としてされるようなことでございましたものですから、やはり菊池市には日本一のダムがあるし、こういうような田舎は田舎らしい何かができないかというようなことで、龍門ダム周辺を利用したところの提案とお考えを聞きたいんですけど、トライアスロン大会等々の試みはどのように考えておられるかを質問してみたいと思います。考えがあればお示してください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 熊本シティーマラソンは、市の政令にあわせて記念大会として実施されるようですが、菊池市にはこの班蛇口湖というすばらしいボート競技場がございます。ただいま葛原議員から班蛇口湖周辺を利用したトライアスロン大会の開催についてご提案がありましたが、ご指摘のとおり、この班蛇口湖周辺は大変豊かな自然に恵まれた地域として、春の新緑、夏のボート選手権大会、秋の紅葉など、四季折々の季節感あふれる地域で各種の催しがなされています。今回ご提案されましたトライアスロン大会の開催についても、この自然を生かした大会であるんじゃないかなと考えるところです。

しかし、トライアスロン大会となりますと、スイム、いわゆる水泳、バイク、いわゆる自転車ですね、そしてラン、走るという三つの競技で行われます。全国各地域のこのトライアスロンの競技者は年々増加の傾向にあり、本市からも天草トライアスロン大会へ参加する方がおられるというのは十分承知しております。そうした背景から、この班蛇口湖周辺での同大会の開催はできないかというお尋ねがあったものと思いますが、残念ながら、この龍門ダムの湖面管理に際して、湖面ではこの水泳は遊泳禁止となっております。したがって、班蛇口湖の周辺でのトライアスロン大会は現実的には不可能じゃないかというふうにとらえております。

班蛇口湖周辺を生かしたイベントとしては、4月の第1日曜日に熊日菊池桜マラソン大会を開催し、ハーフの部で班蛇口湖の大橋を折り返すコースとして使用しております。

また、毎年、実りの秋、11月下旬には紅葉の季節に龍門ふるさとまつりが開催されているところです。地元の龍門小学校や地域代表者の発表等により、地域住民総参加のふるさと祭りとして定着しています。この祭りには、菊池観光協会あるいは菊池観光物産館、森林管理署、龍門ダム管理事務所など、各団体等によります催しがあり、祭り参加者との交流が十分図られております。その中に、何らかのスポーツイベントの開催は可能じゃないかなと思っております。この恵まれた自然環境を生かしたスポーツ大会の開催については、今後とも模索していきたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

ダム湖の管理上の遊泳禁止というのがちょっとかかわるところでございますけれども、海の場合はどうだろうかと思うわけでございますけれども、これはまた十分庁議あたりで検討していただきながら、何か利用して観光とスポーツを取り合わせたところの菊池市の発展につなげていただければありがたいかなと思っております。

11月21日、ことしは龍門のふるさとの祭りでございましたが、今も教育長、お言いになりましたが、今ウオーキングと一緒にございましたもんですから、物すごく多うございました。非常にダム湖が活気づいたような感じがいたしましたので、一つだけ先ほどの口蹄疫の感謝祭のこともありましたけれども、それよりも盛会だったかなと自負しておるところでございますけれども、そのようなことで中山間地の方もよろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、光回線の進捗状況としておりますので、これも先ほど企画部長あたりからもちょこちょことはお触れになっていただきましたし、それぞれから折々に話も出ておりますけれども、集落あたりで心配されているところもありますので、できればもう何年までで全部終了する、今現在はどこであるというようなことの進捗状況をお示しいただければありがたいかなと思っております。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 本市におけます光回線を利用したブロードバンドの整備状況は、NTT西日本によりまして菊池地区の電話番号の24局と25局番のエリアでは平成14年12月から整備が始まり、光回線でのブロードバンドサービスが行われております。

泗水、旭志、七城南の3地区につきましては、光回線整備のために市が負担金を払うという方法を取り、平成21年度、平成22年度で整備を行ってまいりました。この整備事業によりまして、泗水地区におきましては本年3月25日から泗水全地区を対象としたサービスが始まっております。また、旭志地区、七城南地区におきましても本年6月10日から光回線によりますブロードバンドサービスが全地域で利用できるようになっております。

また、山間地であります菊池地区の水源・龍門地区におきましては、まだ通信速度が遅いISDN回線やADSL回線による通信しかできない状況にあり、住民の方々からの要望が多く上がっております光ブロードバンド回線の利用はまだできない状況でございます。

本市におきましては、この情報通信の地域間格差をできるだけ早く解消するために、平成23年度末までに光回線の利用ができるよう計画を行いまして、今回の補正予算に債務負担行為の予算を提案させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

23年度までにはもう完全に菊池市は終わってしまうということですね、ありがとうございます。

次に、教育問題で学校統合の考えと跡地についてとしております。統合の問題は、適正規模委員会で検討され、方向も示されていることは承知しておりますし、このことにつきましては、十分過ぎるほど地元の方々との話し合いをし、進めてほしい旨の質問をしたことがあります。跡地のことも考えたところの統廃合のことも考えてよいだろうと思いますし、たしか説明を聞いたところでは、方向性も見えつつあり、経過を見て次のこととなれば、また二、三年は遅くなると思いますので、私としては統廃合イコール跡地を一緒に考えれば、統合する部分と廃合する部分が出てくるように感じますし、跡地のことも一緒に考えての進め方の考えはいかがなものかを質問をしてみたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、この学校規模適正化の状況について説明いたします。

まず、学校規模適正化の現状についてですが、昨年4月の菊池市学校規模適正化審議会からの答申を受けまして、関係者との意見交換会内容あるいはアンケート調査結果をもとに、ことしの7月に学校規模適正化基本計画素案を策定し、8月16

日開催の議会全員協議会の中で議会にも説明をさせていただいたところでございます。

その後、基本計画素案の関係者への説明会を開催してきておりまして、具体的には、10月から関係6小学校であります隈府、河原、水源、迫水、龍門、菊池北小学校のPTA役員を一堂に集めた説明会、そして保護者を対象にした説明会を校区ごとに開催してまいりました。特に、河原、水源、迫水、龍門の関係四つの小学校の保護者説明会におきましては、現在、児童が学校に在学中の保護者のほかにも、児童が平成28年度までに入学予定の保護者も対象に含めて実施してまいったところです。

また、地域住民の方々への説明につきましては、9月に関係四つの小学校区内の代表区長であります地区長さんを集めまして、今後の進め方等についてのご意見を伺ったところでございます。その中で、保護者への説明会の後、関係四つの小学校区内の42名の区長さん方を対象とした説明会を開催しております。

なお、関係行政区への説明会日程につきましては、関係区長さん方からきめ細かな説明を行っていただきたいとの要望がありましたので、現在、11月から12月中旬までの予定で、関係42の行政区の地域住民の皆様方に対して2班体制で説明会を実施しているところでございます。

以上申し上げましたように、学校規模適正化基本計画素案説明につきましては、直接教育委員会からそれぞれの地域に出向く形できめ細かな説明会を行い、本計画素案の周知を図りますとともに、学校の持つ地域的意義等も考えながら、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めてまいりたいと考えております。

次に、学校統廃合と学校跡地利用を同時に考えていただきたいということですが、けれども、ことしの6月議会の一般質問に前田中教育長が答弁しておりますとおり、教育問題であります学校の規模適正化と地域の問題であります学校跡地利用とは、やはり別に考えるべきであると私も思っております。教育委員会としましては、菊池市の将来を担う子どもたちの可能性を見出し、それを最大限に発揮する機会を提供していくことが最も重要であり、教育委員会の責務であると思っているところでございます。

このようなことから、学校跡地利用については、学校統廃合の議会議決がなされました後、検討組織を立ち上げて、これから対応してまいりたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君）　ありがとうございます。

説明が進んでいるようでありますし、ありがたいことではありますが、跡地のことはまだ後でというようなことのございます、考えはわかりますけれども、戦時中のことを言ってもいけませんけれども、分散教育もあったようで、もしも統合となった場合から跡地のことは野となれ山となれではちょっと困りますので、私の意見と提案を申し述べてみたいと思いますけれども、これは夢のような話にとられるかもしれませんが、やはり地方の遊休公共施設を利用した、これは先ほど樋口議員のときにちょっと教育長お触れになりましたし、泉田議員の秋葉原の外国語の問題がございましたけれども、外国語を10カ国以上の専門学校であったり、図書館であったり、体育施設であったり、宿泊料だったり、静岡県の掛川市の、先ほど議長がとめられましたけれども、生涯学習の運動の発想の原点の中に、先ほども紹介いたしました、悲しい矛盾の図式のことに、紅葉の美しいところは貧しく、緑の豊かなところは不便、小鳥のさえずるところは貧しく、水の清いところは住みにくくを腹に据えての地域学習の事始めとされておりますが、このようなことこそ学習の場であってほしいと私は思いますし、統合する部分と廃合する部分もあるかと思うし、考え方次第では、確かに中山間地に行きますと、いい考えが浮かぶ子どもたちも育つと思いますので、このことを意見として申し添えておきたいと思います。

次に、菊池遺産についてとしております。この遺産は、2回目の登録申請があり、審査も行われていたようでございますし、菊池遺産の登録の数あたりがわかればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　企画部長、谷口　誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口　誠君）　現在の菊池遺産の登録状況でございますが、菊池市内にあります自然や歴史及び伝統文化といった市民が大切に思うものを菊池遺産と認定することで、次世代に引き継ぎ、郷土への愛着を深めることを目的として、平成21年度よりこの事業がスタートしております。現在、この菊池遺産に認定されましたものは、平成21年度分が29件ございます。

なお、平成22年度に菊池遺産として申請されました17件につきましては、現在、菊池遺産認定審査会におきまして審議中でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君）　葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君）　遺産とはちょっと事を外れるかもしれませんが、管

理の手助けということでちょっと質問してみたいと思いますけれども、菊池市においては川があるために橋が多くあります。その中に遺産に近い眼鏡橋が多くありますし、私たちの住みます東西迫間眼鏡橋より上流にだけでも五つほどありますし、菊池市を合わせると相当の数になるかと思いますが、この眼鏡橋には興味を持った人たちが非常に多らしく、探索する人が多く、場所を駐在さんに尋ねてこられるらしく、案内を兼ねて行けば、交通どめで使用していない橋と現役で頑張っている橋があるし、旧道的な考えで管理不足で危険なところもあるし、石垣の間から木の根が大きくなり、石垣をせり出しているような場所もあるらしく、この管理等々の指導はどこがすべきかをちょっと質問してみたいと思います。余り時間ありませんので、どなたか結構です。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 本市には12カ所の眼鏡橋がございます。この眼鏡橋につきましては、一部市、県の文化財でございまして、また主に市道、県道となっておりますので、その管理につきましては所有者であります市または県の道路管理者が行っておりますが、除草などの管理につきましては地元にご協力をお願いをして行っているところでございます。

なお、本市の市道にございます9カ所の橋梁につきましては、現在、長寿命化修繕計画を、これを22年度の末までに策定をすることとしておりまして、今後はこの計画に基づきまして適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） もう一回じゃろ。

[「もうよかです。ありがとうございました。じゃあ、また次の機会に。終わります」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後4時21分

第 3 号

1 2 月 8 日

平成 22 年第 4 回菊池市議会定例会

議事日程 第 3 号

平成 22 年 12 月 8 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（23 名）

1 番	工 藤	圭一郎	君
2 番	城	典 臣	君
3 番	大 賀	慶 一	君
4 番	岡 崎	俊 裕	君
5 番	水 上	彰 澄	君
6 番	東	英 俊	君
7 番	東	裕 人	君
8 番	泉 田	栄一朗	君
9 番	森	清 孝	君
10 番	中 原	繁	君
11 番	樋 口	正 博	君
12 番	二ノ文	伸 元	君
13 番	中 山	繁 雄	君
14 番	怒留湯	健 蓉	さん
15 番	坂 本	昭 信	君
16 番	隈 部	忠 宗	君
17 番	葛 原	勇次郎	君
18 番	木 下	雄 二	君
19 番	坂 井	正 次	君
20 番	森	隆 博	君
21 番	山 瀬	義 也	君
22 番	境	和 則	君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
代表監査委員	宮 川 貞 雄 君
監査事務局長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君
総 務 係	吉 里 文 子 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前9時58分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） おはようございます。

坂本昭信でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は、たびたび農業の活性化について質問いたしますけれども、なかなか農業は活性化しませんで、言うばかりでございますけれども、よろしく願いいたします。

政府は、TPP参加を検討していますが、円高による輸出産業だけの政策でありまして、その恩恵を受ける会社は200社に1社と言われています。また、安い労働力や安心・安全な農産物も外国産に押されまして、農家の生産意欲も半減すると思われまふ。地方自治体も農家の経済悪化で税収、税の滞納など、自主財源の減につながると思ふ。農業だけが矢面に立っていますが、国民の食料を預かる農家だけの問題ではなく、国民に関連する問題は多々あるかと思ふ。これはすべてやはり国民的な運動にすることが大切ではなからうかと思ふわけでございますが、このようなことを受けまして、安心・安全な消費者と一生懸命に頑張っている第三セクターの物産館について質問いたします。

本市において四つあります物産館の中で、21年の経営状況がよいところは2カ所。あと2カ所はとんとんのようなようですが、今後の運営はどのように行政として指導していかれるか。

2点目に、生産者の高齢化による出荷商品の減や不足に対する対策はどういうふうに考えておられるか。

3点目に、物産館同士の出荷の流通の考えはあるか、お尋ねして1回目の質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） おはようございます。

坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

バブル崩壊後の景気回復力の弱さや先行きの懸念など、景気をめぐる環境の厳しさが増している中で、民間企業においても経営が深刻化するなど、一段と厳しさを増しており、地方公共団体におきましてもこのような社会経済情勢の変化等に的確に対応し、関係する第三セクターについて、その運営改善に積極的に取り組むことが求められております。

このような中、各物産館を運営します第三セクターにおきましても、現状の経営状況を踏まえ、独自イベントの実施や集客、販売効果の向上に向けたさまざまな取り組みを自社内で検討し、さらなる経営改善、経営安定に向け努力されているところでございます。

物産館は、当初、高齢農業者の生きがいづくりや農家所得の向上を趣旨の一つとしている中で、出荷者組織におきましては、特に高齢化、担い手不足が著しく、これにより農産物の品ぞろえが将来的に危惧されている状況が一つの大きな課題となっておりまして、市町村合併後、各地域で設立されました物産館の設立意義を重視しながらも、新市における農産物の流通を円滑に行うため、競合しない作物については積極的に他の物産館でも取り扱いできる体制をとることにいたしております。

一方、専業農家においては他産業並みの所得確保を目標に努力されているところではありますが、昨今の農産物価格の低迷により農業所得の維持、向上が厳しい情勢である中で、担い手である専業農家がＪＡ共販や市場出荷などのほか、物産館を出荷先の一つとしてとらえていくことは、みずからの農業所得向上に加え、物産館の出荷者組織の活性化や農産物の品ぞろえを充足させていくことにつながると考えております。

そのようなことで、このＪＡとの農産物出荷連携を図ることも、物産館の振興のみならず、地産地消の推進の意味でも有効なものではないかと考えておるものでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、2回目となりますけれども、部長の独断のお考えでも結構でございます。それでもだめならば、私のこれからの要望として聞いていただきたいと思います。

安心・安全、新鮮をモットーに、産直で、顔の見える販売で人気がある中、ほかの物産店も増加している状況にあります。答弁にもありましたが、高齢農業者の生きがいつくりや農家所得の向上を目指してきましたが、高齢化、担い手不足は否めないものが現状であります。

全協の中で、第三セクターについては別途協議するとなっておりますが、その対応はどのようになさっているか。農産物の流通を行うため、競合しない作物については積極的に他の物産館とでも取り引きを行うと言われましたが、手数料の統一はどのようなものか。

流通不足する商品の情報の手段、やはりその競合しないものがどれだけ不足するか、そういう物産館同士の情報交換のシステムはどのように考えておられるか。

やはり農家にとって、同じ品物がたくさんあっても商品と販売面で苦勞するわけでございますけれども、やはり不足する品物については、やっぱりその農家が真心を込めてつくった新鮮で安心・安全な作物でございます、品物でございますので、その点をどのように今物産館同士で情報を交換して流通させるか、そういう情報のやりとり、そういうシステムを考えてもらいたい。

そのようなことを考えますときに、大変いろいろな問題が浮かんできると思います。そんな中であって、やはり行政としてそんな共有をしていなかったならば、そのたたき台となるような問題点を投げかけて、やっぱり生産者、物産館、株主さんあたりに相談して、やっぱりいかにして農家の商品を消費者に届けるかということを検討していただきたい、このように思うわけでございますが、部長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂本議員さんの再質問にお答えいたします。

たしか、3点ほど言われたと思いますが、手数料の統一あるいは情報交換のシステムということでございますが、手数料の統一につきましては、今までずっと物産館の方で運営してきておりますし、そこら辺の物産館の内情もございます。それから、情報交換のシステムにつきましては、各物産館で連絡協議会をしながら、組織をしてございますので、その中でいろいろ連絡調整等はあっておると思います。

そういうことでございますが、今の内容につきましては、今後の各物産館の振興策、地産地消における、推進における研究課題の一つとして、今後、各物産館とも連絡しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 何を申しまして、やはり農家の所得を向上させることが大事でございます。七城にはメロンという特産がございます。川辺の旭志の道の駅には肉がございます。泗水の弁当がございます。菊池のヤーコンがございます。このような柱となる品物をやはりいかに高額で売っていくか、そうしないと、やはり100円、百二、三十円の野菜をどれだけ売ってもかなり、所得は余り上がらない。安売りの100均のような状況が、今、物産館で続いているわけでございますけれども、これをいかに10円でも20円でも高く売るかということが最大の現実の問題だと思うわけでございますけれども、これにつきまして執行部といたしましても研究を重ねていただきたいと、このように思うわけでございます。

物産館の件につきましてはもうこれで終わりますけれども、続きまして教育長にお尋ねをします。

文科省は以前の詰め込み学習からゆとりの学習、そして日本の子どもたちの世界の学力調査の低下によるところによりますと、ゆとり教育の見直しを始めましたが、我が菊池市においては文教菊池、文武両道の菊池精神と、教育長を初め教育関係者が一丸となって児童生徒の教育に心血を注いでいらっしゃることに對しまして感謝申し上げます。

昨夜のNHKニュースで報道されていましたが、世界では世界の学力調査がありまして、日本は大分順位が下がっていましたが、このたびの世界学力調査によりますと、8位にカムバックしたということを伝えていました。菊池市の児童生徒の学力調査の結果が気になるところでございますが、もし差し支えなかったならばお尋ねしてもよろしゅうございましょうか。

菊池でも地域によって学力の差があるとは思いますが、そこまではお尋ねいたしません。その結果を踏まえて、生徒個人の能力、全体の能力をいかに伸ばすか、教育長の方針をお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

けさの新聞を見ますと、いわゆるPISA、いわゆる学習到達度の調査結果が発表されておりました。それによりますと、前回、3年前に比べますと、三つの領域でそれぞれ順位が日本は上がってきているというような状況です。これは世界の15歳を対象にした調査でございます。15歳というのは、ちょうど義務教育が終了した年齢ということで、世界の15歳の子どもたちがこの調査に挑戦したわけです。日本からも6,000人挑戦しております。読解力が今回は8位、そして数学が9位、理科が5位というように、前回に比べて向上してきているということですね。

それを踏まえまして、今、坂本議員の方から質問がございました、いわゆる生徒の個人能力あるいは全体の学力をいかに伸ばすかということで答弁したいと思います。

児童生徒の学力の向上につきましては、本市教育委員会の最重要課題の一つでございます。本年度も菊池市教育委員会取り組みの方向の重点努力事項に学力の向上を1番に掲げ、基礎、基本の確実な定着と、みずから学び、考える力の育成、及び教師の資質の向上と指導力の強化に努めているところでございます。

具体的には、学力の向上の基礎となる読書活動の推進に力を入れ、学校司書の配置、蔵書基準の確保を進め、月1人当たりの読書冊数も、平成19年度には小学校が4.4冊、中学校2.0冊でありましたけれども、平成21年度には小学校6.9冊と伸びてきております。また、中学校も3.0冊というふうに1人当たりの平均冊数が向上してきております。確実に本を読む子どもたちがふえてきております。

このPISA調査も、いわゆる読書活動に国も力を入れております。菊池市も蔵書冊数を基準に、きちんと満たすように昨年度努めておりますので、そういうことから読書活動の成果が上がってきておるんじゃないかなというふうに考えております。

また、補助教員や特別支援教育支援員45名を配置し、きめ細かな指導を行い、基礎、基本の定着に努めているところです。

さらに、昨年度から35歳以下の若い先生方の資質、能力を高めるために、教育委員会には3名の学校教育指導員おりますが、3名の指導員の先生方が授業を見てアドバイスを行う授業力向上事業を立ち上げております。本年度は64名を対象に実施しているところです。

そのほかにも、昨年度に電子黒板54台、デジタルテレビ57台を各学校に配置し、わかる授業、効率的な授業の構築を図っております。

このような施策と各学校の熱心な取り組みの結果、年々学力の向上が図られているところです。

文部科学省の全国学力・学習状況調査における本市、そして熊本県、全国の平均正答率を4分野で比較してみますと、平成19年度には、小学校では算数の応用分野は県、全国を下回り、他の三つの分野でもあります国語の知識分野、応用分野、算数の知識分野は全国と同じぐらいであるものの、県を下回っていた状況です。また、中学校でもすべて四つの分野で全国とほぼ同じでありましたけれども、県からは下回っていた状況です。

平成21年度には、小学校国語の知識分野、算数の応用分野では県、全国ともわずかに下回るものの、国語の応用分野は県、全国を上回り、算数の知識分野はほぼ

同じでありました。中学校は、国語の応用分野、数学の応用分野の2分野が県、全国を上回り、国語の知識分野、数学の知識分野は県、全国とほぼ同じであります。

今年度から抽出で行われましたので、この全国学力・学習状況調査、これは抽出で行われております。そのために、全校分のデータではございませんが、小学校は算数の知識分野がわずかに県を下回っていたものの、ほかの三つの分野はすべて県、全国を上回っております。中学校では、数学の知識分野で県を下回ったものの、他の三つの分野はすべて県、全国を上回っているという状況になりました。

このように、確実に学力の向上が図られていることはまことに喜ばしいことであり、今後とも市民の負託に応える教育行政の推進に邁進してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 私は常々、教育にはお金を惜しむなということを言い続けているわけですが、昨夜のテレビでは考える力を伸ばすことが大切、読解力をつける、それは最後に読解力をして、それをまとめることの繰り返しが考える力を伸ばす方法だということを言っておりました。子どもたちには未来があります。未来の夢に向かって切磋琢磨して頑張ってほしいものです。学習でも部活動でも、その指導者によって異なるものですが、真っ白な子どもたちをどのような色に染めるか、周囲の大人たちの影響で変わるものでもあります。子どもたちが心身ともにすこやかに成長することを素直に願ひまして、次の質問に移ります。

学校管理についてお尋ねします。

耐震工事は幾分改善されてきましたが、グラウンドの改修、狭い教室、問題は数多くあります。また、必要器具も不足している学校もあります。旭志の中学校の運動場は周囲が高くなっていて、雨水の排水がよくありません。それといいますのも、ホタルの里・剣道大会やホタルフェスタ等に駐車場として利用されておまして、ましてや雨の日等に車を入れますと運動場はでこぼこができて、車の跡形を水が流れて大変なことになってしまいます。そんなようなことで、運動場は周囲が高くなって水はけが悪うございます。学校でも、PTA奉仕作業などで手入れはしていますけれども、管理はしていますけれども、なかなかしこなす広さではございません。

このようなことを申し上げますと、やはり学校の校長先生からも、どうもこうも運動場がですねとおっしゃいますので、それじゃ私が教育長に頼みましょうということで約束しておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

また、私の中学校、今、2年生ですかね、ちょうど人間が40人ですよ。それで、1クラスですよ、40人で。41人ならば2クラスできるわけですが、やはりその1人の差で20人クラスと40人クラス、倍の人数がいますので、大変、今、教室が狭く感じるわけですね。中学3年生になりますと体も大きくなりますし、やはり机も置いて、やっぱり校舎が狭いな、教室が狭いなということで、この前、校長先生と話したんですけれども、耐震工事のときは家庭科室を使って勉強しとったからよかったけれども、今は狭くなって、そんならどぎゃんしましょうかとおっしゃいますので、それは校長先生、それは先生がちょっと知恵ば働かせてから、2クラスつくりなせ、学校、教室あいておりますけんと言いましたばってんが、なかなかそれも決まりでできないようなふうでございますので、そういえば教育長の知恵をかりてどうにかならんかなと、私、思いましたので、一応相談してみます。

このようなことで、やはりその20人と40人で、先生もやっぱり40人も同じ教室にいて、もうそれをやっぱりくまなく教えて回ることも大変だろうし、そう思いますと、やはりどうにかならんかなという思いもいたします。そのようなことで、教育長の考えで結構でございますので、これはどぎゃんもならんもんですかね。よろしくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、そうした設備関係について、まずお答えしたいと思います。

まず、学校グラウンドの改修整備におきましては、基本的には、まず学校のグラウンドであるということから、学校からの要望等を考慮しながら整備している状況です。そのグラウンドが地域を含めどのような利用のされ方をしているかを十分に把握し、その地域及び学校に合った改修整備を行う必要があると考えております。特に、ことしは中学校は、耐震工事のためにグラウンドに工事車両をとめるということで、非常にご迷惑をおかけしたんじゃないかなと思います。

ご指摘の旭志中学校は、これはもうもちろんのことですけれども、そのほかの学校もその再整備をする時期に来ておりますので、早急な対応を迫られている状況であります。耐震工事が終わった後は、これらの再整備にとりかかる計画をしております。

また、備品等の整備につきましても、今までも学校からの要望を聞いて予算要求をしているところですが、本年からは当初予算作成においても市内19校の予算要求ヒアリングを行い、学校からの直接の要望を詳しく聞いておりますので、予算編成にはこれから活かしていきたいと考えております。

また、中学校2年生の40人学級ということでございますが、これは9月の議会でも答弁したと思います。これは法的に言ってまず無理です。途中で1人来ても41名で授業をするということになります。やはりこれは基準日がありますので、それに従って法的に進めなくてはなりません。

ただ、学習の方法としては少人数指導ということで、例えば数学を、2人おれば、授業があいておれば、二つに分けて実施することは可能です。これはほかの教科もそうです。だから、免許外でやるということはできませんので、中学校の場合。やっぱり専門の先生が授業を進めるということになります。そういうことで、各学校の校長先生の判断で学習形態を教科ごとに少人数指導という形でやっていければ解決できるんじゃないかなと思います。

確かに、今の子どもたちは、体力は減ってきているし、体位は伸びてきているというような状況で、本当に教室が狭く感じます。今、40人学級で今の教室がやっぱり昔に比べると少し小さくなっているんですね、面積が。そういう状況ですので、そういうことでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 旭志中学校の運動場に関しましては、これは企画課も関係しております。ホタルフェスタで駐車場を入れたことは、運動場に車を入れたことは企画課の発案だと思いますので、その責任もっていただきたい、このように思うわけでございますけれども、何を申しまして、やはり運動場の改修には早速23年度の予算に計上して執行してもらいたいと思うわけでございますけれども、文武両道、学習も大事ですが、健康な体力に正しい精神が宿ると申しますので、何を申ししても健康、学習と体力、これを同時に伸ばしていかなければ、老い先長い若者たちでございます、一生懸命努力されていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

日本共産党の東 裕人です。

通告に沿って、一般質問を行います。

まず初めに、パブリックコメントについてです。

よくパブリックコメントという言葉聞きます。このパブリックコメントとは何か。本市のホームページでは、菊池市の基本的な政策案などの策定に当たり、事前

に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定をするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続、これをパブリックコメントと言うとあります。そして、その目的は、市民パブリックコメント手続要綱によれば、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画及び公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することとあります。

では、このパブリックコメントは何を規定しているのか、まず初めにお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） パブリックコメントは、公的な機関が条例、規則あるいは基本的な計画などを制定しようとするときに、広く公に意見、情報、改善案などを求める手続を言いまして、公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものであるとされております。

議員の方から、今、ご説明ございましたように、菊池市におきましても政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市の基本的な政策案等の策定に当たり、事前に内容を公表して市民の方々から意見を募集し、寄せられたそれらの意見等を考慮して、政策の意思決定を行うために、市民の皆様方から提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続を菊池市市民パブリックコメント手続要綱として定めておるところでございます。

要綱の具体的な中身といたしましては、パブリックコメントの目的、実施期間、手続の対象となる市の政策等、また政策案等の公表方法、市民の方々からの意見等の提出の方法などを規定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、今答弁された規定に基づいて、このパブリックコメント、意見公募手続が行われているのかどうか、お聞きします。

このパブリックコメントの前提になっているのが行政手続法です。その39条1項では、命令等の案をあらかじめ公示し、期間を定め、広く一般の意見を求めなければならないとし、さらに3項で、意見提出期間は公示の日から起算して30日以上でなければならないとしています。この原則30日以上、この期間を義務づけているわけです。

では、実態はどうか。調べてみると、菊池市においてパブリックコメントを実施

した14の施策のうち、30日規定を満たしたものはたった三つしかありません。そのうち二つは、保育園の民営化と学校規模適正化のこの二つは公示時点では30日を満たしておらず延長しているわけで、事実上、公示の時点で30日の要件を満たしているのはたった一つ、14分の1。これだけしか法の要件を満たしていないわけです。これはなぜかと。なぜ意見提出のための期間が保障されないのか、なぜ法的義務に反することが常態化しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 議員ご指摘のありましたとおり、これまで実施しております14のパブリックコメントにおきまして、実際その多くが意見提出のための期間について、要綱に定めております原則30日以上という期間の基準を満たしておりません。その理由はとのお尋ねでございますが、パブリックコメントにつきましては各担当課の方でその手続を実施することとしており、30日以上という期間が確保できなかった案件につきましては、この要綱には何がこの原則の例外に当たるかという規定を特に設けていませんこともありまして、詳細については把握はしておりません。各担当課においてやむを得ない事情があったものと推察をしております。

しかしながら、パブリックコメントの制度の趣旨からは、意見提出の十分な期間の保障は必要と考えますので、今後はできる限りその日数の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 期間短縮、今言われたように、担当課でやむを得ない事情があって短縮したかもしれないですけど、この短縮については、この行政手続法40条の特例で言われるように、やむを得ない理由があるときは30日を下回る意見提出期間を定めることができる、こうあるんですけども、ただしそのやむを得ない理由を公示の時点で明らかにしなければならないとあるわけです。この30日に満たない菊池市のパブリックコメントの14分の13ですか、三つはあれしていますから14分の11については、公示の時点で、もうこれこれしかじか、こんなやむを得ない理由があるので期間を短縮しましたという公示はなかったと思うんですよね。やっぱり短縮するのであれば、それもきちっと法に基づいて公示すべきだと思います。

それから、この期間保障については、期間が保障されないということについては、この行政手続法が掲げる公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利

益の保護に資する、この目的が保障されないということです。これでは声を聞く気がないだけでなく、法律のみずからつくった要綱も守らない、こう言われかねません。私が言っているわけじゃなくて、言われかねないちゅうことですよね。もうそれでいいのかと、よくないからお聞きしているわけで、じゃあ今後、こういう実態を踏まえてどうすべきか、考えていることを述べてください。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） パブリックコメントが目的とするものは、言いかえれば行政の意思決定過程の公正を確保し、透明性の向上を図ること、及び市民の方々などの多様な意見や情報を把握し、それらを考慮して行政として意思決定を行うことであります。特に、市の基本的な政策等の策定や市民等に義務を課し、または権利を制限するような条例の策定などにおきましては、市民の方々から直接、間接的により多くの意見や情報を聞く必要があると考えております。そのためにも議員のご指摘のありましたパブリックコメントの要綱に定める期間につきましては、これは庁内に再度周知徹底し、また要綱を所管しております企画の方でもしっかりと審査を行いまして、30日以上という期間が確保できるように努めまして、今後、より多くの市民の皆様方からの意見等をいただけるよう、努力をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） しっかり頑張っていたきたいと思います。

次に、公立保育園の民営化の問題についてお聞きします。

この公立保育園民営化の問題では、第一幼楽園、第二幼楽園、砦保育園、この三つを民営化とする菊池市公立保育所民営化実施計画案が10月に打ち出されました。私はことしの3月議会で、やり方も含めた民営化問題への不安、不満、不信は、本市の子育て支援に対する不信、あきらめとなる。その責任は極めて大きいと指摘をし、行政不信に対する責任の重さをこれからしっかりかみしめていただきたい、こう3月に強調しました。それでも進める民営化、これでいいのか、きょうは問うてみたいと思います。

これまでは法律やら道徳やら保育の充実やら、さまざまな角度でお尋ねをしてきましたが、今回はあくまで行政のあり方批判であることを初めに明確にしておきたいと思います。

では初めに、3点お聞きします。

まずは、スケジュール主義をやめてゆがみをただせということです。結論先にありきで進めてきた民営化、住民の意向を無視してスケジュールに合わせようとしているところに無理があります。これは文字どおりスケジュール主義のゆがみです。このゆがみをただすべきだと思いますが、どうですか。

それから、保護者の声を聞くかのようにしながら、決定を押しつけるような説明会のあり方も問題です。また、11月5日付で保護者に、公立保育所民営化についてのお知らせ、こういう文書が配付をされました。市民から、これは世論誘導じゃないか、もう決まったこととして受け取れるとの電話もいただきました。説明会でも文書でも、これだけもう決まったこととして行政から詰め寄られれば、大抵保護者はもうあきらめるんですよね。市民にこうしたあきらめを押しつける行政でいいのか、保護者に決定を押しつけるあり方、やり方はやめよと、これが2点目です。

3点目は、本来の仕事との関係です。保育の充実をどう図っていくのか、この議論はなかなか聞こえてきません。なぜか。これまで民営化をバラ色に描いて振りまくことに固執してきたからではないですか。保育の充実をどうしていくのかの議論に転換せよ、これが3点目です。

以上、初めに3点伺います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） じゃあ、お答えしたいと思います。

まず、計画等を進めていく場合におきまして、スケジュールは当然必要かと思います。もちろんその中で変更が生じることも多々あるかと思います。これまでも何回か答弁させていただいておりますけども、公立保育所の民営化につきましては、庁内議論、また市議会、諮問機関、保護者と、順次手続を踏み、意見聴取に努めまして、それを反映させながら慎重に進めてまいったところでございます。決してスケジュール主義で進めてきたというわけではございません。その中で、皆様方のご意見を十分お聞きする中でスケジュールの変更も行ってまいったところでございます。

このように、スケジュールも含めまして、行政側の案を示さずにご意見を伺うということは、逆に行政としての説明責任を果たしているとは言えないというふうに考えております。現在実施しております保護者の皆様の説明会の中におきましても、十分にご意見をいただきながら、疑問や不安が払拭できるように説明責任を果たしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、先ほど文書の件もありましたけれども、これにつきましては、説明会をする中におきまして保護者の皆様から文書等で知らせてほしいという要望もございま

した。そういうことで、現在お知らせできる情報を可能な限りお知らせしてまいったところでございまして、議員ご指摘のような気持ちは一切ございませんので、ご理解いただきたいと思います。

なお、保護者の説明会は、平成21年度よりこれまで各保育園におきまして各3回、それから全園の公立保育所を対象とした全体会を2回、延べ17回を実施してきたところでございます。市といたしましては、その中で質問とか要望について可能な限りお答えをしてまいりましたし、保育の充実に関しましてもいろんな形でお話をさせていただいたと考えております。

以上、お答えしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 同じ質問を3回します。

まず、スケジュール主義ではありませんというお話です。もうこの問題で少し言いたいんですが、昨年の6月議会では、民営化先にありきではございません、こう言って民営化検討委員会をつくりました。ところが、12月3日の保護者説明会では、民営化に向けた第1段階で検討委員会をつくったと言われました。これは議会での答弁と市民への説明が違うんじゃないですか。議会で、言葉は悪いですが、言いつくろって通してしまえば、ごり押しできると考えているんじゃないかなという気がします。そうではないと信じてはいますが。もう執行部が考えるスケジュールに合わせて、住民も議会もその枠内で、言葉を変えれば手のひらでレールに乗せようと思、考え方があるんじゃないかなという気がします。私はこれはゆがみとしか考えられません。ただすべきだと思いますが、どうでしょうか。

2点目の保護者に決定を押しつけるようなやり方はやめよということで、そういうことはありませんという答弁でした。保護者説明会で市長のおひざ元、隈府の保護者から、もうわからんと、市長を出せという声が出るようでは私は行政の仕事としてはちょっとよろしくない。これはもう市民の、この説明会、民営化の進め方、そのあり方に対するもう拒否反応であります。このもう大本からやり直すべきだと思いますが、どうでしょうか。

それから、保育の充実をどう図るのかという点では、なかなか今の答弁ではわからなかったもので、再度聞かせていただきたいと思います。

もう以上3点、個別でもまとめてでもいいですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） ただいま東議員の方からこれまでの進め方に関しまして強いご指摘があったと思っております。先ほどの答弁と重複する部分があるかと思えますけれども、お答えしたいと思います。

執行部といたしましては、これまで行政改革大綱というものに基づきまして、保育園の民営化の妥当性から外部の審議会の答申等を重く受けとめまして、現在の公立保育所の5園のうち一部を民営化ということで、議会や保護者の皆様にも説明を行ってまいったところでございます。

民営化する園につきましては、所管課、さらには市長をトップといたしました行政改革推進本部におきまして、さまざまな面から検討をしてみいました。五つの園につきましては、いずれの園におきましてもこれまでの歴史、あるいは地域とのかかわりなど、比較できない面もございますけれども、将来を展望して民営化の妥当性のある三つの園を選考いたしまして、保護者の皆様にもご理解をいただくべく説明を申し上げているところでございます。決して押しつけ的に実施しているものではないというふうに理解いたしております。説明会の中でもさまざまなご意見をいただいておりますことは、これからの作業の中でも十分考慮していきたいと、配慮していきたいと考えております。

また、これからの保育の充実ということでございますけれども、市内の公立、私立の保育園の21園ございますけれども、これら公立、私立に限らず、共通して保育の質の底上げをしてみたいと考えております。

本市では、現在、次世代育成支援行動計画というものを策定いたしております、22年から26年まででございますけれども、それに基づきまして本年度から実践をいたしております。その中で、保護者の方からの要望が多い病児あるいは病後児保育を初めといたしまして、これまで以上のもう保育水準、またサービスのあり方につきまして検討しているところでございます。民営化することによりまして、公の責任を放棄するということは一切ございませんし、これまでどおり菊池市内の保育園といたしまして市としての責任を果たしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 冒頭言いましたように、行政のあり方批判という私と、そうではございませんという答弁は、もう平行線にしかないなというのはよくわかりましたので、市長にお伺いしたいと思います。

その前に、今、昨日の議員さんへの答弁の中でも、質の行革というのが言われま

した。質の行革を今後掲げるのであれば、私はまずはゆがみや、あるいは問題点とされていることはただすべきだと思います。さらに言えば、この保育園民営化問題での行政のやり方はまだまだ丁寧さに欠けるところもあると、荒いんじゃないかなという気がします。そういうこともつけ加えて、最後に市長に伺います。

平成18年に、市民にも痛みをということで、痛みを掲げて打ち出されました。それから5年、市民にあきらめを押しつけ、3,000万、4,000万円削るために行政不信を振りまくようなやり方、あり方、それらも含めて、もうやめるべきじゃないでしょうか。1度立ちどまって再検討すべきだと思いますが、市長の見解はどうか、伺います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

本市では、平成17年3月、総務省の方から新地方行革指針を受けまして、平成18年に民間委託や、また民営化の推進、定員管理の適正化、地方公営企業の見直しなどを設けまして、集中改革プランと第1次菊池市行政改革大綱を策定いたしまして、今日までご指摘のとおり行政改革に突き進んでまいったところであります。

先ほど来、スケジュールに基づいて、過程において、このスケジュールどおりにやっていると、押しつけではないかといったお話もございましたけども、スケジュールはあくまでも、部長答弁にありましたように、スケジュールでありまして、過程においては立ちどまらなければならないし、考えなければならないし、その中に市民の声をどう反映していくかということだろうと思います。パブリックコメントにつきましても、あたふたとして、時間的な余裕を設けながら、設けていないという事のご指摘、反省点でもあります。

今後、民営化そのものが果たして是か非かということについては、広く市民の皆さん方の声の中から、この必要性というものが非常に高いということがあって民営化を進めていくべきだろうということでスケジュールは設けましたけども、その中でどういったアクションがあるかということで注意深く見ておりましたが、ご理解の域に達してきているのではないのかなという、私なりには考えているところでございます。

こういったことの中で、菊池市の第2次の菊池市行革大綱とその実施計画の策定におきまして、市の総合計画の理念を一つ実現するための柱の一つ、それが行財政の効率化を具体化するものとしたしまして、菊池市にとって真に必要な行政改革は何かと、大きな課題として取り組んでまいったところであります。

具体的には、本市の状況、いわゆる基本的には財政状況、国の行政改革の推進と、

この三つの観点から本市におきます行革の必要性を検証して、現在、そして将来の厳しい社会経済情勢と地方分権の進展に備えなければならない。みずからの責任と判断で市民のニーズにこたえたような施策を将来にわたって実行していくために、いわゆる簡素で効率的な行政運営と、また市民の視点での行政サービスの充実を目標といたしまして、この平成22年3月の議会で、定例会で議決をいただいたところでございます。

このように、新しい行政改革大綱は第1次の検証と、またあらゆる階層の市民の皆様や外部有識者の意見をお聞きして作成したものでありまして、決してこの国の方の改革路線をそのままのみにして踏襲しているものではないと考えております。むしろ現在の国の行革の動向は注視をした上で、まさしく将来を展望した自立可能な菊池市、都市自治体というものをつくっていかねばならないと、それが将来の世代のための私たちの真に必要な改革だと思います。

改革ということからいたしますれば、これは改革には初めはあっても常に改革は終わりはないという意味で、視点を改革に持っていかなければならない。ただ、その改革の痛みというものをよく申しますけども、改革を引き続き進めていく上におきまして、この改革がどういう効果をあらわしたのか、その効果について市民にそれが、還元がどうなっていくのかといった、そういう視点に立って理解を求めているかなければ、単なる改革で数値だけが踊って、これだけ点数を上げましたよということだけでは市民の理解と協力は得られないものだと思っております。なぜ行政改革をそれまで進んでいかねばならないかということについて、まださらにこれから説明責任を果たしていきたいなと思っております。

そういった効果の一翼として、いろんな菊池市の、独自の、例えば交通手段としてのべんりカー、あいのりタクシーが走っていく。さらには、また医療費が、昨日もお話があったおりましたが、小学校6年生まで、他の自治体よりも早く取り組むことができた。またさらに、中学生までということについても、近時その取り組みをされると。それは行政改革の中の一つの恩典として、また皆様方、市民サービスの効果になってきているということを説明するようなことをやっていかねばならないんじゃないかなと、このように思うところであります。

いずれにいたしましても、保育の充実は公立で充実をしてきたものが、決してサービスが劣るものではなくて、民営化によってさらに充実化が進められ、公営、公設のものと同時に、並行して競い合う形で保育行政が充実していくことに向かって進めていきたいと、このように思っておりますので、いろいろとご指摘につきましても、また私たちとしても、その意見一つ一つをちゃんと分析をしながら参考とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この問題は節目節目でお尋ねしていきますので、またそのときにはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、国保税についてです。

これまでの議論で執行部も、菊池の国保は高過ぎる、高いと言わざるを得ない、この認識を示して税率を据え置きしてきました。私は思うんですけど、高過ぎるとしながらもう据え置くだけでは、結局何の手も打てていないのと同じじゃないかな。目の前に高過ぎる国保税に苦しんでいる市民がいるのに、それでも据え置くままではどうか。そういう中で、収納強化、徴税強化を叫ぶだけでは何も解決をしない。これはこの数年見れば明らかだと思います。

6月議会で私は、払える国保にする気があるのかどうか、質問をしました。なかなかいいような回答はありませんでした。高過ぎるのはわかっていながら手をこまねいているだけでは、繰り返しになりますが、行政の仕事とは言えないんじゃないかな。この間、行政がこの問題で何をしてきたのか、高過ぎる国保税を引き下げる知恵が浮かんだのかどうか、初めにお伺ひしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 市町村国保は、他の公的医療保険に属さないすべての人を対象としているため、高齢者や低所得者層を多く抱え、医療費負担も多いといった構造的な問題がございます。国や市町村からの公費負担や保険者間の財政調整によりまして、均衡を保つ制度になっておりますけれども、市町村が保険者となって運営しているため、財政基盤が弱いといったことも構造的な問題の一つと言われているところでもございます。

引き下げの知恵は浮かんだかというようなことでございますが、医療費は年々増加傾向にありまして、医療制度の改正により、国県支出金等の見込額も今後は大変厳しいものになるものと思われまます。医療費の適正化や保健事業の推進に重点を置き、医療費の抑制に努めながら、保険資格の適用、適正化や、一般会計からの法定外繰入金により財源を確保しながら、保険税を据え置くことで制度の維持に努めているところでございます。

また、国保は保険税の減免制度とあわせまして、医療費の窓口負担を減免する一部負担金の減免制度がございます。減免や分納を初め、そのような制度の告知につきましても、よりよい納税者を育てる観点からも、さらに取り組んでまいりたいと思います。

国保のこの問題は、菊池市だけの問題ではございませんで、日本全国の問題として掲げられております。したがって、国におきましては国保を広域化することでの議論が行われております。国保の広域化は、財政規模の拡大によります事業の安定した運営や事務の効率化による経費の節減など、大きな効果が見込まれまして、この議論の推移に注目しているところでございます。このようなことを10月開催されました区長会全体研修会の出前講座におきまして、国民健康保険制度と財政状況、また課税状況について説明を行い、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

いずれにいたしましても、国民健康保険財政は大きな転換期を迎えていますが、保険者の責務として、将来にわたり市民がいつでも安心して医療を受けることができるように、公的医療保険制度や国民健康保険制度の動向にも注視しながら、本市の国民健康保険事業の現状と課題を認識して、財政の健全化に今後も努力してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 目の前で苦しんでいる市民を無視したらいかんと思うんですね。いろいろ言われましたけど、結局国の動向と、全国の動向とか、国保財政が厳しくてとか、いろいろ言われますけど、行政の仕事として、目の前に高過ぎる国保税に苦しんでいる人に手を出さない、もう事実上無視しているようなことはよろしくないんじゃないかなと。全国の動向も言われますけど、こういう全国的に厳しい国保財政の中で、全国でも引き下げをしている自治体もたくさんあるんですね。やっぱりそこも学んで、知恵を出し合うぐらいはしないといかんのじゃないかなという気がします。

私もいろいろ、いつも考えるんですね、どげんしたら安くなるんだろうか。総務部長は、こげんもう厳しい、厳しいと言うけど、下げられるんじゃないかというのはいつも考えるところなんですよ。その一つの案をちょっとお聞きしたいと思います。

これ、一つの方策として、以前、1回お聞きしましたけど、例えば菊池市では国保税の税金、税額を算出をする際に、未納分の上乗せをしていますよね。例えば税額が15億円、収納率90%の場合、未納10%分、1億5,000万を上乗せをして、それで割って税額を算出をしている。要は、払わない人、払えない人、滞納見込額を払える人に肩がわりをさせている、そういう計算式なわけですよ。こういう計算をやめて通常で計算すれば、単純に1億5,000万円引き下げられる、

8,000世帯で割ると1世帯1万8,750円引き下げは可能と、新たな財源なしに、これ引き下げは可能なわけです。95%としても、1世帯9,000円ぐらいは引き下げ、わずかですけど、引き下げはできるわけですよね、計算上は。

こうした上乘せ方式をやめて、まずは世帯ですから平等割引き下げとかに転換すべきであるし、これはできると思うんですが、どう考えますか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 国保税引き下げの方策として、収納率100%で計算して税額を算定する方式で予算計上をというご質問だろうと思います。現実的には、昨年の実績や現状を把握して歳入見込みを計上しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

歳計外繰り入れにつきましても、健康保険はもともと独立採算が基本でございます。それでもやっぱりこの国保を健全、保っていくために、法定外の繰り入れをしているという現実もございますので、その辺は十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、まじめに納入されている方が不公平感をこうむらないように今後も努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいとします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 基金取り崩しとか一般会計繰り入れも、私、4年半前議員になってからずっと言ってきました。最初は、執行部の皆さんは、できませんと、無理ですと言われてきました。今日、実際やられているわけですね。知恵を出せば不可能ではないと。そして、そういうこともやらざるを得ない市民の暮らしの実態があるわけですよ。ならば、例えば上乘せをやめて、少額でも減税に向かう姿勢は、この市としてそういう姿勢は示すべきではないかなというふうに思います。

市長に伺います。

国保減税は、政策であり、市の構えが問われる問題であることはこれまで繰り返し述べてきました。市長が市民の暮らしの実態をよくつかんでいれば、せめて引き下げを行っている自治体の調査研究もして引き下げに転換すべきであると考えますが、市長はどうですか。暮らしの実態がわかっているのかどうか、引き下げへ転じる気があるのかどうか、市長にお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[「市長でいいですよ」と呼ぶ者あり]

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 先にちょっと。その後、市長の方で答弁させていただきます。

国保新聞というのがありまして、厚生労働省が出している新聞でございますが、全国の7割に相当する自治体が歳計外繰り入れをしているという実態がございます。したがって、広域化ということで、今、全国的に問題になっているところです。一部におきましては、厚生労働省としては、独立採算が基本であるので、歳計外の繰り入れについては好ましいものではないというものをうたっております。したがって、制度そのものを改革していこうという動きになっていることを皆さん方にお知らせをしておきたいというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 国民健康保険制度ができて来年で50年を迎えるということでございまして、今、総務部長答弁の中で、言葉ではありませんでしたが、まさしく制度疲労が起きていると言って過言ではないと思います。国民皆保険の基盤をなす社会保障制度として、将来にわたってこの制度を維持していかなければならないことではありますが、いろいろ国におきましても議論が進められております。

国民健康保険税の税率につきましては、これも答弁にあったかと思いますが、国保運営協議会におきまして議論をいただきまして決定をしているということでございます。先刻来、この、いわゆる法定外繰り入れということにつきましては、東議員が本当にこれまで何度か指摘をされまして、行政としてはこの平等性というもののからすれば、国保に赤字補てんという意味での繰り入れは難しいということを答弁をしてきた経緯がございます。

しかし、現実問題といたしましても、この下水道等の会計でもそうでありまして、利用者というものが国保にも、あるいは下水道にも特定、限られた方々が利用されていると。それに一般の方々の、納税義務者の分のお金を費やすことはいかかなものかというのは、ほかの会計の中にも出てきているということでありまして、これが今の現実問題として社会保障制度のあり方というものを深く検討して、そして広域化して国民皆保険ということが一本化しなければならない話であって、一自治体でこれをやろうとすることには非常に無理があると私は思っております。

そういった意味で、現在のところ、国保税を下げたからどうなるということではないだろうと。いわゆるこの繰り入れというものが続けられる過程においては、それだけの迷惑が、ただし払える人に払っていただいて、払えない人からはもらわな

いというんじゃないくて、やっぱり払えない人にも努力をしてもらわなければならないと。このコストの負担というのは、少なくとも受益者といいたしうか、この利用する人たちが応益性に基づいて払うという部分が大きくコスト負担ということになるだろとう思います。それが利用していながら払えない、そういったことに対しては福祉的な側面とかといったもので救済とかといったものは考えていくべきであって、本来のこの税率というのは確保していかなければならないと、このように思っておるところでございます。

その辺につきましては、いろんな先進的な事例もあるとうようなお話がございましたが、菊池市として将来を展望した場合に、果たしてどうするのかといったものは、国は国として動きの中にありながら、市の方としてのあり方とうのが今、これから維持できるかどうかといったことも含めながら検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 国保の問題もまたこれからも繰り返し取り上げますので、市民を見捨てないように、見て見ぬふりをしないようにしていただくことを述べて、時間ありませんので、次に移ります。

同和行政についてです。

これまで私は前期4年間、毎年この12月の議会の一般質問で同和行政について取り上げてきました。この問題を取り上げるのは、同和問題の早期解決を願う立場からであります。これまでのような同和行政を続けていれば、部落差別は解消されるところか固定化され、再生産、拡大され、逆差別が発生をする、同和行政のゆがみは早急に是正しなければならないと考えています。また、私は議員として市民の税金の使い方、正しく使われているかどうかをチェックし、聖域なく、不公平、不正な支出は中止すべきとの立場であります。こうした立場から、今期もこの問題について取り上げます。是正されるまで毎年12月にお聞きします。

今回は、三つの角度からお尋ねをします。

まず2点、住宅問題、補助金問題についてです。

住宅問題ですが、市営住宅のうち順番待ちしている市民、新規申し込みの市民が入れない市営住宅があります。申し込みの際の選択肢にも上がっていない住宅、とういう住宅があります。この住宅は、部落解放同盟の支部長の許可や推薦がなければ入居できない、とういうふうに聞いています。これはおかしいのではないですか。公営住宅法にも市営住宅管理条例にも明文化されていないこのあり方が正しいと考えているのかどうか、1点目にお聞きします。

それから、補助金ですが、昨年１２月議会では執行部は、まだまだ補助金の使途及び自己資金の増額について改善の余地があると答弁されました。では、その後１年間、どういう改善の努力をし、どう変わったのか、２点目にお聞きします。

また、あわせて本市の同和関連予算総額も教えていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 同和向け公営住宅につきましては、地対財特法が平成１４年３月末をもって失効しまして、また平成８年の公営住宅法改正によりまして、同和向け公営住宅の家賃は一般の公営住宅と同様の家賃算定方式、いわゆる応能応益方式に移行することになり、本市は２１年４月より、その新家賃制度に移行しております。ただし、これは平成１０年から９年間の経過措置がございました。

このように、一般住宅家賃算定方式への移行により、特定目的公営住宅から一般の公営住宅と同様の扱いになっております。しかし、入居者の決定につきましては、一般公募ではなく以前のままとされており、各支部で決定している状況でございます。

東議員ご指摘のとおり、今後は入居者の選定につきましては、他の公営住宅と同様に、公募により入居者選考に改めていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 部落解放同盟支部補助金のあり方等につきまして、昨年の１２月議会答弁で改善を進める事項として三つの項目を掲げておりました。１点目は、支部間の日当調整の問題。２点目は、補助金に占める自己資金分の負担割合を上げていくこと。そして、３点目は補助金に占める行動費、役員手当の割合が依然として高くなっている点を挙げております。これらの事項につきましては、その後、３支部役員との協議を行いまして、理解を求めてきているところでございます。

まずは、補助対象事業経費として、それぞれ３支部の活動支出項目ごとに取り上げまして、一つ一つの活動について精査をしながら、補助対象となる活動と補助対象としては認められない活動とを区分する作業を進めてきたところでございます。その結果としまして、一部では３支部間の取り組みについて足並みをそろえるとともに、平成２２年度の予算に反映させてきたところでございます。

今後も改善を要する事項につきましては、引き続き支部との調整を図りながら、真に市民の皆様理解が得られる補助事業経費の取り組みにしていきたいと思っております。

次に、平成２２年度の当初予算では本市の人権教育啓発に関する経費といたしまして、職員の給与を除いたところで申し上げますが、約４，６００万円となっております。昨年の、前年度と比較いたしまして約１，０００万円程度減というふうになっております。

ただ、必要な経費は、法のもとの平等という日本国憲法に基づきまして、必要な事業につきましては今後も継続をしていきたいという考えをもっておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○７番（東 裕人君） まず、住宅問題ですけど、先ほども言いましたが、その団体の許可がなければ入れない公営住宅というのは、基本的にあり得ないですよ。こういうものを私は逆差別とか特権とかと、こういうのがあるから言われるんじゃないかなという気がします。改修や改築、そういった費用は市民の税金から賄って、一方で市民は入れない、こういうことはよろしくない。そして、法律も条令も超越した存在がこの菊池市にあることは私は許されないと思います。

先ほど答弁ありました、今後協議を進めていくという話でもありましたが、じゃあどうするのか、いつ問題が解消されるのか、ゆがみをたすべきではないのか、お聞きしたいと思います。

それから、補助金についてです。先ほど改善の方向の話はありました。本当かどうか、代表監査員に伺います。

基本的に、収入の問題では同盟費収入はわずか７％、その同盟費収入も上部団体、部落解放同盟熊本県連合会に上納するわけで、手元にはほとんど残らない。結局、支出の原資は補助金、市民の税金であります。これをどう使ったのか、ここはこれまでずっと指摘をしてきた問題で、収入に同盟費が入っているから補助金ではありませんというような詭弁は通らない。これは事実の問題として、まず初めに述べた上で、支出について代表監査員に伺います。

日当ですが、これまで日当について取り上げてきました。今回も精査してみると、いまだに旗開き、県連委員会、県連統制委員会、こういった内部の会議に参加して６，０００円などの日当が出ています。内部統制の会議に出ても６，０００円、昨年、代表監査員は、日当について決して妥当であるとは認識していないと答弁されましたが、１年たってこの決算をどう考えますか。

また、以前、行政との打ち合わせに日当を出すのはおかしいと指摘をしました。その際、代表監査員は、今後、具体的に見直しされるべきと答弁されました。しかし、いまだに行政との打ち合わせに参加して６，０００円、菊池郡市の教育長と会

議して6,000円、こういった支出があります。これはやる方も認める方も、もうこういう補助金の使い方はやめるべきだと考えますが、どうですか。

それから、役員報酬です。今回も旭志支部18万円、泗水支部6万6,000円、役員報酬が支払われています。昨年12月議会で代表監査員は、平成21年度から廃止となり、今後は改善されると答弁されました。ところが、そのたった3カ月後には支払われている。これは一体何なのか、どう考えるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再答弁をいたします。

今後は、各支部と十分に協議しながら、早期改善に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） おはようございます。

答弁させていただきます。

定期監査、決算審査におきましては、これまで各支部への補助金交付では次の3項目について重ねて指摘しております。第1に、各支部への補助事業、補助対象項目、補助金額の算出の基礎の明確な統一。第2に、自己負担金割合の増加。第3に、各是正項目の一定の移行期間を設けての実現と。あわせて、当市の財政の面から、徐々に補助金交付額の減額実現を求めてきたところでございます。

さて、第1点目のご質問の団体内部の会議への日当支出で、各支部の平成21年度の決算書でも県委員会関係の支出がまだ継続されていることでは、昨年の12月市議会でも答弁させていただきましたとおり、決して妥当な支出とは認識しておりません。担当課としましても、補助金交付の協議を重ねながら、今後、補助金対象外と伝達されておりますけれども、さらに調整が求められております。

ただ、それぞれの各会議の内容を詳細に見ていきますと、団体内部の会議ではありますが、これも少し拡大解釈でありますけれども、単なる内部集会だけでなく、講師を招いての研修会であったり、今後の啓発活動を行う上での重要な会議といったことで、差別の現実を学び、各支部員や市民啓発につなげるために必要な会議であった面も位置づけられておりまして、監査ではそういう確認はいたしております。

それから、行政との打ち合わせにつきましても、各支部に補助金対象外とは伝えられているのでありますけれども、12月議会後の関係でもありまして、平成21年度内での各支部との調整が実現できなかったと言えます。今後も粘り強い行政指導

が求められております。

2点目の菊池支部以外の2支部における役員報酬の支出では、科目としてはまだ計上されておりますが、実質この決算でも補助金交付の対象外として位置づけられております。このことでは、各支部との調整会議の中で、今後、役員報酬を支払わない方向での内諾がなされておまして、引き続きの協議を続けて、今後の役員報酬の廃止について確認が進められているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 時間もないので、市長に最後一言お伺いします。

ゆがみをたすのにちゅうちょは要りません。市長はどう考えますか。一言答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 部落解放同盟各支部への補助金の問題、さらにまた住宅問題につきましてご指摘をいただきまして、それぞれの担当部長から答弁をいたしました。また、そのとおりでございます。改善すべきものは改善してまいります。

また、ただいま監査の方から過日の議会におきましても妥当性を欠いているというご指摘の部分もあります。このことについては、さらに精査をさせていただきまして、ただすべきところはたださせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時27分

開議 午後 零時56分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 議席番号5番の水上彰澄です。

通告に従いまして、質問をいたします。

まず最初に、旭志北部簡易水道についてお伺いいたします。

平成22年の第2回定例議会において、議案第55号、菊池市簡易水道給水条例

の一部改正を制定することで、6月25日付で提出されました提案理由は、弁利簡易水道と小川、九の峰簡易水道を統合することにより、安定的な水道水の供給と給水区域の拡大を図るためということであります。もちろん議会の皆様方の良識をもって可決していただきました。旭志北部水道の水源池ボーリングにおきましては、平成19年、2年ほど前にできておりますが、水道設備建設事業はいつごろから行われるのでしょうか、お聞きいたします。1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 水道局長、安武昭二君。

[登壇]

○水道局長（安武昭二君） お答えいたします。

旭志地区の小川、九の峰地区及び弁利地区の簡易水道事業の整備につきましては、配水管、配水池の老朽化や双方の水源池が浅井戸であることから、水量、水質に不安がございますので、これらを解消するため、二つの簡易水道を統合し、新たに旭志北部簡易水道としての区域を設定し、国庫補助事業として整備を行う計画をいたしたところでございます。

お話があったとおり、平成19年度にボーリングを行いまして、良質な水源の確保ができましたので、事業化に向けて統合認可申請、国庫補助事業の要望、関係条例の改正等を行ってまいりました。地域の皆様方にはご心配とご迷惑をおかけしたところでございますが、本年10月に統合認可申請の許可及び本年度から平成25年度までの4カ年とする国庫補助事業の採択を得たところでございます。本格的な事業の実施は来年度からになりますが、関係行政区と十分協議しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 事業がとり行われるということであります。事業に伴いますところの配水池と申しますか、槽と申しますか、またはタンクといいましようか、もちろんステンレス製とは思いますが、何人ぐらいの、あるいは何軒ぐらいの想定であるのか、また余剰水量も十分あるのか。補助金ではありましようが、7億7,000万円程度とお聞きしておりますが、使用料金等が高くないようにしていただきたいと思っております。

工事完了後のことで、ちょっと早過ぎますけれども、現在使用しております弁利地域の水源地、これにおいては相当量の水を噴き上げておりますので、いつ何時でも使えるように、今回の水道事業が完了した後でも壊さないでいただきたいと、そのように思います。それも含めて、あわせて答弁をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 水道局長、安武昭二君。

[登壇]

○水道局長（安武昭二君） 再質問にお答えをいたします。

地区内の給水件数の状況から申し上げますと、行政区ごとに申し上げますと、小川区が８戸２４人、九の峰区が１４戸７４人、姫井区が３７戸１３４人、楠原区が１６戸６７人、岩本区１０６戸３６０人、岩本住宅９戸３８人、合計１９０戸６９７人となっております。

次に、余剰水量と申しますが、井戸の能力について申し上げますと、新しい水源池として小川区に口径２００ミリ、深さ２５０メートルの深井戸を確保しておりますので、揚水試験を実施しておりますので、その結果から推測申し上げますと、１日の最大揚水量は１，０７９トンとなっております。実際、使用します水を考えるときに、ロス等を考慮いたしまして、最大揚水量の約８割の１日８００トンを適正水量としております。今回の事業計画では、給水区域全体での１日の最大給水量を３８３トンとしておりますので、適正揚水量からしますと、約半分ということになっております。

また、お話があつておりましたが、配水タンクを設置するようにしております。規模としましては２４０トン、それから２００トンのステンレス製を２基考えております。

それから、１日の適正揚水量の８００トンを揚水した場合に、運転水位の降下は５３センチとなっておりますので、これらのことを考えますと、給水量は十分確保ができて、新しい水源は地下水が豊富な井戸というふうに考えております。

それから、使用料のことでございますが、使用料につきましては、ご案内のとおり、合併を機に上水道、簡易水道事業とも見直しを行っておりますので、現在、市が管理します水道事業の料金につきましては同一の金額ということにしておりますので、事業によって水道料金が変わるということはありません。

また、事業につきましては、現在、国庫補助事業として認定を受けております総事業費の範囲内で実施していきたいというふうに考えております。

それから、議員ご指摘のとおり、弁利水道の現在の水源でございますが、場所的には好ましい場所ではございませんので、今回新しい井戸ということにしましたが、水の量としてはかなり豊富でございますので、水道局といたしましても非常用の水源としてこれからも確保していきたいというふうには考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 水量の潤沢な量ということと、使用料金も統一ということでもあります。安心して水道加入ができますように、よろしくお願いを申し上げておきますが、それでは次に移りたいと思います。

2番目のべんりカー、あいのりタクシーの件で質問をいたしますが、要旨のところで、べんりカー、あいのりタクシーを旭志も回したらどうかということをお聞きしますけれども、この件につきましては坂本議員が何度も質問されておられるようですけれども、同じ旭志でも少し山つきの中山間地域に言わせていただきたいと思います。

交通弱者に非常に、通常の定期バスの熊本電鉄が1日に3回、朝、昼、夕方しか来ておりませんでしたけれども、これが廃止になったことは先刻言われたとおりでありますけれども、これによってどのぐらい不便さを感じるか、そういう地域に住む者でないとわからないと思いますが、まず一つの例を挙げますと、温泉においては四季の里より送迎バスがあるからいいということにいたしましても、病院や買い物であります。子どもたちに送迎してもらえるところはいいわけですが、そうでないところはタクシーでということになります。片道、菊池まで1,200円から1,500円でありますので、病院の自己負担より高くなります。しかも、年金から出さねばならないということになりますので、交通弱者におかれましては大変困っておられます。

べんりカーにおいては、まち中の比較的便利のいいところをべんりカーが走り、便利の悪いところ、うちの地域は弁利とも言いますが、弁利と言いつつ便利の悪いところの中山間地においてはべんりカーが通らないと、こういう不都合なことがあっていいのかと、そういう思いであります。

あいのりタクシーにしてもしかりであります。合併後においては、合併前の菊池市と旭志は上流地域におきましては隣であります。その隣にあいのりタクシーが利用できまして、旭志内は利用できません。見ているだけということであります。合併5年を過ぎましたが、大変残念なことであります。

市長も合併2期目であられますし、運行業者との難しい交渉もありましょうけれども、よい計らいをしていただくよう、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） まず、菊池べんりカーでございますが、これは市街地を巡回するバスとして運行しております。べんりカーは市街地の住民の皆様の1次交通、2次交通ばかりでなく、医療施設や店舗が集約されていますことから、市街地以外の地域から来られた方の2次交通としての側面を兼ね備えた交通手段として大変好

評をいただいております。

旭志地域に導入ができないかということでございますが、旭志地域内での巡回もしくは旭志地域と市街地とを結ぶ巡回となりますと、既存の路線バスと路線が競合していること、また既存のバス路線が大きな運行赤字を抱えていることから、国の許認可を得ることが大変難しいものと考えられます。

また、あいのりタクシーでございますが、現在は菊池の水源地域、龍門地域、泗水西部地域、泗水東部地域の四つの地域で運行を行っておりますが、現在は旭志地域の方では路線バスとの競合の問題もありまして、ご指摘のとおり、運行を行うに至っておりません。

9月議会におきましても坂本議員さんへの一般質問での答弁でも申し上げましたとおり、弁利地区や桜ヶ水地区のように、今あるバス路線から離れ、バス路線までの高低差が大きい地区につきましては、現在さまざまな関係団体と協議を行い、あいのりタクシーの運行を軸に何らかの対策を講じることができるよう努力しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

〔登壇〕

○5番（水上彰澄君） ベンリカーは回せないというようなことであります。あいのりタクシーは検討中ということであります。定期バスが管内を行ってはおりますが、その沿線は主なところだけでありまして、校区で申しますと、旭野校区の弁利地域の方と麓一部ということになりましようか、そういうことでございますので、せめてあいのりタクシーの方でも十分検討して乗れるようにしていただくならと思っております。

2回目の質問ですが、ベンリカー、スクールバスを併用したらどうかということで申し上げておりますが、スクールバスの件は前回お尋ねしましたが、なかなか決めごとと申しますか、私の言う4キロに満たないところ、規則にそぐわないところでも1年生から3年生の低学年ぐらいまでは金を払わなくて乗せたらどうかということもなかなかできないようでありますので、それならば登校・下校時間帯でも交通弱者においてベンリカー、あいのりタクシーがわりにスクールバスに乗せたらどうでしょうかということですが、山都町においては山都ふれあいバスということで業者委託されておりますけども、管内は大体200円から400円ぐらいでしかバス代を取っておられません。まねをせえということではありませんけれども、ベンリカー、あいのりタクシー、スクールバスなどをうまく組み合わせで検討していただきたいと、そのように思っております。希望の持てるご答弁をお願いしたい

と思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） スクールバスとの併用につきましては、スクールバスへ一般の方に乗っていただくということかと思いますが、現在、スクールバスは運行経費が安価となるよう、利用する児童生徒の数に応じて車両の大きさを変えておりまして、それによっては小型タクシーやジャンボタクシーが運行している場合があります。バス車両が運行している場合におきましても、空いている席がない状態で運行しておりますので、朝夕の登下校時に一般の方が乗車することは困難な状況だと教育委員会の方から聞いております。

また、日中の空いた時間での運行となりますと、既存の路線バスやあいのりタクシーとの路線の競合の問題ばかりでなく、学校行事とのスケジュール調整をどう行うかなどの課題もございます。

このようなことから、スクールバスへの一般の方に乗っていただくという方法につきましては、現時点では大変難しいと考えております。旭志地域のこの中山間地への交通網の導入につきましては、現在、あいのりタクシーの運行を軸に検討をしておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） スクールバスはいっぱいではなかなか乗せられないというのが教育委員会からの話であろうかと思いますが、私はほとんど子どもを送っておりますけれども、なかなかスクールバスを見ますと、実際見ておられますとわかりますけれども、一番少ないときは二、三人しか乗ってきとらんところが見受けました。大体、通常半分以下ぐらいしか子どもが乗っておりません。見ておられたのかどうかわかりませんが、座席の問題もあろうかと思いますが、そういうふうなところを見ておりますので、スクールバスに一般を乗せるというのはなかなか、時間帯の問題もあろうし、難しいかとは思いますが、ひとつ、今、山都町の話をしました、この辺のところの勉強もしていただいて検討をしていただきたいと、このように思って、次の3番目に移らせていただきます。

次に、結婚祝い金と出産祝い金対策についてお尋ねいたします。

まず、祝い金の前に菊池市の出生と死亡者数を私の調べた限りで申し述べます。出生は21年1月から12月までに、男242人、女200人、計442人であり、死亡者数は、男290人、女281人で、計571人です。また、2

2年度においては、1月から10月まででしか調べておりませんが、出生は、男180人、女168人であります。死亡者が、男259人、女が197人。出生の計が348人、死亡者計が456人。平成21年1月から22年の10月まで、1年10カ月でありますけれども、合計で出生が790人、死亡者が1,027人で、死亡者数が237人多いということであり、人口減少にもつながっているものでもあります。そのほか転出等も重なり、合併5年間で合併時の5万2,700人から現在の5万1,700人に、1,000人もの減少が起きております。少しでも人口減少の歯止めになるようにと思い、結婚祝い金をふやしたらどうかと思っております。

また、出産祝い金、菊池市ではすくすく祝い金ということで、3人目から10万円を出すということは聞いておりますが、もう少しふやしたらどうでしょうか。例えば1人目から10万円、2人目は20万円、3人目からは30万円とか、出すことはできませんでしょうか。菊池市の財産づくりであります。合併前の旭志では、特に3人目からは50万を出しておりました。酒飲みの中では、50万から100万でも出さんと子どもは生まれんばいと、こういう話もしたこともございます。思い切って対策を打ったらどうですか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 水上議員さんの結婚祝い金、それから出産祝い金対策についてということでお尋ねでございますので、ご答弁を申し上げたいと思います。

農業者に対します出産祝い金につきましては、次代の農業を担う農業者が専業農家として就農定着し、その育成を図るための菊池市担い手育成対策奨励金の中で新規就農奨励金30万円とあわせて制度化し、結婚祝い金として5万円を交付しているものでございます。商工業者につきましても、意欲ある新規就業の後継者に対し、中小企業後継者育成対策助成金の中で後継者育成助成金30万円の交付とあわせて、結婚の際は同様に5万円を交付しているところでございます。

なお、本市におきましては市内若者全員を対象とするような結婚祝い金制度はございません。

それから、市民部の担当でございますが、子育て支援の一環としまして、市内在住者で第3子以降の出生の際には、先ほど言われましたように、すくすく子宝祝い金として10万円を支給し、出産をお祝いしているものでございます。

いずれの手当におきましても、市町村合併時に旧市町村段階でさまざまな対応であったものを統一して、新市において制度化した経過がございますので、現段階においては増額という考えは持っていないところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 結婚祝い金と出生の方も申し上げましたので、答弁がしにくかったと思いますが、最初は少子化の方ですくすく祝い金の方を聞けばよかったと思いますけども、重なったところで申し上げましたので、すくすく祝い金が10万円というのが少ないと、そういうことで申し上げたところでございますので、この辺を頑張って検討していただきたいと、そのように思っております。

50万という話をしましたけども、旭志の方は50万は出しとったので、50万ということは別にびっくりはしないわけでございますので、この辺もあわせて検討をしてもらいたいと思います。

2回目に、結婚祝い金の方もと申しましたけども、結婚祝い金においては9月定例議会での一般質問におかれ、森清孝議員から花嫁対策ということで質問されておられました。答弁を谷口部長より詳しくされておりましたが、結婚支援活動と申しますか、結婚アドバイザー的なものをJAと一緒にしても事業ができないものか、そういうことを思っております。

葬式は大変多いようではありますが、結婚は本当に少ないものであります。菊池市においても、農業、商業、特に後継者等の新規就業されるカップルにおいては、5万円じゃなくて、もう少し余計に出したらどうですかということを思っております。じっと待っていても、また再び過疎につながってしまいます。どうか思い切った対策を打っていただきますよう進言いたします。

庁舎並びに学校等の耐震強化においては10億円から20億円の、数億円の費用がかかります。人的被害がないことが一番ですので当然であります。しかし、その前に人口減少の歯どめにおいて、結婚、出産等の少子化の対策が一番です。耐震以上の事業でありますので、この辺のお考えをお聞きしたいと思います。

ちなみに、一昨日、農業新聞に載っておりました、12月6日。地域を挙げての婚活ということで載っておりましたが、山形県の置賜か、農・商・官ということで婚活の企画が成果を上げているということで新聞に載っております。5月からパーティーを毎月開催して、11月までの7回で合わせて20組のカップルができましたと、誕生しましたということが載っておりますので、この辺もいろいろ参考にしながら、ひとつ支援をお願いするならと、そのように思いまして、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 人口減少歯どめ策の一環としての若者の婚活活動支援をということであると思います。ただいまの議員の方からもご紹介がございましたように、県下の中でも後継者の育成を主眼に置いたものなど、いろんな形態で婚活活動を支援する事業として取り組んでいる自治体がございます。その内容といたしましては、今、お話がございましたように、出会いの機会とか、またイベントの提供とかというのが主体となっているようでございます。

本市におきましては、このような事業につきましては、現在、実施しておりませんし、現段階では予定はございませんが、議員のご提案いただきましたことを今後参考とさせていただきながら、外部の機関、団体等も含めまして、庁内で協議をしてみたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今、部長の前向きな考え方でやるということでございますので、期待をいたしまして、次に4番目の旭志に公園造りはできないかということで質問をいたします。

菊池市においては、まちづくり交付金で公園ができていますが、今度も二、三カ所できるようであります。旭志には一つも公園と名のつくものはないようであります。市民グラウンドや四季の里、老人憩いの家等を公園と言われるならば、それは仕方ありませんが、グラウンドにおいては上の方に駐車兼、どのぐらいの面積か知りませんが、わずかの芝的などところがありますけれども、グラウンドにおいては野球やそのほか団体スポーツなどがあるとき、個人や家族的に利用できないものがありますので癒しの場がないと、そういうことであります。四季の里は民間委託になりましたし、老人憩いの家の隣はデイサービスセンターがあります。小規模の河川公園でもつくっていただけないものか。

中山議員のきのうの質問の中にもありましたけども、合併後の格差はこの辺のところにもいろいろあるようであります。執行部におかれましては、じっくり相談され、知恵を出して、できることを願いながらお考えをお聞かせいただきたいと、そのように思っております。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 旭志に1カ所ぐらい公園をつくる考えはないかとの質問でございます。

公園整備につきまして現在の状況を説明いたしますと、平成19年度に旭志地区

のホタルの里ふれあい運動公園をまちづくり交付金事業で整備しまして、それから平成20年度には都市公園事業で菊池ふれあい清流公園を整備しております。今年度からは社会資本整備総合交付金を利用して、泗水の富の原公園や桜山公園整備のための用地買収に着手しており、計画的な整備を進めているところでございます。

旭志地区への新たな公園の整備は、現在、計画しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 簡単に振り切られましたけれども、そのようなことでいいのがありますかと、旭志の住民の人たちは思っているところでありますので、金もかかりますし、いろいろ執行部におかれましては苦慮されると思いますけれども、今、私が申しあげましたような小さな公園でもということで、ひとつ検討してできるような方に持っていただけないでしょうかということで5番に移ります。

325号線沿いの（旭志内）農振除外の件ということで申し上げておりますが、県の川辺工業団地の用地買収が推進されていることと思いますが、県の用地買収後においては、当然工業団地の買収地域においての農振除外は行われるものと思います。そのほか、325号線、旭志地内沿線の両側を100メートルほど農振除外することはできませんでしょうか。

大津町においては、早くから除外されておられますし、活気があるように見えます。空港が大津町にありますので、菊池市においては川辺が玄関に当たります。人口減少に少しでも歯どめがかかるよう、その他の産業が起きるよう、窓口をあけておく必要があると思われませんが、いかがお考えでしょうか、ご見解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 水上議員の国道325号沿いの農振除外の件ということでご質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

お尋ねの大津町との境界にある国道325号沿いの菊池市旭志川辺地域では、熊本県の工業団地、菊池テクノパークという名称があるようでございます、の整備に向けた準備が進められておりまして、周辺地域の適正な開発誘導を図るため、菊池市都市計画区域への編入が進められているところでございます。

国道325号沿いを含む菊池市南西部では、今後も非農業的土地需要が増加するものと予測されますが、国道325号沿いの農地につきましては、土地改良事業を実施している優良農地が一带に広がっております。この土地改良事業を実施した農

地及びその周辺の土地は、農用地区域から除外する場合の要件の一つである農地転用の判断基準として、良好な営農条件を備えている第1種農地と判断されることから、原則として農地転用の許可をすることができないこととなっております。

この第1種農地の除外に際しましては、流通業務施設等の例外規定も設けられておりますが、昨年12月の農地法の改正に伴い関係法令も改正され、積極的に耕作放棄地を解消し、優良農地を確保することや、農地転用の厳格化等がなされており、農振法においても農用地区域から除外している農地等につきましては積極的に農用地区域へ編入するよう、熊本県からも指導があつているところでございます。

国道325号沿いを一体的に農用地区域から除外することは大変厳しいものと考えております。しかしながら、熊本県の工業団地、菊池テクノパークの整備の準備も進められていることもあることから、農地法に定める除外要件に加え、この第1種農地の例外規定にも適合する施設等である場合には積極的に熊本県との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） なかなか農地転用は難しいということであります。沿線に土地改良、農地改良が行われていないところが大分あるかと思いますが、その辺のところもできないのかということもお聞きしたかったものでございますし、県の方が農地に、今までの、例えば農振除外地域であっても農地に編入するようということのようにお聞きしましたけれども、農振地外のところもやはり例外というわけにはいかないかというのもちよっとお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょう。農振地から外れて、いやいや、農地整備ができていないところもそういうことでありますかということで。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 今、再質問でありましたことにつきまして、農振の白地地区ですね、これでまだ白地になっている部分につきましても、もう農地に積極的に編入するような形での農地法の改正があつておるわけでございます、農振は農振地域と農振外の白地地区がございますが、白地地区になっている部分でも1ヘクタール以上残つとるとか、そういった地区につきましては、積極的に農振地区に入れなさいという指導があります。今現在、先ほど言いました土地改良事業をやっていない小さな畑で農振の農用地に入っている部分についても、恐らくそういった農振の土地改良事業をやつとるところと同じような考えで検討は、指導があると思いま

す。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 余りようわかりませんでしたけども、なかなか難しいようではありますが、例外的なものは何かいいようにもお聞きいたしましたので、いろいろ勉強させていただきながら対応したいと思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、休憩します。

休憩 午後1時43分

開議 午後1時51分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 議席番号3番の大賀慶一でございます。

通告に従いまして、質問をいたしたいと思います。

まず、婚活支援についてご質問いたしたいと思いますけれども、ただいま水上議員と随分と重なるところもございますので、できるだけ重ならないように質問をいたしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の発表によりますと、我が国の人口は2005年、1億2,777万人から、2055年、8,993万人と、50年間で約3,800万人が減少すると言われております。また、65歳以上の人口は、2005年から1,100万人ふえて3,646万人になると予想をされております。我が国の将来は大変不安視されてみえてまいりました。本県におきましてはますます、田舎でありますので、人口の少子高齢化の波が急速に進行していくことだとも思われます。

そこで、人口減少の歯どめ策としましては幾つか考えられますが、本市独自でできることは、結婚を支援し、若者の定住を促し、安心して子どもをたくさん産んで、子どもを育てやすい環境づくりをつくることに多様な支援をしていくことが最も重要なことではないでしょうか。

そこで、本市の少子化対策、結婚支援につきまして改めてお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 私の方から少子化対策につきましてご答弁したいと思います。

本市におきます少子化対策といたしまして、次世代育成支援として各種の事業を展開をいたしております。

子育て支援といたしましては、先ほども水上議員のご質問の中にもありましたように、市内在住者の方で第3子以降の出生にすくすく子宝祝い金として10万円の支給をいたしております。

また、市民サービスといたしましては、健康推進課で妊婦の安全な出産に向けました妊婦健診を受けやすくするために、14回分の健診の一部を助成をしているところでございます。また、出産後2カ月未満の乳幼児、全戸の家庭訪問を初めといたしまして、母子の健康の保持、それから維持のために健診や保健指導を行って、子育ての支援を行っているところでございます。また、小学校6年生まで医療費の全額助成を乳幼児医療費助成事業として実施もいたしております。

さらに、地域での子育て支援といたしまして、子どもを緊急に預けたい市民のために、市民の預かりたい方が連携いたします子育てサポートセンター事業での支援体制の充実を図っているところでございます。また、6カ所の地域子育て支援拠点施設におきましては、親子の交流の場において情報の提供、相談、助言や講習会等で子育ての支援を実施いたしているところでございます。

このほかにも、保育園の園児には保育料の一部負担や多子世帯への軽減、幼稚園の園児につきましては、就園奨励費補助を実施いたしております。また、保護者の方が就業等により、昼間、家庭におられないような場合につきましては、放課後児童育成クラブにおきまして、学校の授業終了後に児童の健全な育成を図るために、遊びや生活の場を市内13カ所で提供いたしているところでございます。

このように、市では若い世代が結婚して子育てしやすいような、いろんな各種の子育て支援策を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 結婚支援策についてお答えをいたします。

平成21年版厚生労働省白書では、全国的に晩婚化や未婚化が進展する傾向にあるとされておりますが、その理由には、適当な相手にめぐり合わない、必要性を感じない、自由さや気楽さを失いたくない、結婚資金が足りないといった順で答えられております。また、結婚の障がいとなる原因につきましては、結婚資金、職業や

仕事上の問題、学校や学業上の問題といった順に挙げられております。

菊池市における現状につきましても、同様の要因があるものと推測することができます。この要因のうち、必要性や自由を理由として結婚しないということにつきましては、結婚や子育てのすばらしさを積極的にPRしていくことが有効であると考えております。また、障がいの原因となる資金や仕事、学校の問題につきましても、就業の場を含めて環境の整備が有効なことではないかと考えられます。そのためにも、優良企業の誘致や生活環境の改善に努める施策を展開しているところでございます。

菊池市が活性化し、元気であれば、将来への期待も膨らみますとともに、人の交流や出会いの機会が活発化し、ひいては結婚も増加していくものと想定しております。近年では、スポーツや文化活動の地域間交流も活発化してきたようですし、区長さんや民生児童委員さんを初め、いろいろな組織の方々が情報交換する場も広がってまいりました。若者の出会いをお世話できる機会も広がってくれるものと期待しております。

このような理由から、市としましては庁内でプロジェクトチームの編成や特別な予算措置といったものにつきましては、現時点では考えておりませんが、先ほど水上議員のご質問に市民部長がお答えしましたとおり、いろんな結婚支援事業が提案もされておりますので、そういったご意見も参考としながら、関係団体とも協議をし、またその上で庁内でも協議をしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） さまざまな施策が行われていることはわかりました。

ここで、12月8日付の熊日新聞の報道によりますと、県内45市町村の人口の増減数及び増減率が発表されておまして、これは2009年10月から2010年9月まででございますが、本市は県内では人口9位の5万708人、人口増減数ではワースト8位のマイナス371名の減少、減少率といたしましては県下22番目で0.73%の減少率でございました。また、県の人口が9年連続減少しており、65歳以上の総人口が25.7%、ゼロ歳から14歳までの年少人口は過去最低の13.9%ということが発表されておりました。そういうことに、これは県の統計調査課が、住民基本台帳などをもとに算出した結果でありまして、本市からいただきました資料とは若干違いがございますが、過去合併5年で、先ほど水上議員もおっしゃいましたように、1,000人の減少が見られております。

こういうことでいろんな施策をやっていくことが必要だと思いますが、今、企画

部長の答弁では、プロジェクトチームはつukらないという考えでございましたが、私はプロジェクトチームをつくるべきだということを今から訴えていきたいと思ひます。

今、申しましたように、一つの例といたしまして、これは茨城県の太子町、ここは人口約2万人強のまちでございますけれども、若者の定住と町外からの転入を促進し、地域の活性化を図るため、子育て支援日本一のまちを目指してさまざまな施策が行われております。その中で、敷地面積70坪に3LDKの一戸建て住宅を新築しまして、花壇や菜園、バルコニーを設置して、平均の家賃が3万7,000円だと伺っております。低額で、またその上に子どもの数におきまして家賃の1万円から3万円の減額、それからまた敷金におきまして3万円から6万円の減額ということをやっております。そういった住宅の環境整備を行いました結果、他市町村から大変な転入が、人気がございます、転入があり、24戸の住宅はすぐに満杯になったそうであります。平成26年度までに78戸の住宅を新たにつくる予定だということでございます。こういった結婚後の支援も大変重要なことではないかと思ひます。

そこで、私はそういうことを、いろんなことを企画するために、本市もプロジェクトチームをつくって真剣に討議したらいかがではないでしょうか。そういうことを兼ねまして、まず1点目に、先ほど水上議員の質問がありましたけれども、本市の行っております結婚祝い金あるいは子育て支援金、私も水上議員と同様にふやすべきだと思います。これは予算面いろいろあるかと思ひますが、こういうことこそに使うべきだと思っております。これは本市の将来につながる重要なことではないでしょうか。

それから、1点目に、先ほど言ひましたプロジェクトチームをぜひともつくっていただきたいと。また、同じような答弁になるかと思ひますけれども、再度お答えをお願いしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大賀議員の質問、本市の祝い金をふやすべきではないかということでございますが、本件につきましては、第3子以降10万円ということでございます。これにつきましては、第3子以降というのが妥当性があるのかどうなのか、いわゆる第1子、第2子、第3子ということの中で、どこかの第2子であり以降はとかといった方向に変えるとか、見直しすることも検討してもいいんではないかなということとはかねがね内部的には言っているわけではありますが、まだ結論には至っておりません。

また、金額についても、果たして10万円が妥当かということにつきましても、これは合併のときに、ご指摘のとおり、旧旭志におきまして50万円ということでありまして、全国的な話題をさらった施策だったと思います。そのことが果たして、検証してどれだけの効果があったかというところまでは聞いておりませんが、効果を求めながら取り組みというものについては検討していかなくやらないだろうと、このように思っております。

それから、またプロジェクトチームにつきましては、つくるかつくらないかの検討をしなければならないんだろーと思います。これも今、果たしてそういったプロジェクトチームとしての人材、スタッフというのが配置できるのかということもありますし、他の、今、先例の紹介がありましたけども、やっぱり地理的な要件であるとか、あるいはまたそれぞれの地域の市民の所得かれこれだとか、いろんな社会的な要件があろうかとは思ひまして、そういった中で菊池市がユニークな取り組みというものをやって、その効果的なものが期待されるかどうかというものを十分精査しながら、プロジェクトの必要性があればつくっていくということになるかと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 前向きに、ぜひとも検討をしていただきまして、この私を含め、多くの議員がこういう質問をするということは非常に、これは市民の皆様方もこの結婚問題については非常に、人口が減少しておりますので、心配されていることでございますので、ぜひとも真剣にお考えをいただきたいと思ひます。

次の質問に、再々質問でございますが、これに関しまして、今まさにNHKの大河ドラマでもありました坂本龍馬ブームが全国で広がって、大変全国的にブームでございます。それにあやかりまして、地域の活性化があちこちで行われているような現状でございます。本市にも坂本龍馬らとともに新しい日本の幕開けに活躍しました高木元右衛門の立派な銅像が建立されました。

そこで、私は一つ提案でございますが、坂本龍馬が率いました海援隊にあやかり、結婚を支援する隊、これをつくって、市民から広く公募をいたしまして、結縁隊という隊をつくってはどうかということを私の考えとして提案をいたしたいと思ひます。そして、プロジェクトチームをつくっていただきながら、この結縁隊が市民の皆様方からの応援で結婚の支援をしていただければどうだろうかということを提案申し上げまして、次の質問に移りたいと思ひます。

続きまして、地域連携での産業祭について伺いをいたします。

先月13日に口蹄疫が終息して、ふるさと感謝祭が行われました。新菊池市が誕

生して初めて、市、ＪＡ、商工会、旅館組合等の組織が連携して行われた最初のイベントではなかったかと思います。大変小規模ではございましたが、短期間での準備にしては商品は完売して、大変な盛況であったと思います。本当に成功裏に終わったんじゃないでしょうか。私の想像では２，０００名以上のお客さんがあったんじゃないかと思っております。

今、我が国はもとより本市におきましても、市民、農商工すべてにおきまして大変冷え切った状況は既に皆様のご承知のとおりであります。特に、本市の基幹産業であります農業におきましては、畜産部門では、さきの口蹄疫の影響でなかなか不況から脱却できません。また、耕種農家におきましても、ことしの夏の暑さで野菜の減収や米の低価格など、厳しい状況が続いております。そこにまた我が国の農業を根幹から破壊するようなＴＰＰ問題で、本当に意気消沈することばかりでございます。また、商工業におきましても、円高や不況のあおりを受けて、経済状況の改善が見られませんか、サービス業、商業におきましても、今日の不況を反映して、観光客や買い物の減少で沈滞するばかりでございます。

そこで、何としてでも市民の活力を取り戻すため、何らかの施策を行政が中心になって行うべきではないでしょうか。本市では旧市町村ごとに、現在、祭りなどのイベントが行われております。それはその地域の特性を生かした催しでありまして、非常に素晴らしいことだと思います。そこで、今、冷え切った本市の経済状況活性化のために、カンフル剤として思い切った予算の計上をして、一大イベントとして産業祭を行政、ＪＡ、商工会、旅館組合が連携して企画、実行してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 現在、七城、旭志のホタルフェスタ、菊池夏祭り、菊池秋祭り、七城コスモスまつり、泗水秋祭り、菊人形菊祭りの七つを開催しております。いずれの祭りもその開催時期が祭りの性格や由来で決められているものばかりでございます、それぞれの特色を活かせるよう、合併後に、ただいま申し上げました七つの祭りに集約され、現在に至っております。

今回、４月に発生しました口蹄疫が終息したことを受け、１１月１３日に、ＪＡ、商工会、観光協会、温泉観光旅館組合協力のもと、菊池ふるさと感謝祭、これは口蹄疫克服感謝祭と銘打って実施をしたところでございます。これにつきましては、多くの市民の皆様の参加をいただきまして好評を得ることができました。

今後、農林畜産業、商業、工業、観光などの各部門が協賛する議員がご提案されました大規模な産業祭を望む機運が高まるようであれば、従来との調整を図

り、検討をしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 私は、先月の市民感謝祭、非常に盛況であったことも含めまして、何か今後、そういうことを企画していただくの一つの本市高揚策の大きなヒントではなかったかと思えてなりません。これからの行政運営は、私はチャレンジする気持ちが非常に大事だと思います。我々議員も発想とチャレンジだと思っております。また、本市の職員の皆さんや市民の皆さんと知恵を出しながらやっていけば、きっといい方向が見えてくるんじゃないかと思えます。

昨日の答弁の中で市長は、本市活性化のためには予算的にも耳を傾けると、私は市長の答弁をそう受けとめました。私は、例えば有名タレントや有名アーティストあるいは有名スポーツ選手などを呼んで集客を行い、本市の農業、農産物の展示、あるいは工業製品の展示、販売を行って、それを兼ねあわせた産業祭というのを思い切ってすることが一つのチャレンジじゃないかと思えます。いろいろ予算面、それからいろんな検討の余地はあるかと思いますが、チャレンジしていただくことを希望いたします。市長はどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大賀議員のご提案でございまして、菊池市の活性化のために、いわゆる有名人、芸能人、文化人あるいはスポーツ、そういった方々をお招きするなりして集客力を高めていったらどうかといった、そういったお気持ちかなと受けとめました。それぞれ議員の皆様方も、あるいは市民の方々におかれましても、そういった、いわゆる有名人という方々に対しても縁のある方々がたくさんまたおられるのではないかなと思います。そういうことを含めまして、今後の課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 市長の前向きなお考えだと私は理解をいたしております。どうかひとつ今後菊池市の高揚のために、みんなでこれは考えていく価値があることだと思いますので、それを訴えまして私の質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、休憩します。

休憩 午後2時17分

開議 午後２時２５分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○４番（岡崎俊裕君） 議席番号４番、岡崎俊裕でございます。

初めての登壇でございますので一言。

去る５月２３日に執行されました菊池市の議会議員一般選挙におきまして、多くの市民の皆さん方のご支援とご支持で議席をいただきました。これから先、自己研さんに努め、先輩議員さん方のご指導とご教示をいただきながら、一日も早く市民の負託にこたえることができるよう努めてまいりたいと考えております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

今こうして質問席に立っていますけれども、この席につきましては８カ月前までは執行部の一員として一般質問の答弁に立った席であります。当然のことながら、これから一般質問を行う事項につきましては、現職の職員の皆さん方とともに取り組んできた大変重要な事項であり、またそのように認識をいたしております。本日は、これまでと立場が違いますが、菊池市の将来を見据え、進むべき道、目標は同じであります。執行部、議会がしっかりとスクラムを組み、市民福祉の向上と菊池市政発展に向け、ともに力強く歩んでいけたらと思っております。

このことを最初に申し上げまして、通告をいたしております２点について質問に入りたいと思います。

初めに、行財政改革と市民の暮らしとして通告をいたしております。

旧の菊池市、七城町、旭志村、泗水町の１市２町１村が平成１７年３月２２日に合併をし、新生菊池市が誕生をいたしました。この間、合併時に策定をされました新市建設計画あるいは合併後の作成がありました菊池市総合計画では、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを新市のまちづくりの理念として掲げ、市民と行政が協働の理念のもとに、簡素で効率的な行政運営、市民の視点に立った質の高い行政サービス、市民の暮らしの満足度を高める、そのための施策として第１次菊池市行政改革大綱に基づくこれまで５カ年間の同実施計画の取り組みが進められてきたところでございます。

先般、１０月２２日の議会月例会で報告、説明があったこの２点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

まず１点目は、第１次菊池市行政改革大綱の進捗状況とその成果について。２点目に、平成２１年度菊池市決算状況から見た本市の財政状況をどのように考えてお

られるのか、お答えをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 2点ございまして、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、第1点目の第1次菊池市行政改革大綱の進捗状況と成果についてご報告いたします。

平成18年度から平成21年度までを計画期間といたしました第1次菊池市行政改革大綱におきましては、全38の実施項目のうち六つを主要項目に定め、改革を進めてまいりました。

まず、主要6項目中、養護老人ホームと公立保育園につきましては、庁内の関係部署による検討の結果、民営化検討委員会の答申を経て、市長を本部長とする行政改革推進本部会議で民営化の方針を決定いたしました。現在、老人ホームは事業者の公募に入りまして、また保育園は民営化する園やスケジュールを定めた実施計画案を保護者の皆様にご説明し、ご理解をいただくべく努力をしているところでございます。公立幼稚園につきましても同様に、行政改革推進本部会議で民営化が妥当であるとの方針を出しております。

また、学校給食につきましては、学校規模適正化審議会の答申を受けて作成しております学校規模適正化基本計画の中で、学校給食現場の再検証を行っているところでございます。

次に、第三セクターにつきましては、平成21年度に市の関与のあり方をまとめました見直し方針を策定するとともに、経営検討委員会による経営内容の検証を行い、経営が悪化している一つのセクターの新たな指定管理者を公募いたしました。

主要6項目の最後でございしますが、特別養護老人ホームつまごめ荘の総点検でございます。本年4月から調理業務の民間委託に移行をいたしました。

次に、歳出削減及び歳入増加の主な項目について申し上げます。

まず、事務事業の再編、整理、廃止、統合でございます。市役所における仕事は効率的であるか、無駄はないかなどを審査する行政評価を実施いたしまして、各種事務事業の見直しを行った結果、9,700万円の歳出削減となっております。

次に、事務事業の民間委託の推進です。

養護老人ホームこすもす荘の調理業務を平成18年5月から民間委託いたしまして、食事の質の低下を招くことなく、4年間で1,100万円の歳出削減を達成いたしております。

次に、指定管理者制度の導入につきましては、平成１９年度から文化会館、泗水ホール、泗水図書館、総合体育館を指定管理者制度へ移行することによりまして、７，７００万円の歳出削減となっております。

次に、組織・機構の見直しについてでございますが、合併当初の平成１７年４月には６１３人でありました職員を５年後の平成２２年４月現在では計画を４３人上回る９１人減の５２２人まで削減しておりまして、４年間で５億６，０００万円の歳出削減となっております。

次に、市有地の有効な利用、処分につきましては、処分可能な財産を洗い出し、普通財産や法定外公共物、法定外公共物といいますのは、里道、水路のことでございます。市有林のクヌギなどを売却、公売した結果、４年間で５，０００万円の歳入増加となっております。

次に、市税等の増収と収納率の向上につきましては、財産調査、実態調査を行い、必要に応じて滞納処分、強制換価手続を実施いたしました。結果、３年間で７，２００万円の収入増加につながっております。

また、市の補助金で運行しておりました路線バスを全廃し、あいのりタクシー等へ移行したことで、運行地域拡大など、市民サービスの向上につながるとともに、３年間で５，１００万円の歳出削減となりました。

次に、ＩＳＯ１４００１認証取得範囲の拡大でございますが、平成２０年度に教育・指定管理施設を除く全施設のＩＳＯの認証取得を達成するとともに、コピー用紙、水、重油などの使用抑制に努めることで、３年間で１，９００万円の歳出削減効果が上がっております。

次に、上水道、簡易水道、下水道の各事業の総点検として、過年度未収金の徴収強化や上下水道の水栓番号の統一などを行った結果、３年間で６，８００万円の収入増加につながっています。

以上、主要な項目について申し上げます。

行政改革による歳出削減額はトータルで８億４，０００万円、歳入増加額が１億９，０００万円であり、合わせまして１０億３，０００万円が５年間の本市の行政改革効果額でございます。

以上、第１次菊池市行政改革大綱の進捗状況と成果でございました。

続きまして、２１年度菊池市決算状況から見た財政実情をどう考えているかということについてお答えさせていただきます。

平成２１年度の決算では、歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越す財源を差し引きました実質収支は９億６，８００万円の黒字となっております。

また、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は９３．４％で、前年度と比較

しますと、2.7ポイント下がっております。この経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に地方税、普通交付税等を中心とする計上一般財源がどの程度使われたかを示す比率でございまして、この比率が低いほど一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示すものでございます。

次に、実質公債費比率は13.6%で、前年度と比較しますと1.2ポイント下がっております。

このように、指標では財政状況は改善しているように見えますけれども、この要因は依存財源であります地方交付税、臨時財政対策債の増額によるものでございます。

一方、財政運営の基本となる自主財源であります市税は、約4億円の減収となっております。

以上のことから、本市の財政構造は依存体質でございまして、自主財源確保が今後の大きな課題であると認識しているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ただいまそれぞれ行政改革の取り組み状況につきましてもご説明をいただきましたし、決算における菊池市の財政状況等についてもご答弁をいただきました。自主財源よりも、やっぱり依存財源の方が常に多いということは昔から地方公共団体にとっては3割自治というのが当たり前のようでありまして、例外を除いてそのような状況ではなかろうかと思っております。

ただいまの行政改革の取り組みの成果としましては、5年間で10億3,000万円の効果を達成したとの答弁でございました。それでは、その成果、効果を市民の皆さんが暮らしの中で生活をする実態の中で、どのような分野でどのように実感したのか、執行部として検証をされたのか、されていないのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、今一番市民が望んでいるであろう福祉、医療、教育などへは、その挙げられた成果が生かされたのか、お聞かせください。

国も県も、そして市町村も例外を除いて大変厳しい台所、財政状況であると認識をいたしているところでございます。そこで、今回は行政改革実施計画の主要施策の6番に掲げてあります財政の健全化にかけられております中で、2点についてお尋ねをしてみたいと思います。

1点目は、実施項目の21に中期財政計画の見直しがあります。総合計画の実施計画、中長期財政計画、新市建設計画における事業の統一を図り、一元的に管理す

る中長期財政計画システムの平成21年度構築を目指したとあります。その取り組み状況と諸課題等についてお答えを願いたいと思います。

もう一点は、同じく実施項目の23番に公有財産等の有効な利用、処分の中にあつて公有財産台帳の整備が22年度中に完了するとあります。その進捗状況をお尋ねします。

この公有財産というのは、市民の方から大切にお預かりをしているものでありまして、適切な管理運営に努めなければならないものであります。当然、合併により旧市町村からそれぞれに公有財産台帳の引き継ぎがあつているものと思います。合併から5年が経過をいたしました。新市の公有財産台帳の整備はされているのか、お答えをお願いしたいと思います。

また同時に、財産と申しますのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した財産もあります。現在、この現状、状況についてもあわせてご答弁をいただければと思っております。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 現在、第2次の行政改革大綱に移行をいたしております。

その策定に当たりましては、第1次の実施項目の中間検証を行ひまして、また市民の皆様からなります策定審議会のご意見もお聞きして策定したものでございます。審議会委員の中からも、市民の暮らしの満足度について調査する必要性、あるいは民営化へ委託、また職員の経費の削減などで市民サービスの低下につながっていないかのご意見もありました。したがひまして、菊池市総合計画後期基本計画の中で実施されましたアンケート調査、ワークショップなどの意見を参考にしているところでございます。

第2次行政改革大綱では、市民の皆さんが生活実態として行政改革の成果や効果を実感していただきますように、市民満足度の向上に重点を置きました質的な行政改革もあわせて行うことが必要であると判断をしているところでございます。その手段として、現在、税等のコンビニ払い込みサービスであるとか、開庁時間の延長や休日開庁の検討を行っているところでございます。また、窓口業務改善や各種業務の電子申請の活用と電子化を作業部会で再検討を行っているところでございます。

また、先ほど答弁におきまして、第1次行政改革大綱における改革の効果額といたしまして、5年間で10億3,000万円の効果があつたと申し上げました。これは特定の分野に対して投資できる経費を生み出すための行政改革ではございませんで、行財政の効率化を達成するためのものでございます。よって、福祉、医療、

教育分野はもとより、本市の行政活動のすべての分野に対しまして、その一般財源として活用されるものであると理解をいたしております。

次に、財政関係と公有財産関係でございます。

中長期財政計画システムは、総合計画に掲げられました政策、施策を効率的に推進するために構築したものでございます。具体的には、総合計画、新市建設計画、行政改革大綱実施計画、主要施策の成果などに財政計画を含めまして一元的に機能させるものでございます。現時点での課題としましては、今日の我が国の経済情勢の変化もさることながら、政府税制調査会を含めた国の施策についても明確な方向が定まらない状況にありまして、不確定な要素が多いため、中長期財政計画の策定に困難を来している現状でございます。

続いて、公有財産についてお答えいたします。

公有財産台帳の整備率は、土地が99%、建物が97%で、ほぼ完成に近い状況となっております。

次に、公有財産の内容を申し上げますと、土地が1,400万平方メートル、建物が約50万平方メートルでございます。このうち売却可能資産を申し上げますと、土地が31件の約6万平方メートル、建物が2件の約500平方メートルでございます。この売却可能資産につきましては、収入増を図るため、公売による処分や貸し付けを図ってまいりたいと考えております。

また、土地開発公社においても同様に、保有土地の早期売却に努めますとともに、今後は事業用借地権を設定いたしまして、貸し付けについても検討をしているところでございます。

ここで、財産台帳の活用について説明をさせていただきます。

議員さんもお存じのとおり、財産台帳整備の一番の目的は、資産、債務の改革にあります。その一つとして、不要な資産を売却し、負債を減らすということが挙げられます。そのためには、資産の評価額をできるだけ正確に把握する必要があります。また、将来、既存施設が機能を果たせなくなった場合は、再度立て直しなどを考えるときに、いつの時期にどの程度の金額が必要になるかを事前に把握する必要があります。また、近隣に存在する類似施設の統廃合についても検討するなど、長期的財政計画にも必要不可欠な情報となるものでありまして、今後、十分に活用してまいるところであります。

現在整備を進めております公有財産台帳と、文字や数字、画像などを地図と結びつけて該当場所からさまざまな情報をわかりやすく地図表現を行います、いわゆる統合型GISとの連携を図っているところでございます。この連携によりまして、これまで生じておりましたデータの矛盾や重複投資を解決し、各業務の効率化、情

報交換の迅速化、コストの低減などに役立ててまいる所存でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 再々質問をさせていただきたいと思います。

ただいまのご答弁をいただきまして、行政改革につきましては、第2次大綱に基づいた取り組みがなされているということであります。また、財産台帳につきましては、土地で99%、建物にして97%、現在の財産の状況についてもご答弁があったとおりであります。その中で、財政計画の中で中期財政計画については、当然国の動向等もあって、先般の報道にもあったように、政府の交付税別枠分の1.5兆円が廃止をする方針などなど、現時点での策定は困難であろうという見解のようであります。

なぜ私がこの中長期的な財政計画をこの時点でこだわるかということにつきましては、菊池市の将来を大変財政的な危惧をする余地でありまして、平成17年3月の合併から平成26年までの10カ年につきましては、有利な合併特例債を活用したもろもろの事業展開が有利にできる期間でありました。すなわち平成の大合併を促進した国が与えたあめの部分であろうと思います。ただし、この合併特例債につきましても借金にかわりはないと思っております。将来的な負担が当然出てくるものと思っております。

また、平成27年度から平成31年までの5カ年につきましては、これまでの特例加算されてきた交付税が段階的に減少を続けるということをお聞きしておりますし、平成30年にはそれまでどおりの本市の財政規模に応じたものになるということでございます。

すなわち菊池市みずからが今後は財政力を高めながら、行財政運営をしっかりとしていくためには、やっぱり行革も含め、あらゆる手段を講じて将来の市民の暮らしに影響がないように、しっかりとした財政計画をもって改革も進めていかなければならないと思います。本市にとりましても大変厳しい試練の時を迎えるというものであります。このことをともに共有して、市民の負託に応えるようなしっかりとした中長期的な財政計画を策定しておくべきであろうと思います。国等の動向はございますけれども、そのことを踏まえてどういうお考えでおられますか、再度お伺いをして終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新市建設計画及び投資的事業につきましては、地方債の発行に

よりましてそれぞれの事業を推進することができるわけでありましてけれども、借入れによる公債費の償還ということになりますので、これについては義務的経費ということになり、菊池の将来を担う人たちへの負担増となるために、財源の確保とか事業の選択ということについては、まさに選択と集中でやらなければならないと。その背景には、財政というものをしっかり考えていかなければなりませんし、いわゆる基礎的な財政収支、プライマリーバランスを念頭に置きながら推進していく必要が常にあると、このように思っております。

新市建設計画におきます合併特例債、国の緊急経済対策によります臨時交付金など、現時点におきましては有利な財源で事業を進めることができしております。しかし、ご心配のように、菊池市の将来、この財政収支というのはどうなるんだろうという岡崎議員のご心配どおりでありまして、合併債はまさしくあめでもあります。さらに、これが平成26年度以降、段階的な補正がなされて一本算定になっていくということですので、そういうことを考えますときに、将来的に普通交付税がこの一本算定の移行ということに伴いまして、厳しい財政状況というのはだれしもが想像するところであろうと思います。

今後の事業の推進に当たりましては、必要性、あるいはまた緊急性、また将来の負担というものになりますランニングコストはどのぐらいかかるんだろうということで、いわゆる費用対効果を含めて検討すべきことであると、このように思っております。

人口も減少傾向にありますので、少子・高齢化はさらに厳しく進行するものと予想されますことから、扶助費などの行政需要がますます高くなると考えられるところであります。

こういった課題を解消するためには、現在計画中の県の工業団地、いわゆる菊池テクノパークの早期完成によりまして、優良である大型企業の誘致等によりまして、雇用とか、あるいはまた経済の浮揚を図りながら、菊池の活性化に努める、つながることが最も重要であると、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ありがとうございます。

合併をして5年が経過しまして、折り返しを過ぎたところでありまして、大変厳しい状況下ではありますが、これまで以上に市民福祉の向上のために、行政執行部におかれましては全職員が英知と努力を結集して新生菊池市の建設に努められることを期待しておりますのでございます。ともに頑張っていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

通告をしております花房地区の地域振興について、お伺いをいたします。

花房地区には、菊池広域行政事務組合が管理運営をいたしております昭和63年4月1日開設の菊池火葬場、また平成17年12月28日竣工開設のクリーンセンター花房の二つの施設があります。今回は、菊池郡市共同によるし尿処理施設、クリーンセンター花房建設に関しまして、菊池市と花房地域振興対策協議会、花房校区区長会、菊池広域行政事務組合と交わしました契約、同意事項がございます。その各項目の進捗状況と今後の取り組みについてお尋ねを申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） ただいまのご質問につきましては、行政の各部各課にまたがっておりますので、私の方でまとめて答弁をさせていただきます。

合併前の平成15年度に、菊池広域連合の事業としてし尿処理施設が花房地区に建設されましたが、その際の合意事項として11項目の条件について旧菊池市と花房地域振興対策協議会との間で平成15年8月27日に合意がなされておきまして、現在もその合意事項について事業を推進しているところでございます。

各事業の進捗状況につきましては、平成20年8月に花房地区の関係区長様に対しまして関係各課との協議を行ったところでございますが、改めて現時点におきましての項目ごとの進捗状況と今後の取り組みについてご説明をいたします。

まず、花房台雨水排水対策であります。計画した事業のうち実施可能な工事区間については事業実施中でありまして、本年度事業をもって完了いたします。今後は、県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業とあわせた計画によりまして、整備を順次進めていく計画でございます。

次に、広瀬川の環境整備についてでございますが、最上流部の植古閑地区の遊水池整備と排水対策として用排水路整備を昨年度から実施中でありまして、今年度は11月26日、先月でございますが、入札が完了いたしまして、来年3月10日までの工期で発注したところでございます。

次に、家畜のふん尿対策でございますが、現在も堆肥の過剰散布や液肥として利用が認められておりますスラリーの散布により、悪臭に対する苦情が寄せられております。今後も県や農業団体と連携をとりながら、堆肥やスラリー散布の後には速やかに耕うんしていただくように指導いたしまして、住環境の保全に努めてまいりたいと思います。

次に、花房坂周辺公園整備につきましては、現在のところ具体的な整備計画までは進んでいない状況でございます。

次に、花房地区関係の市道の整備についてでございますが、地元の要望によります局部改良や側溝整備については順次対応いたしております。一部法的制約があります要望事項につきましては、関係機関と協議を進めながら実施していくところでございます。

また、農道整備については、農道の性質上、市道との関連性や庁舎建設等の新市建設計画を重視し、ほ場整備事業との十分な調整を図り、整備計画を実施する予定です。また、地元管理の農道等へは要望に応じまして原材料で支給をしているというようなところでございます。

次に、琵琶池の渇水対策、防災対策についてでございますが、平成18年7月に原材料支給によりまして冬場の渇水対策及び防火水槽整備が地元の皆さんの力によりまして完成をいたしております。

次に、南福寺周辺の公園化についてでございますが、平成20年度に地元代表の方々と協議を重ねまして整備を完了いたしております。具体的には、堤周辺に防護さく、階段が2カ所、街灯2基のほか、植栽工もあわせて行っているところでございます。

次に、上下水道関係負担金についてでございますが、花房簡易水道施設事業の加入負担金については、花房簡易水道を含むすべての簡易水道と上水道とも同額にいたしております。

また、特定地域生活排水処理事業、いわゆる合併浄化槽の加入負担金の2割減免についても合意のとおりでございます。

最後に、花房地区運動公園の整備についてでございますが、場所選定等で地元と事前に十分な協議を図ることとなっております。ご指摘の運動公園については私有地であるため、市としては整備ができない状況でありますので、地元と協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上が合意事項の進捗状況でございますが、未整備の事項につきましては、今後も引き続き関係各課で地元と協議をしながら責任と誠意を持って取り組んでいくところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ご答弁をいただきました。それぞれの進捗状況についてご報告をいただいたところであります。

現在、クリーンセンター菊池につきましては、21年度処理実績でございますけれども、くみ取り部分につきましては年間1,115万4,520リットルという

量が持ち込まれているということでもあります。１万１，１５４キロリットルということでございます。そのほか、浄化槽、農集からの持ってこられるし尿分が２，２８４万６，８００リットル、２万２，８４６キロリットルというのが年間の処理量だそうでございます。１日当たりの処理施設に持ってこられるバキュームにつきましては、初めの生のものが１日当たり７台ぐらい、浄化槽等につきましては１２台ということで、１日当たり２０台が四方八方から花房にありますクリーンセンター菊池に毎日持ってきて処理がされていると。年末年始等はないと思いますけれども。

非常に重量の大きいバキューム車でございますので、市道関係の痛みも相当早いところがあります。実際に、すぐに補修をしていただいても、すぐにほげてくるという部分がありますので、建設部では定期的なパトロールをされております。見つけ次第補修はしていただいておりますけれども、またすぐほげるというような形が非常に多うございますので、今後とも適正に処理をしていただければと思っております。

また、花房坂周辺の公園整備につきましては、私もそうですけれども、菊池に住む者であればあの坂を下るときに、よそから来て下ろうとするときには、やっぱりふるさとに帰ってきたんだという気持ちが物すごくする場所であります。非常にふるさとを身近に感じるところであります。

そのことを踏まえて、あそこの坂の整備につきましては、以前から近隣する地権者の方が無償で提供しようという方がおられます。これは観光サイドとのお話もしておりますけれども、まだほかの地権者の方もございますので、進んでいない状況ですけれども、その方によりますと、無償でやると、十分使ってくださいという方もおられますので、ぜひ取り組みの方もしていただければと思っております。

その件につきましては、花房坂と木柑子の琵琶池の連携した公園化というようなのも昔から申し出があっていた部分だと思っておりますので、よろしくおつなぎを申し上げて、今後の取り組みの中で生かしていただければと思っておりますので、ご見解をちょっと最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） し尿処理場、火葬場があるところの通称の名称ですが、グリーンロード花房森北線だったですかね、市道。痛みが激しくて、一部においては、議員さんご存じのとおり、改良いたしまして、オーバーレイをかけて、今はきれいになっておりますが、また痛むというような路床の問題がございますので、全面的に改良する必要がございますが、現在は表層をはいでのオーバーレイを重ねているところでございます。その維持管理につきましては、また努力をいたしてまいりた

いと思います。

花房坂周辺公園整備の今後の計画についてでございますが、花房から見渡す眺望は、議員さんだけじゃなくて、菊池市民であれば、あそこはいいところだなというのはだれもが思う場所でございます、好評を得ているところでもございます。

今後の整備につきましては、観光や景観形成も考慮いたしまして、そのあり方等について地元の皆様とのご意見を伺いながら、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、休憩をします。

休憩 午後3時07分

開議 午後3時17分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 本日のもうラストバッターということで、皆さん方、お疲れだと思いますけど、最後までおつきあいのほど、よろしくお願いしたいと思います。

では、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

地域再生と学校の編成についてでありまして、まず初めに学校編成、学校の統廃合に向けての進捗状況ということで教育長にお尋ねをしたいと思います。

1点目に、平成21年4月、学校規模の適正化審議会ということでありますが、これはきのう葛原議員も質問されております。中身については、きのう説明を受けておりますので、この点については簡潔にお願いをしたいと思います。

この質問に当たりましては、やはりこの規模適正審議会が今年の4月に最終の答申が出されて、なかなか進んでいないような感じだからというような委員の方から意見を受けましたので、今回質問をするわけであります。

2点目は、菊池市の合併後に小中学校の生徒数が年間に100名ほど減少が進んでおります。さらに減少が進む中に、不思議と核家族化が進み、世帯数は多くなっておるとというのが今の現状でありまして、地域での説明会等の中で学校の規模の適正化、統廃合に向けた地区の意見に対して、教育長のとらえ方といいますか、どのような考えを持って、方針を持って今後取り組んでいかれるか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、地域の再生というようなことで、こっちは福村市長の方に答弁をいただき

たいと思いますが、１点目に中山間地域の人口の減少に伴いまして、学校の統廃合の答申は、今日までの地域づくり、また地域再生と深く関連をいたしております。学校の再編、統廃合は本当に地域住民の重大な問題点であるということは市長も十分認識をなされておるとおもいます。菊池市は各地区において意見交換会が開催されておりますが、市長を含めて開催があったかなかったかということについて、１点目にお尋ねをいたします。

２点目に、合併後のまちづくりにつきましては、やはり中心市街地に集中し、合併の目的といいますか、効果が伺えないというような、この一般質問の中でも何回と出てくる問題であります。現状を踏まえまして、地域の代表である議員は何をしとるかというような指摘も受けるわけであります。地域の住民の声を反映させ、行政サービスの充実が合併の目的でありました。地域審議会は、地域住民の代表として執行部から報告といいますか、説明を受け、地域の意見を審議会に述べ、そして審議会の内容を地区に報告するということだというふうに私は認識しております。菊池市の地域審議会の目的といいますか、責務といいますか、についてお示しをいただきたいとおもいます。

以上、１回目の質問といたします。

教育長、市長におきましては、時間的な問題もありますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

〔登壇〕

○教育長（倉原久義君） それじゃあ、進捗状況ということで、きのうも葛原議員さんにも答弁しましたので、簡潔に述べたいとおもいます。

１０月に入りまして、この適正規模の素案の説明会を１０月、これ関係します六つの小学校に説明会、保護者を対象にした説明会を行ったところ。そして、１１月に入りまして、関係します四つの小学校の４２行政区のそれぞれの地区に説明会を行っているところでございます。あと、２地区を残すのみとなりました。

しかし、今、森議員さんの方から、余り進んでいないんじゃないかという声が上がりました。私たちも２班体制で４２行政区を回らせていただいているわけですが、地域の方と説明をする中で、余り厳しい意見というのは上がってきておりません。むしろ、じゃあスクールバスの件、それから標準服の件、それからいじめ等、そういう心配が非常になされております。それに対しても、教育委員会としてもできるだけ子どもたちが安心して登校できるようにということで説明を行っているところでございます。

しかし、地域の方が一番共通して言われることは学校跡地ですね。そして、いわ

ゆる学校がやっぱり地域からなくなれば寂しい、活性化がなくなる、そういう声を聞きます。しかし、教育委員会といたしましては、まずこの統廃合の問題と学校跡地の問題は、これはまず別の問題であると、切り離して考えるべきであるというふうに答えておりますし、学校跡地につきましては、統廃合の、議会が議決なされた後、検討組織を立ち上げて対応していきたいというふうに答えております。やはり子どもたちのことをまず中心に考えてほしいということで、地域の皆様方にはご理解をいただきながら説明をしている状況でございますので、できるだけ教育委員会としても関係します四つの小学校が計画に沿ってでき上がるように、今、取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 市長へのご質問でございましたが、意見交換会への市長の参加の有無と地域審議会の役割というお尋ねでございましたので、企画部の方で答えさせていただきたいと思います。

1点目の中山間地における地域づくりや地域再生につきましては、学校の有無にかかわらず、少子・高齢化が進み、集落全体の活力が低下しているといった社会問題になっております。本市におきましても例外ではなく、中山間地域の地域振興につきまして、総括的な施策に取り組んでいく必要を感じております。

市長を含めましての意見交換会につきましては、現時点では教育委員会への干渉を控えたいということからあっておりません。

2点目の地域審議会の役割につきましては、新市建設計画の変更や執行状況に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申すること、及び必要と認める事項につきましては市長に意見を述べることとなっており、基本的には年2回開催しております。地域審議会へは前年度の事業実績及び現年度の事業について、また合併前に決められました標準財政規模によります地区事業のバランス等を説明し、その会議の中で出されました意見により事業の緊急性、必要性等を精査し、地域間格差が生じないよう努めているところでございます。昨年度は、各地区の全体事業を説明し、ご意見をいただいたところでございます。また、地域審議会は諮問機関であることから、その役割につきましては毎年第1回目の会議の中で説明をし、ご理解をいただいているものと考えておりまして、各事業についての活発なご意見をいただいております。

今後も地域審議会の所掌事務にのっとり、諮問機関としての役割を果たしていただけるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、教育長と企画部長の方から説明を受けましたが、ちょっと再質問をさせていただきたいと思いますが、学校の規模適正化に関しまして、今、教育長の方から答弁をいただきました。8月16日の議会の懇談会におきまして、学校の規模適正化に向けました事業というような経緯についての報告、そしてこの基本計画の素案を説明を受けまして、やはり地域の再生と深く関係すると。学校、やはり編成を結びつけて、ともに解決する必要があるというような感じでお尋ねをしたわけであります。

教育長の答弁の中におきましては、学校の適正化に向けた協議会の中においては、保護者並びに地域住民、関係区長さん方との意見交換会は十分認識をされているような答弁をいただきましたが、地域から本当に学校をなくすということになりますと、本当に地域振興には大きなマイナスというような現象となりますし、ますます過疎化が進み、地域のまとまりがなくなると。行政は地域振興策を示さない状況で学校の統廃合を急ぐのかというような意見を耳にするわけであります。地域の方々が将来への不安を抱くのは当然なことだというふうに実感しております。特に、中山間地域になぜ子どもたちが減ったのか、住みたいという地域づくりへの充実といますか、行政とともに汗をかき、知恵を出す地域づくりを示す、そういったことができていなかったのではなかろうかというふうに思うわけであります。

答申後に1年半という、もう経過もたっておりますし、努力等については多少理解はできますけど、やはり学校の統廃合は地域社会に多大な影響を及ぼすことは現実の問題であります。学校の統廃合を議会の議決を得ないと、学校跡地の利用はともにできないような答弁をいただきましたけど、やはり学校の跡地、これはもうきのうも葛原議員が申されましたように、活用を示さないで地域の理解が得られるかというふうに思います。

やはり議会の報告にありました、適正化に当たりましたその中でもやはりこの学校跡地の利用についてはきちんと検討していただきたいというふうな要望も上がっておりますし、やはりそのようなことを考えた上で、本当に24年4月、実施目標まで地域の理解というのが本当に得ることができるのかということを教育長には再度お尋ねをしたいと思います。

執行部の方におきましても、やはり地域との連携といますか、これは切り離して考える問題ではないというふうに考えるわけでありまして、やはり人口が減っていくのは何か問題はあるわけでありまして、例で挙げますなら、合併前であります

が、泗水町も西地区の方におきましては、生徒数が40名足らずというようなことでありましたけど、やはり団地の造成という、増築といいますか、そういったことをやりまして、今は90名近くになってきております。そういったことで、もう花房小学校よりも生徒数が多いような状況にもなってきております。やはりそういった行政との、やはり行政でなければやっていけないような状況もあるわけでありまして、やはり教育委員会の方に物申す場合と行政に物申す場合の地域の方々のまた考え方も違ってきます。

そういったことで、やはりこれは一緒になって取り組んでいく問題であろうということでお尋ねをするわけではありますが、私が今お聞きした中にも、やはり今、交通手段とか、光ファイバー関係で、通信関係の問題はもうなくなってきたようなことをいろいろ答弁で、今までの各議員さん方の中にもそういった方向で答えておられますけど、やはりこの行政と地区の連携というのは、本当に地域のリーダーを育成し、行政を本当に頼らないような村づくりを示していかなければならないという問題があると思います。

菊池市におきましては、本当にそういった学校問題を抱えておる地域といいますのは、ダムとか溪谷とか菊池高原とか、本当に自然を多く持った宝が眠っているようなところでもありますし、地域を生かした地域の再生と本当に並行しながら学校統合を審議する場というのには市長もともに参加し、この地域の将来を語り合うということが大事ではなかろうかというふうに思うわけであります。

そういったことで、やはり参加をされたのか、されなかったのかということをお尋ねしたわけでありますので、後でこの点については市長の方から答弁をいただきたいと思います。

次に、審議会の方でありますけど、やはり審議会の目的につきまして、答弁は、今、企画部長の方からいただきましたけど、審議会の方々にいろいろとお尋ねいたしますと、また私たち素人がいきなり説明を受けても理解はできんというような返事が返ってくるのが多くあります。

そういうふうなことで、やはりその審議会の役割というのは本当に重要な問題であるわけでありますので、そういった本当の話し合いといいますか、協議会を進めていかないと、今までのここ5年間ずっと見てきますと、ただ2回あたり開催する中で、ただ新市建設計画の進め方あたりを報告され、それでたまには庁舎問題だとか、約束ができていない分に対しての質疑はあっておるようではありますが、それ以外に対して、きめ細かな部分に対してはなかなか普通の人では気づかないというところがありますので、やはり浸透するような審議会を進めていただきたい、進めていただくことができるかということを再度お尋ねをしたいわけであります。これに

つきましては、できるだけ市長の方から答弁をいただきたいと思います。

以上のことにつきまして、再質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

教育委員会としまして、やはり地域の合意形成を図りながら進めるということ
を前提にして、これまで保護者あるいは地域の皆様方にも説明をしてきたところで
ございます。11月までに各四つの小学校の保護者の総意としてどうなのかという
ことを上げてもらおうと。そして、12月は地域としてどうなのか、合意するのかし
ないのか、そういうものを上げていただきます。そして、1月までには、最終的に
その校区としての合意形成を上げてもらおうと。地域として、校区としてどうなのか
ということ1月末までに上げていただくという形で、今現在進めているところで
ございます。決して強制とか、一方的に上げるということじゃなくて、やっぱり保
護者あるいは地域の方々、そうした皆さんの意見を大切にしながら、そして最終的
には1月までに校区としての合意形成を図るというふうにして進めております。

なお、この後、区長さん方を集めまして、区長さんを中心にした、また説明会等
も行いながら、地域の合意形成をということで計画もしているところです。

また、跡地問題につきましては、やはり議会の中で議決された後でないと、どう
しても無理するんじゃないだろうかと、最初から統廃合ありきという形にも受け取
れますので、やはりこの統廃合がきちんと決まった後でないと、やっぱり学校跡地
利用については進むことができないんじゃないかなというふうに考えております。

しかし、この跡地問題につきましては、現在、もう市役所内の方でも組織委員会
を立ち上げまして、策定委員会の中で立ち上げて、これから少しずつ取り組んでい
くという方向で、今、検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 教育長の答弁にありましたとおり、学校の再編につきましては、
教育委員会が直接地域に出向かれまして、きめ細やかな説明を行っておられるとこ
ろでございます。市長は出席をなぜしないのか、あるいはしているのかいないのか
ということでございますが、答弁ありましたように、教育への干渉ということでご
ざいますので、政治的立場にあります者の立場といたしまして出席はしていないと
いうことでございます。

また、この地域審議会のお話もありましたけども、地域審議会、年2回開催され

ておりまして、たびごとに私は出席いたしておりますが、この中で運営についても素人の方々にもわかるような説明をということでございますが、わからないところがもしあるとすれば、お尋ねいただければ、本当に気持ちを楽しみながら会議が進められていると、またもちろん当然地域審議会の地元の会長さんがそういったものに誘導されるような司会進行をされておりますので、全く一方的な行政の説明で決めてしまうといった、そういった雰囲気はないと思っております。

いずれにいたしましても、運営につきまして、さらにまたこの皆様方に気持ちを和らいでフリーにトーキングできますような配慮をしていければと、このように思っております。

それから、今、教育長答弁にありましたように、跡地の手続あるいは利用というのについては、まさしく議会の議決をいただく前に跡地の利用を云々するというものについては、事務的な手順としてまずいのではないかというふうに私も思うところでございます。

特に、中山間地のご心配があつておりましたけども、現状、平地と比較しますと、大変少子・高齢化が進行しているところでありまして、農業の担い手が減少する、あるいは森林の担い手が減少するということで、大変荒廃して耕作放棄地が増加し、山林が荒廃しているということだと思います。こういった農林業というものについては、少なくとも国土の保全とか、あるいは水源の涵養というのが常々言われておりますように、大変この良好な自然、景観形成等の多面的機能というものを有していることでありますので、これが低下しないようにということで国の方でも施策を展開していただいておりますように、我々も力を入れているところであります。

学校がその地域にあるなしにかかわらず、地域の振興におきましては、平坦部と中山間地域というのはおのずから地勢上におきまして地域間格差が生じるのは否めない事実だと思っております。そういうことがないように、いろんな施策についてまた講じてまいりたいと思います。

これからも中山間地の直接支払制度等がございますので、これを活用して農業の支援あるいは農業基盤の整備、さらには生活環境の整備とか、あいのりタクシーなどによります地域交通手段の確保、そしてご指摘のありました光ブロードバンド等につきましても、携帯電話の不感地区の解消につきましても、平成23年度までにすべてが、全地域解消するというところでございます。そこに生活をされている方々に不自由を感じさせないような、そういった取り組みをしてまいりたいと、このように考えております。

また、これらの地域では大変農畜産物や特産品とか、あるいは観光の資源、述べられておりますように、豊かな農産物と自然と、そして独自の多様な地域資源を保

有しております。それを人口減少化の中におきまして、地域の生産活動をどう導いて活性化していくかと、また地域外へその地域のいいところをどのように情報の発信を行っていくかということもあろうかと思えます。定住人口に限らず、交流人口がさらに増加するように施策を講じなければならないと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、再質問いたしました。教育長の方の答弁にしましても、やはり学校の跡地につきましては議会の議決が必要だというようなことを市長も申されておりますが、やはりこの地域の方々の意見といいますか、これはこの前の適正化の計画の中で、議会に配られた資料の中にもありますように、やはりその学校の跡地利用についてはちゃんと一緒に検討しながら進めてほしいという意見が出ておりますし、また地域の方の考え方としましても、それが当たり前のことだろうと私も思います。

学校の跡が何になるかわからんというようなことで、ただ少子化の問題だとか、今の学校関係の、小規模の学校とか、そういった学校の教育の方の施行の規則、そういった複式学級の解消とか、そういったことをなかなか説明されても、子どもを持った父兄の方あたりというのはある程度子どもたちを思って理解は得られるかもしれないんですけど、今までその地域でやはり学校中心に村づくりといいますか、やってきた先輩の、やっぱりそういった方々に対してはやはりなかなか納得がとれないんじゃないかなと。

そういうことで、やはりこれはもう行政と一緒に、やっぱりそういった地域づくりとともにやっていくことがもう一番の問題であろうと私は思っております。やはりその地域地域にそういった風習もありますし、いろんな守っていかなければならない部分もあります。子どもたちもやはりその自然というものに触れながら育っていくわけでありまして、やはり統合をやって、そちらの方で寮生活というようなことになると、なかなか地域との密着というのも離れてきますし、今の現象を見ましても、やはり人口が減る中に世帯がいみるということは、ほとんどやはり核家族化で出ていってしまうというような状況で、そういった傾向を生み出すということでありますので、やはりその地域が発展していくためには、どうしてもやはりその学校という核が必要であるという考えで、そういった意見が多く出てきておるわけでありますので、またそういった方向につきまして、やはりこの適正化に向けまして、この24年の4月までに本当に教育長がそういった地域の説得といいますか、そういった説明ができるのかというのも一番不安をするところでありますので、そ

ういった前向きな考えを教育長に、よかったらお示しをいただきたいと思います。

市長が申されました審議会のことにつきましては、本当に合併の協議項目、新市建設計画、これにつきましては、やはり1, 100ぐらいの項目を、大きく分けると52項目でありましたが、これを本当に何年もかけて協議やったものを、後でその地域の代表だという方々に説明して理解を得るといのは、相当な問題であろうと思います。そういった審議会にかたっておられた方ならば、多少理解はできると思いますけど、やはりあれだけの冊子といいますか、資料を中からこういったことで進められますと言っても、なかなか理解を得ないのが現実でありますので、やはり地域審議会というのはその行政、旧市町村で、やはりその委員さん方とそれに詳しいメンバーで協議をしながら取り組んでいかなければ解決しないかなということもありますが、行政としてやはり説明責任というのはきちっとやっていただかないと、なかなか浸透していないというのが現実でありますので、執行部の方は説明が終わって審議の、もう委員さんが納得しましたというところで了解済みかもしれないんですけど、そういった後から私たちの方に、これはどうなっているのかというような意見が出てくるわけでありまして、なかなか浸透していないというのが現実だというふうに思います。そういうことで、審議会については、もう答弁は要りませんが、そういった方向でやっていただきたい。

学校のこの問題につきましては、本当に行政と教育委員会と一緒に頑張っていかんと、多分解決は私にはしないと、24年までにはしないとこのように思いますので、教育長の本当にそういった意気込みといいますか、最後にどういう思いで達成するかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 教育委員会といたしましても、平成24年4月を目指してこれから取り組んでいきたいと、スタートができますように取り組んでいく覚悟はできております。そのために、保護者から、PTAの方から各関係します六つの小学校からの附帯意見というのも上がってきております。またこれから地域からも附帯意見、いわゆる要望ですね、そういうものが上がってきますので、そういうものを大事にしながら、そしてご理解をいただいて、そして24年4月からスタートできるように、とにかく頑張っていきたいというふうな決意でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 本当に大変な仕事でありますので、気合いを入れて取り組ん

でいただきたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

地域の振興に向ける推進事業の委託という、その成果、実績についてお尋ねをしたいと思います。

1点目に、ふるさと雇用の再生特別基金事業を活用した推進事業の実績について、どのような実践、活動を実施しながら効果を上げているのか、どうにも理解できない点が伺えますので、この特別基金事業は地域の雇用再生、継続を図る目的とするものであるならば、将来性のある推進事業にしなければならないという思いであります。ここ3年間の委託と聞きますが、ファームきくち、菊池観光物産館、龍龍館等への委託後の今日までの実績をお示しいただきたいと思います。

2点目に、観光費の中にあります観光立国推進事業等の効果及び成果についてお尋ねをしたいと思いますが、21年度は国の、地方の地域活性化を目的とし、多額の臨時交付金の歳出がありました。菊池市においても、各課へ目的を持った予算がされておりましたし、成果につながる推進事業であったのかというふうに思うわけですが、この観光立国の推進事業につきましては、市の方が予算化されまして、21年度から実施をされております。これにつきまして、菊池温泉街あたりの実績、実態といいますか、どのように改善が進んできておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 森議員のご質問にお答えしたいと思います。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、国が現下の厳しい雇用、失業情勢にかんがみ、都道府県に対しまして交付金を交付して基金を造成し、この基金を活用することにより各都道府県や市町村が創意工夫を行い、地域の雇用の再生のため求職者を雇い入れ、雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることが目的となっております。

この事業は、平成21年度から平成23年度までの3カ年の継続事業となっておりまして、本市におきましては、まず1、ふるさと菊池農業再生推進事業、2番目としましてふるさと菊池米粉商品開発推進事業、三つ目としましてふるさと菊池郷土料理推進事業、四つ目としましてラッピングカーによる広報活動事業、五つ目としまして四季の里自然ふれあいプログラム事業の五つの委託事業を実施しております。この中で、最初の3点について事業内容と効果についてご説明をさせていただきます。

1点目のふるさと菊池農業再生推進事業につきましては、ファームきくちに委託しておりまして、その内容は消費者ニーズにこたえられるような農産物づくりや農産物の直販所を確保し、農家に対する情報提供などの業務を行うため、新規に2名雇用し、平成21年10月から菊陽町のスーパー、アタックスの中にファームきくちの直売所を設け、20数戸の農家の方が会員となり農産物を販売されていますので、農家経済のための効果は上がっているものと考えているものでございます。

2点目のふるさと菊池米粉商品開発推進事業につきましては、菊池観光物産館に委託しておりまして、その内容としまして、米粉を使用した商品開発や販路開拓などの業務を行うため、新規に2名雇用していただいております。地元の菓子工業組合と連携し、各組合員の店舗においてそれぞれ商品開発を行い、販売されております。また、菊池観光物産館でも独自に米粉ドーナツや黒米そうめんなどを開発し、販売しており、その効果が期待されているところでございます。

3点目のふるさと菊池郷土料理推進事業につきましては、竜門ダム湖にあります龍龍館に委託しておりまして、地元の農林産物を生かした郷土料理を開発するため、2名新規に雇用していただいております。イノシシ料理やシシ肉入りコロッケ、ヨモギだんご入りだんご汁などを開発したり、市広報でも郷土料理等を募集されておりますが、いまだ目玉になる郷土料理がないのが現状でございます。

次に、観光立国推進事業につきましては、国において観光圏の形成による滞在日数の増加を図る整備事業の推進、外国人旅行者や国際会議等の誘致などの取り組みの推進のため、観光立国推進基本法が制定されたものでございます。

本市の宿泊客も減少している状況にありますので、観光旅行者の促進のため、環境整備とともに良質のサービスの提供を行うことで旅行者の利便性を図り、リピーターの確保とともに新規開拓を講じなければならないと考え、この事業を実施したところでございます。

補助対象経費としましては、菊池温泉観光旅館協同組合で取りまとめ、宿泊施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等に対する改修費用の半額を補助する事業でございます。当組合加盟11カ所のうち10カ所の旅館、ホテルから申請がありまして、和式トイレから洋式トイレへの取りかえや段差解消及び客室へ導くカーペットの張りかえ等を行い、環境整備を整えたところでございます。この受け入れ体制の整備によりまして、旅館、ホテルからは、高齢者のお客様が誘導カーペットにより迷わなくなったことや、段差解消により好評を得ているとお聞きしているところでございます。

今後は、組合組織及び受け入れ体制の強化支援と観光基本計画等の策定等も考えながら、本市の観光振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、経済部長の方から答弁をいただきまして、やはり心配する点がありますので再質問をいたしますけど、3年間の継続事業が例えば終わり、24年度から各事業委託費、雇用の目的であります雇用再生に向けて、本当に執行部が期待しているような雇用再生創出ができるかという不安を抱くわけであります。

特に、この龍龍館、ファームきくちにつきましては、過去数回、補助金、また助成を行ってきておりますが、本当に現実としまして実績が伺えないような状況でありますし、役員の方々にお尋ねしたときに、運転資金の助成というような回答もされた方もおられます。そういう心配もありまして、龍龍館、そしてまた菊陽町にありますスーパーの方もちょっと見学させていただきましたが、本当に活気もないような状況でありまして、このような状態を続けて来年度までやって本当に大丈夫かというか、何のための雇用の基金であるのか、委託であるのかというふうに思いますので、その委託事業の本当に目的を理解されないまま継続事業を行い、さらに委託業者の実績、決算書を確認をしてみましても、不安を感じるような状況でもあります。

答弁では、現在、成果も出ていないというような答弁もありましたが、やはり、なぜ人が集まってこないか、なぜ売れないか、本当に執行部、担当課としての連携がとれておるのかということも心配します。経営上の、もし負債に支援を充てることは絶対に認めることはできませんけど、今回の推進事業、3年間の継続でどれだけの実績を見込んでおられるのか。

それと、2点目の観光状況はもう十分認識をしております。本当に今、厳しい状況であるというのはわかりますし、それでもやはり運営をやっていないかというのが現状でありますので、やはり今、菊池に欠けているものは何かというふうに思うわけですが、隣の山鹿市におきましては専門の担当課を設置してあります。そういった方がやはり観光、旅行会社とか、いろんなところと連携をとりながら、そういった山鹿の方に引き込むといいますか、というような形をとっておられますし、いろんな団体、組織との連携があつて、山鹿の方ではほとんど賑わっておるちゅうのが現状であります。特に、山鹿の平山温泉あたり、本当に何もありませんところでもありますけど、ほとんど毎日満杯というような状況で賑わっておりますし、何がいいのかなというのもありますけど、やはりメリットはあるから人が寄ってくるわけでありますので、やはり取り組みが本当に今の課でやっていけるのかという不安を抱きますので、現状を踏まえまして、いち早くその再建に向けまして専

門の担当課を設置し、観光の再建を考える気があるかないか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 森議員の再質問にお答えいたします。

先ほど経済部長が答弁いたしましたとおり、ふるさと雇用再生特別基金事業というものは、地域の雇用の再生を図るということでございまして、雇用機会を創出する事業を実施して、地域におきますところの継続的な雇用機会の創出を図ることが目的と、このようになっているものであります。いわゆるこの3年間の事業の中で、その雇用された人が定着して働き続けることができるようにということにおとりいただければいいのではないかと思います。

その事業の効果や実績が求められるわけですが、事業そのものの目的からすれば、その効果というのを求めるものではないと聞いております。委託事業の割合は人件費が2分の1以上でなければ認められないと、このようになっておりまして、この事業によりまして収益が仮に出た場合は、国に返納しなければならないということになっております。

本市といたしましては、このふるさと雇用再生特別基金事業の終了期間となります平成23年度までに、龍龍館とかファームきくちなどの委託先が、将来、会社の経営向上につながるような業務内容、そういった体制づくりを構築するように指導しているところでございます。それが血や肉になってほしいという願いであります。

今、観光客、宿泊客が激減しているということでございますが、菊池市も平成19年当時におきましては22万人ほどの宿泊客がおられたわけでありましたが、現在、21年度は約16万8,000人と、このように減少しています。お隣の山鹿市の話もございましたけども、山鹿市も同じようにやっぱり平山温泉が下支えはしておりますものの、やっぱり減少しているということでございます。

対策といたしまして、なかなかクリーンヒットが打てないわけですが、来年3月の九州新幹線全線開業を控えまして、菊池観光協会を初めとして、開業時に本市の魅力をアピールする菊池桜まつりと称しまして開催が計画をされております。これらのイベントを定着させることによって、宿泊プランに反映する商品づくりに努めまして、入り込み客、宿泊客増につなげてまいりたいと考えております。

専門的な部や課を設置することに対しての考えはないかということでお尋ねでございますけども、現状といたしまして、先ほどの質問にお答えしましたように、613名だった職員数が522名ということで、90名余り減少いたしております、計画の約倍の減少ということになっております。そういった状況にありますので、組織体制とか人員管理というものからいたしましても、容易に新しい課をつくると

いうのは並大抵ではないと、このように考えておりますので、その必要性については、これはあってほしいとは思いますが、どうすべきかということについては、今現状におきましてはご提言として受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

〔登壇〕

○20番（森 隆博君） 今、市長の方から答弁をいただきまして、この雇用の問題は、金は産まんでいいと、雇用が続くようにというようなことでありますが、本当に龍龍館あたりに行きまして、人が来ないのに雇用という問題じゃないというふうに私も感じました。それぐらいならば、きのうの話にありましたように、やはりそういった買い物できないような方々、そういった方々をあそこの中でそういう組織づくりをやって、そういった形で雇用をやるという方がまだ地域のためにもなりますし、目的を変えるやり方も必要じゃなかろうかと思います。シシ肉を使ったコロッケとか、いろいろ開発されたといいますけど、食べに来る人がいないとどうにもならんちゅうのが現状でありますし、実際に成果が出とらんというのも現実であります。

それと、要するにその専門的な課を設けるということにつきましては、やはりその職員では、これはできないわけでありまして、ほとんど旅行会社とか、そういったところに勤務をされとった、例えば今、四季の里の支配人されておる永田さんあたりがやはり元東急観光あたりにおられて、やはりそれだけの認識も持っておられる。そういう方々、それに近い方々あたりにやはり絞り込んで、そしてやっぱり観光は観光的な専門としてやっていかないと、なかなか市の職員で課をいろいろなおらにやいかん、かわる人たちが専門的にやれるわきゃないわけですから、その点については十分考えてやっていただきたいというふうに思います。

なかなかやはり厳しい状況を迎えてきますので、早くそういった立ち上げをやらないと、本当に菊池市の財政面にも本当に厳しい状況を生んでくるんじゃないかと。やはり話に出てきますように、26年から厳しい状況はもう目に見えてきておりますので、そういった点につきましてはやはり十分考えていただきたいというふうに思うわけであります。

もう時間的にありませんので、次の質問に入らせていただきますが、3点目に、あす、森 清孝議員も提出されておりますが、河川の美化と管理につきましてお尋ねをいたします。

合併後の菊池市においては、各行政区で美化作業の取り組み状況が異なっております。いろんな菊池市には河川がありますが、河川美化の取り組み、管理、状況について、さらには河川の水質検査等についてお尋ねをいたします。本当に時間もありませんので、できるだけ簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

河川美化への取り組みとしましては、泗水町内では年3回、河川美化と周辺美化作業を。そして、旭志内では年2回、河川敷の除草を。それから、七城町、泗水町内ではコスモスの植栽をそれぞれ行っております。

菊池市管内の河川につきましては、菊池市北宮区内と北宮神社前から七城までの菊池川、それから西迫間区間と西迫間橋から七城町の菊池川合流地点までの迫間川、これは国直轄区間として国土交通省が管理をしております。また、国直轄区間より上流の菊池川、迫間の眼鏡橋からダムサイトまでの迫間川、それからほか、河原川、鴨川、合志川、二鹿来川、矢護川、日向川など、20河川につきましては県が管理し、これ以外の河川を市が管理しているところでございます。巡回パトロールにより、不法占用、不法投棄及び河川管理施設等の保全状況などを把握するため、また洪水時及び地震時の河川状況に関する情報を把握し、対策を講じるなど、管理に努めていると伺っているところでございます。

それから、河川の除草につきましては、国直轄区間は菊池川河川事務所より、市が受託し、関係団体及び関係行政区と委託契約を結び、県管理区間につきましても県や市が受託し、各行政区と除草委託を契約して実施している状況でございます。また、梅雨時期の毎年5月には、菊池市、菊池市消防団幹部、菊池川河川事務所、菊池地域振興局関係課と菊池川の合同巡視を行って連携を図っています。

今後も河川の治水、利水、環境の機能維持のため、関係機関と連絡を密にして協力していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 河川の水質調査につきましてお答えしたいと思います。

水質調査につきましては、菊池川の3カ所、迫間川の2カ所、合志川1カ所の測定を実施いたしております。また、菊池川流域同盟の事業によりまして、菊池川、迫間川、合志川を初めといたしまして、計15カ所を年2回定期的に水質調査を行っておりますのでございます。

調査項目につきましては、水素イオン濃度、いわゆるPHでございますが、それから生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等を中心に調査をいたしております。

さらに、市の独自の事業といたしまして、一般廃棄物最終処分場の周辺2カ所、

さらに産廃の処分場の周辺 6 カ所の水質調査を定期的の実施いたしております。

なお、そのほかに生物調査につきましても、菊池川流域同盟の事業によりましてブラジルチドメグサの発生状況等を調査いたしまして、河川管理者へ情報提供及び除去についてお願いをいたしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、河川の美化関係と水質調査についての答弁をいただきまして、本当に今、行政区によりまして2回、3回というふうなところもありますが、一番心配しますのが、やはり世帯数が少なくて面積が広い場所、逆の場合もありますけど、そういったことでなかなかできない場合と、その水環境保全等を使われまして、今、4回されるところもある。差がひどいというところがあります。ガードレールから本当にススキといいますか、そういったものがはみ出して、車が交差するときに横、側面をこするような状況のときもありますし、そういったものをやはり行政としては監視する中で、どのような策をとっていかにかいかんかちゅうことはやっていただきたいというふうに思います。

そうすると、水の水質調査につきましては、主にこれは日向川のことでありますが、今回、旭志に予定されております川辺工業団地の横に隣接します菊池テクノパーク、この場合もほとんど日向川へ流れてきます。それと今、菊池環境保全組合が場所の選定をやっておりますのが、大津、合志、泗水の分がすべて3カ所、日向川に流れ込むというようなことになりますので、やはりこの前テレビ等でありましたように、魚が死んだり、河川、要するに水が泡だっておったりとかというようなことで、やはりいろんな不安を地域に与えておるのが現状でありますので、そういった点につきましては定期的な報告をきちっと検査をやりながらするということが約束をできませんと、なかなか反対運動が先に起きましたら、やっぱり川辺の方も県の方も困りますし、環境保全関係の選定にも大きな影響を与えてくるということでありますので、その河川の水質関係に対しての報告、これに対しては答弁をいただきたいと思います。美化については、あした森清孝議員の方でちょっともう1回追求をしていただくならというふうにお願ひしときます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 今、ご指摘いただきました工場排水とか環境保全組合とかが関係する川でございすけども、調査結果につきましては、当然市広報とか市ホームページによりまして随時公表をいたしております。

なお、問題等が発生した場合につきましては、熊本県、菊池保健所及び市関係各課との連携をいたしまして、原因究明及び原因者等への指導を行ってまいりたいと思います。

なお、関係区の区長様並びに必要な応じまして、関係者に対しましては、それぞれ情報提供をやってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

どうもお疲れさまでした。

散会 午後４時１５分

第 4 号

1 2 月 9 日

平成22年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成22年12月9日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第118号 菊池市観光情報発信施設条例の制定についての訂正について
議案第119号 行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例法、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び介護保険
法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定についての訂正について

まで一括説明・採決

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第118号 菊池市観光情報発信施設条例の制定についての訂正につい
て
議案第119号 行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例
法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び
介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定についての訂正について

まで一括説明・採決

日程第2 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君

10番	中 原	繁 君
11番	樋 口	正 博 君
12番	二ノ文	伸 元 君
13番	中 山	繁 雄 君
14番	怒留湯	健 蓉 さん
15番	坂 本	昭 信 君
16番	隈 部	忠 宗 君
17番	葛 原	勇次郎 君
18番	木 下	雄 二 君
19番	坂 井	正 次 君
20番	森	隆 博 君
21番	山 瀬	義 也 君
22番	境	和 則 君
23番	北 田	彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君

監査事務局長

大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局 長

永田哲士君

議事課 長

城主一君

議事係 長

上田敏雄君

議事係

荒木崇之君

総務係

吉里文子さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時０７分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 議案第１１８号及び議案第１１９号の訂正について

○議長（山瀬義也君） 日程第１、議案第１１８号及び議案第１１９号の訂正についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 議案第１１８号の議案書及び議案第１１９号の提案理由の一部の訂正をお願いするものでございます。

議案書２ページ、議案第１１８号、菊池市観光情報発信施設条例の第３条第２号が（２）が二つ記載しておりますので、資料のとおり訂正をお願いいたします。

なお、また議案書５ページの議案第１１９号、行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由の中で、中ほどの廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律、「昭和４５年法律第３７号」と記しておりますが、この括弧の部分は「平成１５年法律第９３号」の誤りでございます。おわびいたしまして、訂正をさせていただきますと思います。

なお、今後このようなことがないように十分注意して事務の執行に当たりますので、よろしくお願いいたします。

なお、訂正につきましては、明日の委員会開会前に商工観光課及び総務課職員で訂正を行いますので、よろしくお願いを申し上げるものでございます。申しわけございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 説明が終わりました。この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第１１８号及び議案第１１９

号の訂正について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号及び議案第119号の訂正については承認することに決定しました。

ここで、議長より申し上げます。

執行部におかれましては、議案等を議会に提出される場合は、これまで以上に確認して、訂正などが生じないように十分注意していただくようお願いいたします。



日程第2 一般質問

○議長（山瀬義也君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

初めに、森 清孝君。

〔登壇〕

○9番（森 清孝君） 皆さん、おはようございます。

座席番号9番の森 清孝でございます。

通告に従いまして、質問を行います。

多くのテーマパークや観光資源開発型の第三セクターが苦戦を免れない中、本市の四季の里も努力はされましたけれども、解散を決議し、運営を民間にゆだねました。また、設立当時、だれが経営の受け皿になるのか、あるいは民業圧迫ではないのかと大いに議論のあった物産館も17年から18年もたちました。当時、公的な資金で物売りの店を出すのは民業圧迫ではないかと、このような指摘をクリアできたのは、農業振興という名目であり、野菜づくりに励む高齢者の健康づくりのためということではなかったかと、今、思い出しております。

時代の流れとともに、物産館はだんだんスーパーに似てきて、スーパーは物産館のまねをする今日の状況をもとに、第三セクターについてお尋ねをいたします。

まず、四季の里についてでございますが、清算の状況についてお尋ねをします。

四季の里の清算人にはどなたがなっておられますか。また、実際の実務はだれがやっておられますか、お尋ねをします。

二つ目に、帳簿価格で1,400万ほどの固定資産の処分状況はどうなっておりますか、お尋ねをします。

次に、物産館についてであります。

物産館の報告書の様式の統一は、過去にも何度も指摘があったと思いますけれども、なぜできないのか、お尋ねをいたします。資産表の科目あるいは補助資料等、いかがですか、お答えを願います。

二つ目に、物産館にはそれぞれ出荷者の協議会というのがございますけれども、

その出荷者協議会の会員の年会費、役員会議の費用弁償あるいは研修会等に係る経費はそれぞれどうなっていますか、お尋ねをいたします。また、会社からのそういう組織への支援のあり方はどうなっているか、お尋ねをいたします。

また二つ目、協議会の意見を店や会社運営に反映するため、支配人や会社役員会との関係はどうなっていますか。

以上、都合三つですかね、お尋ねをいたしまして、最初の質問といたします。よろしくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） おはようございます。

森議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

株式会社四季の里旭志の代表清算人は、代表取締役でありました福村市長となっておりまして、他の清算人も取締役がそのまま清算人に選出され、代表清算人が1名、清算人が6名の計7名となっております。

なお、実務は四季の里旭志を所管しております商工観光課の職員が行っているところでございます。

お尋ねの株式会社四季の里旭志の固定資産1, 417万1, 671円の処分につきましては、現在の指定管理者でございます旭野商事有限会社に軽トラックや作業用ワゴンなど、47万5, 000円、本市にコージェネレーションシステム、自家発電装置でございますが、を初めとした建物附属設備を1, 231万7, 578円、計1, 279万2, 578円で売買することでそれぞれ交渉を行い、清算人会の承認も得ているところでございます。その他、流動資産としまして食料や燃料あるいは売店の商品などにつきましては、旭野商事有限会社に170万円で売却しておりますことを申し添えます。

続きまして、毎年第2回市議会定例会で報告をいたしております第三セクターの経営状況報告の様式につきましては、特に決算書の損益計算書の売上高のとらえ方が物産館の総販売額を売上高としてとらえるか、あるいは委託販売を主たる事業として運営している物産館であるため、委託手数料収入のみを売上高としてとらえるかなど、決算書作成段階における会計士のとらえ方により違う面がありまして、これまでの決算書において各セクターごとの比較がしにくい面がございました。

このため、補助資料の営業報告の中で総販売額や入店客数の数値などを説明していたものでございますが、この補助資料様式も各社さまざまな面がありますので、できる限り統一できるよう働きかけてまいりたいと考えております。

物産館は、地元出荷者の方々と地域密着し、地域の特色を生かした独自の活動の

中で構築された知名度や営業効果により、消費者の方々からの信頼も厚いものがありまして、地域活性化を核として位置づけられているものと認識をいたしております。

第三セクターからの出荷者組織の支援という面におきましては、出荷者組織の内部事務処理を行うほか、物産館を運営します各第三セクター内で、内容の違い等がございますが、各部会が実施いたします研修会やイベント等への補助、生産者さんへの補助などが行われております。また、会費、研修会などへの出席等の費用弁償交付につきましては、第三セクターによって主催実施の有無がありますが、有限会社七城町特産品センターのみが交付をされております。

第三セクターと出荷者組織との連携という部分におきましては、出荷者組織の会議を定期的または必要に応じ随時開催と、これも物産館によりさまざまであります。また、すべての物産館の店長、支配人クラスが出席をいたしております。

また、出荷者組織の意見の反映につきましては、店長、支配人クラスで実行可能な軽微なものは即実行し、経営判断等、必要なものにつきましては、代表取締役と相談の上、役員会に諮ることとされております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） その出荷者の組織につきましては、物産館の一部であるというふうなとらえ方もありまして、会社に任せておけばええと、こういう考えもあるわけでありまして、最初に述べましたように、私はそうは思わないわけでありまして、農業振興という名目があったできた物産館でありますもんですから、市としては出荷者協議会といいますか、その団体を非常に重要視して、大事にしないといけないと、こういうふうに思っております。その立場からお尋ねをいたします。

まず、四季の里でございますけれども、先ほど清算の事務は進めておるという答弁でございましたが、非常に生産の実務というのはつらいものでございます、普通はですね。しかしながら、簿価どおりに大体固定資産も売却しとるということで頑張っておられるということにしたいと思って、次の質問に入ります。

まず、清算の登記というのはいつごろをめどとされておるのかを伺います。

二つ目に、市も相当額、1億を超える出資をしとるわけでありまして、市の出資の持ち分のめどとその扱いはどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、先ほども言いました物産館につきましては、出荷者協議会を大事にすべきという観点から市長にお尋ねします。

市長は、社長在任中、有朋の里でありますけれども、出荷者協議会の会議へ参加

されたことがありますか。また、出荷者組織の意見の把握をどういう手立てでなされていますか、お尋ねをいたします。

きのう、坂本議員も指摘をされましたけれども、物産館設立の趣旨の一つとして農業の振興があったと思います。だからこそ、その組織への市の関与ももっと深くあるべきだと、こういう観点からお尋ねしますが、どうですか、ご見解を伺います。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再質問にお答えしたいと思います。

四季の里精算の今後のめどということでございますが、来年1月中に配分を含めた最終決算書を作成し、清算人会、それから株主総会において承認をいただき、2月中に株主に配分を完了し、3月中に清算終了の登記、税務署に清算確定申告書の提出を予定をいたしております。

市の出資の持ち分のめどとしましては、税理士費用や登記費用等が確定しておらず、明確には申し上げられませんが、残余財産に応じて出資割合で配分されるということになると思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先刻、部長答弁にありましたように、各出荷者組織の会議へ各物産館の店長、あるいはまた支配人といったクラスの方々が出席をされておきまして、私が代表取締役在任中におきましては、出荷者協議会にも、ご案内のとおり、各部会、清算部会の部会というものと、それから全体を組織した、いわゆる全体会議というものがあると。会議は二通りあるのかなと思います。現場サイドのことにつきましては、支配人、店長たちが出席をして、そして出荷者協議会の方々との協議を行っているというのが現実であります。

それで、年に1回は全体の会議が行われます。いわゆる総会という場がありますが、これにつきましてはこの第三セクターの社長という立場ではなくて、市長という立場におきましてご案内をいただいております。そういった場で、認定農家の認証をお渡しするとかといったことをやりながら、皆様方の意見に触れることができますが、毎回、毎年それぞれの三セクの方の出荷者協議会の総会等には出席をさせていただいております。

出荷者組織の意見の把握ということについては、申し上げますように、店長、支配人の方から報告を受けて、こういった要望があっているよといった話を受けなが

ら、役員会におきまして、それについては、例えば出荷手数料についてはどうするかといったこと、あるいは非常に品薄になっている野菜等については手配はどうするかとか、第三者機関の方にもって、これはお互いの第三セクターとしての物流をするべきではないかとか、いろんなことを話し合ってきたところであります。

物産館というのは、ご指摘のとおり、地元出荷者の方々と地域とが密着して、地域の非常に特色を生かした独自の活動の中で、まさに構築をされたことでありまして、知名度や営業効果によりまして消費者の方々から大変買いよさといひましょいか、近づきやすさ、信頼が厚いものがあるって、地域活性化の核として位置づけられていると、このように認識をいたしております。

生産者と物産館がともに協力をしながら、安全・安心の農産物生産の意識をより高く持ちながら、今後も円滑に物産館運営が進められるように努めていかなければならないと、このように考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 四季の里につきまして、またお尋ねをいたします。

4月から民間に運営を委託されておりますけれども、委託料及び使用料はどういうふうになっておりますか、お尋ねをします。また、使用料の減免とかの扱い、どうなっておりますか、お尋ねをします。

次に、物産館についてであります。

泗水の有朋の里泗水という会社が運営しております養生市場という物産館は、物産館コンクールの中でも優秀な物産館であるということで表彰を受けた物産館であります。弁当や総菜、人気が沸騰しまして、非常に評判のいい物産館であると。その創意工夫は見事であるというふうに私も思います。

しかしながら、一方で農家の方々を中心とした出荷者は随分と不満が高じてきております。店の運営方針と自分たちの考え方がなかなかうまくいかんと、こういうふうなことであろうというふうに思います。

資料を見てもみますと、運営の成績はよさそうで5%配当もある。取締役さんたちは研修も行っておられるという話も聞いております。一方、出荷者の方ではなかなか昔の合併前の物産館と比べると、苦しい面が多うございますよという話を聞くわけでありまして。よく考えてみますと、農家の方々は場所を提供してもらって売ってもらうという感覚もあろうかと思ひますもんですから、大体辛抱の強い方が多いわけでありまして。そういう中で文句を言われるということは、よくよく市としても考えにやならんのではなかろうかと、このように思ひます。運営の中に自分たちの意

見を反映させてほしいという意見は以前からもあったそうでありますけれども、なかなかそういう仕組みになっておらないと。

そこで、お尋ねをいたします。

役員会の中に出荷者協議会の意見を反映する、そのことが必要だと思いますけれども、そういう手立てについて大株主の市としては、指導する立場にある市としてはどういうふうにお考えになっとるか、お尋ねをいたします。

また、物産館につきましては、第三セクターにつきましては、合併当時も心配をされておって、協議事項の２３番目の項に、合併後、調整するというような一文も入っております。初期の目的に基づいて、今それぞれの状況を精査し、検討すべきだと思いますけれども、どうですか。お尋ねをして、３番目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 平成２２年度の四季の里旭志の指定管理料につきましては１，５８１万円、また使用料につきましては１７６万５０８円でございます。

なお、使用料の４月から９月までの管理費分につきましては、指定管理者より納入していただいているところでございます。

以上、お答えします。

[「部長でも市長でもと思いますけれども、社長やっておられましたので、市長の方にお答えをいただきたいというふうに思います。申しわけありません、済みません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 各物産館の出荷者組織は、物産館への出荷推進、またそれぞれの生産者としての技術や品質の向上を図るとか、多くの出荷者の方々と物産館を運営する第三セクターとがうまく連携をとっていくために設立をされた、このように思っておりますし、ご指摘のとおりだと思います。

先ほどお答えしましたように、出荷者組織の会議というものにつきましては、多くの生産部会がありますので、数十部会あると思いますが、そういったことについては店長なり支配人という現場の最高責任者の方が、いわゆる経営者はすべてが非常勤職員で、非常勤取締役でありますので、現実的にはその役員会の意向を受けながら、支配人、店長の方が出席をしているということでもあります。そして、出荷者組織と物産館の実務者レベルが十分な連携を図りまして、案件によっては必要に応じて第三セクター役員会も出荷者組織代表の出席を求めるとか、これまで以上にしっかりと連携体制をつくっていくことが物産館のさらなる振興につながるもの

だと思っております。

これまでもそういったことを申し上げまして、この出荷者の皆さん方の不満とか、あるいは不安とかというのもあるでしょうし、それがいろんなこの声というものが聞きにくい、あるいは伝えにくいということも聞いておりましたんで、お互いの協議の場をなるべくつくるようにということをこれまでも言ってきたところであります。

第三セクターの役員という立場におきましては、あくまでも株主様よりお預かりした貴重な資本というものを生かしながら、会社の経営という立場に立って考えざるを得ないと思います。景気をめぐる環境が本当に厳しさを増している中におきまして、民間企業においても経営が深刻化し、厳しさを増しております。ましてや、第三セクターにおきましては、この集客や販売力向上に向けて、さまざまな取り組みをやっておりますけれども、本当に徐々にそれぞれの第三セクターの集客力が落ちていると言って過言ではありませんし、また売り上げも落ちております。そういった中で、コスト意識に目覚めてしっかり頑張っているところは収益を高めているということで、売り上げは落ちているけれども、利益性は高まっているということの結果が出ております。

我々地方公共団体では、このような社会経済情勢の大きな変化等に的確に対応して、関係をいたしております第三セクターについて、その運営改善に積極的に取り組むように求められているところでありますが、第三セクターの見直し方針を策定いたしまして、第三セクターへの市の関与のあり方などを取りまとめたところであります。

この中で、市は各法人に対して出資をしておりますが、法人を監督する立場にあることなどからいたしまして、市の特別職は代表取締役役に就任しない方がいいのではないかとということで、各法人に要請をいたしまして、ことしの年度当初からなるべく代表者を変わってほしいということで、いち第三セクターを除きまして、特別職は退いたということでありまして、議員ご指摘の、改めて第三セクターのいろんな意味での精査、検討に状況を見極めながら進めていかなければならないと思っております。

また、養生市場の話もありましたけれども、運営に生産者の声を何とか生かしたいと、また生かさせてほしいということでありまして、これまでもそういった話がありました。私が就任したのが平成17年の、たしか5月ですね、5月に就任しましたが、その際に、そのとき同時に養生市場出荷者協議会という団体に対しまして株式の譲渡というものが議案として提案をされております。私はその候補者の中の一人として、2人が取締役役に提案をされたわけですが、養生市場に対して出荷

者協議会に対する持ち分譲渡は、そのときの総会におきまして否決をされまして、持ち株を持つことができなかったということでもあります。

また、養生市場出荷者協議会のその当時の会長につきまして、取締役としての提案がなされたわけでもあります。当時の社長は松岡町長さんだったんですが、町長を退かれたけれども、任期は残っておったということで議長を務められておりますが、その際におきましても会長さんであります方が取締役にという提案がなされましたけれども、異議が出されまして、社員から、養生市場出荷者協議会からの、いわゆる株主さんですね、社員というのは、養生市場出荷者協議会からの取締役選任については異議が出されまして、結局私のみが専任をされたということで、生産者の出荷者協議会の取締役就任、そして意見を述べる場と言われて、強い思いを持っておられたと思いますが、そのときに否決をされて今日に至っているということでございますので、現実的には経営陣の中には直接出荷者協議会はおられないということでございますけれども、それはそれとしまして、取締役会の方がちゃんとその声を受けとめられるようなことを今後とも取り組んでいかれるように助言、指導していきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 第三セクターといいますのは、大体株主の構成からしまして、大事なことは市が、うんと言わなければ前に進まないというようなことにもなっておるわけでございまして、ただいま否決をされたという市長の答弁もありましたけれども、そのことは市の思い入れが少ないというふうに指摘をしまして、どうにかしてくれという指摘もしまして、次の質問に入ります。

二つ目、構造物の維持保全についてということでお尋ねをいたします。

市道、農道ということでございますけれども、間口が広くなり過ぎますので、農道につきましては次の機会に回したいと思います。準備をされとって済みませんけれども、おことわりを申し上げます。

市道の管理瑕疵による車両の物損というのがちょっと多いなという気がいたします。今までにも何度か答弁もあっておりますけれども、穴ぼこ修繕までのスピードアップ、そういう事故が起こらないようにする方策は考えておられるか、お尋ねをします。

二つ目に、舗装の割れやわだちぼれ、痛みの目につく市道が大変多いという気がいたします。一時に舗装が進みまして、修理の必要となる場所も一時にやってくると、こういう思いがするわけでもあります。でありますので、その補修の基準あるいは補修の計画は路線ごとにあるのか、あるいは費用の積算あたりはどうなっており

ますのか、お尋ねをいたします。

三つ目、橋の長寿命化というような話も聞きますわけですが、その修繕計画策定事業はどんな検査をだれに依頼してやったのか、その整理は終了したのか、以上3点お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 市道の維持保全、補修についてというお尋ねでございますが、菊池市が管理します市道は、路線数にしまして1,041路線、延長にしまして約951キロメートル、車道部の舗装面積が約398万6,000平方メートルでございます。この舗装面積の維持管理費としましては、約79億7,200万円の財源が必要となりますが、舗装の耐用年数を仮に20年とした場合、年間約4億円を毎年投入すれば、十分な維持管理ができるものと試算しております。

しかし、現状はこれを補完する対策として臨時雇い職員による道路パトロール及び合材補修作業により実施いたしております。補修作業を頻繁に必要とする箇所、路線につきましては、年次計画によりまして請負工事として対応する必要があります。この予算が年間約1億円程度の舗装補修財源で対応している状況でございます。

また、道路沿いに繁茂する雑草処理においても、地区のボランティア作業によりお願いしている状況であります。高齢化により草刈り作業のできる人口も減少し、ボランティア作業をお願いできる地区が減少しているのも事実であります。将来的には、道路管理者である菊池市が行うべきであり、この経費につきましても対応策を検討する必要があります。

また、市道の穴ぼこ等による事故に対する管理瑕疵が発生しておりますが、幸い人身事故につながる事例は発生していないものの、車両への損傷事故は毎年発生しているのが現状であります。多発箇所を地図上に表示し、緊急に維持舗装工事を実施する箇所として計画し、事故防止に努めております。今後も職員によるパトロールを強化し、菊池市道を皆様が安心・安全に通行できる道路となるよう維持管理に努めます。

また、道路の改良や新設事業として新しく市道をふやしている現実もございます。維持管理の経費から考えますと、管理施設が毎年ふえてくる反面、維持管理に対する予算は厳しいものがございます。車社会の現実を受けとめながら、行政として市民への安全を提供するために、さらに努力していく所存でございます。

それから、2点目の橋梁についてでございますが、菊池市道にかかる橋梁であります。15メートル以上が138橋、15メートル未満が422橋、合計560

橋ございます。平成21年度より長寿命化修繕計画策定業務を行っておりますが、現在、1次点検として目視による調査を測量設計業者に業務委託し、評価をAからEの5段階に分け、Aランクは損傷は認められない橋梁、Bランクは損傷は存在するが、小さい橋梁、Cランクは損傷は中程度で継続点検監視を要する橋梁、Dランクは補修が必要な橋梁、Eランクは補強、かけかえが必要な橋梁として分類し、今後の修繕計画の資料として報告を受け、調査を終了しております。

今年度は、この調査結果をもとに庁内で組織する菊池市橋梁長寿命化修繕計画策定検討委員会を設置し、損傷状況に応じた修繕内容や次期概略費用等を検討して、学識経験者の意見を聴取し、計画書作成を進めているところでございます。今後は、この修繕計画により事業を実施し、橋梁の長寿命化を図っていく方針でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 総合計画の後期基本計画の指標というのを見てみますと、その整備率が21年度で75%と。それを5年間で80%近くにしたいというふうに書いてあるわけでありまして。今、路線数、キロ数をお教えいただきましたけれども、1年間に1%ずつふえるというふうな単純計算をしますと、整備、やってしまうまでには30年ぐらい残りかかるかなというふうな単純計算ができるわけですが、そのような考え方でよろしいのですか、お尋ねをいたします。

一つ目に、市道の整備というのは補助事業関係が多うございますけれども、そういう絡みの中で維持管理に使う予算といいますのは、市独自の裁量でどうにかなると思いますか、ふやしたりすることが可能なのかなのか、お尋ねいたします。

次に、橋についてでございますけれども、いろいろAからEランクまでとおっしゃいましたけれども、CランクからEランクまで、それぞれどのぐらいあったのか、お尋ねをいたします。

二つ目に、目視による調査を業務委託したというお話でございましたけれども、それは何社による入札でありましたのか、お尋ねをいたします。といいますのも、市内には技術的にそういう検査ができる、そういうことに該当する業者がいなかったのかなというふうな思いもございましたものですから、以上お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 幹線市道の整備目標値を5年間で4%と、伸び率として過去の実績から推測していますので、平成21年度から計算しますと、未整備率、先ほど整備率が75.7%ということでしたので、その残りの未整備率の2

4. 3%を5年間1期と考え4%で割った場合、約6期となり、1期5年でございますので、五六の30年の歳月を必要としています。そのとおりでございます。

また、維持管理費の予算でございますが、平成20年度に地域活性化対策事業、平成21年度に地域連携推進事業や経済危機対策事業、平成22年度に社会資本整備総合交付金として、道路の維持補修の事業に対し臨時的に交付される財源でありますので、通常の補助事業絡みの維持管理予算を市の裁量でふやすことはできないものと考えます。今後は、今まで以上に県の関係各課と連携を密にしまして、情報収集を行って財源の確保に努めていきたいと考えております。

次に、橋梁についてでございますけれども、まず長寿命化修繕計画策定業務の調査結果であります。Aランク、損傷は認められない橋梁が31橋。Bランク、損傷は存在するが、小さい橋梁が161橋。Cランク、損傷は中程度で、継続点検監視を要する橋梁が180橋。Dランク、補修が必要な橋梁が143橋。Eランク、補強、かけかえが必要な橋梁が20橋ございます。そのほか台帳に計上されていなかった橋梁もございます。市土木課としましては、AまたはB、Cランクに属するものとし、早急に補修を必要とする橋梁ではないものと推察しております。

次に、委託業者の選定であります。近隣で実績のある市町村に基本的な計画の流れ、データ等の情報提供をいただきまして、熊本県の橋梁点検研修会を受講し、かつ橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託の実績を持った業者10社で指名競争入札を行っております。内訳であります。菊池市内で該当する業者はなく、熊本市9社、福岡市1社で行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 整備計画は今からというお話もございました。建設業界もなかなか仕事がないということでございますので、かけかえあるいは補修の必要な小さな橋等につきましては、地元業者あたりも活用したらどうかというような思いがあるわけでございます。その辺のことを十分おわかりと思いますけれども、指摘を申し上げ、河川美化の方に移りたいと思います。

合志川水系について、21年の9月定例会でも質問をいたしました。それからどうしてもその橋を渡るたびに川のことが気になりまして、また質問をさせていただきます。

きのう、森 隆博議員も管理のことについてはお尋ねになっておりますので、私はボランティア活動を主にお尋ねしたいというふうに思います。

まず、管理者が河川整備基本方針というのを出すそうでありますけれども、河川

の環境美化に関してそういうことを言っているところがあるかどうかをお尋ねします。

二つ目に、今、みんなが心配しておりますブラジルチドメグサと、合志川水系には特に繁茂しておるわけでありましてけれども、その対処、どう対処されるのか、考えがありましたならば伺います。

三つ目に、河川敷の草刈りは余りしちやならんというような答弁を9月にいただきましたけれども、私たちの地元で飲み会の席でそういう話が出まして、じゃあひとつおやじボランティアとしていっちょやろうと、燃料、けがは自分持ち、焼酎代500円持ち寄りまして、魚は川から取って一杯やろうというようなことで、20人ほどが3時間ほどの本当の意味のボランティアをやったわけでありまして。その席のまた飲み方で、刈った後、えらいぼこぼこがあるので、これは自分たちでどぎゃんかならそうじゃないかと。幾らぐらいかかるかと、ユンボを借りてダンプを借りてくれば、二、三万で済むんじゃないかという話になりまして、遊び心からそういう計画も立っておるわけでありまして、そういうことができるのかどうか、何か許可が要るのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 平成20年3月の国土交通省河川局が作成しました菊池川水系河川整備基本方針によりますと、河川の環境美化に反するものは、ごみの不法投棄について関係機関と調整し、地域住民と一体となった取り組みを行い、河川美化に努めることとなっております。

それからまた、2点目のブラジルチドメグサの対策につきましては、国直轄区域につきましては国が直接請負にて対応いたしております。県管理区域については、現在のところ、対応できない状況と伺っております。市といたしましては、単県要望を行うとともに、市と県と地域住民の皆様と十分協議を行い、それぞれの条件に応じた対策を講じていきたいと考えております。

それから次に、河床の美化ができないかということでございますが、河川敷内は急激な増水等により水難事故の危険性が大きいと、河川敷内のバックホウ等の重機を使つての土砂掘削を含め、除草等は認めていないとのことで、できないのが現状でございます。しかし、景観を損ねるのは現実でございますので、地域の要望等を踏まえ、県と市と地域住民の共同作業による河川環境の整備が行えるよう、県と協議をしてまいりたいと考えております。

また、河川法では第25条に、土砂等の採取の許可として、河川区域内の土地において土砂を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理

者の許可を受けなければならないということになっておりますので、この許可が先ほどの理由によりできないということでございます。

本市の河川管理につきましては、主に除草作業を行っており、国直轄河川は菊池川河川事務所より市が受託し、市が関係団体及び関係行政区と委託契約を結び、年3回程度の作業を行っています。また、県管理河川は県より市が受託し、市が各行政区に委託して堤防除草作業を実施しております。

河川の景観整備につきましては、各総合支所より市の事業としてコスモス等の植栽をお願いし、景観の整備に努めているところでございます。

ボランティア活動としましては、それぞれの総合支所におきましても一斉美化デーとして地元関係者の積極的な参加による河川美化と周辺美化が行われているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 去年の9月にも市長にお答えを願ったわけではありますが、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。

1週間ほど前の熊日であったと思いますけれども、前の知事でありました潮谷さんのコメントといいますか、お話が載っておりました。法定受託事務のつらさといいますか、水俣病認定基準の中で、自分としてはいろいろ思いはあったけれども、国の認定、法定の受託事務でありまして、なかなか思うようにならんと。残念であったというようなことだったろうというふうに思います。

市長は自治体のトップでもありますけれども、その前は市議会議員も県議会議員も経験をされております。矛盾という言葉がありますけれども、その矛と盾、両方の立場を経験をされておりますからお尋ねをしたいと思います。

私たちもちょっと勘違い、私たちというよりも私の勘違いもありまして、市の職員は何でもうちちょっとやらんかと、してほしいと思いますけれども、今、部長の答弁にもありましたように、受託事務あたりにつきましてはなかなか思い切ったことが言えない、縛られとると。しかしながら、やっぱり市民向けには大概のことはできるような発信もされますもんですから、またそれが職員としての力の根源といいますか、そういう部分もあろうと思いますもんですから、そこに誤解が生じとるんかなという気がいたすわけであります。

私たちは川に沿って毎日暮らしておるわけであります。どうにかしてほしいと思っておりますけれども、受託管理ということで川には手がつけられない、そういうことではなかろうかというふうに思います。予算面を見ましても、ここ四、五年、

国や県からの委託金が3,000万ほどありますけれども、それをいいあんばいに配分して使うとすると、こういうことではなかろうかと思います。

だれを責めるわけではありません。しかし、何かいい方法はないかというような願いでございますものですから、この私たちの地元でも、別に砂利を取るというような、そういうことじゃありません、川をきれいにしたいと。

河川法につきましても、昭和39年ごろにできたらしゅうございますけれども、読んでみましても、何かわけわからんと、そういう気がいたします。もう少し自分たちの地域を通つとる川でありますから、市としてももう少し、水と森というキャッチフレーズがあるならば立ち入ってもええと。しかし、財源はと言われると困るわけでありますけれども、そういう思いでいっぱいあります。きのうの隆博議員の管理の仕方についても、やっぱり行き着くところはそこに行きませんかというふうに思うわけであります。市長の見解をお伺いしたいと、このように思いますが、よろしくどうぞ。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 河川の管理につきましては、今、部長の方から答弁を申し上げましたように、国の直轄の部分については当然国がする。いわゆる占有者であったり、所有者であったり、その権限者の方がするのが当然なことだと思います。県であれば県の方がやらなければならない。しかし、広大な面積を有しております河川あるいは山林、どれをとりましても、やはり川のそういった箇所に影響を及ぼすような、雑草が植わっていて、それを撤去しなければ環境美化に非常にいい影響は及ぼさないと。

やりたいという住民の皆さん方の熱意は非常に伝わってまいりまして、部長の答弁を私なりに解釈してみますと、結局本当に管理をしなければならない県というものがあるとすれば、県の方と一緒に含めて、皆さん方ボランティアと市と県が一緒になってボランティア団体の皆さん方と一緒にやろうと。それにまた国も必要であれば交えましょうということで、法律の固い約束事、法律の規定によれば、できないよと、入れないよということですけども、その権限者が中に入れば、一緒にやることは可能ではないかといった意味の答弁であったと思います。

私のことにつきましても、盾と矛に例えていただきましたけども、常に議員であっても、あるいは首長であっても、あるいは会社、第三セクターの社長であっても、私は常に矛ではない、盾の方だと自分で思っております。ですから、いろんな意味で職員の方々が責任を負ういろんな場面があつたにしても、自信と誇りを持って、経験を踏まえながら物事を予断を持って決断して実行していただければいいのでは

ないかと。

ただ、そこには本当にこれでいいのかといったものを、裏の方から見て、側面的に見て、そして大丈夫ということを確認の上にやらなければならない。ただ、そのことが住民等々から見られた場合には、行政が非常にスピード感がないと言われていところも現実だと思います。慎重を期してやったつもりでありますけれども、議案の訂正をやらざるを得なくなってしまうという、今のパソコン時代の転換が、活字の変換が間違っているとか、いろんなのがよくありまして、菊池というのがさんずいじゃなくてつちへんになってきているのをよくよくお気づきだと思いますが、そういうものがあります。細心の注意を払ってやっても、なおかつそういうことがあるわけですが、さらにさらにチェックをしていかなければならないというふうに思っております。

ですから、河川的环境美化のこのみならず、山林のこともよくこれまで言われてまいりましたが、やっぱりこの林野が荒れてくるということは非常に自然環境に大きな影響を及ぼしますんで、こういったことについても、やはり市でできることということだけではなくて、市民でできる、地域でできるということについて行政巻き込んでいって、行政がだれから見ても平等性、公平性が保てるというふうなことを保ちながら、いろんなボランティア作業につきまして、ボランティア連絡協議会等と連携を保ってやっていかなきゃならないんじゃないかなと思います。

今の現実的な問題といたしましては、担当部の方から県の方と協議をし、あるいは国の方と協議をしながらボランティア団体の皆さん方の熱意が冷めないように、本当にやろうと言われているその思いを遂げられますように調整を図らせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 最初に説明もありましたように、河川の堤防のボランティア作業、役場から委託されてというのは、私たちの地域では3回ほどやっておりますけれども、それも一生懸命やります。しかし、この間、飲み仲間20人でやった本当の意味のボランティア作業は、3時間ほど休憩なしで本当に一生懸命やったわけがあります。そして、飲み方の席で、こういうのは余りみないなというふうに思っておったところが、非常に皆さんすがすがしいと。50、60の人が、よかったと。そして、20、30の息子たち、娘たちから評判がよかったと。お父さんたち、こういうことをやるねというような話が出てきたわけでありまして。やっぱり何か時代の風向きが変わるとるなというふうなことを強く感じたものであります。

でありますので、もう来年度予算どうなっとるか、わかりませんが、そういう方面にお金の使い道を、ひとつここにおいでの方々、目を向けていただきたいと。私たちも何をつくってくれ、かにをつくってくれと言うばかりが能ではないということはとうにわかるとるわけでありまして、皆さん、ひとつよろしくと、頑張ってくださいという激励を込め、指摘も込めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君）　ここで10分間、休憩をします。

○
休憩　午前11時05分

開議　午前11時15分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君）　こんにちは。

16番、隈部でございます。

一般質問3日目でございます。先般通告をいたしました本市の活性化につきまして3点、農業の活性化につきまして2点、本市の教育について2点、質問をいたしたいと思います。

本市の活性化について、農業の活性化について、本市の教育については、それぞれ議員の皆様より質問が今までございました。重複する点については簡単にご答弁をお願いを申し上げたいと思います。

先日、私は観光案内人として観光、釜山広域市観光協会会長ご夫妻が菊池に来られました際、菊池溪谷の案内を依頼されました。本来は、菊池溪谷は営林署に勤務されていまして岡本さんが案内されるわけですが、私に案内してほしいということでございますので、非常に緊張いたしました。

秋の菊池溪谷は日に日に変化いたします。紅葉が過ぎた菊池溪谷はなおさらであります。3日前より菊池溪谷を毎日訪れ、この溪谷を最大限案内するにはどうしたらよいかを考えました。春の溪谷、夏の溪谷、冬の溪谷をA3サイズの写真をお見せし、案内をいたしましたところ、大変喜ばれました。岩場に積もる落ち葉、風が吹きますと、ちらほら舞う紅葉にも感動され、ぜひ春、夏、冬にも訪問したいとおっしゃいました。菊池溪谷は本当の溪谷であると絶賛されました。

このように、私たちは素晴らしい宝物を幾つも持っています。また、私のようなささやかな案内が感動していただける、こうしたおもてなしの心を市民の方一人一

人が持てば、菊池はもっともっとよくなると思いました。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

地域活性化のために、自治会サポーター制度についてどのように考えるか、お伺いをいたします。

本市は合併して6年目を迎えます。地域の活性化のために、今までさまざまな提言を行ってきました。本市の将来像である豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくり実現のためには、住民の皆さんの知恵と職員の方々の専門的知識、ノウハウを出し合う体制が必要ではないかと思います。合併当初の一般質問で提案をしましたが、取り上げられませんでした。

今回、先日、経済建設委員会の調査で栃木県那須塩原市が取り組んでいる車座談議と職員地域担当制について調査研究を行いました。那須塩原市は、平成17年1月、1市2町が合併した市ですが、市長選挙の公約の一つが車座談議と職員地域担当制の設置の提案だったそうです。

そのメリットとして五つの点を挙げられておられます。一つは、市政の施策や事業計画の背景など、わかりやすく市民への情報提供ができる。二つ目に、住民自治を実現するために、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを行える体制づくりができる。三つ目に、合併で住民の声が届きにくくなるという不安が解消される。四つ目に、市内の一体感が持てる行政ができる。五つ目に、職員の意識改革ができるなどの目的達成のため設けられていました。

職員の方々のノウハウと住民の方々、子どもからお年寄りまでが参加し、そして知恵を出し合うまちづくりの体制が本市でも必要ではないかと思います。職員地域担当制についてどのように考えるか、お伺いをいたします。

2番目に、地域おこしのための古民家の活用と地域サロンについてどのように考えるか、お伺いをいたします。

集落には空き屋が多くなりました。この古民家を活用して、田舎暮らしを体験していただき、将来は定住を促進する事業の取り組みについて伺いたいと思います。この事業についても、栃木県矢板市の取り組みを調査いたしました。

また、高齢化率が高い集落が多くなっていますが、集落を一軒一軒の集まりとしてとらえるのではなくて家族の集落として考えれば、子どもや孫や車で1時間か1時間半ぐらいの範囲に住んでおられる場合が多く、いつでも来れる、いつでも語れる、いつでも集まる場としての地域サロンの事業の取り組みについて伺いたいと思います。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） まず、1点目の職員地域担当制についてお答えをいたします。

地域の発展のためには、地域づくりの主体を地域で生活する住民一人一人に位置づけ、自分たちのまちは自分たちの手でを基本として地域づくりを進めることが重要と考えております。しかしながら、地域だけでは地域づくりが困難な場合がございますので、地域住民と行政の協働によりまして活性化が図れる自治会を構築する必要があると思います。

そのために、行政は地域づくりの補完的な役割を担わなければなりません、日ごろから職員は地域の一人として地域の行事や消防団活動、公民館活動、子ども会活動など、さまざまな地域活動に積極的に参加し、地域と市との窓口となっているところでございます。

ご提案のありました職員地域担当制につきましては、今後、市としましても先進事例を調査をいたしまして、本市に生かせるものがあるのか、庁内でも協議をしたいと思います。

今後とも、職員自身も地域の自治を学ぶなど、スキルアップしながら、今後もこれまでと同様に地域活性化に向けて、地域のリーダーとして地域活動に参加しながら、市と自治会とのパイプ役に努めまして、市の情報や自治会の声をお届けしたいと思います。

次に、地域おこしのための古民家活用と地域サロンのご質問でございますが、近年、少子・高齢化の進行やライフスタイルの変化に伴いまして、空き屋の発生が各地で顕著になっております。また、空き屋・空き地の増加は地域の活力や防犯性の低下、まち並みの崩壊などをもたらすことが懸念されております。

一方、地域独自の文化や歴史を生かしたまちづくりの重要性が認識されつつある中、空き屋・空き地を他地域からの受け皿として活用し、まちづくりに生かそうとすることが求められております。

このような中、市におきましては、恵まれた自然環境や温泉を初めとしました資源を活用し、定住化促進に向けた支援を行っておりますが、その中の一つに空き屋・空き地活用制度がございます。これは古民家に限ったものではございませんが、空き屋・空き地を売りたい、貸したい方の情報を提供し、空き屋・空き地を有効利用するものでございます。

また、本市にはグリーンツーリズムの拠点施設として、菊池ふるさと水源交流館がございますが、自然農業体験を行うことで田舎暮らしを経験し、移住へのきっかけづくりをしております。

また、地域サロンについてのご質問がございましたが、家族の心のつながりをもっと深めたりする場であったり、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することによってお互いに支え合って暮らしていける地域づくりが必要であると思います。

このようなことから、地域にございます既存の公民館を幅広い世代が気軽に集う場として、親子の交流事業や地域の世代間交流、情報交換などの場として事業を展開し、地域サロンのような地域のコミュニティー拠点施設にしていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 回答をいただきましたが、市内の一体感が持てる行政にするためにも全員が、困難はあろうかと思いますが、職員地域担当制は地域を引っ張る原動力として、今後、検討をお願いしたいと思います。

那須塩原では、15の地区に分け、地域担当者1人、リーダー1人、班員4人、1地域6人編成で活動が行われておりました。それぞれ15の地域が課題を設けて活動が行われておまして、例えば地域防災、通学路の安全確保の事業、防災マップや地域安全マップの作成、文化財保護や整備、花いっぱい運動への推進、ふれあい農園の開設、地域の環境を守ろう運動、車座談議だよりの発行、環境世代間交流や食育をテーマとした活動、塩原温泉クリーン作戦、那須の山の整備等がございました。親子の交流事業や地域の世代間交流、情報交換の場として、地域サロンのような地域のコミュニティー活動も今後の広がりを期待を申し上げます。できれば、広報誌等で事例の紹介をしていただければとお願いいたします。

次に、地域活性化の一つとして本市が取り組まれました菊池遺産の認定制度があります。平成21年度、29の認定4が行われ、平成22年度、17の申請がありました。菊池遺産の活用についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 菊池遺産の活用につきましては、菊池遺産の保護、活動によりますコミュニティーの振興や、観光資源として菊池遺産めぐりのツアー企画、さらには菊池遺産を素材にした地場製品の開発などが考えられます。また、菊池遺産のガイドブック的なものを作成することで、市内外に向けたPRや菊池遺産を郷土教育の材料にした生涯学習も一つの活用方法だと思います。

このような菊池遺産の活用については、市民と市が一緒になって行うことにより

まして、身近な宝物を再認識したり、郷土への誇りや愛着を深めるとともに、地域間交流の構築を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 菊池遺産の認定は、活用すること、生かすことに意義があると思います。さらに進みまして、地域の昔話や身近な宝物を再認識したり、世代間、地域間の交流で子どもたちに夢と希望を与え、また生涯学習にも活用すれば、菊池遺産の認定がさらに生かされてくると思います。さらにもっともっと遺産の掘り起こしをお願いしたいと思います。

本市の活性化については、職員の地域担当制、古民家の利用、地域サロン、菊池遺産の活用等の提言を行いましたが、本市の活性化につきまして、市長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池溪谷の四季折々織りなすそのすばらしさというものをボランティアガイドとして隈部議員さんが観光客の皆さん方に、まさしくおもてなしの心で説明をいただいているということでございまして、まことに感謝に堪えないところであります。

本市の活性化につきましては、隈部議員からご意見がありました自治会サポーター制度、あるいはまた古民家の活用、地域サロン、菊池遺産の活用など含めまして、これまでも各議員の方からさまざまなご提案なりご質問をいただいたところであります。

また、市民のアンケート調査からもまちづくりへの関心は大変高まりを見せておると感じております。市民が主体となる地域社会の実現を目指します本市におきましては、まちづくりへの参加が重要な課題ととらえております。そのためには、菊池市総合計画に掲げております各種施策を展開する上におきまして、市民と行政が協働して各種計画や事業を進められるように、市民が広く参加できるシステムづくりを行う必要があります。

今後につきましては、先進地の取り組みなどを参考としながら、また市の施策や計画をわかりやすく説明するなど行いまして、なお一層市民の広く皆様方との協働によるまちづくりが進められるように努めてまいりたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ぜひ市長を先頭に、職員の皆さん方、地域住民の皆さん方、一緒になって本市の活性化のために取り組んでいきたいものだと思っております。

次に、農業の活性化について質問を申し上げます。

農林水産省は口蹄疫の検証結果の報告を11月24日に出しました。また、11月29日から30日にかけて韓国で口蹄疫が、豚に続き牛にも感染が拡大しましたという報告を新聞報道で見ました。島根では高病原性鳥インフルエンザも発生いたし、緊張感が高まってきました。

農林水産省の検証委員会は、発生の予防、早期発見、迅速な初動対応等の最終報告書をまとめました。この検証結果を踏まえて、畜産の盛んな本市としてどうこれを生かすかをお伺いいたしたいと思います。

それから2番目に、農商工連携をどのように推進していくか。

このたびの口蹄疫克服感謝祭、菊池ふるさと感謝祭は、短期間での事業で大変であったと思いますが、昨日の大賀議員の質問でもありましたように、成果は大いにあったと思います。合併以来、市、JA菊池、商工会あるいは農業団体、観光協会、温泉観光旅館組合共催のイベントの実施は初めてであり、本当に成果はあったと思います。今後も継続してほしいと思います。反省事項も含めまして、見解をお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 隈部議員のご質問にお答えしたいと思います。

宮崎県の口蹄疫問題で国や県の対応を検証してきました農林水産省の口蹄疫対策検証委員会は、本年22年11月24日、最終報告書をまとめたところでございます。

今回の防疫対策をめぐりましては、国と都道府県、市町村などとの役割分担、連携、ウイルス侵入防止措置、発生時に備えた準備、患畜の早期の発見、通報、初動対応、感染拡大後の防疫対策など、さまざまな点におきまして多くの改善すべき事項が認められたと指摘されております。問題点を把握した上で、我が国に二度と今回のような事態が起こらないように防疫体制の改善の方向を提案されており、最も重要なのは、発生の予防と早期の発見、通報、さらに初動対応となされております。発生の予防、早期発見につきましては、畜産団体と連携し、畜産農家に対しまして、日ごろより消毒の徹底、家畜の観察励行をしていただき、異常を発見した場合、獣医師、家畜保健所、JA等へ直ちに報告されるよう注意喚起を行います。

本市は、本市または隣接市町村で発生した場合は、国及び熊本県の菊池地域における口蹄疫防疫初動体制のもとで対応するということになるものでございます。

11月13日に、菊池市、J A菊池、菊池商工会、菊池観光協会、菊池温泉観光旅館組合共催で実施いたしました菊池ふるさと感謝祭、口蹄疫克服感謝祭は、好天に恵まれ、たくさんの市民の皆さん方の参加をいただきまして、盛況の中に終了することができたものでございます。短い準備期間の中で初めての開催でございましたので予想しがたい部分もございまして、反省としまして、当日の目玉でありました焼き肉セットが予想した以上に早く完売したということでございまして、後からお見えのお客さんが購入できなかったということで、大変申しわけなく思っております、反省点でございます。

イベントの継続につきましては、大賀議員にもお答えいたしましたが、今後、農林畜産業、商業、工業、観光などの各部門が協賛する大規模な産業祭を望む機運が高まりますれば、従来の祭りとの調整を図りながら検討しなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

口蹄疫の検証につきましては、疫学調査チームの報告では、アジア地域の発生国から人や物を介して侵入したと推定されるとしております。本市は、特に韓国、中国に友好都市を持ち、これから交流を計画されておりますが、今後の対策はどうされるか、お伺いをいたします。

2番目の農商工連携につきましては、先ほども申しましたように、市、J A菊池、市商工会、観光協会、温泉観光旅館組合共催の農商工連携の農と食のイベントはぜひ続けていただきたい。そして、菊池の農畜産物の紹介の場として、また生産者と生活者の集う場として、また軽トラ市の延長として、広場いっぱい利用して家族で楽しめるイベントでありたいと思いますが、所信をお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） ご質問のありましたうち、国際交流に関する部分につきまして、企画部よりご答弁いたします。

議員ご指摘のように、菊池市は韓国の金堤市及び清原郡、そして中国の泗水県と友好都市を結んでおります。特に、韓国の両都市とは中学生のホームステイによる相互訪問事業を続けておりましたが、ご承知のように、ことしは4月に発生した口蹄疫の影響により自粛せざるを得ませんでした。しかしながら、その後は口蹄疫の沈静化により交流が再会いたしました。清原郡、金堤市の両都市から祭りへの招待

状が届き、9月から10月にかけて市民文化交流団を組織し、交流を深めてまいりました。

また、11月には清原郡議会議員訪問団17名の皆様が菊池市議会を表敬訪問されたことにつきまして、金堤市からはコスモスマラソン大会出場を兼ねて交流団の方が菊池市を訪問されましたことは、まだ記憶に新しいところでございます。

このような中、11月末に韓国におきまして三たび口蹄疫が発生し、感染が拡大しておりますことは、まことに残念なことでございます。

今後の韓国との交流につきましては、前回同様、当面自粛の方向で考えざるを得ないと思いますが、情報収集に努めるとともに、関係機関とも連携を図りながら適切な対応をとってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再質問にお答えしたいと思います。

農商工連携のイベントにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございますが、既存のイベント等の調整も必要な面もあろうかと思っておりますので、その気運が高まった段階で従来の祭りと、それから時期的に9月から11月等は相当、土曜、日曜、行事等もでございます。そういった日程等の調整も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

口蹄疫の検証につきましては、検証委員会では迅速な初動対応を挙げています。本市として、行政が行うこと、農業団体が行うこと、農家や地域が行うこと、発生初動対策マニュアル、獣医師の確保等についてお伺いをいたします。

2番目の農商工連携につきましては、ブランド推進課の役割は非常に大きいし、また期待もされております。一般質問でも毎行われておりますが、職員の皆さんだけでなく、地域を巻き込んだブランド推進課になってほしいと思います。

特に期待されている点は、農畜産物の販売について、そのルートや方法。2番目に、農業団体や、特にJA、や農のグループ、物産館との連携。3番目に、新しいブランド品目の創出、普及。4番目に、ファーム菊池の活用等がありますが、これまで取り組んでこられましたことを通じまして、所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再々質問にお答えいたします。

まず、防疫対策につきましては、混乱なく、迅速・的確な防疫が実施できるよう、国、県、市町村などの役割分担を明確にしておくべきであると報告されております。予防、発生時の初動、感染拡大時の対応などの防疫方針の策定、改定は国の責任であること。初動については、国があらかじめ示す防疫方針に従い、具体的措置は都道府県が中心となって、市町村、獣医師会、生産者団体などとの連携と協力のもとに迅速に行うことを基本とすべきであると報告されております。

発生初動対策マニュアルについては、熊本県が作成し、市や農業団体にあっては、県や県城北家畜保健衛生所の指揮のもとで、まず最初に発生農場の防疫措置、周辺農場への蔓延防止に努めることになります。

なお、本年11月18日に熊本県立農業大学校におきまして、熊本県口蹄疫防疫研修が、市町村、畜産団体など参加のもと、実施されたところでございます。

畜産農家にありましては、防疫に対する意識を高め、日ごろから口蹄疫ウイルスの侵入防止措置を実行することが必要であります。地域住民の方には、口蹄疫に対する正しい理解をお願いし、畜産に近づかないなどの協力等をお願いすることになります。

獣医師につきましては、熊本県の家畜保健衛生所の獣医師は現在52名でございまして、1人当たりの管理頭数は全国で7番目。管理農家戸数は6番目でありまして、獣医師1人当たりの管理頭数、管理農家数とも多いということございまして、そのことは獣医師の人員が全国よりも少ないという状況でございます。家畜防疫の確保につきましては、報告書の中で、都道府県は十分な体制整備を行うべきと示されておりまして、平均より少ない都道府県は増員に努めるべきであるとしておりまして、熊本県も改善が求められることになります。

なお、菊池地域の民間の獣医師登録者数は30名程度でございまして、平常時は畜産農家に対する対応は十分可能な状況ではありますが、しかし万一の場合には、国、県などと連携を図って対応することになり、多くの獣医師が必要となり、他地域と同様に例外なく不足するものと予想いたします。

それから、ブランド推進課につきましては、本市の農林畜産物に関する消費者志向や動向をつかむため、市場調査や流通形態、本市のブランドづくりなどの調査や熊本県内外などのスーパー、百貨店、各物産館、ホテル、レストラン、青果市場等に農林畜産物の紹介と売り込みなどを行っておりまして、先月には食に精通した福岡市内の飲食店経営者やレストラン、ホテル関係者を本市に招きまして、本市農林畜産物に対する意見交換も実施したところでございます。

今までの情報収集で、菊池溪谷の清らかな水と肥沃な大地にはぐくまれた本市の

農林畜産物に対する関心は大変高いものでございますが、どの業者においても年間を通じて安定した品質と供給の確保及び価格の安さが求められていることを痛感いたしましたものでございます。まだ今までには収集した情報を必要に応じＪＡ菊池や物産館などに供給しておりましたが、今後は各種団体と連携し、市場ニーズにこたえられるような組織や体制づくりを目指すとともに、さらなる販路流通の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、ファームきくちに関しましては、農畜産物等のブランドづくりのためには連携することが必要不可欠であると考えておりますので、今後、仮称、ブランド推進協会を立ち上げ、その中でどのような新規作物や新品種を導入すべきか協議を行い、ファームきくちに試験栽培等を依頼してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○１６番（隈部忠宗君） ぜひＪＡ菊池や各種農業団体と連携し、市場ニーズにこたえられるような組織や体制づくり、またファームきくちと、農産物ブランドづくりのために推進協議会の立ち上げ等を期待を申し上げます。

次に、本市の教育について質問をいたします。

今回は、教育問題について多方面にわたって質問がございました。学校統合の問題、学力向上の問題、施設等、私は自分の地域を誇れるような教育について、どのように考えるかについて質問を申し上げたいと思います。

地域と一体となった学校づくり、地域を誇れるような教育はどのように行われているか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 地域と一体となった学校づくり、まず教育に携わる私たちの願いとして、青雲の志を抱き、胸張ってふるさと菊池で勉学や青春を謳歌する子どもたちを育てたい、これが教育に携わる私たちの願いでもあります。そのためには、あらゆる機会を通じてふるさと菊池について学び、ふるさとへの誇りと愛情をはぐくむことが大切です。

本年度の教育委員会の重点努力事項の一つとして、豊かな心の醸成と郷土を愛する心の育成を掲げ、道德教育、キャリア教育の充実、地域の環境や人材を活用した豊かな体験活動、奉仕活動の推進、また地域の伝統文化との触れ合いと継承、さらには地域の自然、人々、文化を俳句、短歌にまとめる、いわゆる万句のふるさと菊池事業等に取り組んでおります。

地域と一体となった取り組みの例として、現在、小学校では、地域やPTAの方の支援を受けながら、米づくりを初め、それぞれの地域の特性を生かしたそばづくり、あるいは大豆などの穀物、サツマイモ、シイタケ、ヤーコンなどの野菜類、また地域のお年寄りの方々の知恵を生かしながら、梅干しづくり、あるいは炭焼きづくりなどにも取り組んでおります。中学校では、農家、商店、事業所の協力を得ながら、農業体験や職場体験を実施しているところであります。

地域の伝統文化の触れ合いと継承では、地域の関係者のご協力のもといきなりだんごや納豆などの郷土料理をつくったり、太鼓や神楽等の伝承に取り組んでおります。また、先月、11月27日、これは泗水ホールでありました、これは教育委員会の主催で地域の伝統芸能や文化を継承、体験している子どもたちの発表の場を設け、地域振興や子どもたちの意識の高揚を図るため、泗水ホールにおきまして、菊池市伝統文化子ども大会を開催いたしましたところであります。太鼓の演奏が4団体、神楽6団体、また姉妹都市であります西米良村、西米良村立村所小学校の西米良村神楽体操の友好出演もいただいたところです。学校においては、総合学習として地域の伝統芸能を学習する取り組み、また各団体においては伝統の継承を一つ目的として実施されています。

今後、さらに郷土の誇れる文化、芸能を子どもたちを初めとして後世に伝える取り組みを進めていきたいと考えております。

また、子どもたちにも本市に残る旧所、旧跡、物産、伝説などを学んでもらうために、平成19年度に菊池ふるさとかるたを作成したところです。来年1月には第3回目の菊池ふるさとかるた大会を開催いたします。本年度新たに400部増刷いたしました、増刷した一部を今度は市内の各保育園、幼稚園にも配付する予定です。これは小さいときからふるさとかるたに親しむことにより、自然にふるさとのことを知ってもらうためのものであります。

さらに、本年度、第5回目となります万句のふるさと菊池事業には、市内外から子どもたちから7,143の俳句、短歌の作品が寄せられました。昨年度の俳句甲子園で旭志中学校の卒業生であります菊池高校の中川優香さんの「琉球を抱きしめにゆく夏休み」という句が全国1位の最優秀句に選ばれ、まことに喜ばしいことです。これも一つの成果のあらわれじゃないかなと考えております。

現在、本市の小中学校で学んでいる子どもたちは、将来も菊池の地に生活する者もいるでしょうし、あるいは異境の地で、外国で生活する者もいるでしょう。将来、「ウサギ追いしかの山、コブナ釣りしかの川」というあのふるさとの歌を心底共感して歌えるように、今、子どもたちに、家族、友人、暮らし、自然をしっかりと見つめさせて、かかわらせていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

〔登壇〕

○16番（隈部忠宗君） 先日、私は県立劇場で行われました県教育委員会主催の「創造！生きる力」実践発表会に参加をしました。実践発表の中で、一つは水俣市立久木野小中学校の地域と学校が一体となった郷土芸能継承の取り組み、二つ目に社団法人菊池教育会の親子で学ぶ菊池こども論語塾、三つ目に天草市立二江小学校の家庭や地域等との連携を図った基礎学力向上システムづくりの取り組み等、独自の発表があり、大変参考になりました。あらゆる機会を通じてふるさと菊池について学び、ふるさとへの誇りと愛情をはぐくむ教育をしてほしいと思います。

次に、本市は合併して6年目を迎えますが、地域を誇れるような教育には副読本が必要であると思います。副読本につきましては、以前にも質問をいたしました。副読本の活用と新しい副読本の編集の進捗状況について伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

〔登壇〕

○教育長（倉原久義君） 平成20年3月に新しい小学校学習指導要領が告示されて、そして平成23年度から全面実施となります。これに伴って、本年の8月に来年度から使用します新しい教科書が採択されたところでございます。

現在、小学校3年生で使用している社会科の副読本につきまして、合併前の旧市町村で作成されたものを使っております。この時期にあわせて、菊池、七城、旭志、泗水の四つの地区の特色を生かした新しい副読本の作成に取り組んでおり、本年度末に完成予定になっております。そして、小学校の14校に配付し、平成23年度から社会科や総合的な学習の時間などに活用していくこととしております。

編成につきましては、学校関係者が7名、文化財保護委員4名、退職校長5名の計16名で構成しております。ことしの6月からその作成に取り組んでいただいているところです。現在は、その校正の段階にまで来ております。

今回の副読本は、内容は、「私たちの菊池市はどんなまち」、「菊池市で働く人々たちの様子」、最後に「探してみよう、昔の暮らし」という3部構成で菊池市の自然、産業、文化などを取り入れた内容になっております。また、3年生の利用を前提にこれは作成されておりますので、地域学習を通して調べ学習や聞き取り学習などで子どもたちの興味、関心を高め、そして活用しやすいようにつくっております。

子どもたちが地域への関心を高め、ふるさと菊池に対する誇りや郷土愛に満ちた豊かな心をはぐくむために、この副読本が有効活用されることを願っているところ

ですので、ぜひできましたら議員の皆さん方にも一読していただいて、新しい菊池市の副読本、子どもたちもきっとそれを生かしながら学習に取り組んでいくと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 子どもたちが地域への関心を高め、ふるさと菊池に対する誇りや郷土愛に満ちた豊かな心をはぐくむために、早く副読本が完成することをお祈りを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後の会議は、1時から開きます。

休憩 午後零時06分

開議 午後零時58分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、経済部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 先ほどの森 清孝議員への答弁の中で、平成22年度の四季の里旭志の指定管理料を1,581万円と申し上げましたが、正しくは1,508万8,000円の誤りでしたので、ご訂正を申し上げさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） こんにちは。

無所属の東 英俊です。

お昼1番でございます。今回は一般質問一つでございますが、気合い入れていきますので、よろしくお願いします。

通告に従いまして、一般質問に入りたいと思いますが、その前に4月20日に宮崎で発生し、甚大な被害をもたらした口蹄疫なんです。お隣韓国で11月29日に発生をいたし、10日足らずで既にもう31例という形で達し、殺傷頭数が10万頭を超えておるといところでございます。移動制限区域外までも発生をしているということでもあります。口蹄疫のタイプは宮崎と同じO型であり、幾ら隣国とは

いえども、本市におかれましてはさらなる侵入防止に気を引き締めていただきたいことを切にお願いして質問に入ります。

今回の一般質問のテーマは、農業界、さらには地方行政に激震をもたらしかねないと言われる環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるＴＰＰについての１点なので、速やかに一般質問を終わりたいと思っております。

まず初めに、このＴＰＰとは何か。

２００６年に、アジア太平洋経済協力、いわゆるＡＰＥＣの参加国であるニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの４カ国が発行させた貿易自由化を目指す経済的枠組みで、工業製品や農産物、金融サービスなどを初めとする加盟国間で取り引きされる全品目について、関税を原則的に１００％撤廃しようというもので、２０１５年をめどに関税全廃を実現するべく協議が行われております。ことしの１１月現在、既にアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの５カ国がＴＰＰに参加。次いで、コロンビアやカナダも参加の意向を表明しております。日本政府は、これまでＴＰＰに対する姿勢を明らかにしていなかったものの、ことし１０月に開かれた新成長戦略実現会議で菅 直人首相がＴＰＰへの参加検討を表明したことが事の発端となっております。

この菊池市議会でも、さきの臨時議会におきまして、ＴＰＰへの拙速な参加表明に反対する意見書、これを全会一致で可決し、政府に提出をいたしておりますが、今の日本政府を見ておりまして、これらだけの動きで本当に十分なのかという疑念がぬぐい去れないのは私だけではないのではないのでしょうか。私は、今回の一般質問を通して、再度福村市長を初め執行部の方々にＴＰＰの重要性、重大さを理解、そして認識をしてほしいのであります。

先月の９日に包括的経済連携に関する基本方針が閣議決定をされました。その中で政府は、その情報収集を進めながら対応していく必要がある。国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始するとし、来年の６月をめどに、農業においては農業構造改革推進本部、これを設置し、基本方針を決定をしていくと、そのようにしております。

もし仮に、日本、オーストラリア間で例外なしの関税撤廃が行われた場合には、既に４０％しかない我が国のカロリーベースの食料自給率が３０％まで下がるとの試算が農水省から出されておりますし、さらにアメリカの最大の関心品目は米であります。米を含めて全農産物を含めない限り、日本とのＦＴＡはあり得ないと、アメリカの数多くの関係者がこのように明言をしております。

ＴＰＰは、この参加は日本とオーストラリア、日本とアメリカ、これのＦＴＡを一気に進めるようなものであります。こうした農業大国と品目数でわずかに１割程

度の残された重要品目さえすべてを含むF T Aを締結するということは、ほぼ全世界に対する農産物の貿易自由化に近づくことになり、世界に対する全面的な国境措置の撤廃により、自給率は14%になるとの試算が農水省から出されております。

このことから、主なもので、まず酪農、そして畜産については、生産量で日本の酪農の56%、そして牛肉は75%、豚肉の70%が失われるとされております。酪農の56%というこの数字は、加工向けの乳用がほぼ消滅。北海道の生乳が飲用に回りまして、都府県の酪農はほぼ消滅するというふうな数字でございます。

そして、この牛肉、豚肉を含めた畜産の生産総額で1.7兆円が失われるという試算も出ております。西日本有数の畜産地帯を抱えるこの菊池市は、この試算によれば、T P Pの参加になった場合、ほぼ全滅するということが推測されます。

ただ、政府の試算の公表結果が、内閣府、農水省、経済産業省と出されているものが、数字がすべてばらばらでございます。どれを信じてシミュレーションをしてよいものかという問題が発生しておるのが現状であり、このT P Pの参加、そして国内総生産、G D Pで見た場合、農水省は、参加した場合7.9兆円の減少をします。一方、経済産業省は、T P Pに参加しなければ、自動車や電気機械などの輸出が大幅に縮小し、実質のG D Pが10.5兆円減少するというふうに試算をしております。さらには、内閣府は、T P Pの参加で実質のG D Pは最大3.2兆円ふえるとしております。

そこで、1回目の質問に移りますが、日本がこのT P Pに参加した場合の県の農業産出額からの損失額を熊本県の農林水産部は1,147億円の損失ということで発表をいたしました。ちなみに、宮崎県の農業損失額は、宮崎県は2,975億円という数字を出しております。本市において、仮に政府がT P P参加を表明した場合、酪農はほぼ全滅、そして牛肉の75%、そして豚肉の70%もなくなるという、これらの農業損失額はいかほどになるのか。

また、本市の工業団地に入っております輸出関連の企業の業績や農業損失額との相互的な関連も含めて、経済効果をどのように判断し、本市における経済の損失額をいかほど試算されておるのかをお示しください。1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 東英俊議員のご質問にお答えをしたいと思います。

現在、100%の品目で完全撤廃を目指しますT P Pにつきましては、今、議員言われましたように、菅 直人首相が交渉の参加検討を提出されたものでございまして、現在、政府によりまして協議開始に向けて検討中であるということでございます。

ただし、この環太平洋戦略的経済連携協定ＴＰＰに参加した場合、国の試算によりますと、国全体では４兆１，０００億円程度の農産物生産額が減少すると示されております。熊本県におきましても、新聞紙上でも発表されておりましたが、国と同じ条件で試算した場合、本県農業としまして最大１，１４７億円、県内農業産出額の３７．６％の農産物生産額が減少する可能性があることと示されたものでございます。

この熊本県が試算しました減少率を農林水産省、平成１８年度の生産農業所得統計により公表されております本市の農業産出額２８２億４，０００万円に当てはめて推計しますと、単純計算で約１０６億円という農産物生産額の減少が考えられます。

ただ、この協定に参加した場合、畜産に対する影響が大きいということでございますので、畜産の生産額比率が大きい菊池市におきましては、さらに影響額が大きくなることが予想されるものでございます。

また、農業は地域においての生産資材や農業機械等の製造業、食品加工、運輸、流通、販売など、広範囲に他産業との結びつきもあり、農業への打撃は農業関係者のみならず、あらゆる地域経済を冷え込ませ、雇用環境への影響も大きく、市内全体の経済にはかり知れない多大な影響が生じるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 本市における経済全体への影響はということでございますので、私の方からわかる範囲内でお答えをさせていただきたいと思っております。

政府における試算につきましては、内閣府、農林水産省、経済産業省の試算については、議員さんから今るる説明があったとおりでございます。経済産業省がとらえておりますのは１０．５兆円の減になるというＧＤＰで計算されております。これについては、自動車関連、それからＩＣ等の電気、電子関連、それと機械設備等の業種が主になるだろうと言われておるところでございます。

また、それらの影響が大きいことから、参加しなかった場合には日本のこれらの企業が海外への企業進出のシフトが避けられないということで、国内の生産がかなり落ちると言われております。また、それに伴います国内の失業率が増大するというようなことも言われておるところでございます。

農水省の損失額は７．３兆円とおっしゃったかと思っておりますけれども、それに環境に与える影響額を含めると、農林水産省が示しておりますのは１１．６兆円ということを示しているかと思っております。これに伴いまして、農家の失業率が日本全国で

340万人ということも言われているのが事実でございます。農家離れがそれだけ進むだろうという見方をいたしております、それぞれの立場でそれぞれが試算をいたしております、議員さんがおっしゃったように、どれが正しいのかというようなことも今言われておりますが、どちらも正しいと言えるでしょうし、どちらもまだ未定のことでわからないという分野もあるかと思えます。

それから、菊池市への影響額でございますが、本市の工業の出荷額は、今、議員さんお手元に来年度の市の市民手帳というのを入手されているかと思いますが、その中に生産額が生産額が全部明記されております。それをごらんいただくとわかると思いますが、本市の工業出荷額は約1,760億円でございます。これらの自動車関連、IC関連、機械関連の企業も誘致企業の中にございまして、旭志の川辺工業団地、北熊本工業団地、それから泗水町の住吉工業団地、永工業団地、富の原工業団地がございます。それと、七城に蘇崎・林原工業団地がございまして、この森北の中には森北工業団地がございます。こういう団地の中には、自動車関連、IC関連、機械関連がかなり入っております数十社でございます。これらの企業にとっては、TPP参加はプラスの面が大きく作用するかも知れませんが、経済産業省も熊本県におきましてもプラスの面の試算はできかねるというのが今の実態でございまして、プラスがどれだけあるかよりも、参加しなかった場合の影響額として算出がされているところでございます。

それから、農業関連の資産でございますが、今、経済部長が示しましたとおり、想定いたしまして106億円ということで私ども試算いたしておりますが、特に酪農が壊滅的になるだろうと。北海道の生乳が本土に流れて、入荷はもう暴落し、経営がなっていくかというようなことになってくるでしょうし、肉牛におきましても、A等級のAの4、Aの5も上位ランクの肉用についてはさほど影響ないかもしれないけれども、交配雑種のF1、それからホルスの肉用牛についてはもう壊滅的打撃を受けると。私も以前アメリカに行ったことがございますが、そのとき、日本の肉用牛に対して、向こうは3分の1、4分の1の生産がなされておまして、これにアメリカ、オーストラリアの肉牛に対抗できる手段は関税でなければ何もないというような状況を目の当たりにしてきた覚えがございます。壊滅的な打撃を受けることが予想されると思います。

ただ、それ以外に、農家がそれだけ打撃を受けますと、農業からの離農というのが拍車がかかりまして、それぞれの中山間地あるいは平坦地におきましても、離農される方々がふえて失業者がふえると。また、それでは生活ができない人たちがそれぞれの集落から離れてしまうと。農家の農村集落の崩壊につながるというようなことも懸念されるところでございます。

ただ、そうしますと、菊池の場合はもう商が、零細企業がほとんどでございまして、また商店を営む方、それから飲食業を営む方々が多数おられますけれども、そこに購買力が減退いたしますので、商業における壊滅的な打撃も受けるのではないかなというふうに思っております。商業の統計では93億円が、私どもの商業の販売高でございますが、仮に50%打撃を受けたといたしましても50億円下がるということが言えると思います。全体的に農業を主産業といたします私ども菊池市は壊滅的な打撃を受けるということが言えるかと思います。

ただ、今、政府で言われておりますように、議論されておりますように、社会の流れ、時代の流れ、世界の流れの中でT P Pを語らずして日本が生き残れるかというようなことが言えるかと思います。先週だったですか、3日の日に韓国がアメリカとF T Aの協定に合意いたしました。今、韓国はチリ、それからインド、E U諸国とこのF T Aを結んでおります。アメリカだけができなかったわけですが、アメリカとも合意に達したということでございますので、アメリカとの貿易関係の中で韓国は日本を物すごく引き離していくという、サムスンであったり、ヒュンダイであったり、そういったものが世界のシェアを占めてしまうのではないかと。日本の産業がもう立ちゆかなくなるというふうな恐れが今日の前に来ております。韓国はそこで何をしたかといいますと、農業の補償額として9兆円補償するということも打ち出しております。日本はそこらあたりの手立てもないままに、今、あたふたとしているような状況ではないかと思います。

議員さんおっしゃるように、意見書の提出だけでいいのかというようなことをおっしゃいましたけれども、私も全く同感でございまして、菊池のこの地域を支えていくためには、我が菊池からでもやっぱり政府、国に対して総決起大会を起こすような方法で、やっぱり政府に農業の補償確立を求めている運動が、展開が必要な時期に来ているような気がいたします。お答えにならないかもしれませんが、そういうご回答をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 総務部長の答弁、大変勉強されていて、私、安心いたしました。全くどのような答弁返ってくるか、私も今回の一般質問、もう打ち合わせも何もへったくれもなかったものではなかったものですから、今回のT P Pをどのように受けとめて、そしてどのように認識をし、どのような形でこの本市を引っ張っていくお気持ちがあるのかというところが、今、随分言われたので大分安心しました。

ただ、この経済の損失額というところでいきますと、やはりこの菊池の将来を見

据えた場合、数字としてとらえていくのは、私は昨年市議会議員となつてからずっと数字、数値というものにこだわって一般質問をさせてきていただいております。この菊池市においてほかの行政、そういったところが経済損失額なんかを速やかに出せない、この熊本県でさえも農業の損失額は出せても、県がこうむる経済の損失額というのはまだ全然出ておりません、試算もされておられません。そのような行政がやはり地方自治という形で地方主権の中で生きていけるのかということまですべて考えられるところではないかというふうに思います。

次の質問に移ります。

このＴＰＰの参加は、関税及び非関税措置を全廃するという点で、我が国が勧めてきたアジアに重点を置いた従来型の柔軟性のある自由貿易協定、ＦＴＡの方向性を一気に覆すものであります。これまでの長い歴史的積み重ねを考えれば、国内の関税、非関税措置を全廃するというような極端な状況を前提に、短期間でこの国内措置を準備するということは私は常識的に考えても不可能ではないかなというふうに思っております。来年の６月に基本方針を決定するというところでございます。そして、１０月か１１月には、それでも動き始めるというような閣議決定の包括的経済連携の中でうたわれております。

そこで、この議論を進められておりましても、ゼロ関税にすれば農業の競争力の強化、また輸出産業化につながるという見解は非常に現実離れをしており、当然その前に産業が崩壊してしまう可能性が高いわけでもあります。先ほど総務部長が答弁されたとおりでございます。私は先ほど申しましたように、包括的な経済連携の基本方針が閣議決定された後、マスコミの扱いが農業の保護なのか、国益なのか、この論調に農業団体だけの問題という感じがしてなりません。

先ほど、先日ですか、ＪＡ菊池の青壮年部主催による総決起大会もありましたし、各、私も酪農政治連盟の菊池郡市の委員長として動いておりますし、県の常任委員としても、この前、農水省にもちょっと陳情に上がってまいりましたが、農業団体だけがいろいろな新聞紙上で、このような決起大会をやった、反対署名で１，０００万人活動をやっておるというような活動だけが報告をされておるのが現実でございます。

ここで、２回目の質問なんですが、この現在の農業の保護なのか、国益なのかという、この構図を本市はどのようにとらえておるのかをお聞きます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再質問にお答えしたいと思います。

発展途上国の技術力、経済力の向上によりまして、日本商品に対する競争が厳し

くなっている中で、互惠協定によって関税障壁をなくし、数多くの国々との新たな関係をつくらない限り、輸出市場を守れなくなるという経済団体等の考え方もありますし、一方では関税障壁がなくなると、国内農業が維持できなくなるという問題もあります。アメリカの農家1戸当たりの平均経営面積は日本の9.9倍、オーストラリアの規模はさらに大きいものでありまして、日本の農業が経営規模を拡大しても、どうしても埋められない大きな壁があるものでありまして、その差が価格等にあらわれてまいります。そのようなことで、TPP問題については単純に受け入れられるものではなく、農業改革も含めて、さまざまな分野で盛んに議論されているのが現状でございます。

先ほどお答えしましたように、本市においても大きな損失額に加え、地域経済全体にかかわるさまざまな影響が予想されます。国においては、我が国の農業振興対策や食料安全保障を初め、経済全体に与える影響を十分考慮し、より慎重な検討が進められるよう望むものであります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） この本市の状況を考えますと、今、経済部長が言われたように、もう内容的にはまさしくそのとおりであります。農業の保護と、この国益、やはりこの菊池の現状、そしてこの地方経済というものをしっかりと市長を初めこの執行部の方々には認識をされ、進んでいていただくことを私は強く願います。

また、農業のせいで国益が失われるというかのような農業の保護、そして国益の構図で問題をとらえるべきではないわけでございます。国益と言われておるのは主として輸出産業の利益であり、むしろ輸出産業の利益のために失う国益の大きさの方を考えなくてはならないのではないかなと。

実は、海外展開のある企業は、いろいろな新聞紙上によりますと、2,000社に1社程度であるから、大多数を占める中小企業にとっては輸入品との競争激化が懸念されるところであると。本市のような地方経済の実態を考えた場合、農業の保護も育成も当然必要でありますし、また企業誘致なくして、当然雇用の場の創出、人口増、地域の活性化というものは図れないのも私も十分認識をしておるところでございます。地方において、このTPPの問題は避けては通れない重要な課題を投げかけるものと考えております。

例えば隣町の大津町、この大津町には本田技研を初め、それに関連する産業の企業が多数入っております。企業誘致のまさに成功した自治体の一つのいい例ではあるかと思われます。私もこの大津町に実際にお聞きしたわけではないので何とも言

えませんが、ＴＰＰにおける政府の動向をあの大津町は一体どのような気持ちで注視しているのかは気になるところでもあります。

このＴＰＰの問題は、長期的な日本の国家戦略に基づいて、国家全体としての特質を総合的に、段階的に評価すべき問題であり、十分時間をかけた冷静な国民議論、これをすれば拙速な政府の対応を回避することができるのではないかなど、私自身は考えております。

今回の一般質問を通して、本市のＴＰＰに関する認識の度合いが、優とはいきませんが、優、良、可でいけば、可から良の間ぐらい、そのような認識で受けとめております。ちょっとほっとしました。

市当局におかれまして、庁内議論、市民議論、そしてこの広域行政における議論を同時に進めるべきではないでしょうか。独自に検証して想定していかなければ、この地方がなくなってしまう可能性も十二分にはらんでおる大きな問題であります。そして、議論を通じて早急にこのＴＰＰ問題を本市、県、広域と連携し、行動、考えの精査を行い、その結果次第では市民、県民運動に広げていかなければならない事態が起きてくるかも知れません。政府の暴走をとめることは今のままではできないのではないのでしょうか。

ただ、農業団体による反対の決起集会や反対署名運動の一部を、これはすべて一部の人々だけの動きであり、非常に私から見ておりましても効果が薄いと。日本政府に対する訴えかけでは、これだけでは非常に弱過ぎる力であるというふうに認識をしております。

そこで、３回目の質問で、最後の質問になりますが、本市はこのＴＰＰの問題をどのような問題と位置づけるのか、そしてどのような行動が今後、来年の６月までに必要と考えるのか、お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 農業につきましては、安全・安心な食料をただ単に供給するだけではなくて、国土の保全、あるいはまた自然環境の保全など、常々言われておりますように、多面的な機能を有しておるわけであります。今問題になっております環太平洋連携協定、このＴＰＰへの参加につきましては、先ほど部長の答弁にありましたように、菅首相の今時国会におきますところの交渉への参加表明というものがなされまして、例外なき関税撤廃ということになってくることによって、本当に大きな経済的なダメージを受けるというだけではなくて、食料が果たしてきた、あるいは農業が果たしてきた多くの多面的な役割というものは根底から崩れ去ってしまうのではないかということの懸念を強く抱くものであります。

数字のなぞらえでありますけども、それぞれの関係機関の方から発表されます数字というのは、果たしてどれをとらえていいのかわからないというのが現実問題でありまして、ただそのことの計算基礎からいけますれば、私たちの菊池市におきましては約300億弱の農業総生産がありますけども、これが大体170億円台ぐらいに落ちるであろうということで、約100億円ぐらいの被害になるだろうと、経済的にはマイナスになるだろうということでございます。

しかしながら、一面におきましては、今、総務部長の方からお答えしましてご理解いただいたと思いますが、地域性ということからすれば、この菊池地域というのは非常に工業が盛んなところであるということで、菊池市も少なくとも農業に比較いたしますれば工業の生産高というのは1, 1700億円程度あると。また、商工業の取扱高も1, 300ほどあると。その数字をなぞらえてしまえば、どちらが大きいのか、小さいかの比較になってしまいますが、その裏面にあることが非常に大切なことであろうと思います。

少なくともこれまでの近世におきます国の仕事としては、国がやっぱり防衛と、あるいはこのエネルギーと、さらに加えて食料というものについての根幹は国が握っていたと私は思います。そういった中で、今、地方に求められておりますそういったTPPを初めとする大きな国家的な問題というのは、少なくとも地方自治体に大きな課題として投げかけられておりまして、地方の自治体の一首長の判断あるいは議会の判断で結果を出せるものではありません。しかしながら、何らかの行動、アクションを起こさなければならないということもありまして、去る11月15日、皆様方市議会におきましてTPPへの拙速な参加表明に対しては反対するということで、国に対する意見書の提出がなされたところでございます。

我が国の農業への甚大な影響のみならず、いわゆるこの食料安全保障というものに対して大きな大きな問題を今抱えているということだと思います。自給率を40%やっとならなくて、次のステップに行こうという矢先に、少なくともこの状況が続けば、10%台に落ち込んでしまうであろうと。国は、ただ単なる国防だけではなくて、食料の自給率が100%を持っていて初めて国防であります。それが国益と言いかえてもいいのではないかなと、このようにも思うところであります。

今後、国においては経済全体に与える影響というものを十分考慮をしていただきまして、そのいわゆるメリット、デメリットを慎重に審議をされまして、国民に対しましても唐突な話ではなくて、詳細につきまして情報提供が行われる必要があるのではないかと思います。加えて、食の安全、安定供給、自給率向上はもちろんでありますが、国内の農業、農村の振興など、これまで農村、農業に対します非常に国の施策としては充実した施策が今行われつつあったと思っておりますが、そのこ

とが振興策が崩れてしまう、損なわれるということがないように、慎重を期して取り扱っていただきたいと強く望むものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君）　ここで10分間、休憩します。

休憩　午後1時34分

開議　午後1時43分

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君）　皆様ご存じの10年先を見据えるの坂井でございます。

合併して5年たった今、財政的には基金もふえ、無難な財政運営を行っておられると思います。また、まちの道もきれいになり、学校、また庁舎の耐震、そしてまた空調、太陽光と、いろいろ整ってまいりました。しかし、本市の収入源、生活の糧でありますところの産業の振興に力点をなかなか注がれなかったために、時代背景もございますけれども、農業、商業、観光、いずれも元気がなく、閉塞感でいっぱいであります。時代背景もありますけれども、合併してよかったという声は余り聞こえてこない現状であります。

今の菊池市民は、将来のビジョン、夢、また展望に飢えていると私は思います。そこで、福村市長に、今からビジョンに乗っていただく、菊池市の夢に向かってチャレンジということで、本日は菊池日本一プランを提案し、質問をしたいと思います。

市の活性化について。

菊池日本一プランについて質問いたします。

皆さん、日本一という言葉をごどのように受けとめられますか。物すごく影響は大きいし、すごくインパクトのある言葉だと思いませんか。私が知っている範囲では、七城の米は日本一、菊池のゴボウも味日本一、菊池溪谷は散策したい溪谷で日本第2位、メロンドームは道の駅売り上げで全国第6位か7位だと認識をしております。

そこで、質問ですけれども、日本一、これはまさしく最大のブランドだと思いますけれども、執行部はどのように受けとめられておられますか。

2番目。日本一もしくは日本一に近い産物、史跡、観光地、名勝等、我が菊池市に何があると思われますか。

3番目。もし日本一になったら、観光、物産、販売等、大変有利になり、大きな

インパクトがあると思いますが、どのようにお考えですか。

4 番目。民主党の蓮舫議員が言っておられました、2 番目ではだめですかと。冗談ではありません。やっぱり日本で 1 番と 2 番は雲泥の差があると思います。そこで、日本一に近い可能性のあるものは市も積極的に支援して日本一に持っていったらいいと思いますが、いかがですか。

以上、4 点を 1 番目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 日本一の概念につきましては、量でありますとか、質、単価、大きさ、高さ、制度、糖度など、さまざまな考え方や比較のもとに決定されるものではないかと思います。しかし、いずれの基準におきましても、日本一の価値というのは、これは他の追随を許さないものであると感じております。

次に、日本一と呼べるものがどういうものがあるかというご質問でございますが、日本一のものにつきましては、菊池武光公の銅像、これが騎馬像の大きさと日本一であるかと思えます。

また、一概に日本一と呼べるかどうかわかりませんが、観光地としては菊池溪谷、もうこれも日本一レベルではないかというふうに感じております。

また、議員からご指摘のありました農産物では水田ゴボウとか七城米、こういったものが日本一として有名ではないかというふうに考えております。

また、ことしの 6 月に本市のべんりカーやあいのりタクシーを利用した交通体系の構築が国土交通大臣表彰を受けまして日本一の取り組みであると、これは評価をされていると思います。

このほか、日本一に近いものとして、畜産やかすみ草などの農畜産物が生産量で全国上位に位置づけられておりますが、質におきましてはメロンや米、イチゴ、カキ、ナシ、お茶など、それぞれに生産者の方が努力をされておられます。

こういった日本一に近いものを本市としまして、日本一と言われるようなところに持っていく取り組みの一つとしまして、本年度から新たに経済部にブランド推進課を設置しまして、農林畜産物の菊池ブランドをはぐくむための施策を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19 番（坂井正次君） 企画部長から答弁をいただきました。菊池武光公の騎馬像も日本一ですかね。かすみ草も日本一に近いと。えこめ牛も 1 番といいですか、初め

てである試みで日本一ではないかと思っています。

今、部長がおっしゃいましたように、ブランド推進室ができました。日本一とは、まさしく最大のブランド推進だと私は思います。もし日本2位、3位、4位の産物があったら、これは市として一生懸命努力して、せっかくならば1番に持っていく努力は必要でないかと思っています。最大限の努力をすべきだと思います。

また、今回は散策したい溪谷、奥入瀬溪谷に次いで日本第2位にランクされている菊池溪谷。隈部議員も触れられましたけれども、菊池溪谷を中心に質問をさせていただきたいと思っています。

なぜ私がこのような提言、質問をするかといいますと、菊池の温泉郷宿泊客は激減していると思います。最盛期の3分の1ぐらいではないでしょうか。また、本市を代表するような旅館、ホテル、二つの旅館、ホテルが業務をやめ、介護施設に移り変わりつつあります。もうこのまま推移を見守って入れれば、温泉郷とは言えないような現状になりはしないかと、深刻な状況だと私は思います。

6月の定例議会で、打開策四つのプランを提案いたしました。日本一の元湯プラン、旅館から元湯までの食味体験、買い物散策道プラン、貸し切り露天風呂プラン、飲み屋と旅館のセット手形プランを提案いたしました。市長は課題として参考にしたと答えられました。

今回の議会で、新幹線開通したら熊本駅から菊池へバス運行として補助金260万円を補助すると言われました。本当にすばらしいことだと思いますけれども、受け入れる肝心の菊池温泉郷が今の現状では、なかなか日本からお客さんが来てくれるか、心配であります。

菊池温泉郷再生プラン、またプロジェクト、早急に必要ですけれども、今回はこのセットプランとして菊池観光菊池溪谷日本一プランを提言、質問したいと思います。今回のプランは、現在、散策したい溪谷日本第2位の菊池溪谷ですので、このプランを福村市長があと一押ししていただければ、現実味は非常にあると思います。

菊池溪谷は大変駐車場が不便であり、これ以上の駐車場確保が無理であると思います。四、五年前に山瀬議長も提案されました、また木下議員も以前に提案されたと聞いておりますけれども、貯木場跡地からトロッコ列車で溪谷まで往復運行したらと言われたと思っております。私は今のスカイライン道路沿いと思っていましたので、とても無理と思っておりましたけれども、地元の城議員がもともと菊池溪谷の上からトロッコ列車で貯木場まで材木を運んでいた路線があったとのこと。さすれば、勾配も路線幅もあることだし、不可能はないと。

企業の森ではないですけれども、企業にお願いして、企業の並木を植樹していただく、その路線沿いにですね。また、本市有志に熊本城址のように記念樹として寄

附をしていただき、その沿線に四季折々の紅葉、桜、アジサイ等、植えていただき、自然豊かな山林をマイナスイオンを浴びながらトロッコ列車で季節感、自然を満喫し、菊池溪谷を味わってもらおう。自然を満喫、トロッコ列車で行く菊池溪谷と。何か日本一の溪谷も無理ではないと思いませんか。私の思いは、菊池市民はこのような夢を待っているのではないかと思います。市長、どうですか。とてもおもしろいプランと思いますが、やりませんか。私が市長ならやります。一步踏み出します。

これは参考にですけれども、九重町の九重夢の吊り橋の話を行います。

九重町の商工観光課長、篠原課長に伺いました。何もない山村の山間の谷間に20億の大金を投じて、平成18年10月に完成したわけですが、着工前には相当もめたそうでございます。20億、それも補助金はほとんど使わずに、年間30万、1日1,000人以上が採算ラインであり、目標だったそうです。九重町の町長は、自然との共生をテーマに夢の吊り橋構想を打ち出し、選挙で民意を問い、実行に移されたそうです。完成後4年たった今、皆さんたちもご存じのとおり大成功で、4年間で600万人の方が訪れ、年間150万人、目標が30万人でしたので、5倍の入場者。1人500円の入場料ですので、600万人を掛ければ30億の収入だそうでございます。10億円余ったと言っておられました。もちろんこの吊り橋は綾町の吊り橋を抜いて、長さ、高さ、入場者数日本一だそうでございます。

現在、いまいち衰退ぎみの本市観光業界です。今の現状を打開すべく、本市観光客受け入れ増、日本一菊池溪谷トロッコ列車プランにチャレンジする気持ちはございませんか、質問を行います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 菊池溪谷周辺は、阿蘇くじゅう国立公園の一部となっております。土地の形状変更や工作物の設置、植栽などを行う場合は、環境大臣または地方環境事務所長の許可が必要となります。申請は全国的な基準と地域ごとに定められる基準に照らして審査が行われ、許可をいただくということになります。この許可制度の目的につきましては、未来に向けて自然風景や生態保護のしていくというものでございます。

議員の方からおっしゃいました木材運搬車は以前あったというふうに聞いておりますが、その形跡は現在では自然の一部と化しております。ご提案いただきましたトロッコ列車や駐車場の整備に、もし取り組んでいくとするならば、伐採や植栽を施し、工作物を設置するということになりますので、自然環境や生態系の保護を含めまして、各方面からの意見を聞いて慎重に議論を重ねていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 多少困難でも一生懸命みんなで頑張ってやり遂げるというのが一番大事だと思います。

九重町は補助金なしでやられました。また、水俣市の湯の児地域は観光開発に4割補助の社会資本整備総合交付金を使われました。本市も観光振興を対象として取り組めば、社会資本整備総合交付金も十分可能だと思います。また、合併特例債も使えば75%から80%の補助並びに交付金処置も可能ではないでしょうか。

第一歩を踏み出せなければ、後退はあっても前には進みません。私たちも精いっぱい応援をいたします。日本第2位の菊池溪谷を、自然を満喫、トロッコ列車で行く菊池溪谷、魅力を発見しながら日本一の溪谷にするプランを前向きに考える気持ちはいかがでしょうか。市長、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど企画部長の答弁にありましたとおり、菊池溪谷の周辺につきましては、阿蘇くじゅう国立公園の一部になっております。菊池溪谷は、まさに菊池市の観光のシンボルでございます。

ご提案をいただきましたように、大規模な駐車場を整備し、そこから桜やもみじなどを植樹して、トロッコ列車に乗ってゆっくりと花や新緑、あるいはまた紅葉を愛でながら菊池溪谷に向かうという、そういった発想というのは、これまでも何度かお話を聞いたことがございます。その中で、以前使われておったトロッコというものを復活したらどうなのだろうということでもございました。

今、ご提言のお話でございますが、しかし私も現場見ておりませんのでわかりませんが、先ほどのお話ありましたように、トロッコというのはあくまでも人を運ぶのではなくて、切り出した木材を運んでいたトロッコだというふうに受けとめております。人を運ぶとなれば、それなりの安全基準というものを適合しなければなりませんし、そのためには森林の伐採をして、その軌道の確保とかといったものを行わなければならないのかなと。そこに各関係省庁等の許認可というものが絡んでくるということであろうかなと思います。結論めいたことではありませんけど、そういったのをちょっと感じたところであります。確かに、そういう風情の伴ったことで、いい考えであるなど、このように思います。

国立公園の定義ということにつきましては、日本のすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図って、国民の保健だとか、あるいはまた休養と

かということに資するというふうになって目的とされております。菊池溪谷もその指定を受けているわけでありますが、これは国のいわゆる財産であると、国民の財産であるというふうに広くとらえていかなければならないと思っております。

昨年日本経済新聞で、写真家が選ぶ紅葉の美しい溪谷として、東の奥入瀬、西の菊池溪谷ということで選ばれておりました。いわばこの東西に分かれていけば二つの日本一があると言ってもいいのではないかなと思います。また、翌年の5月におきましては、同じ日経新聞の中で散策をしたい新緑の溪谷ということについて、今度は全国で奥入瀬1位、菊池溪谷第2位というふうになっております。第2位は第1位への足がかりになると、このように受けとめなければならないのかなと思います。

トロッコ列車につきましては、提言としてこういった急峻な地形というものの中で、果たしてそういった関係機関のご理解等々がいただけるか、各方面からこの意見を聞きながら、慎重に議論を重ねていきたいと思っております。日本一づくりについての情熱をまた感じさせていただきましたので、十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 菊池市民一緒に夢が持てる、そういった事業ができれば非常に幸せだと思います。前向きに考えていくという答弁でございました。よろしくお願いいたします。

2番目に、社会資本整備総合交付金事業について質問をいたします。

当事業においては、合併当初から菊池市、旭志、泗水、最後に七城で取り組むとされていた事業で、菊池市、旭志が事業をし、展開をし、来年度から本格的に泗水が事業を展開する大変有利な補助事業です。当事業補助率40%で、合併債を合わせれば75%にはなるかと、補助金と交付金処置され、本市持ちだし25%で済みはしないかという大変有利な補助事業であります。市として、今後どのように取り組んでいかれるのか、質問いたします。

また、各市町村、どれだけの事業をやってこられるのか、事業規模なのか、菊池市、旭志、泗水の事業費をお示してください。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 社会資本整備総合交付金事業は、これまでの個別の交付金事業を原則廃止し、基幹となります事業の実施のほか、これとあわせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、

地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金として平成２２年度から創設されたものでございます。

本市におきましては、この制度に変更される以前からまちづくり交付金事業としてこれまで取り組んでまいりました。まちづくり交付金事業や新たな社会資本整備総合交付金事業は、地方公共団体にとりまして大変有利な交付金事業になっており、市といたしましても事業制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。

これまで本市におきましては、まちづくり交付金事業を活用しまして、旭志地区におきましては事業を終了しております。また、現在、限府中央地区、泗水地区におきまして事業を進めているところでございます。それぞれの事業費につきましては、旭志地区の実績としまして、事業総額が９億６，２００万円、そのうち交付金額が３億８，４００万円となっております。限府中央地区、泗水地区は計画事業費になりますが、限府中央地区が２３億９，０００万円、そのうち交付金限度額が９億５，６００万円、泗水地区が２１億１，５００万円、そのうち交付金限度額が８億５，３００万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○１９番（坂井正次君） 有利な補助事業を積極的に活用されているというような答弁だったと思います。

菊池、旭志、泗水、今度は七城の番でありますけれども、七城の区長会、全区長さんが、また地域審議会でも全会一致で積極的に取り組んでいきたいというような結論を見ております。また、七城地区からのプランで、随時検討して、またプランを練り重ねていきたいというような意見、総意でございます。七城地区の社会資本整備総合交付金事業は、執行部、今後どのようにお考えか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 七城地区におきましても、この社会資本整備総合交付金事業において整備できる事業がございましたら、取り組む必要があると考えております。

この事業は、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的、一体的に支援する事業となっておりまして、七城地区での取り組みにつきましても今後検討をしてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 今後も七城地区の当事業、新市建設計画との併用、合併債との併用が理想であると思います。そうなれば、期間的に余り余裕がありません。急がねばならないと思います。今後の七城地区の事業スケジュールはどのように執行部としてお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 七城地区において社会資本整備総合交付金事業を取り組むに当たりましては、まずこの社会資本の総合整備計画というものを策定しなければならないわけであります。よって、来年、平成23年度において社会資本の総合整備計画策定のための調査業務、これは何の事業をやるかというのが今のところ上がっておりません。ですから、新市建設計画等に含まれていない部分の中で緊急的な、最重要的なものが、事業は何をやるかということで、関係地区の皆様方あるいは地域審議会等にお諮り申し上げて、その中で必要性のあるものについてはこの事業計画策定に進んでいきたいと思っております。

それから、余談でありますけども、合併前については旧菊池と旭志がまちづくり交付金事業ということで事業をやっておりました。また、一面においては、この七城地区においては、その当時においては、いわゆる辺地債による事業をたくさん抱えておられたと思います。そのときそのときにおいて事業が、何が一番いいかという中で、七城の選択は過疎債ということで、大変有利なものを使っておられたということだと思います。旭志地区においては、まちづくり交付金事業とあわせて、また中山間地域におきましてはこの辺地債というものを利用されておったということでありまして、それが合併によってそのまま支出が出てきているということでございます。そして、今年度から泗水地区につきまして、この新しい社会資本整備総合交付金事業ということで取り組んでいくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私、七城を辺地債と言ったそうでございますが、七城が過疎でありまして、旭志の方が辺地でございます。失礼しました。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 新市建設計画も、七城、27ぐらいの事業費持っておりますけれども、そこら辺とも併用しながら、ぜひこの旧まちづくり交付金もよろしくお

願いしたいと思います。

続きまして、3番目の本市の工業団地の整備について質問をいたします。

本市には、工業団地で、いわゆる塩漬けと言われる大きな団地が二つ、田島工業団地、13ヘクタールぐらいですか、蘇崎工業団地、7ヘクタールがあり、迷惑扱いされておりますけれども、私は全く逆でございまして、この工業団地は本市の大変な宝であると確信をしているところであります。

リーマンショック以来、世界的な不況でしたけれども、12月3日の熊日新聞に、企業の設備投資3年半ぶりに増加、製造業の設備投資は前年比9.1%増とありました。本市も市長の頑張りによって川辺の工業団地、決まりましたし、蘇崎にも何社か進出をしました。企業が進出しようとしても、可能な団地がなければ、それから急に土地を買収して造成しなければなりません。間に合わないと思います。まして、売却可能な大きな団地など、なかなか他市町村にはないと思いますが、そこで質問ですけれども、近隣の山鹿市、大津町、菊陽町、合志市等、売却可能な工業団地はどれぐらいありますか。また、本市は工業団地の残地、この二つの団地ですけれども、どのように考えておられますか。

以上、二つを質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 近隣の山鹿市、合志市、大津町、菊陽町の造成済みの工業団地の残地状況でございますが、現時点では菊陽町の原水工業団地に3区画で9.3ヘクタールの工業団地があるのみでございます。また、計画中の工業団地につきましては、合志市で平成24年度完了予定で6ヘクタールの団地造成に着手されているところでございます。

本市の蘇崎・田島工業団地につきましては、それぞれまだ売却予定地が、蘇崎の方が5.2ヘクタール、田島工業団地が10.9ヘクタールございますけれども、この二つの工業団地とも熊本に多くの半導体関連企業が集積していることや、北部九州の自動車産業集積地までの所要時間、九州自動車道インターチェンジまでの交通の利便性、有効利用面積の規模等の利点から、県内でも有望な工業団地だと考えております。

現在、田島工業団地、蘇崎工業団地、いずれも具体的に紹介をさせていただき、折衝中の企業もございます。今後も熊本県企業立地課、県東京事務所並びに大阪事務所と連携を密にし、早期売却と企業誘致に積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 企画部長、有望な団地だというような言葉をいただきました。安売りをせずに、しっかりと頑張っていたきたいと思います。

第2点の質問です。

合併時から田島と蘇崎工業団地を結ぶアクセス道路が計画されていたと思いますけれども、有利に販売するためにも、前倒ししてでも早期の両団地を結ぶアクセス道路整備が必要だと思いますけれども、いかがですか。

また、これは私の私見ですけれども、合併もしていることでございますし、アクセス道路がもしできたら、1団地ぽつんとあるよりも、まとめて一つの団地とし、七城・田島工業団地としたらどうでしょうか。

以上、2点を質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 田島工業団地と蘇崎工業団地のアクセス道路の計画であります。この計画路線は佐野平島線として平成17年度に約1,300メートルの概略設計を行いまして、ルート検討資料として作成しております。現地には、集落、牛舎、豚舎などの建物や、田や畑があり、また市道小野崎花房線、通称グリーンロードには排水路及び交差点等の計画、さらには計画区域内を東西に横断している菊池台地農業水利事業、花房1号幹線水路管の補強など、解決しなければならない問題が数多くあり、いまだ具体的な計画となっていない状況であります。

今後は、計画期間は、関係機関はもとより地域住民の代表者の方々との協議を進めながら、事業説明会、ルート決定、実施測量設計、用地の確保から、工事の着手といった工程を計画していますが、工業団地間のアクセス道路として、また植木インター、国道3号までの幹線道路として重要な路線となるため、現地を十分調査し、検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 田島工業団地と蘇崎工業団地の将来の一体化についての質問でございましたけれども、田島工業団地と蘇崎工業団地のアクセス道路の完成に向けましては、先ほど答弁がございましたように、幾つかの課題があるようでございますが、将来的にこの道路が完成しましたら、両工業団地間の企業間の物流がスムーズになることなどから、両団地のポテンシャルも大きく上がることが期待され

ます。そうなれば、両団地を一体化した工業団地として販売戦略を立てて、売り込みを図ることも検討していく必要があると思います。

現時点では、熊本県への登録も林原・蘇崎工業団地及び田島工業団地として別々に登録し、工業団地のパンフレットもそれぞれで作成し、誘致活動を行っておりますが、工業団地の名称の一体化につきましては、将来、道路の完成時期にあわせて検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 非常に重要な道路になると私は思っております。早急なるアクセス道路の整備をお願いしたいところでございます。

3番目の質問として、七城の団地には約1,700人の方が勤めに来られております。また、この二つの団地に、もしどこかの会社が入ったら2,000人か2,500人ぐらいの規模の団地になると思います。また、川辺とか富の原とか、いろんな工業団地も一緒ですけども、この工業団地の近くに若者の定住増を見越した定住型の住宅をつくるわけにはまいりませんか。いかがですか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 本市における住宅団地の造成事業につきましては、菊池市土地開発公社によります住宅用地の造成事業が考えられますけども、本年3月に作成いたしました第2次菊池市行政改革大綱によりまして、本市土地開発公社のあり方につきましては、事業の縮小や存廃を含めた検討を行っているところであり、新たなリスクを抱え、新規事業を開始することは難しい状況でございます。

ちなみに、本市における公営住宅計画について申し上げますと、平成18年度に作成いたしました住宅マスタープランでは、平成17年の国勢調査結果をもとに出された本市の住宅における公営住宅に居住する割合は7.5％となっており、県平均の6.6％を約1％上回る水準にございます。

また、今後の人口の推移や民間住宅の供給動向等を踏まえました平成27年の公営住宅の必要戸数は、現在とほぼ同数の1,170戸となっておりますし、今後予想される厳しい財政状況等を考えあわせますと、整備コストを抑えられる既存の住宅の有効活用を進めていくことに重点が置かれ、住宅の長寿命化を進める計画となっております。

このようなことから、議員さんからご指摘のありました若者の定住型の住宅団地

等の建設につきましては、対象者のニーズや民間の賃貸住宅等の利用状況などを十分に精査し、慎重に進める必要があると考えております。

なお、企業誘致の推進と定住化を図るための取り組みといたしまして、今後、誘致企業が社宅や従業員の寮などを建設されることがあれば、それに対する助成制度の検討は行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 非常に難しいようでございますけれども、ちょっと観点を變えて、民間による分譲住宅なども視野に入れながら考えていかれたらどうかと思います。

4番目に、本市の老人福祉対策について質問いたします。

戦争等、激動の時代を苦勞され、家のため、また地域のため、また日本のために頑張って生き抜いてこられたお年寄りの方々、幸せな老後を送っていただきたいものでございます。市としてもそういったお年寄りに感謝の気持ちを持って、大切にしなければならぬと思います。本市は老人福祉施策として何をしておられるのか、質問をいたします。

また、本市で70歳以上のお年寄りは何人ぐらいおられるのかも質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 本市におきます高齢者福祉施策につきましてお答えしたいと思います。

在宅の高齢者の方に対しまして、通所等の方法によって生きがいを持っていたくことと、また社会参加を促進するということでの事業を実施いたしております。そのための施策といたしまして、ふれあいサロンあるいは地域ごとに公民館などを拠点として高齢者が集い、交流をしてもっていただくふれあいデイというサービスを行っております。

このふれあいサロンの内容につきましては、介護認定を受けておられない方を対象といたしまして、閉じこもり予防や認知症予防などを目的に、事業所に通所することによりまして要介護状態にならないことを目的としたサービスでございます。

また、ふれあいデイサービスにつきましては、地区社協単位あるいは区単位で公民館などで月1回程度開催をされておまして、運営につきましては社会福祉協議会の専門指導員、また地区社協のボランティアスタッフによりまして対応をいただいております。高齢者の皆さんは、健康相談あるいはレクリエーションなどの交流

をする中で、大変楽しんでおられるところでございます。

いずれも在宅の高齢者の皆さんが生きがいを持ち、また社会参加されますことによりまして、閉じこもりの防止と介護予防を目的としたサービスを行っているところでございます。

また、お尋ねの70歳以上の高齢者の方の人口は、現在、1万1,070人となっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） ふれあいサロン、ふれあいデイをやっておられるという答弁でございました。しかし、このサロン、デイはまだお年寄りの一部、なかなか全部には浸透できていないと思います。

本市は県下でも有数の温泉がございます。旧七城町は老人福祉施策として、お年寄りに150円の入浴割引券を配付しておりました。お年寄りにはとても好評でした。私もぜひこういう施策はやっていただきたいと思いますが、これはもう合併もしましたので、七城だけではなく菊池市全体、老人福祉の観点からのお年寄りへの感謝の気持ち、健康増進のためにも、全市70歳以上のお年寄り、1万1,070人、1万2,000人としまして私が計算しまして、1人5,000円の入場券、1回100円でも150円でも結構ですけれども、お年寄りに入浴割引券を配付します。さすれば、5,000万か6,000万ぐらいの予算は必要かもしれません。しかし、さきのサロン、デイよりもすべてのお年寄りに行き渡る。そして、すべてのお年寄りが非常に、お風呂好きですので、喜んでいただける老人福祉施策ではないかと思います。全市の70歳以上のお年寄りに入浴割引券を配付したらと思いますけれども、執行部はいかがお考えですか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） ただいまご提案いただきました高齢者の方への温泉入浴割引券ということでございますが、高齢者の皆さんの健康づくり、また生きがいづくりの上では大変有意義なものであると思います。

ただ、現在、70歳以上の方が、先ほど申し上げましたように、約1万1,000名の方がおられます。そのうちで要支援あるいは要介護などのことで、体調の関係でご自分で入浴が困難な方につきましても、1万1,000名のうちで25%いらっしゃると思います。また、議員が今ご提案いただきましたように、1人5,000円を仮に発行した場合に、毎年5,000万ないし6,000万の財源も必要となっ

てまいります。

議員、今ご提案いただきましたこと、ご提案は、先ほども申し上げましたが、健康づくりあるいは生きがいくりの上で大変有意義であると思っておりますけれども、財政面も含めまして、またその配付の公平性でも考慮をいたしながら、今後も検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 検討するというような答弁でございました。ぜひ前向きに検討よろしくをお願いしたいと思います。

5番目に、盗難対策について質問いたします。

近年、日本は大変な不況に突入をしております、就職内定率、大卒で60%台、高卒で50%台と著しく低く、失業率も大変高い状態であります。生活保護世帯も増加の一途であります。

このような時代背景で盗難が多発しております。菊池署管内で平成22年1月から現在まで、トラクター4台、耕うん機3台、農機具もなかなか盗難の対象になっているようでございます。本市の盗難対策はどのようにしてやっておられますか。

また本市、以前に、何だったですかね、本市の財産も盗難対象と思っておりますけれども、その対策はどのようにお考えですか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 盗難防止対策につきましては、警察からの情報提供等によりまして、必要に応じて防災行政無線や菊池安心メールで市民に注意を呼びかけているところでございます。

また、菊池安全・安心パトロール隊によります青色回転等を装備した車で、犯罪の防止や子どもたちの見守りのため、定期的な巡回などによりまして市民に対する啓発を行っております。菊池署、駐在所で発行されているミニ広報誌や、熊本県防犯協会発行の防犯ノートなども各行政区の回覧によりまして周知をしているところでございます。

県内の刑法犯の認知件数は、平成15年には2万8,973件でございましたが、平成21年には1万7,015件と、年々減少傾向で推移はしております。しかし、先ほど議員さんの方からありましたように、現在の経済不況の中で国民の暮らしはますます厳しさを増してきておりまして、このことが治安の悪化へとつながりかねない不安もございます。特に、年末におきましては盗難等の被害が予想されますの

で、今後も菊池警察署を初め関係団体と連携をとりながら、市民一人一人が防犯意識を高めて地域での自主防犯活動に取り組むなど、地域の連帯感を高めて犯罪の起きにくい安全・安心まちづくりを進めていきたいと思います。

また、きょう、あすには防災無線でそういった呼びかけをしていただくように流すところでございますので、お知らせをします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 年末でございます。盗難に遭って大変な思いをされないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、休憩します。

休憩 午後2時40分

開議 午後2時47分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。

平成22年第4回定例会の最後の一般質問となりましたので、簡潔にやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、県道原立門線の整備の進捗状況についてですが、この路線につきましては、これまで何度も質問、要望をさせていただき、市としても質問に対して十分必要性を認識され、県に対して道路改良の要望を続けていただいております。

この原立門線は、県道でありながら、これまで大変整備がおこなわれている道路であり、特に原味橋付近は道路幅員が狭く、対向車との離合も困難な状態であり、行楽シーズンには渋滞を来し、沿線住民やフラワーヒル菊池高原、ゴルフ場、オートポリス等の観光施設の来場者の方々にも大変な迷惑をかけております。

特に、平成18年7月には、この路線の整備をお願いしている矢先に、集中豪雨によって原味橋先の特に狭い部分に高さ50メートルの山の斜面から約20トンの巨石が落下したために、落下防止工事を含め撤去作業が行われたため、全面通行止めは最終的には8月末の開通まで1カ月以上かかってしまいました。この事故により、さらに道路整備の早急な対応をお願いするため、私も地元区長会とともに地元

前川県議の事務所に何度も訪問し、要望を続けてまいりました。

このように、それぞれの方々の熱意によって、これまで何年も手つかずだった県道原立門線の改良が原味橋のかけかえ部分の工事からいよいよ始まっております。

そこで、お尋ねですが、現在の進捗状況と今後の計画を詳しくお示してください。

次に、市道伊倉黒仁田線の整備の進捗状況についてですが、この路線についてもこれまで何度も質問、要望をさせていただきました。国道３８７号線の渋滞時の迂回路としての必要性はもちろん、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしての重要な路線としての観点から整備が進んでおるようですが、当初、第１期事業が黒仁田地区の細永橋から滝地区まで、第２期事業の滝地区から伊倉地区までを約５年をかけて整備するとのことでしたが、用地交渉等により変更になっている部分もあるようですので、現在の進捗状況と今後の整備計画を詳しくお示してください。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

県道原立門線の事業につきましては、現在、原味橋を単県橋梁改築事業で施工しており、原味橋から上流にあります伊野橋までの４００メートル区間を道路改良事業で計画中と伺っております。道路改良につきましては、平成２１年度から２２年度にかけ地質調査と道路詳細設計を実施し、現在、原立門線と平行する向柏川の河川管理者と河川断面等についての協議を経て、道路改良計画案が取りまとめられると聞いております。

なお、今後につきましては、地元への説明会、用地買収のための用地測量委託の発注、地権者の方々との用地交渉、及び買収契約後、道路の改良工事の発注を行う予定であると聞いております。

また、原味橋につきましては、平成２０年度に地元説明会を、平成２１年度に用地交渉をそれぞれ実施し、本年度は下部工仮設道路、仮橋工事に着手しております。平成２３年度に上部工、道路改良、仮設道路撤去の施工予定であり、平成２３年度には原味橋の完成予定と聞いております。

次に、市道伊倉黒仁田線の進捗状況でございますが、１期工事区間７００メートルを平成２０年度に測量設計を行いまして、平成２１年度に用地補償及び工事１２０メートルを実施しております。平成２２年度は延長１２０メートルの工事を施工中であります。終点部において、一部用地同意が得られておりませんけれども、平成２４年度完成に向けて、残り４６０メートルの整備に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

県道原立門線でございますけれども、幅員等の広さとか、橋の幅員ですか、そういうのがわかれば、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、先ほど質問のときに申し上げましたように、用地交渉等の問題もあるかと思っておりますけれども、それもちょうとわかればお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 今のご質問に対しましては、ちょっと私の方、把握しておりませんので、後刻調査してご回答申し上げたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

幅員等については、また後でということでございますので、いずれにしても私どもの地元としては、県道原立門線、また伊倉黒仁田線については住民のもう待望しておる道路でございますので、県道については用地交渉等も今後は伊野橋の手前等はお出してくると思っておりますので、そういうのの対応もよろしくお願いしたいと思います。

それと、伊倉黒仁田線については、私も現場、何度か見にいっておりますけれども、非常に難工事だと思います。新しい総合、何ですか、入札の方も新しい制度で入札をされておりますし、技術力についても地元の企業としても大変だと思いますけれども、どうぞよろしくお願いしておきます。

それでは次に、市の職員表彰についてお尋ねをいたします。

菊池市には職員表彰規定があり、表彰の基準は勤務状況が良好な職員で、業務上、危害の発生を未然に防止し、または非常災害等に当たり極めて有効、適切な処置をとり、災害防止上、特別な功績があった者、地方自治行政の発展及び公益増進に関して特に功績が著しい者、退職時において勤続年数が満20年以上に達し、勤務成績が良好であった者、その他市政に関して功績が特に顕著な者で市長が表彰に値すると認めた者に該当する者について、職員表彰審議会の議を経て市長が決定することとあります。審査会は、副市長及び教育長、各部長となっており、会長は副市長であります。

表彰方法は、表彰状を贈呈し、表彰の時期は市の行事、その他市長が適当と認める機会に表彰するとのことでありますが、市としてこれまで職員表彰が行われたこ

とがあるのか、またあるのであればどのような方法で表彰されたのか、詳しく状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 職員の表彰につきましては、平成１９年８月に制定いたしました菊池市職員表彰規定の中で４項目の表彰基準を設けておりますが、今、議員の方からご紹介のあったとおりでございます。

お尋ねの本規定制定後の表彰者につきましては、平成１９年１２月１７日に、建設部下水道課の職員と総務部行政改革推進課職員の２人について表彰を行いました。これは表彰基準のうち、地方自治行政の発展及び公益増進に関して特に功績が著しい者に該当したとして表彰状を授与いたしております。

功績の内容は、下水道課の職員につきましては、文書管理システムの電子データ化とごみ袋の削減を目的としたキャンペーンソングの作詞、作曲による啓発活動に対してのものでございます。

また、行政改革推進課の職員につきましては、これまで外部の業者に委託しておりました市の条例規則等の管理システムを独自に開発したもので、これまで更新に年間約８００万円かかっていた委託費用の削減に努めたものでございます。

この２人は、いずれも自分の職務以外の業務に勤務時間外等を利用して、余暇を利用して内部事務の改善に寄与したというもので、その後も職員からの要望に基づいて、より使いやすいう改良が行われております。

なお、２人の表彰は、１０日後の１２月２７日に職員の掲示板を通して全職員に公表いたしております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○１８番（木下雄二君） ありがとうございました。

今までお二人に表彰があったということでございますけれども、私ども決算委員会のときに、後で述べられた総務の方ですかね、あの方の、要するに功績といいですか、経費削減になったということは報告もしていただいております。

表彰というのをちょっと辞典で調べてみますと、褒めたたえて広く一般に知らせることとあります。私、こういった形で質問をしましたけれども、どなたが表彰を受けられたというのは、なかなか私たちには情報として入りません。いろんな問題があると思いますけれども、私ども議会の方にもどなたがこういった形で表彰を受けたということの、知らせるといいですか、やっぱりそういうのがあってもいいん

じゃないかと思います。せっかく表彰を受けて、また一生懸命頑張る気持ちが向上するんじゃないかということにもなると思います。

そこで、ちょっと再質問したいと思いますけれども、市長にお尋ねですけれども、最終的にはもう市長が決定をされるというようなことになっておりますし、また市長が必要と認めるときは審査会を経ずに表彰することもできるということでございます。市長も何年か前に韓国ですか、勲章を受けられて、いろんなところでご自身もお話をされとったように、そういう賞をいただくということは非常に光栄なことでもありますし、菊池市にとってもいいことだと思います。職員の方も切磋琢磨といたしますか、そういうことを含めてそういう表彰を受けるということを皆さんが知っていただいて、またもっと頑張ろうという気持ちになると思いますので、市長として、ほかにもそういう対象になるような人がたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、そういうことも含めて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 職員表彰についてのご指摘について、大変ありがたく思っております。

本市におきましては、菊池市の職員表彰規定以外にも菊池市職員提案規定なるものを設けておりまして、今回表彰しました2人につきましても、この菊池市の職員の提案規定に基づく担当課よりの内申によりまして審査が行われました。その結果、功績が顕著であり、職員表彰ということになったところであります。

表彰を受賞されました2人は、部長答弁でありましたように、自分の勤務時間以外や、また土曜、日曜などの余暇を利用しながらそれぞれ努力されたものでございまして、その点でも大変評価できるものであると、このように考えております。

職員の表彰につきましましては、この2人以外にも日ごろから大変努力をされている職員がいると、このように考えております。また、表彰というものについては、何となく重く受けとめないで、気軽に表彰ができるようにと思いますけれども、その点についてはまた公平性というものもありますので、本人のやる気を高める上からも、必要に応じてそういった職員を表彰しまして、またご指摘のとおり、なるべく広くの皆様方に表彰を受賞されたということを知らしめるようにしていきたいと、このように思います。

以上、答弁いたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございました。

今、市長がお答えになりましたように、職員のやる気といいますか、それだけ一生懸命やったことがやっぱり認めていただくということは、どなたにとってもいいことでもありますし、またせっかく市の職員が頑張っていることを私たち議員が、内容的なものは別にして、その人のことを全然知らないうちに表彰ということもちょっと、いろんな問題あるかもしれませんが、表彰というのは、やっぱり先ほど申し上げましたように、褒めたたえて広く一般に知らせることということが表彰となっていることですので、そのことも含めて今後ともよろしく願いしておきたいと思います。

それでは次に、環境問題、改正土壤汚染対策法に伴う九州産廃の搬入の状況について質問をさせていただきます。

この件につきましては、9月の定例会において、平成14年5月に成立、公布されておりました土壤汚染法が平成22年4月1日から土地の形式の変更時の調査、指定の申請、汚染土壤の搬出、処理等の規制が強化され、改正土壤汚染対策法が施行されましたので、九州産廃が汚染土壤の処理に関する基準を満たしている施設を有していることから、汚染土壤処理場の許可を6月7日に受け、菊池市への汚染土壤の搬入が始まっている現状を確認し、また地元水迫地区はもちろん、市民への説明責任についても質問をさせていただきました。

答弁によりますと、九州産廃に初めて汚染土壤が搬入されたのは、熊本市の事業所から約8,000トン程度が9月13日から始まっているとの報告があり、今後は、汚染土壤については現地での処理が基本であり、頻繁に持ち込まれるということはないとのことでしたが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。

また、報告をされました熊本の事業所については、最終的にどれだけの汚染土壤が搬入されたのか、期間はどれだけかかったのか、詳しくお示しをさせていただきたいと思います。それと、報告できるのであれば、事業者名もお願いをしたいと思います。

それと次に、先般の質問で市長にお尋ねをいたしました、本市の環境負荷の低減を図るとともに、廃棄物の発生を抑制することを目的とするために、九州産廃に一般廃棄物を搬入する市外の地方公共団体等に対してトン当たり1,000円、1年を超えて搬入する場合、トン当たり2,000円、県外はトン当たり2,000円の協力金を徴収して、九州産廃の周辺環境整備及び環境施策の財源に充てることとしておりますので、今回の汚染土壤に対しても何か市として抑止力になるような施策が考えられないかという質問を市長にさせていただきました。

市長は、相手方が土地の所有者であったり、あるいは事業所であったりするので、本市の協力金制度での徴収と同等の制度を創設することは極めて困難であるが、搬

入される自治体では環境の負荷が大きくなることについては変わりがないので、許可権者であります熊本県に対して、産廃税と同じような趣旨を持って、何らかの新たな制度を創設してでも税として課税できることは考えられないかということで協議をしてまいりたいと考えておりますとの答えでありました。市長はその後、県に対してどのような協議をされたのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 汚染土壌の搬入状況といたしまして、まず処理期間につきましては9月13日から11月8日までの約二月間で、処理量につきましては約8,600トンを管理型最終処分場で処理したことを熊本市及び排出事業者から確認をいたしましたところでございます。

この2カ月間の搬入期間中は、通常の廃棄物の運搬車両だけではございませんで、汚染土壌の運搬車両も数多く本市の主要道路を行き来していたこともございまして、地域住民の皆様方におかれましては大変ご迷惑をおかけしたものと思っております。

今回の汚染土壌の処理につきましては、県内では初めての事例でございまして、住民の皆様方の苦情等につきましては臨時的に、随時的に担当課の方には報告をいたしておりますし、県も必要に応じまして指導をしていただいているところでございます。

なお、お尋ねの事業所名につきましては控えさせていただきたいと思っております。

済みません、新たな制度ということでございましたものですから、私の方からお答えしたいと思います。

土壌汚染に対します新たな制度につきましては、さきの9月定例会でもご質問がありました際に、私たち市としましても議員と同じ思いであるということをお答えいたしてきたところでございます。民間処理施設がある自治体として、周辺住民の不安や周辺の環境負荷に対応するために、処理施設が安定するまでの数十年間もその対策に費用を充てなければならないということから、その財源の確保も重要な部分であると考えているところでございます。そのようなことから、今後、施設の許可業者であります熊本県と協議していくというふうにお答えをしてきたところでございます。

そこで、現在、新たな制度につきまして県と協議を行っているところでございますが、一つ目が平成17年度から導入され、九州各県で施行されております産廃税の課税対象にこの汚染土壌を加えられないのかと検討をいただいているところでございます。

また、二つ目としまして、今申し上げました産廃税と同様な制度を新たに創設できないかということを、今、県と協議をいたしております。

ただし、汚染土壌の処理につきましては、産業廃棄物と同様に県内だけでの処理ではございませんで、県域を越えた九州各県の施設で処理をされているということもございまして、熊本県単独で新たな制度とするのか、あるいは九州管内で統一的な制度とするのかなどを、今、検討する必要があると思われております。

また、三つ目が、本市で今取り組んでおります環境保全協力金制度の活用を検討しているところでございます。環境保全協力金は、ほかの市町村からの一般廃棄物を対象としたものでございまして、発生した市町村がみずからの市町村で処理することが大原則でございます。そのようなことから、一般廃棄物を持ち込まれる本市の環境への負荷を協力金として負担してもらおうと。それとともに、廃棄物の発生を抑制するためにもお願いいたしているところでございます。この制度を、汚染土壌の処理に対しましても適用ではないかということでございます。

このように、現在、さまざまな視点で検討いたしておりますが、多くの課題、いろんな問題もございまして関係上、今後も県と十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

[「市長が行かれたかどうか、市長に、だから1回目で聞いたんですけど」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま市民部長の方からお答えいたしましたように、環境を守っていくという、そしてその中におきまして、特に地元として処理場を抱えている市町村として大変苦慮しているところでありますが、今お答え申し上げましたように、環境保全の協力金という制度を市条例として定めまして、県外の方々については2,000円、県内については1,000円ということで、これが2年続けば、同じ県内でも2,000円ということで協力金をいただいているところでありますが、それ以外に産廃税というのが、これは九州各県にまたがって、ごみ、あるいはまたそんな該当物質が移動するということがあって、県の段階においてそういった条例をつくっていただいて環境税というのがあるわけではありますが、この汚染土壌については、また新しい一つの廃掃法以外のものであるということもありまして苦慮しているところでありまして、県の方と、今、随時協議を重ねまして、新しい新税とするのか、あるいはまた菊池市の今の協力金の中に含めることが可能であるかどうかというものについて協議を重ねておりますので、いましばらくの間時間をお

していただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いま、市長にも答弁をいただきましたけれども、まず先般の9月に一般質問をして、また再度質問をさせていただいたわけでございますけれども、この汚染土壌は途中の答弁のように、頻繁には来ることはないという形で先般答弁をいただいておりますけれども、今、この搬入の許可を持っている事業所は九州でもそんなにたくさんはございません。今回、私が調べた数字では、熊本の事業所からは埋め立てが8,315トン、洗浄して埋め立てが263トン、計の8,578トンが搬入されております。10トントラックで、ちょっと考えても857台分は運んだるわけですね。そういうのをこの短期間で運んでいるわけですよ。

私の方の地元の方でも、何でこんなにトラックが頻繁に通るんだろうということでお尋ねもありましたし、私自身も熊本に行く要件があつて、後ろからトラックがずっと続いているもんですから、何だろうという形でちょっと確認して、多分これはもしかすると思つて、その事業所までずっと後をつけてみたら、やはりその事業所までそのトラックがずっと続いていました。そのときに私が、九州産廃の車ではなかったので、市の方にも問い合わせをして、ほかの車でも運べるのかいと、そういう形で問い合わせをしました。ところが、基本的にはほかの車でも運べると。私自身が県とか熊本市に確認しましたら、その事業所が下請にほかの運搬に5社、下請に出しているということでございます。ですから、普通の方は何で車が通っていくだろうのことしか市民は理解できないわけですよ。

だから、私も市民への報告といいますか、説明責任があるというのも、やはりこういう形でまた、多分、先般、こないだ9月定例会で話しましたように、今度は八代が、パナソニック跡地が搬入を始めるそうです。私も八代市役所の方に確認しましたら、来年の2月から搬出を始めるということでございます。

私が心配しますのは、先ほど申し上げましたように、今、熊本県下には2カ所しか受け入れる施設がございません。ここにちょっと、今現在、協力金を受け入れている自治体がございます。22年度は12団体で、その中で一番、一般廃棄物です、今の現状は一般廃棄物が一番多いのが八代市です。ですから、今度は多分、九州産廃の方も営業努力をされると思いますが、多分八代からのパナソニックの汚染土壌は九州産廃さんの方に来るんじゃないかと、これはあくまでも予測ですけども、そういう状況になっております。だから、私としては八代市に確認しましたら、今度は大体3,600トンぐらいですね、合計が。まだ確定しておりませんが、

そういう状況になってきます。

それと、先ほどから申し上げますように、九州でも何カ所しかありません。これ、もう全国規模で搬入が始まる可能性があります。ですから、私が当初申し上げましたように、廃棄物の発生を抑制すると、そういう目的にもやっぱりこの協力金制度が、民間と民間のやりとりですから、もうある面では縛りがないと同じです。私も県の環境生活部の次長の山本様と話しましたが、私の表現ですけど、もうざる法です。ですから、よっぽどこの受け入れる自治体が一生懸命やっぱり陳情し、要望していかないと、大変な状況になってくると思います。

これはもう事業所の名前は出ていませんけれども、これは民間が運んできますから、物すごい土壌かもしれないわけですよ。いろんな縛りはありますけれども、ほかのトラックでも運べると、ですね。そして、多分下請ですから、それは料金だっような設定ができていると思います。だから、そういうのが一番心配ですから、私はもう福村市長がやっぱり県、国、最初、産廃税については九州知事会なんか一生懸命訴えていただいて、その環境税というのが、産廃税の方が成立したと聞いておりますので、そういうことも含めて、市長に対してもう一回、どういう形で早急に取り組んでいかれるのか、質問したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 産廃税を課税することを可能としないのか、あるいはまた協力金を課すことを条例等にこれを含めることが可能であるかどうかといったことと、またあわせて、いわば新しい法律のもとに汚染土壌というものが今から発生してきているということにおいて、これを容認していくという前提での税あるいは協力金ということで考えるのかどうかのいずれかではないのかなと。この受け入れをする、しないということについては、今の現状としては受け入れざるを得ない状況になっているということをご理解をいただきたいと思います。

であるとすれば、過去におきまして、この協力金制度を設けたように、県の方には、先ほどお答えしましたように、何とかやっぱりこの産廃税、もしくは新しい産廃税とかわる汚染土壌に対する課税ということでお願いをしたいということをお願いをしております。そのことの結果を見ながら、協力金というものを考えていかなければならないこともあり得るのかなとの思いでございまして、熊本県内に1カ所、2カ所しかないという、また九州の中でもまだ始まったばかりのこの汚染土壌のことでございますので、新しい企業として受け入れをするところ、あるいはまた事業所がどういったところから排出してくるのかというのは全く予想できない状況にあらうかと思っています。それに対応できるような、後追いにならないような県の対

応、また市の方の対応というのを考えていきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、もう最初が肝心だと思います。九州産廃も最初はミカンの皮から始まって、やっぱりそういう形で今はあれだけの大企業になっております。先ほどから申されますように、汚染土壌というのは改正されて、九州の中でも初めての九州産廃が搬入だと思います。そういうことも含めて、今後は4年間短縮、いろんな産廃の問題にもこれがやっぱりどんどんふえていくと、やっぱり九州産廃として営業的にも非常に素晴らしい手法等を得たという形になっておりますので、利益率もどんどん上がってくると思います。私もちょっと資料でいただきましたけれども、今はもう基金として全然九州産廃積み立てておりませんけれども、全然営業的に利益が下がっているわけではございません。

ですから、今度汚染土壌という形の中で、もうこの短期間で、言うなれば通常は協力金というのは、大体市に入ってくるのは、今、ほとんどの自治体が2年連続ですからもうほとんど2,000円です。最初が1,000円、2年目から2,000円ですけども、ほとんど、入ってきていますけど、全部2,000円です。ですから、どんどんふえていって、ことしは、22年度は3,669万円になります。ですから、今度新しくこの汚染土壌の事業によって、また九州産廃としては非常に営業的にもよくなってくるんじゃないかと思っております。

そのことによって、またいろんな、九州産廃の4年間短縮という問題にも絡んでくると思いますので、ここでもう本当に市長にはやっぱりトップとして、やっぱり菊池市はこの九州産廃の施設を、もうある面では負の遺産でございますので、それを持っている自治体としては、この汚染土壌については抑止力も含めて、やっぱりその産廃税とか、そういう形に、今度は民間同士のやりとりですから、私たちになかなか情報が入ってこないんですよ。私も山本次長に、もうとにかく言いましたけれども、もうきちんとした情報公開ができるようにしてくださいと、そういうお願いもしてきました。今後は福村市長も、もう市長として九州知事会、また熊本県知事も含めて、そういう汚染土壌についてのいろんな縛りを今からつくっていっただけのように申し入れをしていただきたいと思います。

私も地元の議員として、また今度は城議員、地元にも今度新しく当選されましたので、一緒になってとにかく九州産廃とのいろんな緊張感については頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は17日の午前10時から開きます。議案の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後3時26分

第 5 号

1 2 月 1 7 日

平成２２年第４回菊池市議会定例会

議事日程 第５号

平成２２年１２月１７日（金曜日）午前１０時開議

- 第１ 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決
- 第２ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第３ 議員の派遣について
- 第４ 委員会閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程

- 第１ 議案第１３７号 財産の取得について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第２ 報告第２２号及び報告第２３号
一括上程・報告
- 第３ 意見書案第７号 尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第４ 意見書案第８号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第２ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第３ 議員の派遣について
- 日程第４ 委員会閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程

- 追加日程第１ 議案第１３７号 財産の取得について
上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 報告第22号及び報告第23号

一括上程・報告

追加日程第3 意見書案第7号 尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第4 意見書案第8号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
総 務 審 議 員	高 田 早 苗 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前 9 時 5 8 分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第 1、決算特別委員会委員長より、議案第 88 号から議案第 99 号まで、12 議案について審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○決算特別委員長（隈部忠宗君） おはようございます。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

9 月定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第 88 号、平成 21 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 99 号、平成 21 年度菊池市水道事業会計決算の認定についてまでの 12 案件でございました。

9 月 30 日には、委員の皆さんと決算の意義と考え方や、審査において配慮すべき点などを確認をいたしました。あわせて、執行部の説明の要領についても統一したことになるよう協議を行ったところです。

審査は 10 月 4 日から 4 日間の予定で、執行部の説明を求めながら慎重に進めてまいりましたが、委員の指摘から、一般会計歳入歳出決算書の中で一部不備と思われる点があり、審査の延長を余儀なくされました。

11 月 19 日の本委員会で、歳入の商工使用料で調定額と収入未済額に訂正が生じたとの報告があり、ご承知のように、12 月定例会初日、本会議におきまして議案の訂正の承認があったところでございます。

この点につきましては、14 日の当委員会でも委員より議案の訂正に至ったことに対して、今後起こり得る問題かもしれない。担当課だけでなく、執行部としてどうとらえているのか、質問がありました。また、決算審査となると、予算は執行してしまったという風潮がありはしないか。そういうことがミスを引き起こしたり、

市民の税金という緊張感も薄れることになるのではないかという指摘もありました。

執行部からは、議案の訂正に関しては、事務処理上、間違っ理解していた点もあり、事務の習熟を図り、チェック体制を整え、事務の執行に当たるということでございました。また、予算の執行に当たりましては、使ってしまったということはない。市民の税金は正しく公平に、公正に効率よく執行しているが、そういう指摘が出ないように、庁内でも再度徹底していくとのことでございました。

それでは、各会計ごとに出されました主な質疑や意見を報告いたします。

まず、歳入の確保という観点から報告をいたしますが、市税、国保税等の収納状況について詳細な説明を受けました。

市税の最終的な収納率は97.49%、滞納繰り越し分は12.44%であり、不納欠損額は561名分、2,944万7,555円でございます。

国保税につきましては、収納率87.52%、滞納繰り越し分14.38%、不納欠損額201名分、3,162万8,999円でありました。

税は国民の義務であり、税負担の公平から収納率の向上は当然であります。執行部は差し押さえや公売など、法に基づいた事務を行っております。一方、夜間の相談窓口の開設や郵便局でのATMの利用など、納税者の方々との信頼関係の構築や納税しやすい環境づくりを基本に、税徴収事務を進めているとのことでございました。

保育料の収納については、私立保育園の収納率が公立よりよいこと、公立はコスト意識に欠けているのではないかなどの意見が出されました。コスト意識は十分自覚しながらやっているし、保育料についても私立との差を縮めるよう、さらに努力をしていくとのことでございました。

歳入合計の収入未済額30億9,143万4,170円についても詳細な報告がありました。経常収支比率が下がらないことについて質問があり、経常経費が下がらないことが原因と思われ、経常経費のうち自助努力ができる人件費と公債費については、今後計画的に検討していかなければならないとのことでした。

また、歳入の確保に伴う予算の執行につきましては、総合計画に沿った予算の編成と執行の見極め、評価のサイクルをつくり上げたいとのことでございました。

住宅使用料の収納状況についても、現年度収納率94.99%、収入未済額1,132万9,960円の報告がありました。毎年120名程度の入居希望があり、適切な入居の手続、使用料の収納等が望まれます。

水道使用料につきましても、現年度収納率は97.68%、未収額999万8,100円、過年度未収額572万8,130円ということでございました。

次に、歳出の各事業の主なものについて報告をいたします。

人事管理費につきまして、これは行政改革にも関連をいたしますが、平成２２年４月１日までに削減目標４８人を上回る９１名を削減したとのことでありました。

委員より、その分臨時職員等ふえているのではないか、また時間外手当等も増加しているのではないか、さらに職員の人事評価制度については、職員の意識が変わらないとうまくいかないのではないかなどの意見が出されました。

執行部より、国の制度で変わった分野で臨時職員等雇用する場合もあるが、削減した職員数の補充ということではない。また、選挙や国勢調査等で一時的に時間外手当が増加することはあるが、全体的には減額されてきているとのことでございました。人事評価につきましては、職員研修等でさらに改善していくとのことでございました。

地域づくり総合事業は、地域の祭りなどの地域の活性化のためには必要な事業であり、経済の冷え込みや少子・高齢化が著しい地域では地元負担だけでは運営できなくなっている。補助の継続や補助の割合についても課題とするよう要望がありました。

観光立国推進事業は、観光客の誘致を図る事業であり、経済波及効果も大きい。旅館組合などと連携して取り組み、あわせて空き屋・空き店舗活用事業もより推進してほしいという意見も出されました。

地籍調査につきましては、進捗率５５％ということでしたが、早期に調査が終わるよう要望が出されました。

教育費の中の拓志ゼミナール補助金は、高校生や先生が地元中学に無料で教えるための補助金であります。増額することや市内のほかの高校にも呼びかけるなど、地元の高校に進学してもらうよう取り組むべきではないかとの要望がございました。

後期高齢者医療特別会計では、はり・きゅう助成事業で、滞納があっても納付の意思があれば助成できないかという意見があり、国保でも同じ事業があり、他市町村の状況等も見ながら調整したいとのことでございました。

介護保険事業特別会計では、特に高齢者の方々が悪徳商法の被害に遭わないように、区長会、民生委員等と情報交換などを行いながら予防策を講じてほしいという要望がございました。

地域生活排水処理事業特別会計では、浄化槽の設置について、居住の人数ではなく、延べ床面積が基準となっており、負担が大きいとの意見が出されました。

執行部より、県等と協議しているが、基準緩和の改正ができるよう努力しているとのことでございました。

なお、決算審査に当たって、決算書に記載されている決算額と主要施策の成果に記載されている決算額に差があり、非常にわかりづらいという意見もございました。

執行部より、主要施策の成果に記載されている決算額は、その事業の全体額であるとの説明がありましたが、自治法に基づき決算書に添付していただく主要施策の記載内容につきましては、今後検討をお願いするものでございます。

最後に、２１年度予算につきましては、市長選もあり、骨格予算から始まり、国の経済対策も２度にわたり行われました。議決された予算がその目的と趣旨に添って適正に効率的に執行されたのか、またそれによって行政効果が発揮されたのか、市民生活に反映されたのか、それを審査するのが当委員会でした。執行部には、今後の行財政運営においてどのように改善工夫がなされるべきであるか、本委員会が出された意見等を十分反映していただくよう要望したところでございます。

当委員会に付託されました１２案件のうち、議案第８８号、平成２１年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、庁舎建設基金３億円については、事業内容も総事業費の規模も明確でない段階で、基金積み立ては認められないなどの反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

また、議案第８９号、平成２１年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、暮らしの実態、担税力に相応する税というあり方の問題から、承認できないとの反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第９１号、平成２１年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、年金から天引きされ、受ける医療も制限されるこの制度の問題点が解消されていない。自治体の事業のあり方にも疑問があり、承認できないとの反対討論があり、採決の結果、認定すべきものと決しました。

討論がなかった議案第９０号、議案第９２号、議案第９３号、議案第９４号、議案第９５号、議案第９６号、議案第９７号、議案第９８号、議案第９９号につきましては、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただき、認定いただきますようお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

ただいまの特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

東 英俊君。

[登壇]

○６番（東 英俊君） おはようございます。

ただいまの限部委員長の報告に対し、質疑をさせていただきます。

平成２１年度菊池市歳入歳出決算書の一般会計の歳出において、各項目の節１８備品購入費についてですが、私が計算したところ、備品購入費の予算現額の総額が

3億4,059万8,000円に対し、備品購入費の支出済額の総額、これが3億145万2,317円でありました。これをその前の年であります平成20年度の菊池市歳入歳出決算書と比べてみると、平成20年度においては備品購入費の予算現額の総額が8,441万5,000円、支出済額の総額が4,740万109円でありました。

ここで、備品購入費の支出済額の総額が平成20年度の4,740万109円が平成21年度に3億145万2,317円と大幅にふえていることで、改めて21年度の決算書を見てみると、小学校費、中学校費、この備品購入費がぐんとふえていることは、たしか国が景気対策の一環として実施した施策によるものであったろうと思われますが、委員会でどのような審議がなされたのか、お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 決算特別委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○決算特別委員長（隈部忠宗君） ただいま東 英俊議員から備品購入費についての質問がございました。備品購入費については、予算の審議のときに審議されておまして、当委員会では質問がございませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今、隈部委員長の、質疑がなかったと、審議がなかったということでございますが、じゃああともう一点だけ、平成21年度の本市における備品購入のあり方がどうであったのか、それと3億145万2,317円の備品購入費のうちの学校の電子黒板購入とかによる子どもや教育現場に与えた影響や成果がどのようなであったのか、委員会でどのように審議されたか、もし審議があったのであればお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 決算特別委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○決算特別委員長（隈部忠宗君） 東 英俊議員の質問にお答えをいたします。

備品購入費の効果については、質問がございませんでした。

ただ、平成21年度は、報告の中でもございましたように、2回にわたります国の国庫補助及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、小中学校ICT環境整備事業として、学校用のデジタルテレビ、ノートパソコン、電子黒板等の購入費が1億7,676万円や中学校の楽器購入費989万円等が主なものでございまして、その分が備品購入費として前年よりも増額されたものと思います。恐らく小中学校におきましては、この電子黒板、それからデジタルテレビとノート

パソコンを活用して、教育効果の上に非常に貢献しているものと思います。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

これから議案第 88 号から議案第 99 号までの 12 議案について討論を行います。
討論はありませんか。

東 裕人君。

〔登壇〕

○7 番（東 裕人君） おはようございます。

議案第 88 号、89 号、91 号に反対、不承認の討論を行います。

まず、議案第 88 号、平成 21 年度菊池市一般会計歳入歳出決算についてです。

不認定の主な理由として、4 月 28 日、臨時議会において専決処分で平成 21 年度に盛り込んだ 3 億円の庁舎建設基金積立金の問題を上げます。

この 3 億円の根拠は、これまでと変わりません。一方では、4 月 1 日の市長方針において基金の位置づけ、扱いが大きく変わろうとしています。そういう中での 3 億円の基金積み立ては認められません。

さらに、市長自身が市民世論を二分すると繰り返し述べるほど重大な新庁舎問題の極めて重要な構成部分である建設基金を年度をさかのぼって専決処分したこと自体、市長の政治的責任を含めて問われる問題であります。これは決算とはいえ、追認できません。

また、行き詰まった構造改革路線そのままの行政改革関連経費や定額給付金事業など、国の施策に対する無批判、検証なしの行政のあり方、同和関連事業のゆがみなどもあわせて挙げて、不承認の討論とします。

なお、委員会審議で指摘した決算処理、会計処理上の問題については、その後、執行部の調査と事務処理により、基本的には是正されたと判断しました。今回の教訓を踏まえ、今後のあり方として慎重さと正確さを改めて強く求めて、一般会計歳入歳出決算の不承認の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、平成 21 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。

これまで高過ぎる国保税について、繰り返し警鐘を鳴らしてきました。その後、執行部の認識も、高過ぎる、税負担の限界と変化してきましたが、税率据え置きという到達にとどまっています。その結果、市民の悲鳴の指標である収納率の低下は

改善されないままであります。率直に言って、手が遅いというのが実感であります。深刻な暮らしの実態、担税力にふさわしい税というあり方の問題から決算を検証した結果、承認することはできないと判断をしました。

審議の中で、来年度は賦課について検討したい旨の答弁がありましたが、真剣で速やかな検討を求めて、討論とします。

次に、議案第91号、平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてです。

75歳以上の高齢者が亡くなるまで、少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療さえ制限される、この制度そのものの問題点が解消されたわけではありません。また、当事者である75歳以上の高齢者の意見を反映する仕組みを持たない広域連合の事業そのもの、自治体の事業のあり方そのものにも疑問があり、決算としてもその事業は認められないので不承認としたい。

以上、議案第88号、89号、91号についての不承認の討論とします。

○議長（山瀬義也君） ただいま原案の反対者の討論であります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第88号、議案第89号、議案第91号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第90号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、以上の9案件について、特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、以上9案件については特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第88号、議案第89号、議案第91号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第88号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第 88 号は認定することに決定しました。

次に、議案第 89 号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第 89 号は認定することに決定しました。

次に、議案第 91 号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第 91 号は認定することに決定しました。



日程第 2 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 2、去る 12 月 7 日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第 118 号から議案第 135 号まで、並びに請願第 2 号、請願第 3 号、陳情第 5 号、陳情第 6 号の 22 案件、並びに継続審査の案件の陳情第 4 号について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例 2 件、補正予算 1 件、議決案件 1 件、陳情 1 件と継続審査となっておりました陳情 1 件の 6 案件でございました。その審査の経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第 119 号、行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。上位法律の条項を引用している菊池市行政手続条例を初め、七つの条例の一部改正が未整備であったため、提案されたものであります。

次に、議案第 120 号、菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、行政財

産の貸付料算定基準を規定するため条例の一部を改正するもので、庁舎等の空きスペースを地方公共団体以外のものに長期的、また安定的に貸し付けることができるようになるものであります。

委員より、本庁舎建設の時期も定かでない中、また職員の配置や支所機能の充実等を考えた場合、問題が出てくるのではないかという質問があり、執行部から、本庁舎を建設することと、その後は総合支所が支所になるということは既に確認事項であり、そのように進めているとのことでした。

また、現在、泗水総合支所と七城総合支所の一部を貸し付けている根拠について質疑があり、菊池市行政財産使用料条例で許可し、使用料として受け入れているが、改正後は貸付料に変わるとのことでした。

次に、平成22年度菊池市一般会計補正予算の付託分の主なもので、債務負担行為補正の光ブロードバンド整備負担金2億3,000万円について、市内で未整備の水源・龍門地区の整備を平成23年度までに完成させるためのものですが、委員より、これまでの状況から入札に応札できるのは1社だけであり公平感に欠ける。目標加入率を上回る加入があった場合は減額するぐらいの条件をつけてもよいのではないか。そうでないと、独占企業の言いなりになってしまうのではないかなどの意見が出されました。

執行部から、今回の光ブロードバンド整備負担金が少しでも減額できるよう交渉していくとのことでした。

次に、議案第135号、菊池市土地開発公社定款の一部を変更する定款については、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正により、造成した土地について事業用借地権を設定し、長期リースが可能となるように定款の一部を変更するものです。経営環境の変化により、企業の土地購入の需要が低下し、土地の賃貸を条件とした企業の進出が多くなってきたことに対応できるとの説明がありました。

以上、四つの案件につきましては、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳情第6号、尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求めることについての協力依頼につきましても、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、閉会中の継続審査案件でもありました陳情第4号、地元中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書につきましては、執行部からも聞き取りをしながら慎重に審議してまいりました。

委員より出されました主な意見は、予定価格の公表が高い落札率につながっているのではないか。中小企業基本条例が隠れみのになって、隣接の山鹿や合志より落札率が高過ぎはしないか、もっと下げるべきである。耐震工事のように建築工事が

ふえ、土木工事が少ない中で、土木業者も建築がとりたい流れの中で、電機工事も建築から離せるものは離して回してほしいという気持ちはわかる。陳情の中身をよく見ると、これを採択することが、ある意味では執行権の侵害になる越権行為になりはしないかと思う。現況として、陳情の中身に沿うようにやっているなら、否決や継続でなく、なお努力しようということではよくはないかというものであります。

委員より、中小企業振興基本条例第4条2第1項にある市の発注する工事、委託業務、物品購入等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争、適正な入札をやってほしいという意見も聞いた。議会も踏み込んで取り組む時期ではないかという賛成討論がありました。

一方、この陳情書は電気工事業協同組合の組合長の署名はなく、電気工事業協同組合全体の意見ではない。菊池市中小企業振興基本条例第4条の2第1項に、中小企業者の受注機会の増大に努めることとあり、議会として地元でできる仕事はできるだけ地元でということだったが、それをさらに今回の陳情項目ということであれば、執行権の侵害に抵触する恐れもあり、法的な根拠を踏まえつつ検討すべき。また、中小企業振興基本条例に対する再度の見直しということであれば、施行以来2年を経過しているので、議員提案で条例改正に向かうのが議会本来の姿である。また、一般競争になることは中小企業振興基本条例の根幹を揺るがすものであるので、慎重に審議すべきである。さらに、具体的な施策に掲げてある事項は、中小企業振興基本条例に基づき執行部が適切に取り組むべき事項であり、既に執行部は適切に行っているもので、議会に上がってくるべき陳情ではないなどの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

議員におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） おはようございます。

福祉厚生常任委員会委員長報告を行います。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託された案件について、現地調査も踏まえ、2日間の慎重審議を行いました。その経過と結果についてご報告いたします。

議案第121号、菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、この条例改正で改善となるのかとの質疑があり、上位法の改正により変更するものであるとの答弁がありました。

議案第122号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定

については、菊池市隈府小学校区児童育成クラブの施設の開設に伴う条例改正であります。サービスの公平性と安全面から、運営についての意見が数多く出され、検討する旨の答弁がありました。

議案第125号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第12号）のうち、福祉厚生常任委員会にかかわる部分について、主な質疑、答弁を報告いたします。

養護老人ホームについては、調理業務の債務負担について4月から8月までの5カ月間にする旨の説明があり、その後どうするのかとの質疑がありました。あとは、民間同士の問題であり、市としては立ち入れないとの答弁がありました。

また、こすもす荘の非常勤職員の引き継ぎのために増額された予算について、業務内容と単価について質疑があり、労働条件等から考えると、見直すべきところは見直すべきであるとの意見も出されました。

民生費、生活保護費について、実態はどうなっているかの質疑があり、11月現在で281件、ここ数年は毎年約30件ずつふえているとの報告がありました。

また、ケースワーカーの訪問活動等により不適切な事例が1～2件見つかり、指導しているとの説明もありました。

衛生費、保健衛生費、環境対策費、環境整備基金積立金3,668万9,000円について、使途について質疑があり、施設周辺などの環境整備などがあるが、現在のところ使っていないとの答弁がありました。

また、調定委任契約委託料について、ごみ行政の一本化への展望はあるのか。また、現在、問題解決に向け、障がいの一つずつ超えていく過程にあると言えるかとの質疑に、執行部からは、展望はあるとの答弁がありました。また、市長からは、将来の全域加入を目指し頑張っていきたいとの答弁がありました。

じん芥処理施設費修繕料775万円については、エコヴィレッジ旭の乾燥機の修繕料であり、当初予算9,861万9,000円に追加するものです。高過ぎるとの意見が出され、現地調査を行いました。

議案第126号、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、なぜ今減額補正なのか、課税の時期、調停はどれかなど、質疑があり、例年3月補正であった。本来、9月補正すべきであるが、今回上程したとの説明でした。また、収納見込みについては、現在のところ86.2%であるとの報告がありました。

議案第127号、平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については説明にとどまりました。

議案第133号、調停の申立てについては、補正予算での論議を踏まえ、調停に勝てる見込みはあるのかとの質疑があり、負けることは想定していないとの答弁が

ありました。

議案第 1 3 4 号、公の施設の指定管理者の指定については、議案第 1 2 2 号に関連するもので、菊池市隈府小学校区児童育成クラブの指定管理者の指定です。代表等についての質疑があり、まだ決まっていないとの答弁がありました。

以上、7 案件については、討論もなく、全会一致で可決されました。

請願第 2 号、九州産廃株式会社との環境保全協定書並びに環境保全協定の一部変更協定書の履行に関する請願については、請願者が出席し、趣旨説明を行いました。

1 3 項目の見解、行政の責任、住民の意思統一等が質疑され、1 3 項目については、あくまで努力目標であること、行政の責任とは、菊池市だけではなく、国も県もという意味である。住民の意思としては、産廃の延命は許さず、あくまで廃業をとの見解が示されました。

賛成討論があり、採決の結果、全会一致で採択されました。

請願第 3 号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願についても、請願者が出席し、趣旨説明を行いました。

請願の趣旨について質疑があり、政府が進めようとしている保育制度改悪に反対し、あくまで現行保育制度の拡充を求めることが主眼であるとの説明でした。

採決の結果、全会一致で採択されました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についての報告です。

議員各位におかれましては、速やかに賛同いただきますようお願いして、委員長報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 経済建設常任委員長報告、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件 3 件、予算案件 6 件、陳情 1 件です。

初めに、議案第 1 1 8 号、菊池市観光情報発信施設条例の制定については、菊池溪谷の売店を森林林業振興会より買い受け、本市の観光情報の発信施設とするとともに、管理を指定管理者に行わせるための条例の制定であります。

委員より、年間 3 2 万人もの観光客が訪れる菊池溪谷は、本市の観光振興の中心的役割を果たすものであり、売店の買い受けには賛成であるが、既存の建物の改修に対し、環境省のさまざまな規制で改修ができないようなら、売店や観光発信施設としての役割を果たせない。スムーズな業務の引き継ぎと健全な売店運営ができる

よう、環境省と十分な協議をしてもらいたいとの意見でありました。

次に、議案第１２５号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第１２号）について、主なものは、土木費の道路橋梁費１，５００万円は、妻越泗水線の測量設計委託料であります。

次に、議案第１２８号、平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）については、ほとんどが旭志北部簡易水道事業に係る実施設計委託料であります。

次に、議案第１２９号、平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、議案第１３０号、平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、議案第１３１号、平成２２年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第１３２号、平成２２年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてですが、このほとんどが維持管理費の減額及び増額であります。

以上の議案及び第１２３号、菊池市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１２４号、菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、採決の結果、全員一致で可決いたしました。

最後に、陳情第５号、要望書についてですが、委員より、熊本県畜産流通センター新工場は現在建設中であり、固定資産税の額は定まっていない。また、株式の増資についても、他の８名の株主の出資も変更されることが予想される中で、議論するには情報が乏しく、不確定な要素が多い。

以上のことから、採決の結果、賛成多数で継続審査となりました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同賜りますようよろしくお願い申しまして、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、継続審査案件の陳情第４号について、樋口正博君から、会議規則第１０１条第２項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

樋口正博君。

[登壇]

○１１番（樋口正博君） 議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

少数意見報告書。平成２２年１２月１３日、総務文教常任委員会において留保した少数意見を下記のとおり、会議規則第１０１条第２項の規定により報告をいたします。

議案番号、陳情第４号。

件名、地元中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書。

意見の要旨。

1点目。この陳情書は、建設業協会、電気工事業協同組合等、公の機関である組合長の署名押印はなく、電気工事業協同組合全体の陳情ではないと思われること。

2点目。菊池市中小企業振興基本条例では、中小企業者の受注機会の増大に努めることとあり、これまでも議会として地元で対応が可能なものはできるだけ地元という意見を出しており、それをさらに今回の陳情項目であれば、執行権の侵害及び独占禁止法に抵触する恐れもあり、法的な根拠を踏まえつつ検討すべきであること。

3点目。中小企業振興基本条例の見直しということであれば、議員提案で条例改正を検討するのが議会本来の姿であること。

4点目。具体的施策を実現できるように、一般競争入札を行うべしとの意見も出たが、中小企業振興基本条例制定における基本理念の根幹を揺るがすものになることも考えられること。

5点目。陳情書に挙げている具体的な施策は、中小企業振興基本条例に基づき執行部が取り組むことであり、既に執行部は適正に行っているもので、議会に上がってくるべき陳情ではない。

以上、5点の点から少数意見の留保を報告させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、委員長報告及び少数意見の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告及び少数意見の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 総務文教委員長にお尋ねをいたします。

今、少数意見を述べられて、全くそのとおりだと思いますけども、ただ1点、この陳情書に対して執行部の説明があったかと思います。それで、この陳情書の中で具体的施策として、1、2、3、4、5と番号が打ってあります。そのことについても、当然執行部は子細な説明があったかと思います。そういう経緯がもしわかったら、執行部の話も踏まえまして、どのようなことで結論になられたかということですね。

それからもう一つ、多分、私も勉強したから、当然執行部の方も挙げてまいりましたでしょうけども、建設業法というのがございますですね。これはきちっと国交省が定めた建設業法という制度があるわけなんです。それをあたかも破って、そのようなことが執行部にできないような陳情書を議会の、先ほど少数意見でも言わ

れましたけども、執行権に携わるような議決が、果たしてどのぐらい真剣な審議があったのか。私どもは、やはり市民の代表として、議会議員としてやっております。当然法は守らなければならない。いかなることがありましても、議員、それぞれの代表ではありますけども、やっぱりその辺の審議が十分あったのかないのかを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 境議員の質問にお答えいたします。

報告というようなことでございましたので、執行部の説明はおよそ割愛して報告をいたしました。どういう報告が、説明があったかということでございますので、非常に長い説明でございますが、いかがいたしましょうか。あらましで結構でございますか。

[「はい。この４項目についてはいかなような報告があったかだけでも結構です」と呼ぶ者あり]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） それぞれに事務方の方から、このようなことは既に行っておりますというような説明がございました。

具体的に言いますと、名前の挙がった業者さんに指名の機会も与え、現実問題として仕事も請け負っておられますと、これが１点であります。

あと、委員の皆さんの中に、入札の結果については一般公開されておりますけれども、そこに至るまでの経過がやや不透明であるというようなことで、疑念を持つ方もおられるということで、その件につきまして指名願から入札に至るまでの経過について詳しく事務方の方より説明がございました。

私ども委員としましては、審議する中でそのことがわかりませんとなかなか審議ができないということで行ったものであります。その中で、指名願は市内で１５０社、市外から１，５００社、２月から３月末日まであるそうでございます。それをランク別、業種別により分け、４月一月かかって整理をするそうでございます。その後、各工事といいますか、そういうものに、各施工にあわせまして業者を選定していくと、このような説明があったわけであります。

委員の中から、そういうことに関しまして、事後でもいいから議事録の公開あたりはできないかというような話も出たものであります。

それから、境議員質問の建設業法ということも話題になったわけでもありますけれども、その２８でしたか、２６でしたか、業種、工種といいますか、そのことについても説明を受けました。それは建設業法なのか、建築業法なのか、説明が錯綜した部分もございまして確認をいたしました。一覧表を委員の方々いただきましたの

で、そのとおりであろうかと思います。

その中で、あいまいさはないかというような思いも述べられた委員もあったと思いますけれども、どこで線引きをするかということでございます。ランクにしましても、県のランクを市としては準用しているというような説明がございました。はっきりした法なのか、その辺の論議は十分あったかといいますと、なかったと思います。ございませんでした。経過の報告をいたします。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） この、やはり我々地方議会ちゅうのは、私も少し長く議員はやっておりますけども、やはり執行部に与えた権限と議会議員に与えた権限と、議会と委員会とあると思うんですね。それで、いろんな場が与えられてはおります。ですから、この前もありましたように、請願は国民に与えられた権利、また陳情書もそうでしょう、要望書もそうでしょう。なおかつ慎重にいかなければ、できるだけ原則的にやらなければ、一部の代表の団体の意見を通せば、菊池市全体に迷惑をかけるというような思いもあるわけですね。ですから、その陳情書自体も、先ほど少数意見にあったように、大変慎重に扱わなければならなかったと私は思うわけです。これは電気業協同組合と組合長さんの名前によって、いかなることで原則がこうだから、このような事情と、またこの入札制度や執行権、予算権については、みんなこれは行政にしかないんですね。

ですから、そのような審議をやった上で賛成多数になるだろうと思いますけども、果たしてそのような意見が委員会の中でどれだけ執行部からお話があり、それが理解でき、それでやったとは思いうんです。ですから、これ反対意見も述べますけども、そういうことがもしできましたら、この陳情の取り扱いは個人個人だったのか、あるいは何名か書かれている人の団体と見なして採択したのか採択しなかったか、そういう意見があったかないかもちょっと一つだけ、もう一つだけ聞かせてください。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 請願の扱いでございますが、議員おっしゃるとおり、おかしくはないかという意見も出ました。しかし、何よりも請願権を重視したと。書式が整っておったので。

[「これ、陳情」と呼ぶ者あり]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 失礼しました、陳情でございます。陳情ですが、請願と似たような扱いをするということ。

〔「違います、請願とは全く違います」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（森 清孝君） いえいえ、ちょっと、そういう審議をしたという事で申しますので、いいか悪いかはまた別でございます。そういうことで、取り扱ったという事でございます。

確かに、おかしくはないかというような意見も出たことは事実であります。しかし、テープを起こしたのを見てみますと、請願と同じようなことで書式が整っておったと、こういう事でございまして、審議をしまいったものでございます。

それから、組合としての陳情ではないではないかという質問も出たわけでありまして、たしか業者さんたちは8社か9社。1社が廃業されて8社、そのうち7社が出るとというような話も出たわけであります。

それからもう一つは、何でしたっけ。

〔「まあ、いいですよ。大体わかりました」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（森 清孝君） これでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（森 清孝君） じゃあ、まあそういうことで、それらも踏まえた中の審議がなされたと、こういう事でございますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 境 和則君。

〔登壇〕

○22番（境 和則君） 委員長の報告の中に、一般競争も辞さないというような意見があったかと、ちょっと報告を受けましたけども、そういう意見が出て、一般競争も辞さないという意見があったのかないのかを念のためお知らせをください。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

〔登壇〕

○総務文教常任委員長（森 清孝君） お答えします。

高い落札率というような話から、一般競争入札にした方がいいんじゃないかととれるような意見は出ました。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

東 裕人君。

〔登壇〕

○7番（東 裕人君） ただいまの陳情第4号について、総務文教常任委員長にお尋ねをします。

この問題で、賛成の方の意見も反対の方の意見も聞いてみて、それぞれ検討に値するものもあるし、違うんじゃないかなと思うところもあるわけです。そうは言っ

でも、きょう賛否を問われるわけで、その賛否については皆さんの議論も聞いた上で最終的に判断したいと思いますが、その前段としてちょっと幾つか気になったところをお尋ねしたいと思います。

まず、委員長報告でも少数意見報告でもありました独禁法に抵触する恐れがあるという議論があったとか、そういう意見もありましたが、じゃあこの出された陳情の5項目のどれを指しているのかなと。

それから、1社2業種で受注機会拡大というふうにこの項目にはありますが、1社2業種で果たして受注機会が拡大されると言えるかどうかという議論があったのか。

それから、大本の条例ですね、中小企業振興基本条例の理解の問題で、この条例はあくまで入札条例ではなくて地域産業政策だというのは、もうこの条例の根本問題ですけれども、この条例の理解、解釈の問題で議論があったのかどうか、この3点あたり、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 東議員の質問にお答えいたします。

三つだったと思いますが、まずわかりやすいものから、受注の拡大というような、1社2業種のことですね、それにつきましては事務方の方から1社2業種にしますと、いいようでもあり、諸刃の刃ですよと。乗り入れるかわりに乗り込まれますよというような説明がございました。ですから、簡単にはいきませんよということでもあります。

二つ目、どこが独禁法かということにつきましては、具体的に1から5の中のどれということではありませんけれども、通してそうなるのではないかというような意見であったと思います。

三つ目。

[「条例の理解の」と呼ぶ者あり]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 条例につきましては、少数意見の方でも述べられましたように、具体的に1条から7条まで挙げて議論したわけではございません。ただ、4条の1項、2項、この辺が採択したいと思われる委員の方は、公平性、透明性というのが前提にあるのではないかという思い、採択すべきではないという方は中小企業を振興するという思いであったというふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） わかりました。

じゃあ、もう一点ですね。これが可決をされた場合に、与える影響とか及ぼす変化とか、そこら辺についての議論があったのかなと。もう可決されて、要は入札制度改革の流れの中なんでしょうけれども、大きな変化を与えるのは間違いないと思いますが、それがどういう影響を与えるのかとか、そこら辺の議論があったのかどうか。あったのであれば、その中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） そこまでの議論はございませんでした。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、陳情第5号は継続審査です。これから陳情第5号及び継続審査案件の陳情第4号を除き、議案第118号から議案第135号まで、及び請願第2号、請願第3号、陳情第6号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の討論から。

怒留湯健蓉さん。

[「賛成です」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 賛成ですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） では、賛成の討論を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 私は請願の2号について賛成討論をいたします。

請願の2号、九州産廃株式会社との環境保全協定書並びに環境保全協定の一部変更協定書の履行に関する請願に対し、これを採択すべきものとして討論をいたします。

九州産廃がさまざまな背景を持って当該地に進出をして約30年が経過いたしました。地元を中心とした前菊池市との紛争の歴史も、およそその30年という長い時間が重なります。その間、菊池川水系の住民自治体から懸念の意が示され続けています。また、近隣自治体からも、さらには全国的にも産廃の紛争地域という不名

誉な認識を払拭できずにいます。これらのことは、本市の行政運営及び執行に多大な負の影響をもたらしていることは今さら言うまでもありません。

このような状況下において、地元の総意に沿った1日も早い解決策として、苦難の末、いわゆる4年前倒しの埋め立て終了を約束した環境保全協定の一部変更協定書が熊本県の立ち会いのもと締結されました。これによって、議会の議決のもとに事務は進められておりましたが、執行部よりたびたび報告、説明が行われたように、09年11月、九州産廃が突然、いわゆる白紙撤回を言い立てるようになりました。この九州産廃の一方的な主張におけるその非合理性、理不尽性は、法の解釈に立った熊本県の見解及び顧問弁護士の説明でも明らかにされていますので、ここで改めて言うまでもありません。

したがって、大事なことは、九州産廃の主張する非合理性、理不尽性を退け、議会、執行部一丸となり、この請願に示されている地元の悲願に答え、解決への揺るぎない道筋を取り戻すことだと思います。

次に、請願を採択する意義を述べ、賛成討論の根拠といたします。

最初に、1番目に、地元一枚岩統一への評価です。これまで諸般の事情で地元一枚岩への統一が困難であったと聞いておりますが、このたびそれがなし遂げられ、請願4団体がそれを代表しておられること、これは問題解決への極めて重要な進展であると考えられます。

2番目に、これまで言われてきた地元特有の複雑な事情が整理され、このたび純粋な住民運動として請願されていること。

三つ目に、地元議員と言われるお三人の方が請願の願うところをもって、そろって紹介議員となられていること。これはこれまでの経緯からしても、本会議として配慮に値するものと考えられます。

4番目に、委員会における請願者の説明はほぼ完璧であり、また一部分は紹介議員よりも補足があったところですが、それらを通して総じて言えることは、請願の内容にその歴史的背景や問題の本質がきっちりとらえられているということ。

5番目に、九州産廃の唐突な白紙撤回表明から1年余り、請願の採択は現状のこの膠着状態をクリアする重要な材料となること。

6番目に、請願を採択することは、白紙撤回に対する調停の申し立ての大きなバックアップになること。

それから7番目に、環境保全組合との関係においては、産廃問題の早期解決が全市加入の条件であること。

8番目に、産廃の積立金を含む環境整備基金については、委員長の報告にありましたが、埋め立て終了、閉鎖までは地元に限った使い方をしないこと、これは地元

の総意であることが委員会の中で請願者と紹介議員から明確に表明され、委員会としてこれを確認したこと。

それから９番目に、請願項目の、これも委員長の報告にありましたが、３項目めの行政の責任とは、菊池市のみを指すものではなく、協定及び覚書及び要綱等の当事者である熊本県をも指すことはもとより、香川県豊島の産廃問題を事例に挙げて、請願者から国の法律である廃掃法の趣旨に照らせば国の関与もまた当然であるとの認識が示され、その認識に基づいて請願に書かれている行政の責任とは、国、県、市を包含した公的責任全体を指すものであることが委員会の中で紹介議員から明確に表明され、委員会としてこれを確認したことなどが請願を採択すべき根拠として挙げられると考えます。

私は以上の考えを述べて、議会としても産廃問題の停滞なき解決のために寄与できますことを願い、議場の先輩、同僚各位にご賛同をお願いして、賛成討論いたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第１１８号、議案第１１９号、議案第１２０号、議案第１２１号、議案第１２２号、議案第１２３号、議案第１２４号、議案第１２５号、議案第１２６号、議案第１２７号、議案第１２８号、議案第１２９号、議案第１３０号、議案第１３１号、議案第１３２号、議案第１３３号、議案第１３４号、議案第１３５号、請願第２号、請願第３号、陳情第６号、以上の２１案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり可決、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、以上２１案件については各常任委員長の報告どおり可決、採択することに決定しました。

次に、継続審査案件の陳情第４号、地元中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の方から発言を許します。

境 和則君。

〔登壇〕

○２２番（境 和則君） 反対討論を行います。

この陳情書におかれましては、やはりこの議会が率先して賛成に回るべきではな

だと思いますし、もしそのような格好になったといたしましても、執行部の指名権、予算権に非常に害を及ぼす、できないような陳情書であろうと思います。ですから、今後ともこの陳情書の中に、何か具体的施策として1、2、3、4、5あるのを一つ一つとりましても、みんな現状では実際やっておられるわけです。

そのようなことからして、また委員会の中では入札率が高いということで一般競争入札という言葉もあつたようでございますが、そうするとこの中小企業条例に全く相反するようなことに感じております。ぜひ議員の皆さん方は慎重にお考えいただき、否決されるようお願いを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 賛成討論を申し上げたいと思います。

地元中小企業発注の機会の拡大を求める陳情というようなことであります。それぞれ、今、あつておりましたように、私はこの中小企業基本条例にのっとり、これは地元企業の育成を図らにゃいかんというのが基本であろうと思い、皆さん方もそういうことであろうと思います。選挙のときは、非常に皆さんがみんなで中小企業を育成します、皆さんの雇用の場をつくりますということですずっと言われておりますけど、何かこの陳情に対しては、非常に独禁法に抵触しやせんとか、執行権の越権行為じゃなかかというようなことで非常に心配されておりますけど、皆さん方は、私もその企業の一員ですけど、1回に太った人はおらんわけですよ。やっぱりこつこつ努力をしながら、自分のやっぱり仕事を専業としながら、そして市の入札に参加していくというふうなことであります。

そのようなことを考えますと、中小企業条例の第4項目の市の発注する工事の業務委託、物品の購入に当たっては、予算の適切な執行、透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の発注拡大に努めることというふうなことで、りっぱに、皆さんでつくった条例ですから、これをいかにもその条例が悪いというようなことも言われるような人もおられるけど、みんなで、市も一緒になってつくって、そして弁護士の先生方も入れて、これでよかろうということでありました。市長も、地元の人がとったらいいというようなことを常々言ってもらっておりますし、石原総務部長につきましては、これにやっぱり私は神明に誓って、私は努力しますということも言われておりますし、そういうことは何もこれで執行権を侵害するようなことはないわけですよ。

だから、私は今の状況を見て、この厳しい経済情勢を見て、一人でも菊池市の市民がやっぱり仕事につけるように、そして市民が、この人たちが一生懸命努力され

て税金を払っていただくようにせんと、税収はない、入札方式はできないということであれば、だれをどうして菊池の人が仕事をとりますか。そういうことを考えると、皆さんがいつも言われるように、地元育成というようなことが全くこれ反対、逆行するわけです。

だから、法律の云々、独禁法がどこにひっかかるというようなことがありますか。ここ、書いてありますよ、独禁法というのはいろいろ、そんなもん占領することができないと、これ何の占領も何もせんわけですから、だから皆さんが一生懸命できないから、やっぱり議会の皆さん、どうぞ後押しをしてくださいということですから、皆さんが陳情を取り上げてですたい、やっていくのが私は一つの中小企業条例に基づいた地元育成だと思います。そのような観点から、賛成をさせていただきます。どうぞ皆さん方全員でこれを取り上げていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 次は、原案に反対者の発言を許します。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 反対の討論をさせていただきます。

今、北田議員さんからお話がありましたが、我々の委員会としても委員全員が一致していたのは、地元の企業をできるだけ育成するように、そのことはちゃんとやりなさいと。ただ、この陳情書に書いてある第4条第2項の1、先ほどから出ておりますが、市の発注する工事ということについては、多くの自治体の中小企業振興基本条例を見ますが、ここまで踏み込んであるところは非常に珍しい。それは前北田議長を中心として、やるんだったら徹底してやりなさいということで、法的判断も踏まえ、ぎりぎりのところでここまで踏み込んでいる。

ただ、これにプラス今回の陳情書の案件、中をプラスすることが、先ほど言われましたが、果たして我々立法権ありますが、司法判断を正式には仰いでいない。そうであれば、正式な形で弁護士等に相談をして司法の判断を仰いだ後、なおかつその決定が出た後でも遅くはないじゃないかという意味合いでやっております。さらには、これは条例であります、これプラス、発言中ですから、それプラス国には上位法がありますので、その上位法との兼ね合いも踏まえながら、我々は慎重に判断すべきという観点で反対の討論をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論は、次は賛成の方から発言をお願いします。

森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 私は今回のこの地元の中小企業の受注機会の拡大を求める陳

情につきまして、賛成の方の立場で討論をさせていただきます。

この議会にお願いというような形で上げられたこの業者の皆さん方の心の、胸の内といいますのが、この陳情を出されておるのが7月27日です。そして、8月3日に、今まで電機工事の中に一度も指名に入っていなかった業者が多額の落札を行ったというような、そういった不安から議会へのお願いというような形でこの陳情が上がってきたというふうにとらえております。今回の8業者の皆さん方、やはりそういったところに不安を抱いて、議会にお願いしたいというのが本音ではなかろうかというふうに思っております。

2点目としましては、やはり今出てきておりますこの菊池市でつくりました中小企業の振興基本条例の中の第4条の2の1の中にうたっておりますように、やはり適切な透明性のある入札、競争入札をやっていただきたいという願いでありまして、やはりちょうど9月の議会、総務委員会の方に付託されまして、今まで3カ月間の継続審議の中で、やはり慎重にやっていかんやいかんというような思いから、何度かこういった協議をやってきております。やはりその期間の中に、今まで氷川町あたりの入札の妨害問題だとか、やはりいろんな問題が新聞に記載されておまして、そういった中にやはりぴしっとした透明性のある入札を菊池市にやってほしいというのが願いだらうというふうに思いますし、またこの陳情が出た中に、議員の皆さん方にも多分配付されておると思います、私にも送ってまいりましたが、怪文書的な問題が流れてまいっております。そういった中にも、やはり菊池市の正当性を示すようなことを願った文書でありまして、中には一部の議員の名前も入ってあったということで、やはりそういうようなことが書いてあるということになりますと、やはり火の気のないところには煙も立たないというふうに一般の人はとらえるわけがありますので、やはりそういったこと、二度とあってはならないというようなことで、やはりこういった菊池市議会としましては透明性のある入札の方式というようなことを願って、やはり議員の皆さん方もこのところを十分理解をしていただきたい。私はそういった思いからこの陳情に対しましては賛成の立場から、そういった思いで賛成の討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 先ほど質疑でも若干触れましたが、双方、なるほどなと思うんですね、聞いていても。どちらもいいところもあるし、悪いところもあるというふうに思っています。要は、この問題はまだ私は賛否をとる段階にはない、もうちょっと審議すべきだということを感じました。その立場で反対討論をします。

先ほども質疑でお聞きしましたが、この５項目のどれが独禁法に抵触する恐れがあるのか。１社２業種にして、果たして受注機会が拡大されるのか。工事の業種区分変更が上位法との関係で可能なのかなどなのか、委員会の様子やきょうのいろんな議論を聞いてもまだはつきりしません。まだまだ審議不十分というのが私の実感であります。

そういう状況下で、仮に可決をされると、きょうこの場でこれまで議論されてきた入札制度改革が一定の方向に方向づけられやしないかと、それはよろしくないと思います。議会と執行部の議論や合意形成のプロセスを経ないと、今後、行政も業界も混乱を生じ、困難が生じてしまいかねないと思っています。

この陳情の中身、陳情書の思いは十分理解しますし、わかりますが、まだ今入札制度改革の議論の途上であり、また中小企業振興基本条例も地域産業政策にふさわしいものに練り上げていく過程にあるので、この現時点はこの陳情を採択すべきではないと判断して反対をします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。陳情第４号については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。したがって、陳情第４号は不採択とすることに決定しました。

日程第３ 議員の派遣について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第３、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第１６０条の規定により、お手元に配付しているとおりです。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

日程第４ 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 日程第４、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議

題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 陳情第5号 要望書について
- 2 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から、所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおりに申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第1 議案第137号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、議案第137号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 大変お疲れさまでございます。ただいま上程されました議案第137号、財産の取得についてご説明申し上げます。

今回購入いたします用地は、泗水町吉富の国有地であります旧菊池営林署苗畑事業所跡地を朝日東団地の建てかえ用地及び富の原公園用地などに活用するため、条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

内容の詳細につきましては総務部長にいたさせますので、議員各位におかれましては、この議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

議案第137号、財産の取得について。

本市は次のとおり土地を買収したいので議会の議決を求める。平成22年12月17日提出。

1、土地の表示。

（1）所在地。菊池市泗水町吉富字黒木317番4。面積5万1,035.49平方メートル。地目、畑。

（2）所在地。菊池市泗水町吉富字黒木317番5。面積4,222.45平方メートル。地目、宅地。

（3）所在地。菊池市泗水町吉富字黒木325番1。面積384.17平方メートル。地目、畑。面積合計5万5,642.11平方メートル。

2、取得予定価格。1億5,579万円。

3、取得の目的。泗水地区におきます社会資本整備総合交付金事業に係る市営朝日東団地建てかえ用地、富の原公園用地、道路用地等のため。

4、取得の相手方。熊本市京町本丁2番7号、九州森林管理局局長、沖 修司。

提案理由でございます。菊池市議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があることからお願いするものでございます。

以上、議案の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第137号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第137号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。



追加日程第2 報告第22号及び報告第23号一括上程・報告

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第2、報告第22号及び報告第23号の2件について一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 議案の3ページをお願いいたします。

報告第22号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

あけていただきまして、4ページをお願いいたします。

専決第17号、専決処分書でございます。車両事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成22年12月8日付で専決処分をいたしましたので報告するものです。

1、事故発生日。平成22年9月16日木曜日。

2、相手方。記載のとおりでございます。

3、事故の概要。業務のため、市道古川原本村線を走行中、菊池溪谷温泉岩蔵の前に駐車してあった相手方車両が方向指示器による合図をせずに急発進してきたため当方車両助手席側に衝突し、助手席側のドア及び相手方前方に損害が生じたものである。よって、過失割合により損害額を負担するものです。

4、損害賠償の額。3万2,073円。

5、決定事項。本件事故に係る一切の損害賠償として上記の金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないものとする。

以上でございます。

次に、続きまして5ページをお願いいたします。

報告第23号、専決処分の報告について。

あけていただきまして、7ページをお願いいたします。

専決第18号、専決処分書です。介護事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成22年12月9日付で専決処分いたしましたので報告するものです。

1、事故発生日。平成22年6月30日水曜日。

2、相手方。記載のとおりでございます。

3、事故の概要。菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘入所者を入浴介助のため居住棟北館1階の居室から移動用ストレッチャーで管理本館1階浴室前まで移動させた際、ストレッチャーから転落させ、損害を与えたものです。

4、損害賠償の額。28万772円。

5、決定事項。記載のとおりでございます。

以上、専決処分の報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、報告を終わります。

報告第22号及び報告第23号の2件は、地方自治法第180条第2項の規定により報告にとどめます。



追加日程第3 意見書案第7号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第3、意見書案第7号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 意見書案第7号、尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書の提出について、上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年12月17日。菊池市議会議長、山瀬義也様。

提出者。総務文教常任委員会委員長、森 清孝。

提案理由。沖縄県尖閣諸島周辺の我が国領海内で、海上保安庁の巡視船巡視船に

中国漁船が衝突した事件で、公務執行妨害の疑いで逮捕、送検された漁船の船長を去る 9 月 26 日未明、那覇地検が処分保留で釈放するという事態が発生しました。国においては、今回の事件の真相究明と釈放までに至る経緯等について、国民に説明するとともに、今後は、歴史的にも国際法上も尖閣諸島が我が国固有の領土であることは明白であることから、中国政府に対して毅然とした対応を求めるためであります。

本文はお手元の資料のとおりであります。

以上、提案理由の説明とします。

○議長（山瀬義也君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第 7 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第 7 号については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第 7 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 4　意見書案第 8 号

○議長（山瀬義也君）　次に、追加日程第 4、意見書案第 8 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

〔登壇〕

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君）　意見書案第 8 号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。平成 22 年 12 月 17 日。菊池市議会議長、山瀬義也様。

提出者。福祉厚生常任委員会委員長、二ノ文伸元。

提案理由としまして、この新システムは市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所の間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために認可制度を指定制度にするものであり、保育所が福祉から利益追求の場になる恐れがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数出ること懸念されるためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の議員提出議案４ページから５ページをご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いし、提案理由といたします。

○議長（山瀬義也君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第８号については、会議規則第３７条第２項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第８号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第８号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成２２年第４回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

どうもお疲れさまでした。

閉会　午前１１時５４分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 葛 原 勇 次 郎

菊池市議会議員 木 下 雄 二

付 録

平成 2 2 年第 4 回定例会付議事件一覧および審議結果表

(1 2 月 3 日 ・ 1 2 月 1 7 日 議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 8 8 号	平成 2 1 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 8 9 号	平成 2 1 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 0 号	平成 2 1 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 1 号	平成 2 1 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 2 号	平成 2 1 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 3 号	平成 2 1 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 4 号	平成 2 1 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 5 号	平成 2 1 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 6 号	平成 2 1 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 7 号	平成 2 1 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 8 号	平成 2 1 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 9 号	平成 2 1 年度菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第 1 1 8 号	菊池市観光情報発信施設条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 9 号	行政手続法、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特別法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防組織法及び介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 1 2 0 号	菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 1 号	菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 2 号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 3 号	菊池市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 4 号	菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 5 号	平成 2 2 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 2 号）	原案可決
議案第 1 2 6 号	平成 2 2 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 2 7 号	平成 2 2 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 2 8 号	平成 2 2 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 2 9 号	平成 2 2 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 3 0 号	平成 2 2 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 3 1 号	平成 2 2 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 3 2 号	平成 2 2 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 3 3 号	調停の申立てについて	原案可決
議案第 1 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 1 3 5 号	菊池市土地開発公社定款の一部変更について	原案可決

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 1 3 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 1 3 7 号	財産の取得について	原案可決
意 見 書 案		
意見書案第 7 号	尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第 8 号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
請 願		
請願第 2 号	「九州産廃（株）との環境保全協定書並びに環境保全協定の一部変更協定書の履行」に関する請願	採 択
請願第 3 号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見提出を求める請願	採 択
陳 情		
陳情第 4 号	地元・中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書	不採択
陳情第 5 号	要望書	継続審査
陳情第 6 号	「尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める」ことについてのご協力依頼	採 択
報 告		
報告第 2 2 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 2 3 号	専決処分の報告について	原案報告

